三原市地域防災計画
【基　本　編】

平成１７年６月策定
令和６年９月修正

三 原 市 防 災 会 議

目　　次

第 1 章　総　則

第 1 節　防災計画作成の目的……1
第 2 節　防災業務実施上の基本原則……1
第 3 節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱……3
第 4 節　三原市の自然的条件……11

第 2 章　災害予防計画

第 1 節　基本方針……13
第 2 節　災害に強いまちづくりの計画的な推進……13
第 3 節　水害予防計画……17
第 4 節　土砂災害等予防計画……19
第 5 節　公共施設・ライフライン施設災害予防計画……21
第 6 節　農林漁業災害予防計画……25
第 7 節　火災予防計画……27
第 8 節　林野火災予防計画……30
第 9 節　高潮災害予防計画……31
第 10 節　危険物等災害予防計画……32
第 11 節　防災拠点の整備……34
第 12 節　防災意識・防災知識の普及……35
第 13 節　防災訓練の実施……38
第 14 節　防災担当者の育成……40
第 15 節　消防団による地域防災体制の整備……41
第 16 節　自主的な防災活動への支援……43
第 17 節　ボランティア活動への支援……45
第 18 節　事業所による自主防災体制の整備……47
第 19 節　情報提供の充実……49
第 20 節　情報の収集・伝達体制……51
第 21 節　広域的な相互応援体制の整備……54
第 22 節　災害時医療対策……56
第 23 節　消火・救急・救助対策……58
第 24 節　消毒・保健衛生・廃棄物の処理体制の整備……60
第 25 節　宅地危険度判定体制の整備……62
第 26 節　孤立化対策計画……64
第 27 節　緊急輸送活動対策……66
第 28 節　緊急物資確保対策……68
第 29 節　文教対策……70
第 30 節　文化財保護計画……74

第 31 節　防災施設の限界と避難開始の時期 75
第 32 節　危険性の周知 77
第 33 節　避難計画の策定 80
第 34 節　避難体制の整備 83
第 35 節　避難所運営計画 89
第 36 節　災害対策資機材などの備蓄等に関する計画 92
第 37 節　要配慮者対策 94
第 38 節　災害予防計画の推進管理体制 99
第 39 節　広域避難の受入に関する計画 100
第 40 節　市民避難行動促進「三原スタイル」構築連携協議会による官民連携 101

第 3 章　災害応急対策計画

第 1 節　基本方針 89
第 2 節　災害応急組織計画 104
第 3 節　気象警報等の伝達に関する計画 109
第 4 節　ヘリコプターによる災害応急対策 129
第 5 節　自衛隊災害派遣要請計画 132
第 6 節　応援、派遣要請に関する計画 136
第 7 節　救出計画 141
第 8 節　消防計画 154
第 9 節　水防計画 155
第 10 節　危険物など災害応急対策計画 156
第 11 節　交通、輸送、通信応急対策計画 162
第 12 節　避難計画 170
第 13 節　災害広報・被災者相談計画 177
第 14 節　救援物資の調達・救援計画 182
第 15 節　保健衛生、廃棄物処理、遺体の処理に関する計画 190
第 16 節　防災上重要な施設の災害応急対策計画 196
第 17 節　ボランティアの受入れなどに関する計画 198
第 18 節　文教対策計画 202
第 19 節　航空機事故による災害応急対策計画 205
第 20 節　海上における大量流出油等災害応急対策計画 207
第 21 節　労働力確保計画及び民間団体活用計画 211
第 22 節　応急公用負担計画 212
第 23 節　災害危険区域及び土砂災害警戒区域・特別警戒区域における警戒避難体制に関する計画 214

第 4 章　災害復旧計画

第 1 節　基本方針 217
第 2 節　生業回復などの資金確保計画 217
第 3 節　罹災証明 217

第 4 節　被災者の生活確保に関する計画 218
第 5 節　施設災害復旧計画 219
第 6 節　救援物資、義援金の受入れ及び配分に関する計画 220

第１章　総則

第１節　防災計画作成の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「基本法」という。）第 42 条の規定に基づいて、市土並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、本市の地域に係る防災に関し、市や公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務、又は業務の大綱を定め、責任の所在を明確にするとともに必要な体制を確立し、更に、市民の役割を明らかにし、災害予防や災害応急対策、災害復旧について、必要な対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備と推進を図ることを目的とする。

第２節　防災業務実施上の基本原則

１　基本理念

防災関係機関は、災害対策について、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

(1) 本市の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る。

(2) 災害対策の実施に当たっては、防災関係機関は、それぞれの果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織その他地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進する。

(3) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

(4) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

(5) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に配慮するものとする。

(6) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

(7) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

２　基本原則

防災関係機関は、基本理念にのっとり、災害の未然防止、災害発生時の被害拡大防止、応急対策及び災害復旧等防災業務の実施に関しては、各法令、この計画及び広島県防災対策基本条例によるほか、次の一般原則に従う。

(1) 市は、基礎的な地方公共団体として、区域内の災害に対して第一次的な責務を有するものであり、区域内の公共的団体やその他防災上重要な施設の管理者の協力のもと、住民の郷土愛護や隣保協同の精神を基調として、市の有するすべての機能を十分に発揮し得るよう、市の地域に係る防災計画

を作成してこれに対処する。

(2) 公共的団体やその他防災上重要な施設の管理者は、その管理する施設の災害に対しては、自己の責任において措置するものとし、その業務の公共性や公益性に鑑み、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。

(3) 防災関係機関は、その所掌する事務を遂行するにあたって、他の機関の防災上有する責務が十分に果たされるよう相互に協力し、応援する。

また、要配慮者に対する配慮や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

(4) 三原市防災会議（以下「防災会議」という。）は、市や公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の行う災害対策が、相互に一体的有機性をもって的確かつ円滑に実施されるよう連絡調整を行う。

また、多様な意見やニーズを防災施策に反映させるため、委員の多様性に留意するとともに、男女共同参画の視点から委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。

(5) 市民は、平常時から防災意識の涵養（かんよう）に努めるとともに、災害発生時には、相互の協力により、被害が最小限になるよう努める。

第３節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理すべき事務、又は業務の大綱の主要なものは、次のとおりである。

１　市

(1) 災害情報の収集や伝達
(2) 被害調査
(3) 災害広報
(4) 避難の指示、避難者の誘導及び避難所の開設
(5) 被災者の救出や救助などの措置
(6) 消防及び水防活動
(7) 被災施設の応急復旧
(8) 災害時における防疫、その他保健衛生に関する応急措置
(9) 被災児童・生徒などに対する応急教育
(10) 市内における公共的団体や住民の防災組織の育成指導
(11) 災害時におけるボランティア活動の支援
(12) 被災建築物応急危険度判定（震災時）
(13) 被災宅地危険度判定（震災や豪雨時）
(14) 広島地方気象台と協力し、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める

２　県

(1) 津波警報等の伝達
(2) 災害情報の収集や伝達
(3) 被害調査
(4) 災害広報
(5) 被災者の救出や救助などの措置
(6) 被災施設の応急復旧
(7) 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
(8) 被災児童・生徒などに対する応急教育
(9) 防災関係機関の防災事務、又は業務の実施についての総合調整
(10) 災害時におけるボランティア活動の支援
(11) 被災建築物応急危険度判定（震災時）
(12) 被災宅地危険度判定（震災や豪雨時）
(13) 広島地方気象台と協力し、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める

３　県東部建設事務所三原支所

(1) 土木建築関係災害の情報収集や被害調査
(2) 水防計画に基づく水防地方本部に関すること
(3) 土木関係災害対策資材や機械の調達あっせん

(4) 河川・道路・砂防施設・都市施設・公営住宅の災害対策や指導

4　県東部厚生環境事務所

(1) 災害救助法に関すること
(2) 人的被害及び家屋被害の調査
(3) 民生関係災害の情報収集や被害調査
(4) 義援金の受付など
(5) 災害見舞金に関すること
(6) 社会福祉施設の災害の情報収集及び災害対策や援護
(7) 救助物資の現地輸送
(8) 市町救助隊の指導監督

5　県東部保健所

(1) 被災者の医療や助産救護
(2) 救護所の設置
(3) 衛生関係災害の情報収集や被害調査
(4) 災害救助の応援
(5) 災害時における廃棄物処理や環境衛生施設の復旧指導及び衛生維持
(6) 飲料水に関すること
(7) 災害地の防疫
(8) 災害救急用医療品や衛生材料防疫医材の確保及び補給配付

6　県警察

(1) 災害情報の収集や伝達
(2) 被害実態の把握
(3) 被災者の救出や救助などの措置
(4) 避難路や緊急交通路の確保
(5) 交通の混乱の防止及び交通秩序の維持
(6) 行方不明者の捜索及び遺体の調査、検視
(7) 危険箇所の警戒や住民などに対する避難の指示、誘導
(8) 不法事案の予防及び取締り
(9) 被災地・避難所や重要施設などの警戒
(10) 広報活動
(11) 関係機関による災害救助や復旧活動に対する協力

7　指定地方行政機関

(1) 中国四国管区警察局
　ア　管区内各県警察の指導や調整及び応援派遣
　イ　他管区警察局との連携
　ウ　関係機関との強力

エ　情報の収集及び連絡
オ　警察通信の運用
カ　津波警報等の伝達

(2) 中国四国防衛局
ア　米軍の艦船・航空機に起因する災害に関する通報を受けた場合に、関係地方公共団体などに連絡すること。
イ　災害時における防衛省本省及び米軍等との連絡調整

(3) 中国総合通信局
ア　所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
イ　電波の監理及び電気通信の確保
ウ　災害時における非常通信の運用監督
エ　非常通信協議会の指導育成
オ　災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請

(4) 中国財務局
ア　被災復旧事業費の査定への立会
イ　地方公共団体に対する被災復旧事業にかかる財政融資資金地方資金の貸付
ウ　国有財産の無償貸付等
エ　金融機関に対する金融上の措置の要請

(5) 中国四国厚生局
国立病院機構などの関係機関との連絡調整（災害時における医療の提供）

(6) 広島労働局
ア　工場、事業場における労働災害の防止に関する指導、監督
イ　労働者の業務上の災害補償保険に関する業務

(7) 中国四国農政局
ア　農業関係被害の調査や報告及び情報の収集
イ　農地保全施設又は農業水利施設の防災管理
ウ　災害時における生鮮食料品などの供給対策
エ　災害時における家畜の管理や飼料供給の対策及び指導
オ　土地改良機械の緊急貸付
カ　被災した農地・農業用施設の応急対策のための技術職員の派遣

(8) 近畿中国森林管理局
ア　保安林や保安施設、地すべり防止施設などの管理
イ　災害応急対策用木材の供給

(9) 中国経済産業局
ア　所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
イ　電気、ガスの供給の確保に必要な指導
ウ　被災地域において必要とされる災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材など）の円滑な供給を確保するため必要な指導
エ　被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化などの措置

(10) 中国四国産業保安監督部

ア　所掌事務に係る災害情報の収集や伝達

イ　火薬類や高圧ガスなどの所掌に係る危険物、又はその施設、電気施設、ガス施設などの保安の確保に必要な監督、指導

ウ　鉱山における危害や鉱害の防止、並びに鉱山施設の保全の関する監督指導

(11) 中国地方整備局

ア　直轄土木施設の計画や整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧

イ　地方公共団体などからの要請に基づく、応急復旧用資機材や災害対策用機械などの提供

ウ　国土交通省所掌事務に係わる地方公共団体などへの勧告、助言

エ　災害に関する情報の収集や伝達

オ　洪水予報や水防警報の発表及び伝達

カ　災害時における交通確保

キ　海洋の汚染の防除

ク　緊急を要すると認められる場合は、申し合わせに基づく適切な応急措置を実施

(12) 中国運輸局

ア　所掌事務に係る災害情報の収集や伝達

イ　運送などの安全確保に関する指導監督

ウ　関係機関及び関係輸送機関との連絡調整

エ　船舶運航事業者に対する航海命令

オ　港湾運送事業者に対する公益命令

カ　自動車運送事業者に対する運送命令

(13) 大阪航空局広島空港事務所

ア　災害時における航空機による輸送の安全確保に必要な措置

イ　遭難航空機の捜索及び救助

ウ　指定地域上空の飛行規制とその周知徹底

(14) 広島地方気象台

ア　気象や地震の観測、並びにその成果の収集や発表

イ　気象や地象（地震を除く。）、水象の予報や警報の発表

ウ　気象や地象、水象に関する情報の収集や発表

エ　緊急地震速報の周知・広報

(15) 第六管区海上保安本部

ア　情報の収集及び情報連絡

イ　警報などの伝達

ウ　海難救助など

エ　緊急輸送

オ　物資の無償貸付、又は譲与

カ　関係機関や地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援

キ　流出油などの防除

ク　海上交通安全の確保

ケ　危険物の保安措置

コ　警戒区域の設定
サ　治安の維持

(16) 中国四国地方環境事務所
ア　廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達
イ　家庭動物の保護等に係る支援
ウ　災害時における環境省本省との連絡調整

(17) 中国地方測量部
ア　地理空間情報の活用に関すること
イ　防災関連情報の活用に関すること
ウ　地理情報システムの活用に関すること
エ　復旧測量等の実施に関すること

8　自衛隊
(1) 災害派遣の準備
ア　災害派遣に必要な基礎資料の調査や収集
イ　自衛隊災害派遣計画の作成

(2) 災害派遣の実施
ア　人命及び財産の保護のため必要な救援活動の実施
イ　災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付又は譲与

9　指定公共機関
(1) 国立病院機構
災害時における医療、助産などの救護活動の実施

(2) 日本郵便株式会社中国支社
ア　被災者に対する郵便葉書などの無償交付
イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除
ウ　被災地あて救助用郵便物の料金免除
エ　被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
オ　災害時における災害特別事務取扱い等の窓口業務の確保

(3) 日本銀行広島支店
ア　銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整
イ　資金決算の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
ウ　金融機関の業務運営の確保に係る措置
エ　金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
オ　各種措置に関する広報

(4) 日本赤十字社広島県支部
ア　災害時における医療や助産などの救護の実施
イ　避難所奉仕や義援金の募集及び配分
ウ　日赤関係医療施設の保全

(5) 日本放送協会広島放送局

ア　気象など予警報や被害状況などの報道
イ　市民に対する防災知識の普及に関する報道
ウ　被災者の安否情報や被災地域への生活情報の放送
エ　放送施設の保守
オ　義援金の募集と配分

(6) 西日本高速道路株式会社中国支社
ア　管理道路の防災管理
イ　被災道路の復旧

(7) 本州四国連絡高速道路株式会社
ア　管理道路の防災管理
イ　被災道路の復旧

(8) 西日本旅客鉄道株式会社
ア　鉄道施設の防災管理
イ　災害時における旅客の安全確保
ウ　災害時における鉄道車両などによる救助物資や避難者などの緊急輸送の協力
エ　被災鉄道施設の復旧

(9) 日本貨物鉄道株式会社
災害時における救助物資の緊急輸送の協力

(10) 西日本電信電話株式会社（以下「ＮＴＴ西日本」という。）中国支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「ＮＴＴコム」という。）中国支店、株式会社ＮＴＴドコモ中国支社（以下「ＮＴＴドコモ中国支社」という。）
ア　公衆電気通信設備の整備と防災管理
イ　災害非常通信の確保及び気象警報の伝達
ウ　被災公衆電気通信設備の復旧
エ　災害用伝言ダイヤル「１７１」及び災害用ブロードバンド伝言板「Ｗｅｂ１７１」の提供
オ　「災害用伝言板サービス」の提供

(11) 日本通運株式会社広島支店
災害時における救援物資の緊急輸送の協力

(12) 中国電力ネットワーク株式会社
ア　電力施設の防災管理
イ　災害時における電力供給の確保
ウ　被災施設の応急対策や応急復旧

(13) ＫＤＤＩ株式会社中国総支社
ア　電気通信設備の整備及び防災管理
イ　電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
ウ　被災電気通信設備の災害復旧

(14) ソフトバンク株式会社
ア　電気通信設備の整備及び防災管理
イ　電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施
ウ　被災電気通信設備の災害復旧

(15) 楽天モバイル株式会社

ア　電気通信設備の整備及び防災管理

イ　電気通信の疎通確保及び設備の応急対策の実施

ウ　被災電気通信設備の災害復旧

１０　指定地方公共機関

(1) ガス供給事業者

ア　ガス施設の防災管理

イ　災害時におけるガス供給の確保

ウ　被災ガス施設の応急対策や災害復旧

(2) 旅客、貨物運送業者

ア　災害時における旅客の安全確保

イ　災害時における救助物資や避難者の輸送の協力

ウ　被災鉄軌道施設などの応急対策や復旧

(3) 民間放送機関

ア　気象など予警報や被害状況などの報道

イ　市民に対する防災知識の普及に関する報道

ウ　被災者の安否情報や被災地域への生活情報の放送

エ　放送施設の保守

(4) 一般社団法人広島県医師会

災害時における医療救護活動の実施

(5) 広島県厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人恩賜財団広島県済生会

一般社団法人広島県医師会に準ずる。

１１　防災上重要な施設の管理者

(1) 病院、劇場、百貨店、旅館などの不特定、かつ多数の者が出入りする施設の管理者

ア　施設の防災管理

イ　施設に出入りしている患者や観客、宿泊者、その他不特定多数の者に対する避難の誘導などの安全対策の実施

(2) 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、各燃料物資などの製造、貯蔵、処理、又は取扱いを行う施設の管理者

ア　施設の防災管理

イ　被災施設の応急対策

ウ　施設周辺住民に対する安全対策の実施

(3) 社会福祉施設などの管理者

ア　施設の防災管理

イ　施設入所者に対する避難の誘導などの安全対策

(4) 農業協同組合、漁業協同組合など

ア　共同利用施設の被害応急対策や災害復旧の実施

イ　農林水産関係の県や市が実施する被害調査や応急対策に対する協力

ウ　被災農林漁業者に対する融資やそのあっ旋

エ　被災農林漁業者に対する生産資材の確保やあっ旋

(5) 商工会議所

ア　災害時における物価安定についての協力

イ　災害救助用や復旧用物資の確保についての協力

(6) 新聞社などの報道関係機関

ア　市民に対する防災知識の普及と予警報などの周知徹底

イ　市民に対する災害応急対策などの周知徹底

ウ　社会事業団体などによる義援金品の募集配分

(7) 市内各地域、女性会

ア　災害時における応急諸対策の協力

イ　災害対策要員の確保

(8) 広島県水道広域連合企業団三原事務所

ア　水道施設の防災管理

イ　災害時における水道供給の確保

ウ　被災水道施設の応急対策や災害復旧

(9) その他、防災上重要な施設の管理者

前記(1)、(2)、(3)に準じた防災対策の実施

第４節　三原市の自然的条件

１　位　置

本市は、広島県中央東部に位置し、東西約 29㎞、南北約 31㎞の広がりをもち、面積は 471ｋ㎡である。東は尾道市、西は竹原市及び東広島市、北は世羅郡世羅町、南は海をはさんで尾道市の島しょ部及び愛媛県今治市に隣接している。

２　地　勢

本市の地形は、中央南部に平野が展開しているほかは、大部分が山地であり、その中を沼田川、和久原川の本・支流及びその他の小河川が谷を刻み、小さな平坦面を各所に形成している。北部は、世羅台地又は中国中部台地と呼ばれる標高 300ｍ～600ｍの台地上部の南端を占め、中国地方に見られる三段浸食平坦面の中位面に相当する吉備高原面にある。

河川は、和久原川が鉢ケ峰と龍王山を分けて北東から南西への流路をもち、市街地東部を横断して三原湾に注いでいる。北部は、芦田川水系の御調川、江の川水系の吉原川、沼田川水系の椋梨川、徳良川、大草川が流れ、東広島市福富町に源を発する沼田川は、中小の河川を合わせて西部から南東へ向かって流れ、西部一帯の平地を形成させて瀬戸内海に注ぎ、河口に三角州を発達させて市街地の大部分を占める干拓を可能にした。

また、南方海上には佐木島、小佐木島などが点在し、瀬戸内海の多島景観の一部を形成している。

３　気　候

本市は、いわゆる瀬戸内式気候区に属し、温暖・多照寡雨といった特徴をもっている。年平均気温は 15℃前後、冬期も月平均５℃前後で、いずれも年による変化はほとんどない。

降水量は、梅雨と台風による影響が大きく、年による変化は大きい。平均年間降水量は南部で約 1,200㎜、北部で約 1,300㎜となっている。湿度は割合に低く、75％を超える月は３か月程度である。

なお、本市北部の山間部は、特に冬の寒さが厳しく内陸的気候に近い。

４　地　質

本市の地質の大部分が花崗岩で形成され、北部の山地は、流紋岩、凝灰岩、礫岩、砂岩と一部石灰岩を含む粘板岩で構成されている。

西部一帯の標高 200ｍ前後の丘稜地や市街地周辺の山麓、和久原川の谷の西斜面、海に面する緩斜面及び島しょ地域は、広島型風化花崗岩が分布している。

現在の市街地は、中小河川の堆積作用による扇状地、あるいは沼田川の三角州の干拓・埋立により形成されている。扇状地は和久原川、恵下谷川、小浦川、西野川の各河川により形成され、砂礫層からなっているが、面積的には小規模である。他の大部分は、沼田川河口の三角州の干拓・埋立によるもので、そのほとんどが軟弱なシルト粘土で構成されている。

第２章　災害予防計画

第１節　基本方針

この章では、災害の発生を未然に防止するとともに、災害発生時における応急措置などの迅速、的確かつ実効を期するため、災害予防責任者（市及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者をいう。以下同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとする。

第２節　災害に強いまちづくりの計画的な推進

１　目　的

市民と行政が一体となって平常時から防災について取り組み、災害に強いまちづくりを進めることを目的とする。

２　施策の体系

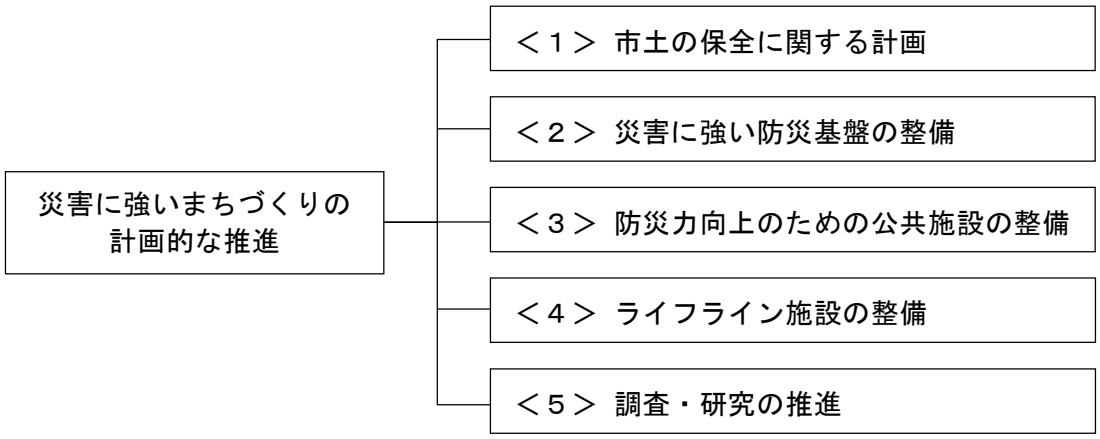

３　対策の内容

＜１＞ 市土の保全に関する計画

(1) 目　的

この計画は、災害に強い市土を形成することにより、災害を未然に防ぎ、被害を軽減するなど、事前防災に取り組むことを目的とする。

なお、大規模自然災害（複合災害を含む。）に備えた防災・減災の対策については、この計画のほか三原市国土強靱化地域計画の定めるところによる。

(2) 現況及び対策の方針

森林や河川、海岸などについては、風化花崗岩からなる脆弱な地質のため、土砂災害、台風による暴風、波浪及び高潮並びに津波などによる被害が発生しやすい状況である。

また、ため池については維持管理不足による老朽化が進んでいる状況である。

更には、土砂災害特別警戒区域など災害リスクの高い土地の区域指定が進み、災害のおそれのある土地の区域に市街地が形成されている状況が明らかになっており、近年の豪雨災害においても、災害リスクの高い土地の区域において、甚大な被害が発生している。

よって、森林の開発などによる大規模な利用転換は、その影響が広範囲にわたるため、これにあたっては、森林の保護・育成と林業経営の安定を図りつつ、災害の防止や水源涵養など、公益的な機能の低下を防止することを考慮し、周辺の土地利用との調整を図るとともに、将来にわたって災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組んでいくため、長期的な視点を持ちながら、災害リスクの低い地域へ居住を誘導する取組を推進する。

立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスク（豪雨、洪水、高潮、土砂災害等）を十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

また、ため池の決壊による人的な被害を未然防止するため、防災重点ため池の再選定を進めるとともに、対象箇所については、迅速な避難行動につながるよう、ため池マップや浸水想定区域図の策定・公表などの対策を講じる。また、農業利用するため池は緊急性や影響度を考慮しながら、管理体制を確保したうえで補強工事等を進めるとともに、農業利用しなくなったため池については、廃止工事などを進める。

＜２＞ 災害に強い防災基盤の整備

(1) 目　的

まちづくりを推進していくには安全性の確保が必要であり、都市構造の防災性を高めていくことを目的とする。

(2) 対策の方針

防災上危険な密集市街地については、オープンスペースの確保、幹線道路の整備、防災拠点の整備、道路の慢性的な渋滞解消や整備、河川や排水処理、ライフラインなどの社会基盤の整備の計画的推進を図る。

また、要配慮者が安全にかつ安心して暮らせるまちづくりを進めることが災害に強い安心・安全なまちにつながることから、建築物、道路、公園などの都市施設において、ユニバーサルデザイン[*1]の採用など、要配慮者に配慮していく。

市民においても、災害に強いまちづくりについて「自分たちのまちは自分たちで守る。」という自覚をもち、住民の主体的な防災組織・まちづくり組織の拡充と強化を図ることが重要である。

ア　防災空間としてのオープンスペースの確保

コミュニティ形成や都市の空間機能の充実、災害時の避難所を確保するため、公共用地や民有地の有効利用などにおける用地確保に努め、オープンスペースの整備を推進する。

イ　防災拠点の整備

地域のコミュニティ施設は日常的な防災活動の拠点として、また、災害時の避難所は救援物資や各種情報を入手でき、復旧・復興に向けての取り組みを進める地域の拠点として機能することから、この整備・確保を推進する。

ウ　総合的かつ計画的な交通対策

緊急輸送路と連結する幹線の整備や緊急車両の通行や災害時の輸送経路確保のためにも、市

[*1] **ユニバーサルデザイン**
「ユニバーサル＝普遍的な、全体の」という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無に関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように考えられたデザイン。

内の慢性的な渋滞の解消や高潮被害を受ける路線、危険箇所が多い道路を、各課連携して総合的な対策を講じる。

エ　都市基盤の計画的な整理

土地区画整備事業を推進し、安全な都市基盤の整備を図る。

オ　防災意識の高揚と自主防災組織の強化

市民の防災に対する意識を高めるとともに、自主防災組織の拡充と強化を図る。

カ　総合的な治水対策

市の特性として、高潮被害や排水能力の低下による浸水多発箇所などについては、各課連携して対策を講じる。

キ　所有者不明土地の活用等

県及び市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

＜３＞ 防災力向上のための公共施設の整備

(1) 目　的

この計画は、防災に関する各種の施設・設備について、新設又は改良を要するものの整備や点検について必要な事項を定める。

また、災害を未然に防止するため、既存の法令による各種の整備計画やこれに基づくそれぞれの災害予防責任者の所掌事務、又は業務計画に従って実施することを目的とする。

また、必要により防災会議が関係機関の調整にあたることを目的とする。

(2) 対策の方針

道路、河川、上下水道など各種公共施設は、防災上の役割や住民にとって必要不可欠なライフラインとしての性格を有しており、防災を意識した整備促進を図る。

また、日常の管理が災害時の被害の減少につながることからその点検整備を推進する。

＜４＞ ライフライン施設の整備

(1) 目　的

災害発生後も、できるだけ安定した生活が営めるように災害に強い施設整備を目的とする。

(2) 対策の方針

上下水道、電気、ガス、電話、公共交通機関等は災害時に備え日常の保守管理を充分に行うとともに、必要に応じ施設の補修、補強、更新などを速やかに実施する。

また、災害時に備え防災関係マニュアルの整備や復旧訓練を実施し、災害に対する能力向上を図る。

＜５＞ 調査・研究の推進

(1) 目　的

この計画は、各種の災害について常時必要な調査研究を行い、災害の未然防止に努めるほか、災害時における応急対策や復旧対策などに、万全を期することを目的とする。

(2) 対策の方針

ア　防災施設の新設、又は改良に関する調査・研究

イ　災害の原因や災害に対する措置などについての科学的・技術的な調査研究

ウ　被災地への災害視察員の派遣

エ　市広報などによる調査・研究の結果の公表

＜６＞　行動計画（タイムライン）の作成・運用

(1)　目　的

災害による被害を想定して防災行動などをあらかじめ時系列に整理した計画を作成することで、的確かつ円滑な対応をとるための組織間の連携や対応内容を明確にし、被害の最小化を目的とする。

(2)　対策の方針

国、地方公共団体等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第3節　水害予防計画

1　目　的

水害に対する安全を確保するために、河川の改修をはじめ調整池の確保や下水道施設などの整備を進めるなど、総合的な治水対策を目的とする。

2　施策の体系

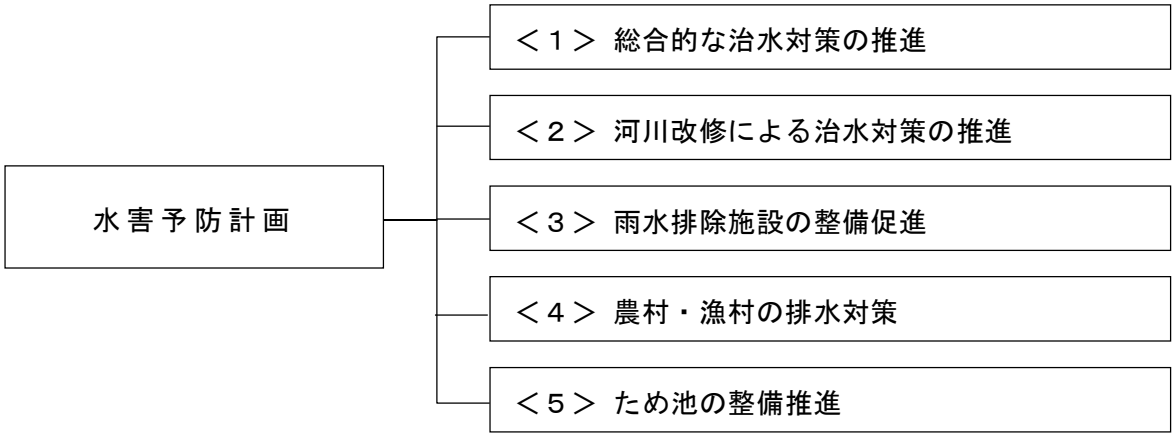

3　対策の内容

＜１＞ 総合的な治水対策の推進

市の特徴として、市街地が沿岸部に面しており、また、河川が多数あるため、高潮時には河川の逆流や内水が排除できない箇所が多数ある。この改善策としては、高潮対策としての護岸の整備などによる対策、河川は逆流防止のフラップ弁の施工、内水対策としての排水機の設置など、問題箇所への総合的な対策が必要となる。

また、農業用ため池の調整池としての活用や農地の保水機能の確保、道路における浸透ますや透水性舗装などについても既存事業の展開の中で検討する。

開発行為に対しては、適切な土地利用を規制、誘導するとともに、雨水対策としては、調整池などの雨水流出抑制施設の設置により、雨水流出量の抑制を図る。

＜２＞ 河川改修による治水対策の推進

改修を要する市管理河川は多く、特に内水氾濫を起こしている地区など、緊急度の高い箇所から逆流を防ぐフラップ弁の施工改修などを継続的に行う。

＜３＞ 雨水排除施設の整備促進

下水道整備の状況は、標高の低い市街地区では台風時などには河川から海への排水能力の低下などによる逆流により、内水氾濫が発生する箇所がある。

また、市の玄関口である三原駅前は、排水する場所が遠いため、地下の歩道に水がたまって渡れないといった状況も発生している。

都市化の進展による雨水流出量の増加に対処するため、浸水被害が発生している港町及び城町地

区に雨水排除施設を整備し浸水の防除を図る。

また、皆実雨水排水ポンプ場など既存の雨水排水施設は長寿命化計画を策定し、予防保全的な管理を行うとともに施設の改築等を行う。

＜４＞ 農村・漁村の排水対策

農村・漁村の排水対策については、ほ場整備事業等で幹線排水路や用排水路の整備を進めるとともに、排水機場等の適切な管理に努める。

＜５＞ ため池の整備推進

本市のため池台帳には 2,597 箇所のため池が登録され、その内の約半数が個人管理となっており、農業従事者の高齢化・兼業化にともない、日常の維持管理の低下が課題となっている。

ため池台帳へ登録されている箇所については、堤体・取水施設の老朽度・損傷・漏水の有無について調査を行い、定期的な状況把握に努める。

第４節　土砂災害等予防計画

１　目　的

地すべり、がけ崩れ、土石流などによる土砂災害の発生が予測される危険箇所について、防災体制の整備、予防措置の指導及び防災工事など各種の予防対策を講じ、地域住民の安全を確保することを目的とする。

２　施策の体系

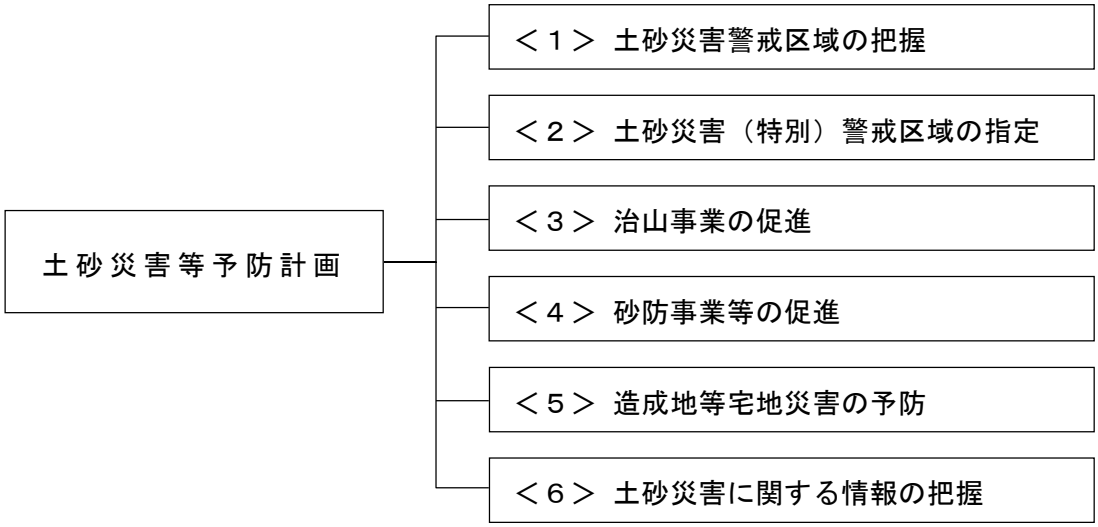

３　対策の内容

＜１＞ 土砂災害警戒区域の把握

本市には、3,000 箇所を超える土砂災害警戒区域がある。市は、関係機関と協力し、がけ崩れ、土砂流出などによる土砂災害の発生が予想される危険箇所のパトロールを梅雨・台風シーズンに計画的に実施し、正確な実態の把握に努める。

＜２＞ 土砂災害（特別）警戒区域の指定

県は土砂災害（がけ崩れ、土石流、地滑り）が発生するおそれがある区域等において、土砂災害防止法による基礎調査を行い、基礎調査結果を公表する。この結果を基に、土砂災害のおそれがある区域を土砂災害警戒区域、土砂災害により建築物が損壊し住民の生命または身体に危害が生じるおそれが認められる区域を土砂災害特別警戒区域として指定を行う。

市は土砂災害警戒区域の指定があった場合、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備を図る。さらに、土砂災害特別警戒区域では、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造などが規制されることにより、土砂災害の被害防止を図る。

※警戒避難体制は「第２章　第３４節　避難体制の整備」参照

＜３＞ 治山事業の促進

森林は、山地の崩壊防止、土砂の流出防止のほかに洪水防止、水資源の涵養など、環境保全及び防災上大きな役割を果たしている。このため、崩壊危険地及び崩壊地、山林火災跡地の荒廃並びに

浸食された渓流などの荒廃山地に起因する災害の防止及び軽減を図るための治山事業の促進を図る。

＜４＞ 砂防事業等の促進

荒廃した山地、渓流の土砂流出、集中豪雨などの土石流などによる災害から、市民の生命、財産を守るため、土砂災害警戒区域を把握するとともに、こうした箇所を主に県営治山事業・砂防事業により土石流対策としての砂防堰堤工や、がけ崩れの崩壊防止工事などを促進する。

また、急傾斜地崩壊危険区域における標識の設置を含めて防災意識の普及を推進する。

＜５＞ 造成地等宅地災害の予防

(1) 宅地造成等が行われた土地における地震等によるがけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊などを未然に防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき指導する。

(2) 地震等による宅盤などの変状による二次災害の防止を図るため､建築又は土木技術者を対象に、県が実施する被災宅地危険度判定士養成講習会への参加を促し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。

＜６＞ 土砂災害に関する情報の把握

県と気象庁が共同で発表する土砂災害警戒情報、県が提供する土砂災害危険度情報及び広島県防災Ｗｅｂによる雨量情報等の情報を把握し、警戒避難体制への判断材料として活用する。

＜７＞　盛土による災害の防止

盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、課題がある盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正措置を行う。

第５節　公共施設・ライフライン施設災害予防計画

１　目　的

道路、海岸、港湾、漁港、河川、鉄道、電気、上下水道、ガスなどの公共施設の被害は、避難、救護、復旧対策に大きな障害となるため、災害に強い公共施設の整備を目的とする。

２　施策の体系

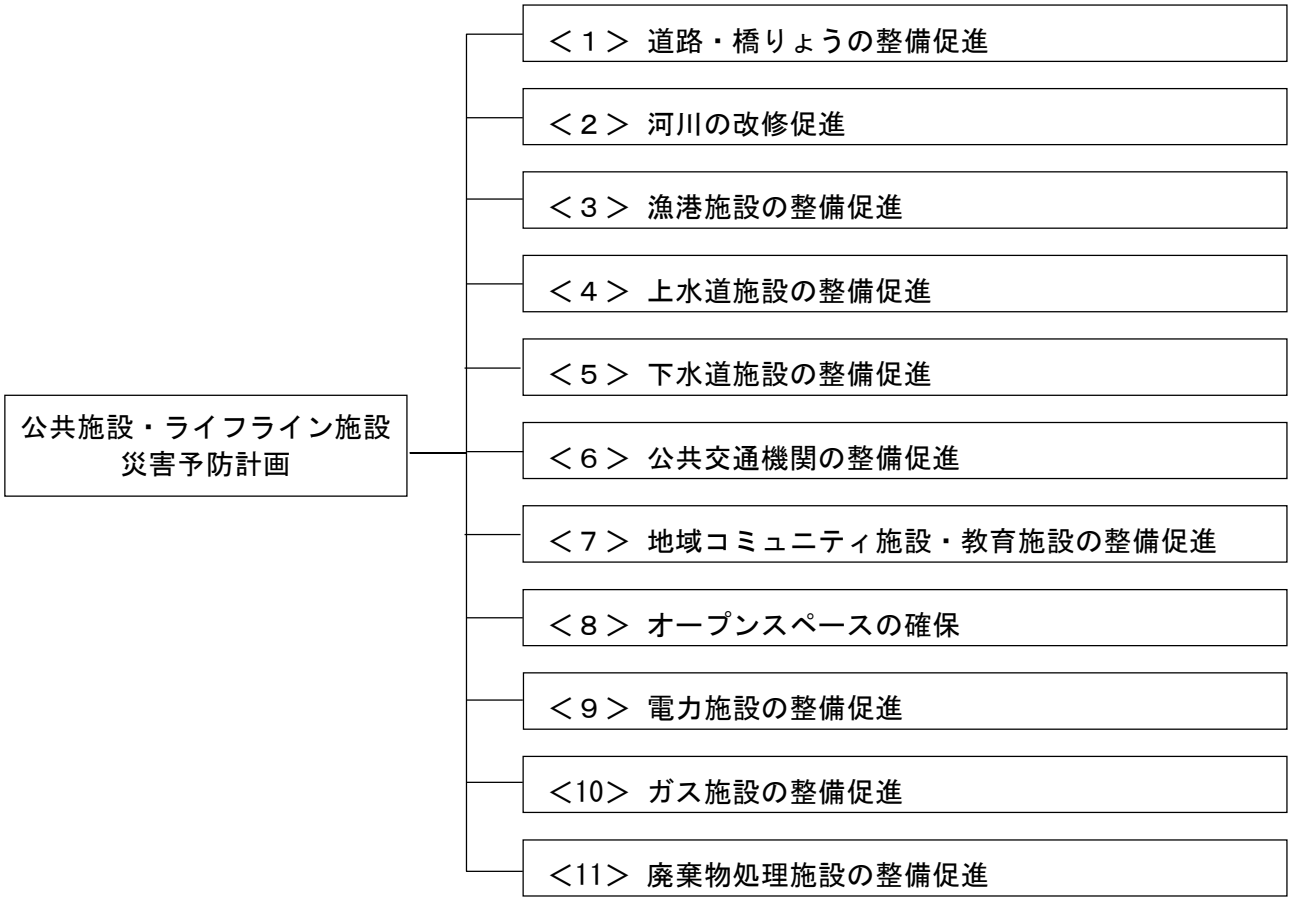

３　対策の内容

＜１＞ 道路・橋りょうの整備促進

(1) 道路の安全確保

道路は市民の日常生活の面で重要な役割を担っており、市民の避難路や応急対策活動、応急復旧活動の動脈として欠くことのできない都市施設であることから、今後も道路網とその安全性の確保を計画的に推進する。

(2) 橋りょうの整備

今後、老朽化する道路橋の増大に対応するため、老朽化が進む橋りょうの事後的な修繕・架け替えから、予防的な修繕・架け替えへ政策転換することにより、道路網の安全性及び信頼性を確保する。

このため、市の管理する橋りょうについて、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、定期的な点検及び補修を実施する。

(3) 都市計画道路の整備

都市計画道路の計画的整備を行い、市域内の安全な道路網の構築を図る。

(4) 市街地道路の安全対策

古城通糸崎線、本町古浜線などの整備を促進し、市街地内の交通に対する安全性を図る。

(5) 孤立集落対策

孤立集落を発生させる可能性のある、落石・法面崩壊等の危険個所については、これらの災害防除事業の推進に努める。

＜２＞ 河川の改修促進

本市の管理する河川は、準用河川をはじめとして支線水路まで至るが、損壊などに起する浸水を未然に防止するため、改修効果の大きい箇所又は緊急度の高い箇所から高潮堤防の整備や樋門・排水施設の整備・改修を図る。

また、埋塞の著しい河川については、堆砂を除去し流下能力の確保を図る。

＜３＞ 漁港施設の整備促進

市内には、漁港２港（能地（幸崎）・須波）があり、市民の多様なニーズに対応した水産物の安定的な供給を行うため、漁獲物の陸揚げと流通の拠点として重要な役割を果たしており、漁港における漁港施設の整備及び機能保全を図る。

また、災害時の被災状況によって海上の緊急輸送が必要な事態が生じ、港湾施設で対応ができない場合は緊急輸送基地としての活用を図る。

＜４＞ 上水道施設の整備促進（広島県水道広域連合企業団三原事務所）

(1) 現在、老朽管による漏水が多く、有収率が低い状況であるため、施設更新計画に基づき計画的に耐震管への布設替えを行う。

(2) 災害による配水管などの破損に伴う水道水の断水を最小限にとどめるために、配水区域の配水管を輪のようにめぐらすループ化による危険回避に努める。

(3) 被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧を行うため、電算化されている管理システムを定期的に更新していく。

(4) 現在、給水車２台、給水タンク３基及び組立式給水タンク 25 基を保有しているが、被災時における応急給水を円滑に行うため、今後は給水車や資機材のより一層の整備、充実を図る。

(5) 避難所への貯水施設の検討

小・中学校を中心として、飲料水用耐震性貯水槽の設置について検討を行う。

(6) 久井・大和地区の水道の整備

久井・大和地区は一部において給水を開始したが、新規加入者はごくわずかであるため、まずは、加入促進を図ることとし、一定程度の加入があり、水道加入への気運が高まった時点で、次のステップとして水道を必要としている集落からまとまった要望があった場合に限り、水道整備の計画を検討する。

(7) 配水池などの耐震診断の実施

古い年代に築造した小容量の配水池については、予備調査結果に基づき耐震化の検討を行う。

＜５＞ 下水道施設の整備促進

下水道の整備水準を向上し災害時にも下水処理を継続するため、公共下水道の設置、整備及び改修を促進するとともに、耐震化を検討する。

雨水排水対策として、浸水区域の改善を図るため、排水機場の整備を検討する。また、既存の雨水排水施設は、計画的に更新や改修を実施し、排水効率の向上を図る。

＜６＞ 公共交通機関の整備促進

(1) 鉄道

列車運転の安全確保に必要な路線及び諸設備の実態と周囲の諸条件を把握し、管区内施設の維持改良に努めるとともに、災害に対処し得る次の体制を整備しておく。

ア　西日本旅客鉄道株式会社

(ｱ) 鉄道施設の安全対策の推進

橋りょう、土木構造物などの線路建造物及び電気、建築施設を主体に、線区に応じた補強対策を推進し、安全性の向上を図る。

(ｲ) 情報連絡施設の整備

防災情報システム導入による運転保安の強化を図る。

(ｳ) 復旧体制の整備

a　復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制

b　復旧用資材の配置及び整備

c　災害に関する知識の普及

d　訓練の実施

イ　その他の鉄道事業者

日本貨物鉄道株式会社についても同様の体制を整備する。

(2) バス（一般乗合旅客自動車運送事業者）

災害に対処できるよう、次の体制の整備を図る。

ア　株式会社中国バス、芸陽バス株式会社、鞆鉄道株式会社

(ｱ) 復旧体制の整備

a　災害復旧に基づく派遣車両並びに乗務員の確保と車庫及び輸送に直接関係する建物、保安施設、無線局の管理

b　訓練の実施と知識の普及及びマニュアルの充実

(ｲ) 情報連絡施設の整備強化

バス車両無線の全車搭載への計画的取り組み

イ　その他の一般乗合旅客自動車運送事業者

その他の一般乗合旅客自動車運送事業者についても同様の体制を整備する。

＜７＞ 地域コミュニティ施設・教育施設の整備促進

避難所となる小・中学校などの教育施設や、地域の防災の拠点となるコミュニティ施設について、計画的に順次補強などの措置を図る。

また、沼田川河川防災ステーションを災害時の水防活動拠点とするために、効率的な活用を検討

する。

＜８＞ オープンスペースの確保

大規模な被災を受けた場合は、仮設住宅や応急対策用の資機材保管及び避難などに供するためのオープンスペースの確保が必要である。このため利用可能な既存オープンスペースの場所、面積、給排水等の設備状況を把握し、被災状況に応じた利用方策をあらかじめ検討する。

＜９＞ 電力施設の整備促進（中国電力ネットワーク株式会社）

災害時における電力供給を確保し、社会生活の維持を図るため、電力設備の防護対策など、日常の防災に努める。

(1) 送電設備、変電設備、配電設備などについては、平常時から災害を考慮した対策を講じる。

(2) 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。

(3) 災害復旧用資機材（移動用変圧器、発電機車など）を確保するとともに、緊急時の輸送体制を整備する。

(4) 避難施設、公共機関、病院などへの優先復旧について計画を策定する。

(5) 迅速かつ円滑な応急復旧を行うため、管理図書の整備を図る。

＜10＞ ガス施設の整備促進（広島ガス株式会社）

(1) 都市ガス

災害時の都市ガス施設の災害及び二次災害を防止するとともに、災害が発生した場合の被害拡大防止のため次の対策を実施する。

ア　新規に埋設する管は、耐震性に優れ耐食性の高い材質とする。また、経年管についても計画的に更新する。

イ　被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。

ウ　災害復旧用資機材・車両などの確保や緊急時の輸送体制を確保する。

エ　重要施設への供給を早期に確保するため、臨時供給方法についてあらかじめ計画を策定する。

オ　迅速かつ円滑な応急復旧を行うため、管理図書の整備を図る。

(2) ＬＰガス

ア　ＬＰガス容器について、流失及び転倒防止措置を実施する。

イ　被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。

＜11＞ 廃棄物処理施設の整備促進

(1) 管理体制

廃棄物処理施設が被災した場合には、適正な維持管理が困難となり、周辺環境に影響を及ぼすことになるので、平常時から施設の管理を十分に行う。また、被害が生じた場合には、迅速に応急対策を図り、そのために必要な手順や必要最低限の機材、予備部品などを確保する。

(2) 応援体制の整備

災害による処理施設、機材などの不足に対応するため、県内市町はもとより他都道府県や民間企業についても応援体制の整備を推進する。

(3) 仮置場の候補地の選定

災害によって発生する大量の廃棄物などを一時的に集積しておくための仮置場の候補地を選定しておく。

第６節　農林漁業災害予防計画

１　目　的

この計画は、次の点を目的とする。

・災害に強い農業、畜産業の推進

・林業の再生を進めることによる災害の防止

・治山・砂防対策の推進による土砂流出防止などの機能を保持向上

・水産基盤の整備、特に、被災しやすい施設は各種指導による被害防止

２　施策の体系

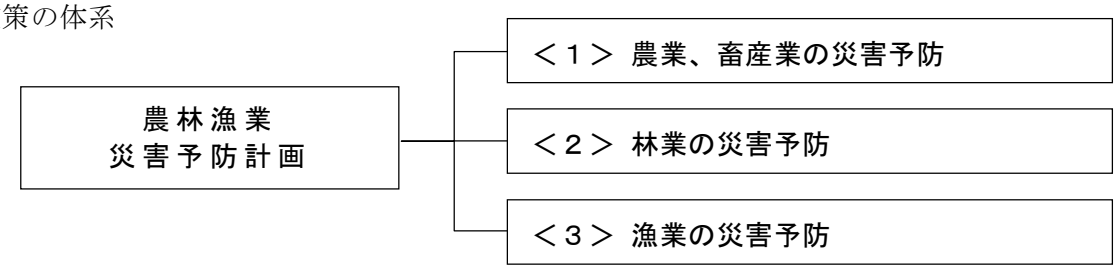

３　対策の内容

＜１＞ 農業、畜産業の災害予防

(1) 防災営農施策

災害による農作物被害（病害虫を含む）の減少を図るための施策を推進する。

(2) 農地などの保全

ア　湛水被害を生ずるおそれのある地域においては、現在、16 箇所に排水施設を設置しているが、今後は排水施設の維持改修を行い、災害の防止に努める。

イ　ため池においては、漏水による下流域の災害を未然に防止するため実態を把握し、管理者への啓発と緊急状況に応じて対策を行う。

ウ　農業用水の安全と安定を図るため、用排水路の整備や井堰の改修を進める。

エ　集落の安全環境の改善を図るために、排水対策などの整備を推進する。

(3) 家畜伝染病の防止

現在、市内では、牛 2、161 頭、豚 11,861 頭、鶏 618,653 羽が飼育されている。災害発生に伴う家畜伝染病の発生及び蔓延を防止するため、平常時から広島県東部家畜保健衛生所（福山市）と連携し、検査、予防注射、消毒などの励行に努めるとともに、緊急予防対策においては広島県東部家畜保健衛生所の協力を得て必要な措置を講じる。

＜２＞ 林業の災害予防

(1) 林業の再生

林野災害を未然に防止するため、松食い虫被害などにより、森林機能の低下した山林を対象に、造林や保育など、総合的な治山事業を促進して林業の再生を進め、林地の保護培養を図る。

(2) 森林の荒廃防止

森林の荒廃を防止するため、造林事業への補助や保育事業に対する補助を啓発し、促進を図る。また、天然林は多様性に優れ、環境への適応力に期待できるため、適度な手入れを行うことによ

り、土砂崩壊の予防を図る。

＜３＞ 漁業の災害予防

(1) 漁港の安全対策

ア　漁港区域における施設の防護と漁船の安全を目的として防波堤護岸などの漁港施設の整備及び機能保全を促進する。

イ　漁船の安全係留、退避及び漁具などの被害防止について指導する。

(2) 漁協との連携強化

ア　高潮や津波警報発令時などにおいて、漁船の安全確認を怠らないよう、日ごろからの防災面での連絡を強化する。

イ　沿岸部の孤立化地域への緊急輸送対策として漁協と連携し、漁船の活用の可能性を検討する。

第７節　火災予防計画

１　目　的

この計画は、次の点を目的とする。

・職場や地域における消火・避難訓練の推進
・民間防火組織の育成
・予防査察の強化及び建築物の不燃化の促進
・消防力の強化

２　施策の体系

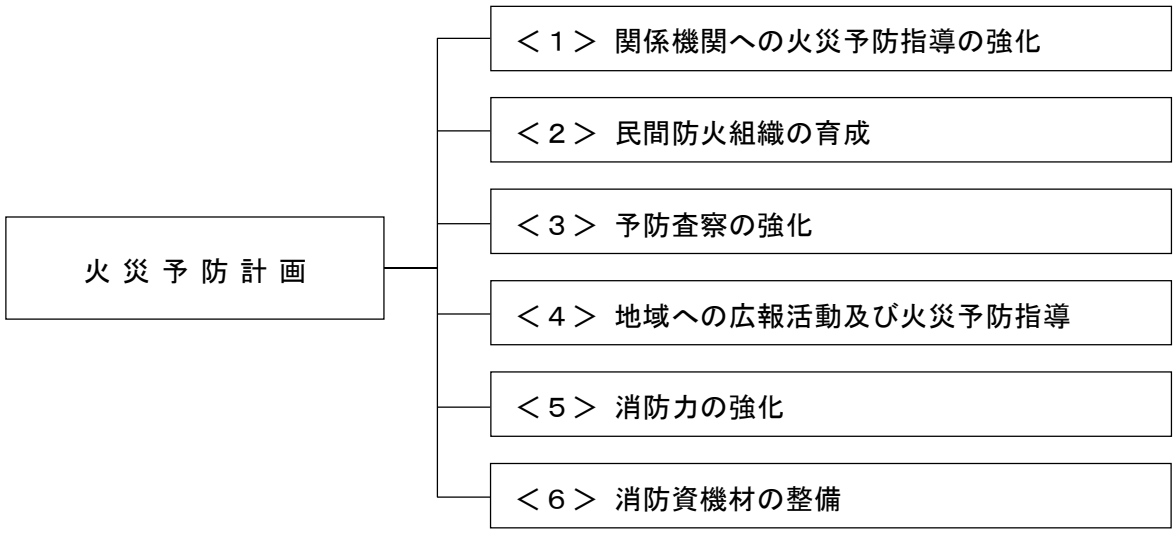

３　対策の内容

＜１＞ 関係機関への火災予防指導の強化

市消防本部などは、関係機関に対して予防指導を行う。

(1) 防火管理者

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第８条、第８条の２による防火管理者資格講習を毎年１回実施し法令、火災知識、火災予防などの指導育成を行う。

(2) 危険物統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者

消防法第 12 条の７、第 13 条により、市内の危険物製造所などの安全管理を図るため危険物取扱者の資格取得のための講習会及び危険物取扱者試験を補完し、危険物統括管理者など関係者に対して技術講習会を開催して危険物施設の安全を期する。

(3) 消防設備士

消防法第 17 条による各種消防用設備などの工事、維持管理を適正にし、その性能の万全を期すため消防設備士の技術向上を図る。

(4) 三原市防火安全協会

市内危険物施設の事業所及び特定防火対象物及び建築物の所有者などで構成し、危険物の安全教育及び火災予防、消防用設備などの充実及び安全教育研修会などを行う。

＜２＞ 民間防火組織の育成

(1) 大規模事業所の自衛消防隊、地域の自主防災組織などの育成を図る。

(2) 消防法に規定する防火対象物については、防火管理者の選任、消防計画の作成とこれに基づく消火、避難訓練、消防用設備などの点検整備の実施など、防火体制の徹底を図る。

＜３＞ 予防査察の強化

消防法第４条により三原市火災予防査察規程（令和３年消防本部訓令第５号）に基づいて、市内のあらゆる仕事場、工場若しくは公衆の出入りする場所その他関係ある場所の立入検査は、年計画により実施し、火災予防、初期消火及び通報など市民の安全対策を図る。

(1) 査察対象物の区分

ア　特定防火対象物査察　　…　予防課員及び消防署員

イ　不特定多数収容防火対象物査察　…　同上

ウ　一般住宅　　…　消防署員

(2) 査察の実施

ア　消防長又は消防署長は、年間査察計画を樹立し、担当査察対象物の査察を実施するとともに新築、改築など工事中の査察を行う。

イ　一般住宅査察は、市内の町内会、自治会などの協力を得て住民との対話とともに査察を行う。

ウ　危険物査察は、市内の危険物許可施設及び指定数量未満の危険物の安全管理などの査察を行う。

エ　その他の査察

危険物運搬中の車両査察、バス査察、ひとり暮し高齢者家庭査察など多角的に査察を行い住民の安全を図る。

＜４＞ 地域への広報活動及び火災予防指導

火災予防指導の広報活動は、住民と語り理解を求め、予防知識及び手段の充実を図る。

(1) 防火座談会

町内会、自治会、工場、学校などに出向いて予防指導する。

(2) 火災予防運動

春秋の全国火災予防運動（春３月１日から３月７日まで、秋 11 月９日から 11 月 15 日まで）に市独自の年末火災予防運動などを行って全市的に多方面にわたり火災予防行事を行う。

(3) 消防まつり

多数の市民参加のもとに、出火防止、初期消火、救急法講習と市民との対話、相談など消防に関して交流し予防指導を行う。

(4) 女性消防団員による防火訪問

高齢者家庭やひとり暮らし家庭への防火を呼びかけるため、女性消防団員による防火訪問を実施する。

＜５＞ 消防力の強化

火災時、有効な消防水利となり得る消火栓及び耐震性防火水槽の整備など市内各地域の実情に応

じて計画的に消防水利の充実強化を図る。

＜６＞ 消防資機材の整備

ポンプ車両などの計画的な更新やあらゆる災害に対応するための陽圧式防護服や除染シャワー、化学物質に対する検知器などの整備を行う。

第８節　林野火災予防計画

１　目　的

この計画は、次の点を目的とする。

・関係機関との緊密な連携をとり、「林野火災基本防御計画」を確立する。

・防火意識の普及・啓発、林野巡視の強化などによる林野火災の発生の未然防止。

・予防施設の整備による健全な森林の育成。

２　施策の体系

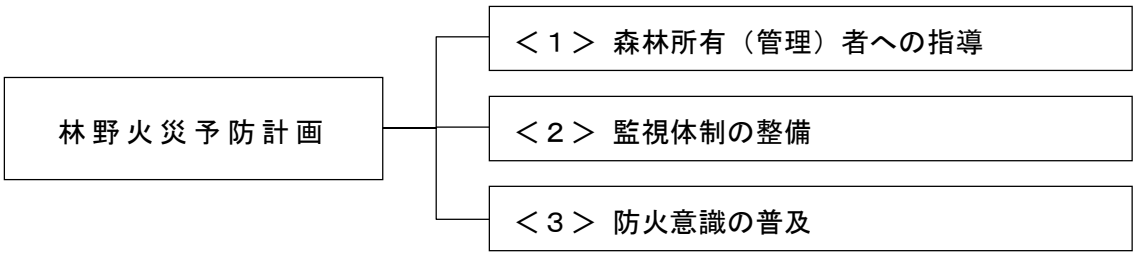

３　対策の内容

＜１＞ 森林所有（管理）者への指導

林野火災予防のため、森林所有（管理）者に対し次の事項について指導を行う。

(1) 自然水利の活用などによる防火用水の確保

(2) 事業地の防火措置の明確化

(3) 火災多発期（12 月～３月）における見まわりの強化

＜２＞ 監視体制の整備

火災警報発令時においては、三原市火災予防規則の定めるところにより、情報を伝達するため、市及び林野の所有（管理）者は火の使用制限を徹底するなど万全の方策を推進する。

＜３＞ 防火意識の普及

関係機関の協力を得て、一般住民に対し「山火事予防週間」などの行事を通じて森林愛護並びに防火思想の普及啓発を図る。

なお、登山、遊山、狩猟などの山入者のたばこなどの不始末や焚き火による火災の防止のため、出前講座の実施や看板の設置などにより火災予防を図る。

第９節　高潮災害予防計画

１　目　的

市沿岸部では、三原内港や幸崎、松浜などの地区でたびたび高潮による越波の被害があるため、高潮災害を未然に防ぐことを目的とする。

２　施策の体系

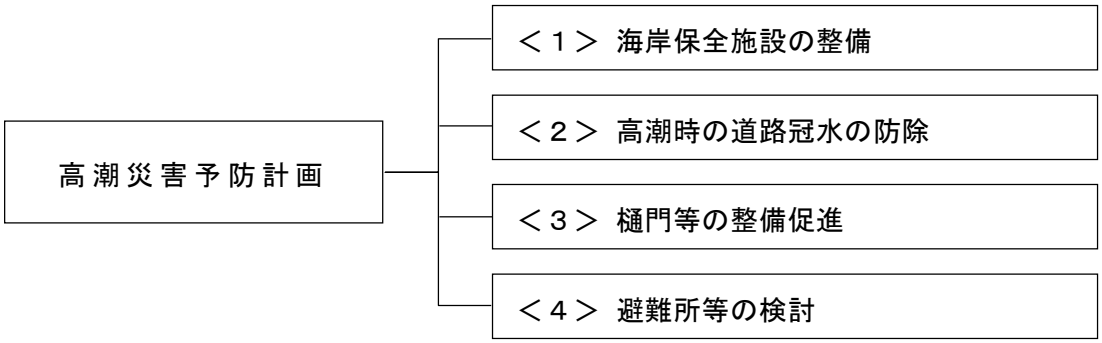

３　対策の内容

＜１＞ 海岸保全施設の整備

松浜地区については、海岸保全施設の整備を県が実施中であり、これらにより高潮に対する災害予防を図る。また、漁港区域における海岸保全施設の整備及び機能保全を図る。

＜２＞ 高潮時の道路冠水の防除

松浜地区の高潮時に被害が起こる道路は、都市再生整備計画にて整備の促進を図る。

＜３＞ 樋門等の整備促進

市内各所の樋門はその運用に課題があり、土地改良区などに委託しているが大半が開いたままで、電動化の要望もある。今後は潮位に応じて電動で開閉する樋門の設置について、管理方法と合わせて調査していく。

＜４＞ 避難所等の検討

高潮の被害が発生する地区においては、避難所との距離などを考慮し、また、要配慮者の避難を確実にするために、公営・民営などのビルを中心に高潮時の避難が可能かどうかの点検を自主防災組織と連携して検討する。

第 10 節　危険物等災害予防計画

1　目　的

災害時における二次災害の発生拡大を防止するため、危険物施設における施設管理者への指導・啓発を促進するとともに、公共の安全を確保し、保安体制を整備することを目的とする。

2　施策の体系

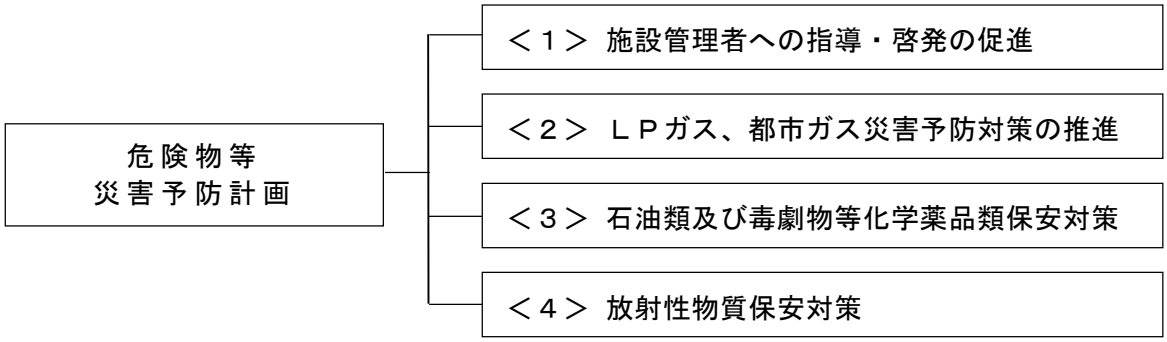

3　対策の内容

＜１＞ 施設管理者への指導・啓発の促進

消防法をはじめ関係法令の周知徹底、消防計画に基づく指導を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の整備、保安意識の高揚に努める。

(1) 危険物製造所などに対する指導

消防法に規定する製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所など」という。）に対し、立入検査、保安査察などを実施し、法令基準の維持適合について必要な指導を行う。

(2) 危険物運搬車両に対する指導

消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び容器運搬車両の管理者及び運転者に対し、移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行について指導を行う。

(3) 保安教育の実施

危険物事業所における保安管理の向上を図るため、関係機関と協力して講習会、研修会などを実施する。

(4) 自主保安体制の強化

防災資機材の増強を図るとともに自主保安体制の整備・強化に努める。

＜２＞ ＬＰガス、都市ガス災害予防対策の推進

ＬＰガス及び都市ガス（以下「ガス」という。）による災害を防止し、公共の安全を確保するため、保安体制を確立するとともに、二次災害の予防に努める。

(1) 保安・防災体制の確立

ガスによる災害を防止するため、防災関係機関及びガス事業者は、保安・防災体制を確立し、事故発生の未然防止と住民の安全対策の推進を図る。

(2) 土木工事におけるガス埋設管の安全対策

道路管理者は、ガス管などの埋設されている道路について道路法に基づく道路の占用許可を与える場合には、当該申請者に対し安全対策上の措置について指示又は条件を付すこととする。

(3) ガス消費者に対する啓発

ガス消費者に対し、保安意識の高揚を図るため必要な啓発を行う。

＜３＞ 石油類及び毒劇物等化学薬品類保安対策

市内の危険物許可施設に対して、石油類、毒物劇物化学薬品類（以下「石油類など」という。）による災害の発生及び拡大を防止するために保安意識の高揚、取り締まりの強化及び自主保安体制の整備を図る。

(1) 消防本部は、石油類など施設に対する保安法令の定めるところにより立入検査の強化を図るとともに、消防計画に基づいて、工場や事業所ごとに戦術会議において消防戦術を検討する。

(2) 石油類など施設管理者、保安監督者に対する保安指導の強化を図るとともに、法令などの講習会などを実施する。

(3) 事業所の自主点検体制の確立

ア　日常の点検事項及び点検方法などをあらかじめ具体的に定めておくものとする。

イ　自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。

ウ　隣接する石油類など事業所の相互応援に関する協定を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。

エ　事業所における化学消火薬剤及び必要資機材の備蓄を促進する。

オ　防災関係機関及び関係企業は、それぞれ共同して災害防止技術及び防災用設備、資機材の研究開発に努めるものとする。

＜４＞ 放射性物質保安対策

市内の放射性同位元素（Ｒ．Ｉ）を所蔵する施設に対して、放射性同位元素、核燃料物質など（以下「放射性物質」という。）による災害の発生及び拡大を防止するため、予防対策の整備を図る。

(1) 消防本部は、消防計画に基づき、放射性火災防御対策を樹立し、収納方法などの調査を行う。

(2) 施設などの防災対策

放射性物質取扱関係事業者は、関係法令を遵守するとともに、安全管理に万全を期するものとする。

ア　施設の不燃化などの推進

イ　放射線による被爆の予防対策の推進

ウ　施設などにおける放射線量の把握

エ　自衛消防体制の充実

オ　通報体制の整備

カ　放射性物質取扱業務関係者への教育の実施

キ　防災訓練などの実施

(3) 防護資機材の整備

消防本部及び各機関は、必要に応じ、放射線測定器、放射線防護服などの整備を図るものとする。

(4) 放射線被爆者診断医療機関（専門医）の把握

放射線被爆者の措置については、放射線に関する専門医の診断が必要とされるので、放射性物質取扱関係事業者などは、あらかじめ専門医を置く医療機関の把握に努めるものとする。

第 11 節　防災拠点の整備

1　目　的

災害時の避難所は、救援物資や各種情報を入手でき、復旧・復興に向けての取り組みを進める地域の拠点として機能することから、防災拠点として整備・確保することを目的とする。

また、地域のコミュニティ施設を日常的な自主防災活動の拠点として運用する。

2　施策の体系

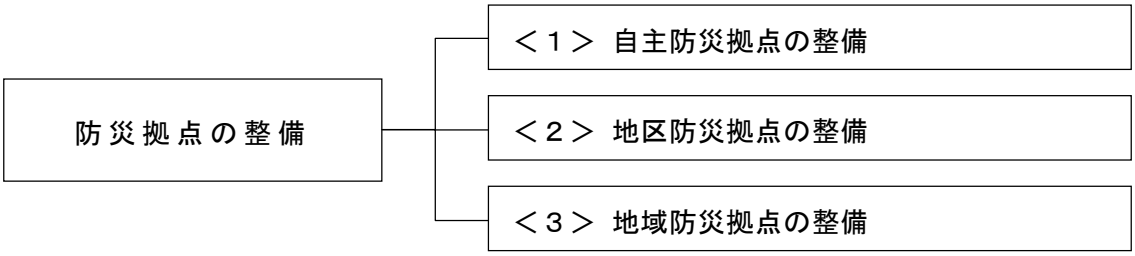

3　対策の内容

＜１＞ 自主防災拠点の整備

市は、地域のコミュニティを単位とした集会所などを自主防災活動の拠点として位置付けし、地域における日常的な自主防災活動や災害時の応急活動、避難などの拠点として、物資の備蓄、通信機材・放送設備・給水用機材などの資機材の整備を進める。

また、ＦＭ告知端末などの情報提供設備の設置についても検討する。

＜２＞ 地区防災拠点の整備

市は、沼田川河川防災ステーションや小・中学校などを地区防災拠点として位置付け、防災設備の整備を進める。

また、コミュニティホームとして位置付けている施設の中で、避難所に指定するか否かを検討する。

＜３＞ 地域防災拠点の整備

市は、支所を地域防災拠点として位置付け、防災設備の整備を進める。

また、地域防災拠点整備方針に基づき、小・中学校等（44 箇所）の避難施設において設置した防災倉庫等に、備蓄資材の分散備蓄などを計画的に実施する。

第 12 節　防災意識・防災知識の普及

1　目　的

全ての市民が、防災に関する意識と知識を持つための取り組みを進めることを目的とする。

2　施策の体系

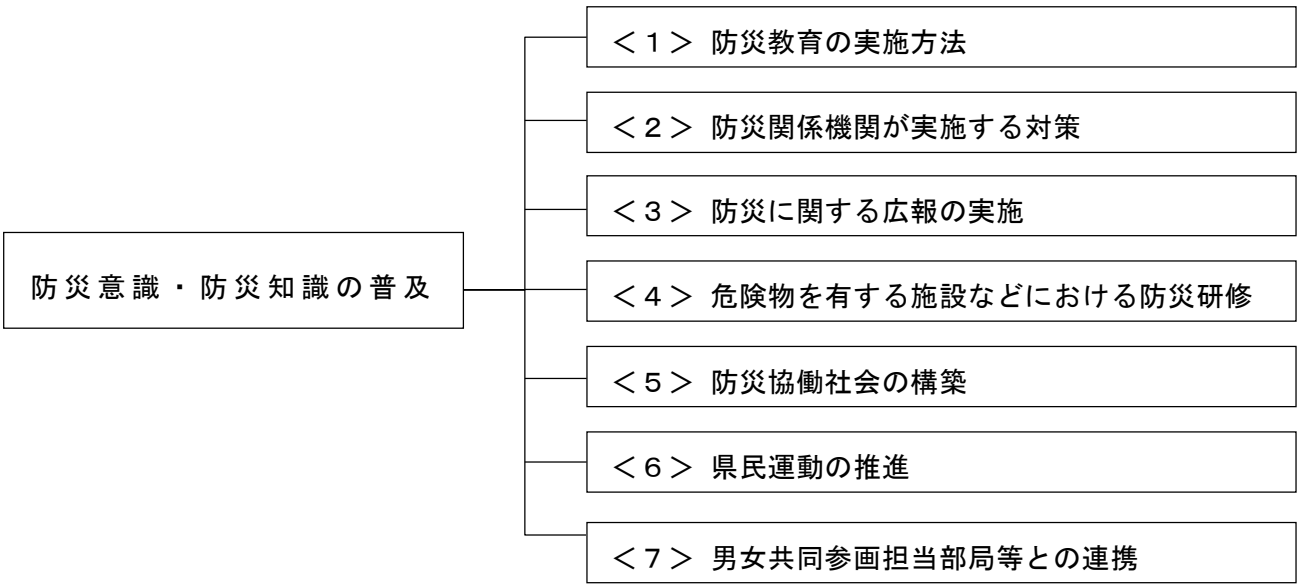

3　対策の内容

＜１＞ 防災教育の実施方法

市は三原市防災ネットワーク、市民避難行動促進「三原スタイル」構築連携協議会等の防災関連団体と連携し、次の防災教育等の実施に努める。

(1) 普及啓発内容

ア　暴風や豪雨、洪水及び地震などの異常な自然現象に関する防災知識

イ　各種の産業災害に対する自主的な安全管理に関する知識

ウ　火薬類や危険物などの保安に関する知識

エ　電気・ガス施設の安全確保に関する知識

オ　建築物に対する防災知識

カ　土砂災害などの災害危険箇所に関する防災知識

キ　文化財や公共施設などに対する防災知識

ク　災害により交通の途絶しやすい地域に関する防災知識

ケ　海上における大規模な流出油などの防災に関する知識

コ　浸水想定区域等に関する知識

サ　豪雨、土砂災害、地震・津波など過去の災害から得られた教訓の伝承

シ　飼い主による「自助」を基本とする家庭動物への所有明示や同行避難、避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の家庭での予防・安全対策

ス　適切な避難行動の実践に必要な知識

セ　基本的な防災用資機材の操作方法

ソ　性暴力・ＤＶなどの「暴力は許されない」意識

タ　様々な条件下で地震発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得など

チ　その他、防災知識の普及啓発に必要な事項

(2) 学校教育における防災教育

ア　学校教育において、児童・生徒に対し、防災に対する正しい知識と行動を身につけるための防災教育を推進する。

イ　学校現場での取り組みを家庭、地域へと広げ、市全体の防災力の向上を図る。

ウ　発達段階に応じた学習カリキュラム、教材の研究・開発を推進する。

エ　学校、家庭、地域が一体となった防災への取り組みを推進する。

オ　教職員の防災研修を推進する。

(3) 社会教育における防災教育

公民館活動などにおける講座、研修などの学習内容に防災教育を組み入れ、正しい知識の普及と防災意識の高揚を図る。

＜２＞ 防災関係機関が実施する対策

防災関係機関は自らの取り組みの中で防災教育活動を推進するとともに、住民の意識を高めるための広報を各種媒体を活用して実施する。

＜３＞ 防災に関する広報の実施

市は、ハザードマップの活用を図るとともに、広報紙などの各種媒体を通して、市民の防災意識の普及を図る。

≪広報内容≫

（知識）	・避難情報の発令の仕方、警戒レベル、気象情報、避難所、過去の災害事例など、災害の基礎知識
	・地域の災害特性、危険場所（浸水想定区域等）、ため池
	・各機関の実施する防災対策
（災害への備え）	・避難所や避難経路の確認
	・家具などの固定、家屋・塀・擁壁の安全対策
	・耐震診断・耐震補強の実施
	・防災訓練、地域の自主防災活動への参加
	・３日間程度の食料、飲料水、物資の備蓄
	・非常持ち出し品（懐中電灯、ラジオなど）の準備など
	・災害時における家族内の連絡体制の事前確保
	・家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
（災害時の行動）	・身の安全確保の方法、救助、応急手当の方法及び自主防災思想の普及、徹底
	・近隣負傷者、避難行動要支援者の救助
	・避難場所での自発的な活動

・国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動への協力
・情報の収集方法など

＜４＞ 危険物を有する施設などにおける防災研修

危険物を有する施設、病院、ホテル、旅館、大規模小売店舗などの安全管理や緊急時の対応に関する防災研修を促進する。

＜５＞ 防災協働社会の構築

「広島県防災対策基本条例」の理念に基づき、「自助」・「共助」・「公助」の役割分担と相互の連携のもと、社会全体で防災対策に取り組む、防災協働社会の構築を図る。

＜６＞ 県民運動の推進

県民、自主防災組織等、事業者、行政が一体となって「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」に取り組むことにより、県民及び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、減災の推進を図る。

また、県民、自主防災組織等、事業者、市町及び県が、相互に連携し、一体的に運動を推進する。

(1) 災害から命をまもるための行動目標

ア　災害危険箇所、避難場所、避難経路などを知ること

イ　災害発生の危険性をいち早く察知すること

ウ　自ら判断して適切な行動を取ること

(2) 普段から災害に備えるための行動目標

ア　防災教室や防災訓練などで災害から命を守る方法を学ぶ事

イ　非常持出品を準備するなど災害へ備えること

＜７＞ 男女共同参画担当部局等との連携

男女共同参画の視点からの対応について、防災担当部局及び男女共同参画担当部局が連携し、平常時から研修等の啓発や情報提供のあり方の検討等を行うとともに、災害時においては、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営、物資補給、相談支援等が迅速に行われる体制整備に努めるものとする。

第 13 節　防災訓練の実施

1　目　的

防災関係機関相互の連携体制を確認するとともに、各種の防災訓練を実施し、住民の防災意識の向上を図ることを目的とする。

2　施策の体系

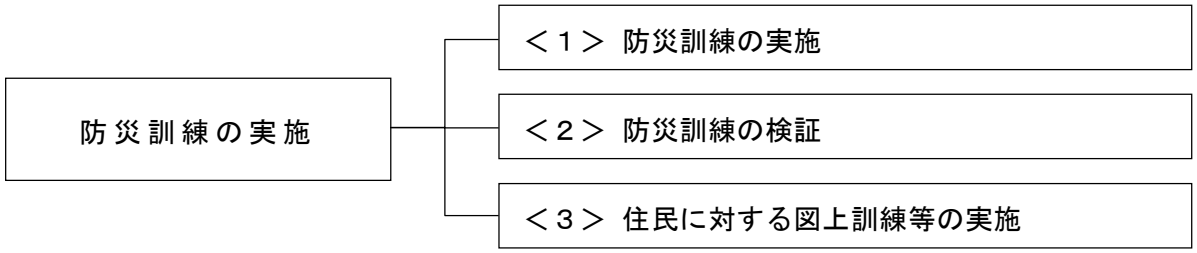

3　対策の内容

＜１＞ 防災訓練の実施

(1) 現場訓練実施にあたっての留意事項

現場訓練は、地域の災害特性を考慮し、可能な限り被害を想定する現地で実施するなど実情に即した実践的な内容とする。

ア　地域の災害特性を考慮し、実践的な訓練種目を選定する。

イ　可能な限り、被害を想定する現地において実施し、各防災関係機関の応急対策計画が実践的なものか検証する。

(2) 訓練の種類

各種の災害について必要な防災訓練を実施し、災害時における防災業務が迅速、的確かつ実効のあるものとする。

災害想定については、風水害や土砂災害、産業災害、林野火災、地震などとし、概ね次の事項について訓練を実施する。

ア　行政が主体

(ｱ) 災害広報
(ｲ) 避難誘導
(ｳ) 消火活動
(ｴ) 水防活動
(ｵ) 交通規制
(ｶ) 救護活動
(ｷ) 非常無線通信
(ｸ) 消防広域応援
(ｹ) 自衛隊派遣要請
(ｺ) 行方不明者の捜索活動
(ｻ) 食料供給・給水活動

(ｼ) 緊急道路の確保
(ｽ) 緊急物資の輸送
(ｾ) 通信施設・電力設備・ガス施設・水道施設の応急復旧
(ｿ) 県や他市町との広域応援
(ﾀ) 避難行動要支援者の情報伝達訓練
(ﾁ) 海難救助、山岳遭難者の救助訓練
(ﾂ) 避難救助及び非常招集
(ﾃ) 海上における大規模な流出油などの災害対策
(ﾄ) 集団救急事故対策（集団救急事故対策要綱に基づく。）
(ﾅ) 緊急地震速報を利用し、安全確保を目的とした訓練
(ﾆ) その他、防災に関する活動

イ　幼稚園、保育園、小・中学校が主体

教育委員会などの指導のもとに、教職員、保護者を含めて訓練を行う。

児童・生徒を対象とした訓練では、地域生活圏に存在する危険の確認と対処方法、災害に対して沈着、冷静、敏速に行動するなど、身の安全を守る動作と方法を訓練する。

教職員・保護者は、それぞれの役割を確認する。

ウ　地域が主体

自主防災組織を中心とする市民は、市が主体となって実施する各種の防災訓練に準じて地域性を考慮した訓練を実施する。

(3) 実施方法

防災訓練は定期的（年１回以上）に、それぞれの災害予防責任者において自主的に計画し、最も効果のある時期や場所、参加団体などを決定して実施するとともに、訓練実施結果について評価・検討を行い、防災体制の改善に反映させる。

＜２＞ 防災訓練の検証

訓練終了後は、訓練結果の検証を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じて防災対策の改善に努める。

＜３＞ 住民に対する図上訓練等の実施

災害時に住民が地域特有の危険性等に迅速かつ的確に対応できるように、自主防災組織を中心に地域の防災マップ作成や避難所運営などの図上訓練等を実施して、地域の危険箇所や避難方法などを理解し、小学校区を中心とした安心・安全な地域づくりに努める。

第 14 節　防災担当者の育成

1　目　的

防災研修・訓練を実施し、職員の災害対応力の向上を目的とする。

2　施策の体系

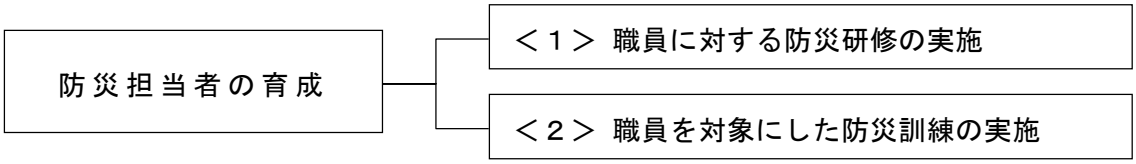

3　対策の内容

＜１＞ 職員に対する防災研修の実施

職員一人ひとりが自分の役割を自覚し、自主的にかつ的確に対応することが極めて重要であるため、研修を実施し、基本的事項について職員に周知徹底する。

(1) 研修の内容

ア　三原市地域防災計画

イ　災害対策本部の設置基準及び非常配備基準

ウ　非常参集の方法と個々の職員の役割の明確化と役割意識の自覚

エ　活動要領

オ　気象、災害の特性についての知識

カ　過去の災害の事例

キ　その他必要な事項

＜２＞ 職員を対象にした防災訓練の実施

(1) 訓練の内容

職員が災害発生時や救助時に速やかな行動が取れるように、イメージトレーニングや救急技術など即応性のある訓練を実施する。

ア　図上訓練

イ　救急救命など必要な実技訓練

ウ　その他必要な訓練

第 15 節　消防団による地域防災体制の整備

１　目　的

団員確保などの体制の整備、教育訓練及び活動環境の整備を行い、消防団の活動能力の向上を図ることを目的とする。

また、自主防災組織とともに消防団を中心とした地域の防災体制づくりを進める。

２　施策の体系

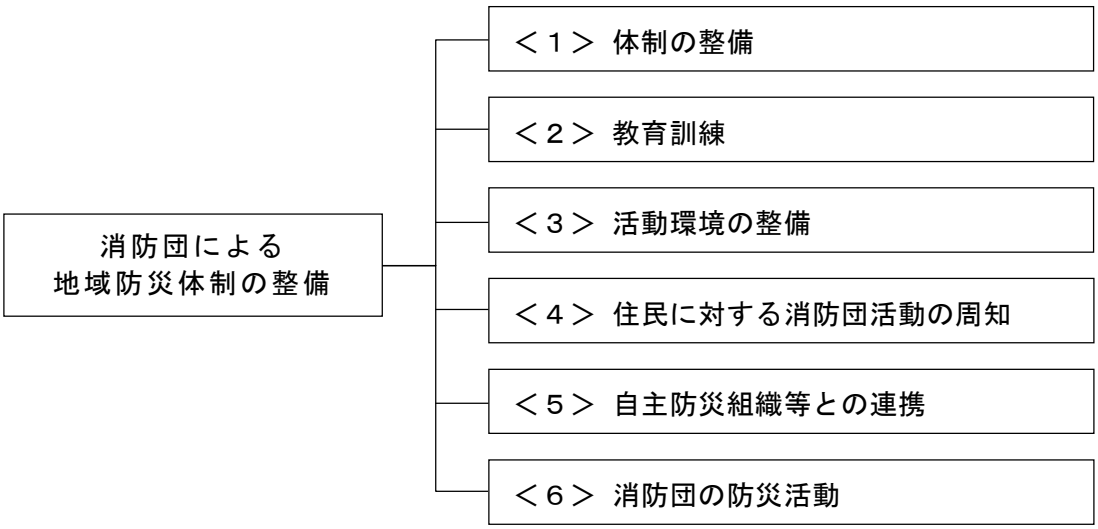

３　対策の内容

＜１＞ 体制の整備

青年層・女性層の消防団への参加を促進するとともに、機能別団員制度を活用し、消防団員の確保に努める。

＜２＞ 教育訓練

消防団の消防活動技術の向上を図るとともに、平常時の住民に対する防災啓発や訓練指導を促進する。

＜３＞ 活動環境の整備

消防団の施設・装備を充実し、活動環境の整備に努める。

＜４＞ 住民に対する消防団活動の周知

各種広報媒体を積極的に活用し、消防団活動の周知を図る。

＜５＞ 自主防災組織等との連携

消防団は地域の防災リーダーとして、地域の自主防災組織の育成、防災訓練の支援などについて指導的役割を果たすものとする。

＜６＞ 消防団の防災活動

(1) 平常時の活動

ア　災害についての知識の普及

イ　地域における危険箇所の把握と周知

ウ　地域における防災施設（消防水利、避難所など）の把握と周知

エ　防災訓練の実施

オ　避難行動要支援者の把握

カ　情報収集・伝達体制の確認

キ　地域内の他組織との連携

(2) 災害時の活動

ア　集団避難、避難行動要支援者への避難誘導

イ　地域住民の安否確認

ウ　消火活動

エ　情報の収集・伝達

オ　給食・給水への協力

カ　避難所の運営に対する協力

キ　その他防災関係機関、災害ボランティアなどへの応急活動に対する協力

第 16 節　自主的な防災活動への支援

1　目　的

風水害などから命を守るためには、「自らの身の安全は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」行動が重要となるため、地域が実施する自主的な防災活動への支援を行うことを目的とする。

2　施策の体系

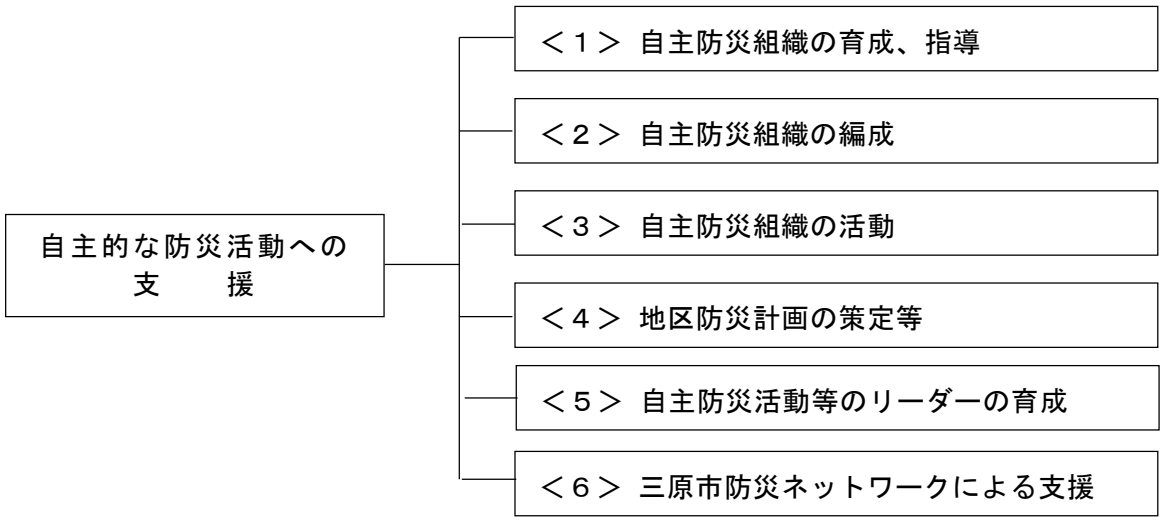

3　対策の内容

＜１＞ 自主防災組織の育成、指導

災害時における被害の防止、又は軽減を図るため、地域住民や施設の関係者などによる自主的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）の組織化を支援するとともに、その育成、指導を三原市防災ネットワーク等の防災関連団体と連携しながら推進する。その際、男女共同参画の促進に努めるものとする。

地域ごとの自主防災組織の設立や研修、訓練に対して次の支援を行う。

(1) 地域の危険性に関する情報（被害想定、危険箇所など）の提供
(2) 自主防災組織の必要性についての説明会の実施
(3) 防災訓練、研修会などの実施への支援
(4) 自主防災組織の防災計画などの策定支援
(5) 市内自主防災組織間の連携の支援
(6) 地域の多様な組織との連携の支援
(7) 自主防災組織防災設備等整備事業助成金交付制度

＜２＞ 自主防災組織の編成

(1) 自主防災組織は、既存のコミュニティである町内会や自治会などを活用する。
(2) 昼間と夜間とで人口が異なる地域においては、昼・夜間や休日・平日においても支障がないよう組織を編成する。

※自主防災組織の設立状況は「資料編　資料 15」参照

＜３＞ 自主防災組織の活動

自主防災組織の構成員は、活動計画などに基づき、平常時や災害時において、効果的に防災活動を行うよう努める。

(1) 平常時の活動

ア　情報の収集や伝達体制の確立
イ　防災知識の普及
ウ　防災訓練の実施
エ　火気使用設備器具などの点検
オ　防災資機材などの備蓄、整備
カ　地域の民生委員・児童委員、福祉推進員との連携
キ　地域の事業所との連携
ク　地域の避難所の管理者との連携
ケ　避難行動要支援者との連携

(2) 災害時の活動

ア　被害の状況など、情報の収集や伝達
イ　出火防止、初期消火
ウ　避難誘導活動
エ　救出救護活動
オ　給水給食や救援物資の配給への協力
カ　避難行動要支援者の支援
キ　避難所運営

＜４＞ 地区防災計画の策定等

(1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行うこととする。

(2) 市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

＜５＞ 自主防災活動等のリーダーの育成

自主防災組織の構成員や一般市民を対象に、「三原市地域防災リーダー養成講座」を開催し、地域での自主的な防災活動のリーダーの育成に努める。

＜６＞ 三原市防災ネットワークによる支援

平成 20 年に「地域の防災力の向上」を目的として設立された、市や三原市ボランティア連絡協議会等 13 団体で構成される「三原市防災ネットワーク」で、自主防災組織の防災活動等の支援・指導を推進する。

第 17 節　ボランティア活動への支援

１　目　的

災害という非常事態の中で、市が行う災害応急活動では市民の要求に対応できなくなる場合が想定される。そうした場合には、被災していない方やボランティアなどの自発的な支援が被災した方々の大きな助けとなる。こうした自発的な活動への支援を促進することを目的とする。

２　施策の体系

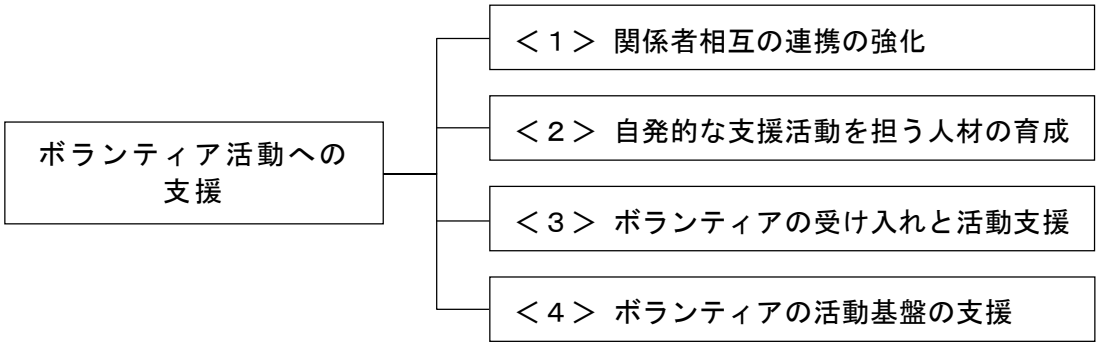

３　対策の内容

＜１＞ 関係者相互の連携の強化

ＮＰＯ、ボランティア団体、社会福祉協議会、日本赤十字社、行政機関など、災害発生時に連携する必要のある関係者で、定期的に災害発生時の連絡体制や相互支援、役割分担に関して協議を行う。具体的には、平常時から「三原市防災ネットワーク」、「三原市被災者生活サポートボラネット推進連絡会議」において相互の情報交換を行うとともに、とりわけ、三原市ボランティア・市民活動サポートセンターとの連携を強化する。

また、三原市福祉のまちづくり推進協議会内の部会としての「災害時ボランティアネットワーク推進委員会」を中心として、連携を密にしておくとともに協力体制の整備を図り、ボランティアの事前登録促進と速やかに動員できる体制づくりに努める。

＜２＞ 自発的な支援活動を担う人材の育成

(1) 平常時から地域団体、ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ＮＰＯ・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討する。

(2) ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びＮＰＯ等との連携を図るとともに、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

(3) 行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

(4) 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する者（市町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、最適な場所とし、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

(5) 社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、県及び市町は、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

(6) 災害時に個人参加のボランティアを指導し、効果的な活動が行えるよう、ボランティアコーディネーターを中心に、平常時からボランティア団体などとの連携を図る。また三原市災害ボランティア養成講座を開催し、個人ボランティアとの連携を図る。

＜３＞ ボランティアの受け入れと活動支援

災害発生時に設置する「三原市被災者生活サポートボランティアセンター」を設置する。

≪三原市被災者生活サポートボランティアセンター≫

(1) 組織

防災関係機関及びボランティア団体

(2) 活動内容

行政の災害対策本部と連携し、次の活動をする。

ア　ボランティアの要請、受け入れ、登録

イ　ボランティアに対するニーズの把握

ウ　ボランティアに対する情報提供

エ　活動の調整、指示

オ　活動に必要な物資の確保と配布

＜４＞ ボランティアの活動基盤の支援

(1) 災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から三原市ボランティア・市民活動サポートセンターとの連携強化に努めるとともに、ボランティアコーディネーターなどスタッフの充実や組織の整備を促進する。

(2) 無線従事者、医療資格者、重機運転免許者など資格などを持った有資格者のボランティア登録化や地域ブロックごとに登録化しておくボランティアの人材バンク化を検討する。

(3) ボランティア活動保険への加入など、ボランティアの事故に対する補償について検討する。

第 18 節　事業所による自主防災体制の整備

１　目　的

事業所が、災害発生時に従業員や顧客の安全を確保するとともに、防災施設の整備、自衛防災組織の育成強化などに努め、業務継続に向けての社会的責任を果たすことを目的とする。

２　施策の体系

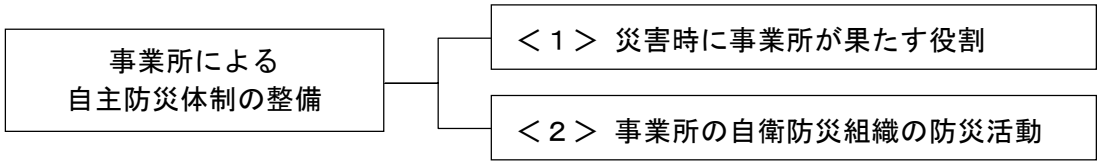

３　対策の内容

＜１＞ 災害時に事業所が果たす役割

事業所は、災害時の事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各事業所において災害時に重要業務を継続するための業務継続計画（ＢＣＰ）*2を策定するよう努めるとともに、地域住民との連携による相互防災応援協定の締結、防災体制の整備や防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直しを実施するなどの防災活動の推進に努める。特に、食糧、飲料水、生活必需品等を提供する事業者や医療機関など、災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、県・市等との協定の締結や防災訓練の実施等に努めるものとする。

このため、県、市及び民間団体は、こうした取組みに資するため広島県地震被害想定と防災・減災対策による被害軽減効果を含む情報提供等を進めるとともに、事業所職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動の実施や地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関する助言を行うよう努める。

また、県は、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の構築に資する事業継続計画（ＢＣＰ）の構築支援など、地域経済活動を維持する環境整備に努めるものとする。

市、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

県及び市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業との被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

---

*2 業務継続計画（ＢＣＰ）
「Business Continuity Plan」の略。災害や事故等の発生に伴って通常の事業活動が中断した場合に、可能な限り短い期間（時間）で事業活動上最も重要な機能を再開できるように、事前に計画・準備し、継続的にメンテナンスを行う１つのプロセスのこと。

＜２＞ 事業所の自衛防災組織の防災活動

(1) 平常時の活動

ア　防災訓練の実施

イ　防災施設及び設備などの整備

ウ　従業員などの防災に関する教育の実施

エ　防災マニュアル（災害時行動の手引き）の作成

オ　地域の防災訓練への参加、地域の自主防災組織との協力

カ　防災資機材の備蓄

(2) 災害時の活動

ア　情報の収集伝達

イ　避難誘導

ウ　救出救護

エ　地域の防災活動及び防災関係機関の行う応急活動への協力

第 19 節　情報提供の充実

1　目　的

避難開始時期などを知らせる標識などの情報提供の整備、充実を目的とする。

2　施策の体系

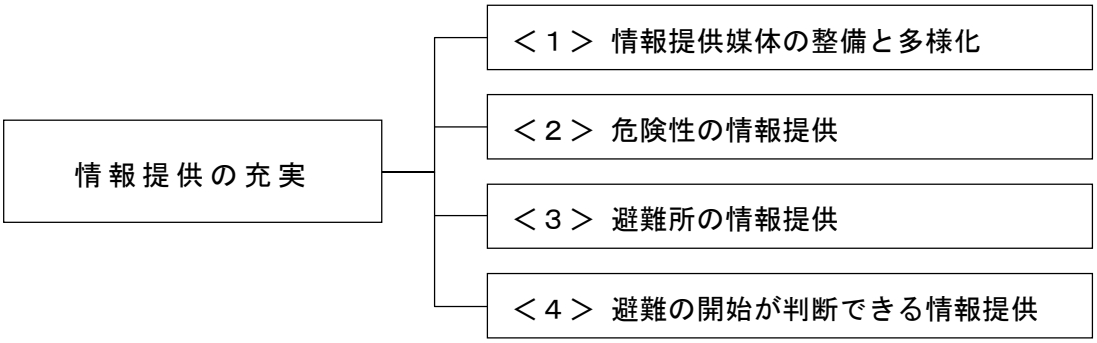

3　対策の内容

＜１＞ 情報提供体制の整備と多様化

災害時一斉情報伝達手段の整備計画に基づき、ＦＭ告知端末やコミュニティＦＭなどを整備し、災害時における情報伝達を行う。

また、市内全域の小中学校等 58 箇所に設置した屋外拡声子局を活用し、児童、生徒及び屋外にいる市民への多様な一斉情報提供体制を確保する。

(1) 活用する情報伝達手段

ア　屋外拡声子局
イ　メール配信システム
ウ　ケーブルテレビ放送
エ　有線放送施設（町内放送施設、農協有線放送施設）
オ　ホームページ
カ　市広報車
キ　アマチュア無線
ク　インターネット
ケ　緊急速報メール
コ　ＦＭ告知端末
サ　コミュニティＦＭ
シ　市公式ＳＮＳ
ス 災害情報共有システム（Ｌアラート）
セ Ｊ-ＡＬＥＲＴ

＜２＞ 危険性の情報提供

市は、浸水想定区域等の被害想定が新たに公表された場合は、速やかな情報提供に努める。

(1) 情報提供の手段

ア　洪水及び津波の浸水深等、危険性のある区域を示す標識など
イ　避難所等への誘導標識など
ウ　各避難所に係る災害種別を示した標識など
エ　避難開始時期を印した水位表示板など
オ　過去の災害を伝える浸水位表示標識など
カ　ハザードマップ（危険度地図）などの啓発資料

(2) 情報提供の内容
ア　危険性があることの警告
イ　災害に関する知識
ウ　避難開始の時期
エ　被害の及ぶ範囲

＜３＞ 避難所の情報提供

(1) 情報提供の手段
ア　市の広報紙による周知
イ　避難所を示す標識や看板の設置（蓄光板）
ウ　避難誘導標識
エ　標高を示す標識

(2) 情報提供の内容
ア　避難所の所在地・名称
イ　避難経路

＜４＞ 避難の開始が判断できる情報提供

(1) 情報提供の内容
ア　潮位の観測データ
イ　雨量・河川水位の気象データ
ウ　河川画像情報
エ　安全な避難の実施に必要な事項

第 20 節　情報の収集・伝達体制

1　目　的

災害発生時に気象などの観測情報、被害情報を迅速に収集するとともに、防災関係機関相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から情報の収集・伝達体制の確立や施設を整備することを目的とする。

2　施策の体系

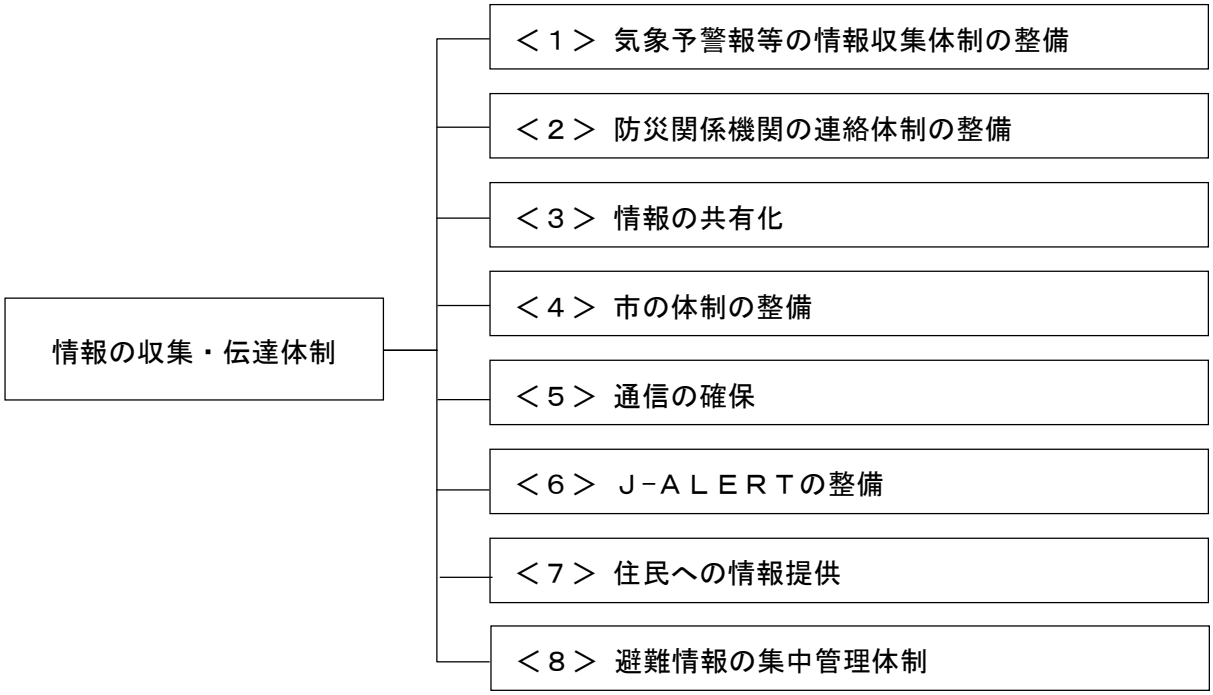

３ 対策の内容

＜１＞ 気象予警報等の情報収集体制の整備

広島地方気象台が発表する気象に関する予警報とともに、国、県、その他民間機関が設置する観測機器からの情報収集の充実・強化を図る。

また、現在設置している排水機監視カメラ等を活用してリアルタイムの情報収集体制及び迅速な初動対応を確保するとともに、今後はこれらの装置の有効性等を検証し、装置の増設等も検討する。

＜２＞ 防災関係機関の連絡体制の整備

(1) 防災関係機関は、相互の情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための連絡体制を明確にする。

(2) 防災関係機関は、情報の整理と発信を一元的に取り扱う部署・担当者を定め、対外的な情報発信の窓口を一本化しておく。

(3) 災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災関係機関は防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感

を醸成するよう努めるとともに、研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

(4) 夜間、休日においても対応できる体制を整備する。

＜３＞ 情報の共有化

国、公共機関及び地方公共団体は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を共通のシステム（総合防災情報システム及びＳＩＰ４Ｄ（基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform forDisaster Management））に集約できるよう努める。

＜４＞ 市の体制の整備

(1) 防災関係施設へのＦＭ告知端末の整備

現在、本郷、久井及び大和地区の公共施設や消防屯所にＦＭ告知端末を設置している。三原地区の公共施設（市の管理施設）にはＦＭ告知端末を設置しているが、消防屯所など防災関係施設への設置が課題となっている。

(2) 現状のインフラを活用した情報伝達網整備

現在、市が敷設した光ファイバー網を活用して、市内全域（三原地区は一部）にＦＭ告知端末を設置し、併せて屋外拡声子局を 58 機設置している。三原地区については市民（世帯単位）、事業所等へ無線方式のＦＭ告知端末を約 21,100 台配布し、コミュニティＦＭ局を活用した情報伝達について課題の解消を図った。今後、未配布の世帯及び事業所等へ端末の配布を行い、課題の解消を図る。

(3) 同報無線の部分的導入の検討

住民への情報伝達の多ルート化と、既存の光ファイバー網を活用した情報提供網が寸断された場合を想定し、また、屋外にいる住民にも情報伝達が可能となるよう、同報無線の屋外子局の整備について検討を行う。

(4) メール配信システム、市公式ＳＮＳの登録等促進

災害時等の情報伝達媒体として運用するメール配信システムや市公式ＳＮＳを、多くの市民に周知し、登録等の促進を図る。。

(5) 初動配備の伝達

市職員用のメール配信システムを活用し、迅速な伝達体制の確保に努める。

また、多様化する警報等の種類に応じて、迅速な伝達ができるよう、随時見直しを図る。

(6) 防災関係機関との情報の共有化

広島県総合行政通信網により、防災関係機関との情報の共有化を図る。

＜５＞ 通信の確保

(1) 通信手段の防災対策

災害時の通信手段の確保に努める。

耐震性の強化、停電対策としての非常用発電設備の整備、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、ＦＭ告知端末、メール配信システム、アマチュア無線、ケーブルテレビ放送の活用を検討する。

(2) 非常通信の確保

市及び防災関係機関は、有線通信やＦＭ告知端末などが使用できない場合には、電波法の規定に基づき、中国地方非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を利用した非常通信（非常無線）を行う。

(3) 定期的な点検、訓練の実施

非常災害時の通信の確保を図るため、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底を図る。また、伝達方法の習熟に向け、他の防災機関との連携も含めた非常通信訓練を定期的に実施するよう努めるものとし、平常時からの連携体制の構築を図るものとする。

＜６＞ Ｊ-ＡＬＥＲＴの整備

緊急地震速報等の情報取得手段として、消防庁により整備されたＪ-ＡＬＥＲＴ（全国瞬時警報システム）を活用し、入手した情報はメール配信システム及び館内放送等の自動起動により、市民及び職員等へ伝達できるよう整備する。

＜７＞ 住民への情報提供

(1) ＦＭ告知端末、屋外拡声子局、メール配信システム、ケーブルテレビ放送、有線放送施設、ホームページ、市広報車、アマチュア無線、インターネット、緊急速報メール、コミュニティＦＭ、市公式ＳＮＳの活用など、多様な広報手段の整備を図る。

(2) 放送事業者による被災者などへの情報伝達

ア　災害時における放送要請について体制を整備する。

イ　放送事業者を通じ被災者などに提供すべき情報を整理する。

ウ　住民からの問い合わせなどに対する広聴体制を整理する。

＜８＞ 避難情報の集中管理体制

市は、被災者支援システムを活用し、災害対策本部において各情報を集中管理できるよう体制を整備する。

被災者支援システム

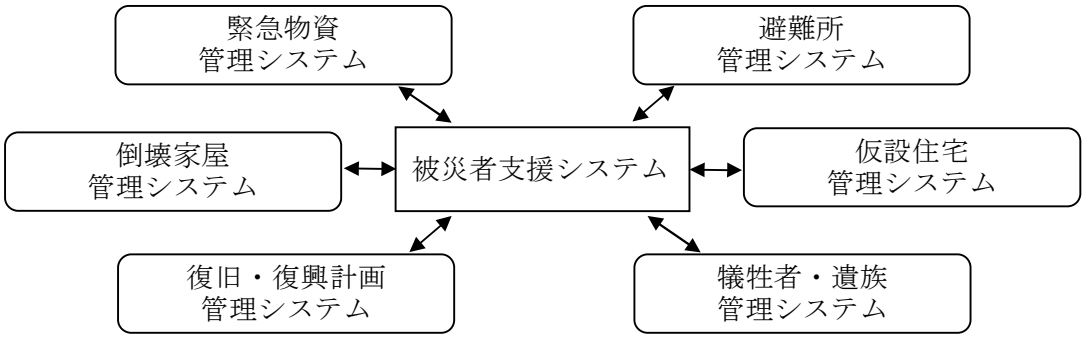

第 21 節　広域的な相互応援体制の整備

1　目　的

市内において災害が発生し、自力による対応が困難な場合に備え、他市町や防災関係機関などとの相互応援協定の締結など、他機関相互の連携を強化した広域的な協力体制の整備を目的とする。

2　施策の体系

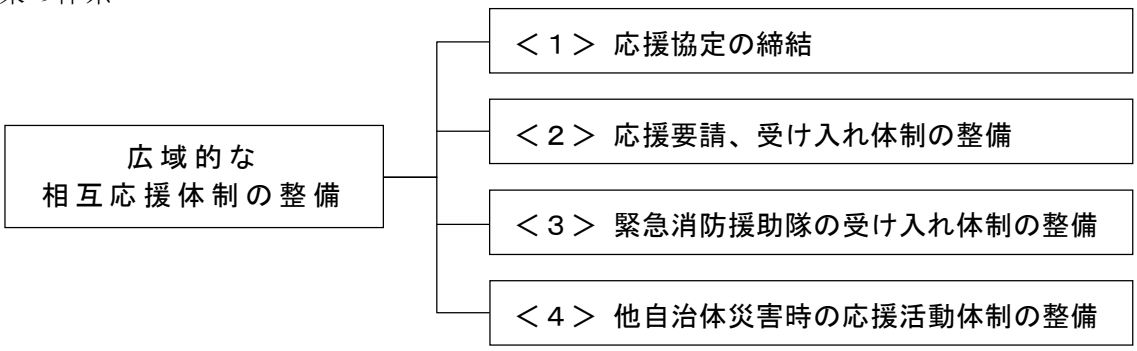

3　対策の内容

＜１＞ 応援協定の締結

市は、市内の各機関、民間事業者及び他県市町との間で次の内容について相互応援協定の締結を推進する。

(1) 飲料、食糧、生活必需物資の提供及びあっせん（民間流通業者、他県市町）
(2) 救出、医療、施設の応急復旧に必要な資機材などの提供及びあっせん（民間医薬品流通業者）
(3) 応急活動に必要な人員、車両などの派遣及びあっせん（県トラック協会加盟事業所、市建設協会など）
(4) 医療職、技術職、技能職などの職員派遣（医師会など）
(5) 収容施設の提供及びあっせん（社会福祉施設、介護保険施設、民間事業者など）
(6) 行政職の職員派遣(他県市町)

災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整えるものとする。

応援職員等の執務スペースの確保に当たっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

＜２＞ 応援要請、受け入れ体制の整備

市は、災害時の自衛隊などへの応援要請・受け入れが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続き、受入窓口や指揮系統、情報伝達方法などを整備するとともに職員への周知徹底を図る。

また、自衛隊の受入れ場所は宮浦公園多目的広場とし、隣接する施設を開放する。

＜３＞ 緊急消防援助隊の受け入れ体制の整備

「緊急消防援助隊」による人命救助活動などの受け入れ体制の整備を図る。

＜４＞ 他自治体災害時の応援活動体制の整備

市は、被災市町村より応援要請を受け、又は緊急を要し、応援要請を待ついとまがなく派遣をしようとする場合は、日常業務に支障をきたさないよう支援体制の整備を図る。

派遣職員は、被災地において被災市町村から援助を受ける事のないよう食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。

第 22 節　災害時医療対策

1　目　的

大規模災害発生時には医療救護需要が極めて多く、広域的に発生することが想定され、かつ即応体制が要求される。医療機関と連携して、研修会の開催、防災訓練の実施、資機材の整備などを行い、大規模災害発生時に対応できる医療活動の実施を目的とする。

2　施策の体系

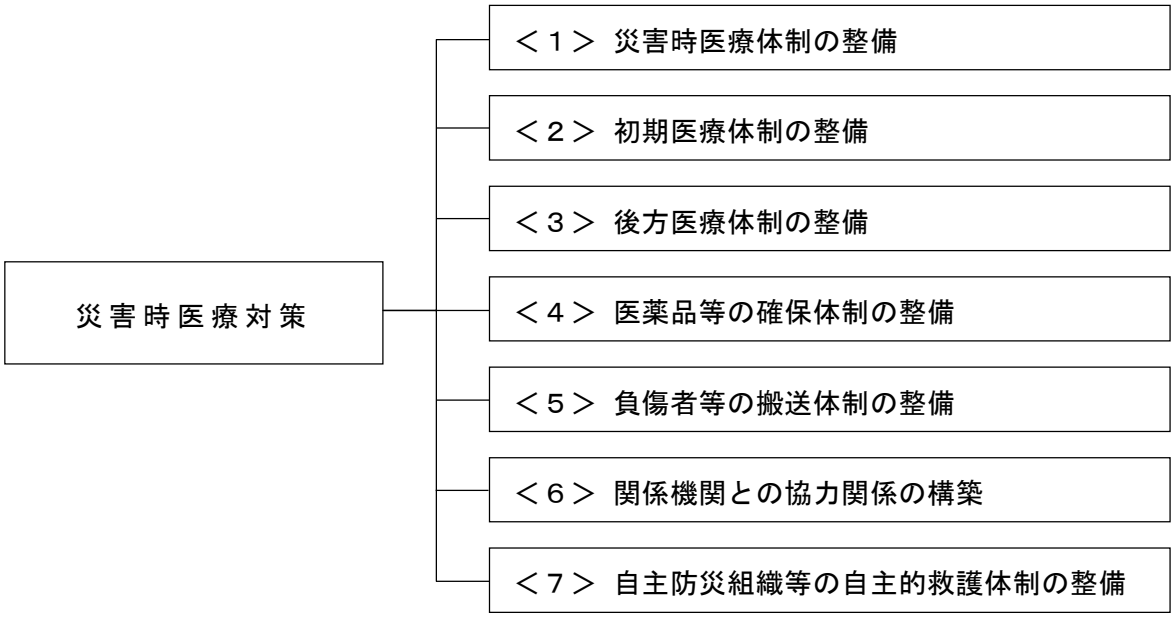

3　対策の内容

＜１＞ 災害時医療体制の整備

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者に対して、医療などを提供できるよう、市及び医療機関などは、災害時医療体制の整備に努める。

＜２＞ 初期医療体制の整備

(1) 救護班の整備

災害時に備えて、医師、看護師、及び事務員（状況に応じて薬剤師を加える）などをもって構成する救護班の体制、医師会、歯科医師会、薬剤師会などに出動を要請した場合の体制、また、県及びその他関係機関に協力を要請した場合の体制の整備に努めるとともに、県の災害時医療救護マニュアルを活用する。

(2) 必要に応じて救護所を設置する体制を整備する。

(3) 救護所などに必要な医療救護用資機材を備蓄する。

＜３＞ 後方医療体制の整備

(1) 医療機関相互の連携体制及び役割分担の整備

応急救護所では対応困難な重傷者などについては、消防本部が災害拠点病院（興生総合病院・三原赤十字病院・厚生連尾道総合病院）に搬送し、治療を行うことになる。多数の人命救助と医療救護を可能にするため、トリアージ*3により負傷などの度合いに応じた医療機関への搬送など、医療機関相互の連携体制を図るため地域コーディネーター4を活用する。

(2) 医療情報の収集・伝達体制の整備

災害時における医療機関の診療の可否、受入可能患者数、患者転送要請数、医薬品などの備蓄状況、ライフラインの状況など、医療情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、広域災害・救急医療情報システムを活用する。

＜４＞ 医薬品等の確保体制の整備

(1) 医薬品などの調達

医薬品などの調達は、広島県災害時医薬品など供給マニュアルに基づいて実施する。

また、市内流通事業者との調達協定を検討する。

(2) 消毒資機材の備蓄

感染症対応用消毒液、防護服（マスク・手袋）など、消毒資機材を備蓄する。

(3) 輸血用血液製剤の確保

輸血用血液製剤については、広島県赤十字血液センター及び県などと連携し、確保に努める。

＜５＞ 負傷者等の搬送体制の整備

災害時における負傷者等の搬送や、避難所から医療機関等への搬送方法について、消防本部などによる搬送体制と市内の輸送事業者などとの間で搬送手段の確保について整備する。

＜６＞ 関係機関との協力関係の構築

災害の規模及び患者の発生状況によっては、県を通じて自衛隊、日本赤十字社広島県支部、広島県医師会などの関係機関に応援を要請する事態が想定されるため、これらの関係機関との間で緊密な協力関係を構築する。

＜７＞ 自主防災組織等の自主的救護体制の整備

大規模災害時には、救急車など搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱などにより、医療活動、救急搬送活動が困難となることが予想される。そのため、自主防災組織や消防計画に位置付けられた市内輸送事業などの協力を得て、医療機関への搬送活動などについて整備を推進する。

**********＊3　トリアージ

「病気やケガの緊急度や重症度」を判定して、治療や医療機関搬送の優先順位を決めること。

＊4　地域コーディネーター

市町対策本部に地域の災害医療の要となる医師が参画する。災害・被災情報を収集・提供し、災害時の医療救護活動が円滑に行えるようサポートする。

第 23 節　消火・救急・救助対策

1　目　的

消火・救助・救急体制の整備に努め、被害を最小限にとどめることを目的とする。

2　施策の体系

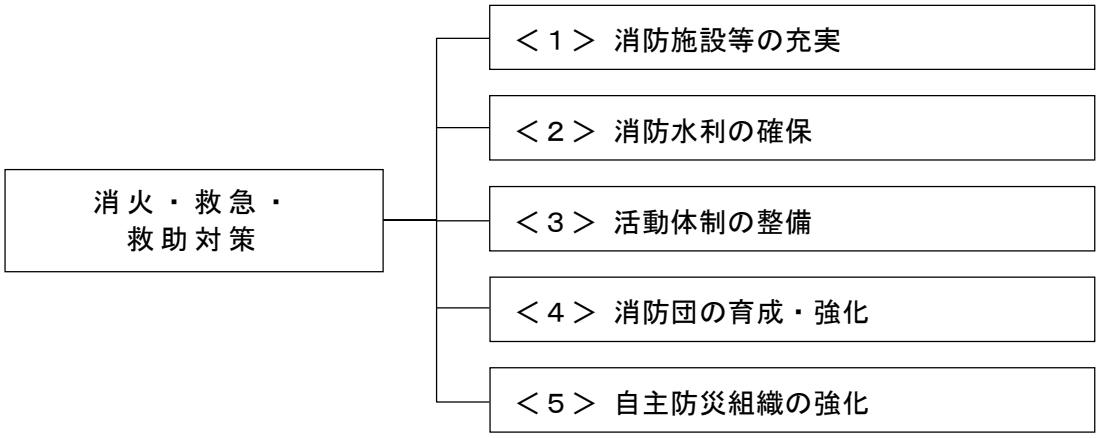

3　対策の内容

＜１＞ 消防施設等の充実

「消防力の整備指針」（平成 12 年消防庁告示第１号）に基づき、消防署を配置し、人員、施設、装備の充実に努める。また、災害時には防災中枢拠点として有効に機能を果たすため、浸水想定区域内の消防施設については、ハザードマップ等を考慮し移転整備を進める。

＜２＞ 消防水利の確保

(1) 「消防水利の基準」（昭和 39 年 12 月 10 日消防庁告示第７号）に基づき、消火栓を配置する。

(2) 河川、ため池、農業用水路などの自然水利やプールの活用、耐震性貯水槽などの防火水槽の整備など、地域の実情に応じて消防水利の多様化を図る。

＜３＞ 活動体制の整備

(1) 迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備に努める。

(2) 大規模災害時における適切な状況判断力と消火・救助技術の向上を図るための教育訓練に努める。

＜４＞ 消防団の育成・強化

消防団の育成・強化に向けて、資機材の整備、出動体制の確保、団員の訓練などを総合的に推進する。

＜５＞ 自主防災組織の強化

(1) 地域の初期消火体制の向上

火災は初期段階であれば、地域住民の手で消し止められる可能性もある。そのため自主防災組織を中心として、消火器、バケツ、可搬ポンプなどの消火資機材を備えるとともに、取扱訓練を実施する。また、市は、自主防災組織の結成、育成を促進する。

(2) 事業所の初期消火体制の向上

事業所においては、法令に基づく消火器などの取扱訓練を反復して実施する。また、地域の自主防災組織との連携を進める。

(3) 救助体制の向上

要配慮者のうち、災害が発生し又は発生するおそれのある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）への避難支援が円滑に行えるよう、資機材の整備や訓練などを総合的に推進する。

第 24 節　消毒・保健衛生・廃棄物の処理体制の整備

1　目　的

災害発生後に必要とされる消毒・保健衛生活動と、災害ごみ及びし尿の処理体制の整備を目的とする。

2　施策の体系

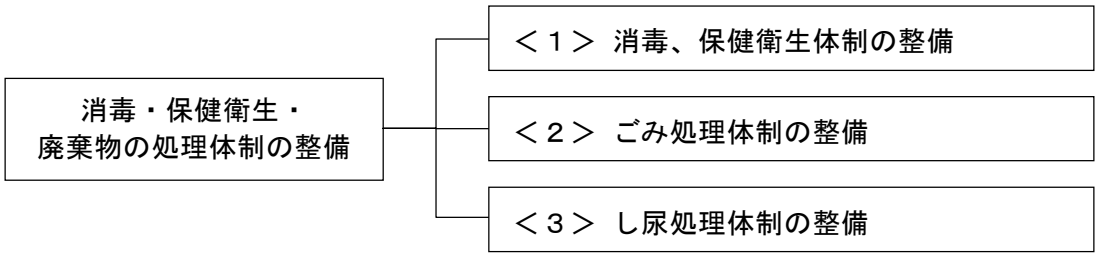

3　対策の内容

＜１＞ 消毒、保健衛生体制の整備

(1) 防疫活動などの整備

災害時被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などから、感染症などの発生が多分に予想される。これを防止するため、被災地の感染症対策、衛生活動を迅速かつ的確に実施する。

市は県の指示に基づき、病原体に汚染された場所等の消毒、ねずみ族・昆虫類等の駆除及び感染症の病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具、その他の物件の消毒・廃棄等及び生活の用に供される水の供給を実施する。

これらを円滑に行うため、平常時から、防疫班などの編成について検討しておくものとする。

(2) 薬剤及び器具の備蓄

消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具などについて、緊急時には速やかに調達できるように、調達可能業者と予め協定を結んでおくなど協力体制を整備する。

なお、市においても常時備蓄に努めるものとする。

＜２＞ ごみ処理体制の整備

(1) ごみ処理計画の策定

ア　被害状況に応じた「ごみ」の量の推計を行う。

イ　災害により排出されるものと一般生活により発生するものとに区分し、各々について排出量を推定するものとする。

(2) ごみの迅速な回収と処理の計画

ア　生ごみなど腐敗性の大きい廃棄物については、被災地における防疫上、収集可能な状態になった時点から出来る限り早急に収集を行う。

イ　建物の解体及び撤去などによる災害廃棄物の処理については、所有者自らが行うこととするが、大規模災害による損壊家屋等及び宅地内土砂混じりガレキ等で、市が災害廃棄物として処理することが適当と認められるものについては、市が行うこととする。

ウ　災害廃棄物については、平常時から公共施設などの仮置き場の選定を行い、仮置き場を拠点にした収集・処理体制を整え、処理に当たる。

エ　棄却地を確保する。

(3) 協力体制の確保

ア　平常時から、災害ボランティアとの協力体制の構築に努める。

イ　県、近隣の市町、民間の廃棄物処理業者、土木・運送事業者などに対して、災害時に人員、資機材などの確保について応援が得られるよう協力体制の整備を進める。

＜３＞ し尿処理体制の整備

(1) し尿処理計画の策定

被害状況に応じたし尿処理排出量を推定し、作業計画を策定する。

(2) 緊急汲み取りの実施計画

被害状況に応じて、便槽などが使用不能になった地域に対し、し尿処理業者の協力を得ながら、応急的に部分汲み取りを実施する。

(3) 仮設トイレなどの配置計画

ア　災害時に避難所、住宅地内で下水道施設の使用が出来ない地域に、災害用組立トイレの配備を進める。

イ　要配慮者に配慮した計画とする。

ウ　仮設トイレの二次的な配置にあたっては、災害に避難所となる小・中学校や公園などに下水道直結型のマンホールトイレなどの設置を推進する。

エ　避難所に指定されている学校のプールの水を水洗用に確保することとする。

オ　市民は、水道の被災により水洗トイレが使用できない場合に備え、風呂桶などへの水の溜置きに努めるものとする。

(4) 協力体制の確保

ア　迅速にし尿処理を行うため、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立する。

イ　県、近隣の市町、民間のし尿処理関連業者及び仮設トイレを扱う民間のリース業者などに対して、災害時に人員、資機材などの確保について応援が得られるよう協力体制の整備を進める。

第 25 節　宅地危険度判定体制の整備

１　目　的

大地震又は豪雨などによって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保することを目的とする。

被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定（以下「宅地判定」という。）を実施するための体制を整備する。

２　施策の体系

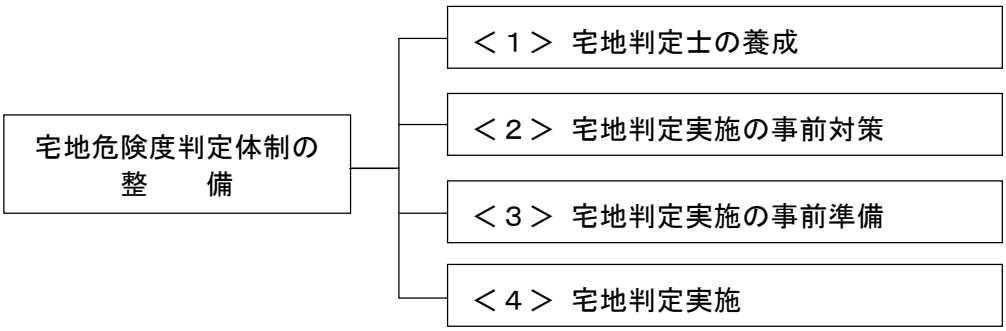

３　対策の内容

＜１＞ 宅地判定士の養成

(1) 講習会への参加促進

建築又は土木技術者を対象に、県が実施する被災宅地危険度判定養成講習会への参加を促し、宅地判定士の養成に努める。

＜２＞ 宅地判定実施の事前対策

市は、的確な宅地判定を実施するため、次の事項についてあらかじめ定めておく。

(1) 宅地判定実施の決定と判定実施本部の設置
(2) 宅地判定の実施に関する県との調整連絡及び県に対する支援要請
(3) 宅地判定実施方法の決定などの基準
(4) 初動体制整備のための宅地判定士の養成、確保
(5) 宅地判定士などの判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項
(6) 判定資機材の調達、備蓄
(7) その他必要な事項

＜３＞ 宅地判定実施の事前準備

(1) 市長は、広島県土砂災害警戒区域図などを参考に、宅地判定実施の可能性が高い地域などを推定し、迅速に判定活動を実施するための環境を整備する。
(2) 市長は三原市被災宅地危険度判定実施要綱により、宅地判定実施本部をあらかじめ準備することとする。

＜４＞宅地判定実施

(1) 市長は、大地震又は豪雨の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると判断した時は、宅地判定実施本部を設置し、宅地判定の実施を決定する。また、市長は宅地判定実施のための支援を知事に要請することができる。

(2) 市は、宅地判定等の判定区域までの移動についての輸送手段についての確保、食料の準備及び必要に応じて宿泊場所の確保を行うものとする。

(3) 市は、宅地判定実施本部を設置したときは、県に速やかに連絡するものとする。

(4) 宅地判定実施本部は、宅地判定支援本部に現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し速やかに報告するものとする。

第 26 節　孤立化対策計画

１　目　的

近年の中越地震などの災害において、道路の寸断による集落の孤立化などが問題となった。

市内でも、道路や橋りょうの被害で孤立化するおそれがある場合に備え、学校区や町内会など、地域の状況に適した単位で、孤立化するおそれのある地区を調査するとともに、避難計画の整備や避難訓練を実施する。

２　施策の体系

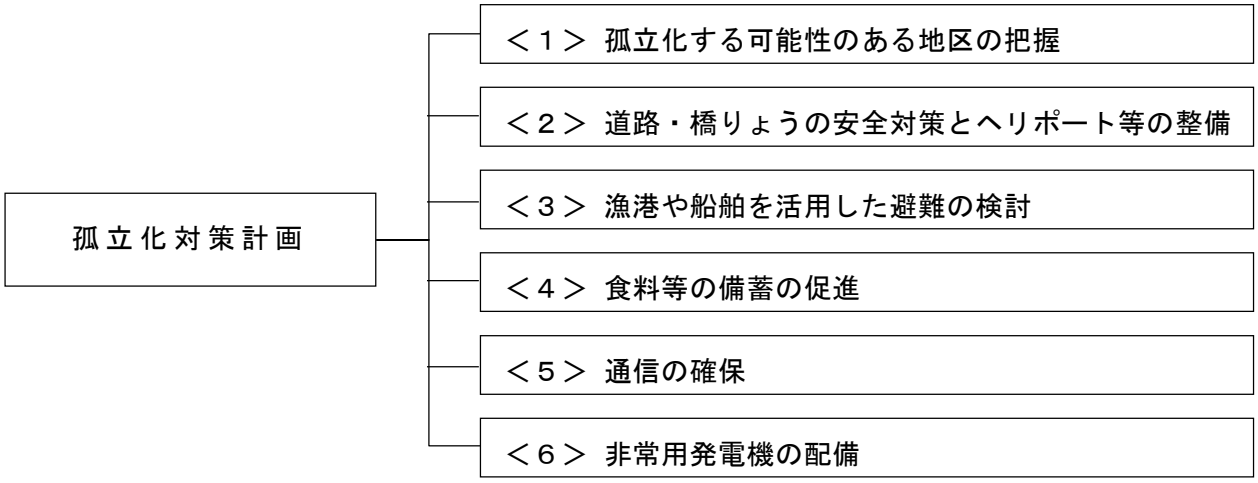

３　対策の内容

＜１＞ 孤立化する可能性のある地区の把握

市域内において､佐木島などの島しょ部を含めて道路や橋りょうの被害で孤立化する場合に備え、学校区や町内会など、地域の状況に適した単位で、孤立化するおそれのある地区を調査するとともに、避難計画の整備や避難訓練を実施する。

＜２＞ 道路・橋りょうの安全対策とヘリポート等の整備

孤立化するおそれのある地区について、計画的に道路・橋りょうの整備やヘリポートになり得る施設や空き地について検討しておく。

＜３＞ 漁港や船舶を活用した避難の検討

佐木島などにおいては、避難に関しては船舶を利用しての避難が効率的であるため、船舶事業者との調整や、島内での避難体制を検討しておく。

また、沿岸部に面した孤立化するおそれのある地区では、三原市漁業協同組合との連携による避難などについても検討する。

＜４＞ 食料等の備蓄の促進

孤立化するおそれのある地区住民に対して、食料の備蓄を啓発するとともに、自主防災組織の組織が立ち上がった地区から防災倉庫の配備などの優先的な整備を促進する。

＜５＞ 通信の確保

市や集落において、災害時優先電話、衛星携帯電話などの公衆通信網のみならず、メール配信システム、音声告知放送、緊急速報メール、町内放送、コミュニティＦＭ、ホームページ、市公式ＳＮＳ、屋外拡声子局などの多様な通信手段を確保するとともに、電源が必要な通信機器については非常用電源を確保するよう努める。

こうした設備面の対策のほか、通信設備や非常用電源の使用方法に習熟するため、平素から防災訓練などを実施する。

＜６＞ 非常用発電機の配備

市は、主な避難所となる小学校及び中学校等へ非常用発電機を配備し、長時間の停電に備えるとともに、孤立化するおそれがある地区の避難所等への配備も検討する。

第 27 節　緊急輸送活動対策

１　目　的

緊急輸送体制の整備に努め、災害発生時の消火、救助、救急、医療などの活動及び緊急物資の供給の実施を目的とする。

２　施策の体系

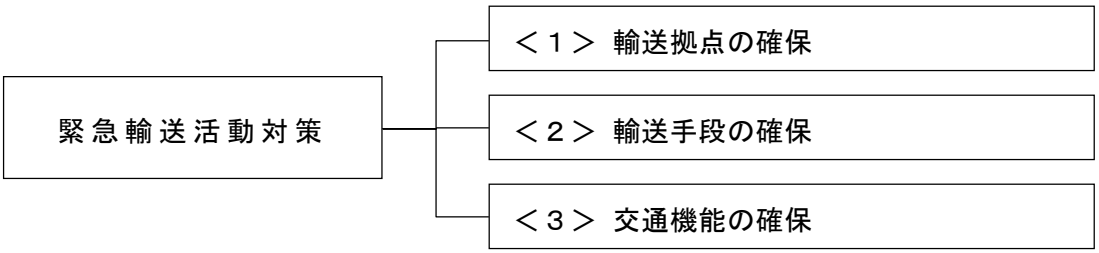

３　対策の内容

＜１＞ 輸送拠点の確保

(1) 広域輸送拠点

他地域からの緊急物資などの受入一時保管などのために、広域輸送拠点の確保は重要となる。緊急時の開設を想定して、他地域からの受入ルートと需要地への配送のルートについて可能性の高い地点を予め候補地として定める。

(2) 海上輸送の拠点

港湾管理者及び漁港管理者は、市内の港湾及び漁港を物流拠点として必要な施設の整備に努める。

(3) 航空輸送の拠点

災害発生時におけるヘリポートの役割は、人命に関わる緊急輸送基地として重要となる。特に、島しょ部を抱える本市にとっては不可欠となるため、緊急輸送など各種応急対策が効果的に実施できるようヘリポートの選定及び整備に努める。

＜２＞ 輸送手段の確保

災害時に緊急輸送車両、船舶などを迅速に確保できるよう、市保有車両を把握するとともに輸送関係機関などとの協定の締結などにより、協力体制の整備を図る。

また、市所有車両のうち災害時に緊急通行が必要となる車両（緊急通行車両）について、県公安委員の事前届出制度を活用する。

＜３＞ 交通機能の確保

(1) 道路、鉄道、港湾、漁港、空港施設の管理者は、災害発生時における施設の機能確保のための体制整備を図るものとする。

(2) 災害発生時において、被害の状況、緊急輸送需要などを総合的に評価し、適切な交通規制を速やかに実施し、緊急交通路の確保を図る体制の整備を進める。

(3) 災害発生時には、道路に障害物が散乱するなど、救援救護活動や緊急物資の輸送に支障が生じるおそれがある。このため、道路啓開作業に必要な資機材及び車両などを災害時に迅速に確保できるよう、資機材、車両の種類及び数量などを明らかにし、関係団体との協定の締結などにより協力体制を整備する。

(4) 道路管理者、漁港管理者及び港湾管理者（以下「道路管理者等」という。以下この項において同じ。）は、災害が発生した場合、緊急の必要があるときは、道路区間を指定して、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置を当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に命ずることができる。

ア　道路区間の指定及び占用者等への車両等の移動命令

道路管理者等は、道路の状況等を勘案し、車両の移動等の措置が必要となる区間が不足なく含まれるよう留意して道路区間を指定し、車両等の占有者に対し、車両等の移動命令をすることができる。

イ　指定道路区間の周知

道路管理者等は、道路の区間を指定したときは、指定道路区間内に周知しなければならない。

ウ　車両等の移動

道路管理者等は、①占有者等への移動命令、又は②道路管理者自らによる移動のいずれかの方法により車両等の移動を行うことができる。

なお、道路管理者等はやむを得ない限度で、車両その他の物件を破損することができる。

エ　土地の一時利用

道路管理者等は、車両等の移動の措置をとるために、やむを得ないときは、必要な限度で、他人の土地を一時使用し、または竹木その他の障害物を処分できる。

オ　損失補償

道路管理者等は、車両移動や土地の一時利用等により、損失が発生した場合は、損失を補償しなければならない。

第 28 節　緊急物資確保対策

1　目　的

災害発生直後に必要な緊急物資の確保体制の整備を目的とする。

市等は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう努めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、男女のニーズの違いや、要配慮者等のニーズに配慮するものとする。

2　施策の体系

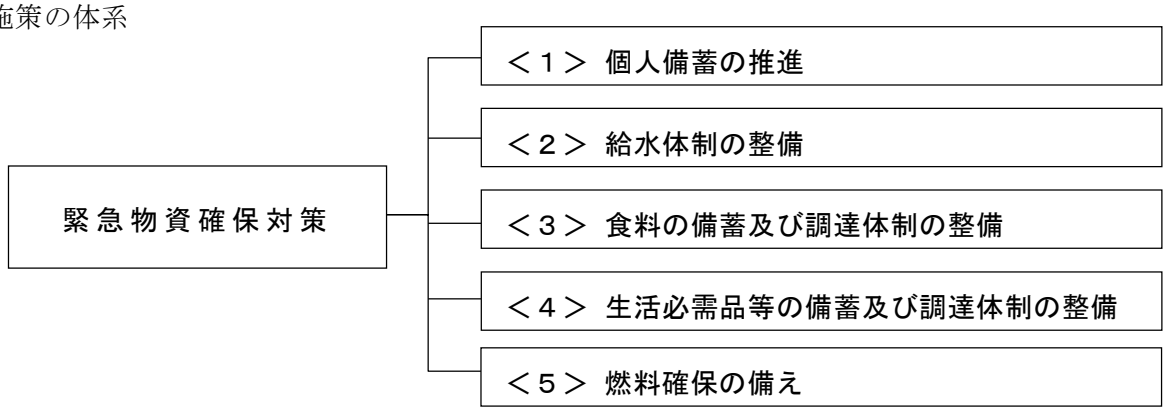

3　対策の内容

＜１＞ 個人備蓄の推進

自主防災組織及び市民への啓発に努め、災害発生後３日分の飲料水・食料及び生活必需品の個人備蓄を推進する。

＜２＞ 給水体制の整備（広島県水道広域連合企業団三原事務所）

(1) 応急給水体制の整備

災害時には西野浄水場を給水拠点とし、沼田東基幹配水池、第二中学校、道の駅みはら神明の里、吉田配水池及び大具配水池の応急給水所を活用する。

(2) 応急給水資機材の確保

現在、給水車２台（3.0 ㎥、2.0 ㎥）、給水タンク３基（1.5 ㎥、1.0 ㎥、0.3 ㎥）及び組立式給水タンク 25 基（1.0 ㎥）を配備している。

(3) 飲料水の備蓄

応急給水が実施できない場合に備えて、飲料水用耐震性貯水槽を検討する。

(4) 相互応援

大規模災害に備えた広域的な相互応援対策等の確立に努めるものとする。

＜３＞ 食料の備蓄及び調達体制の整備

(1) 食料の備蓄及び調達計画の策定

食料の備蓄数量、品目、備蓄場所、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法、給与方法及びその他必要事項など、食料の備蓄及び調達計画を策定する。

また、備蓄品目の選定に当たっては、要配慮者や食物アレルギー患者等への対応にも配慮するものとする。

(2) 応急食料の備蓄

食料の備蓄及び調達計画に基づき、被災者のための応急食料の備蓄を行う。

また、備蓄に当たっては孤立が想定される集落等にも配慮するものとする。

(3) 食料の調達体制の整備

食料の備蓄及び調達計画に基づき、生産者及び販売業者との協議により、業者と物資の調達及び輸送に関する協定の締結を進める。

また、大規模災害時には広域応援協定により、他の自治体と相互に食料・飲料水の受け入れ及び応援を行う。

(4) 県との連携

県内で大規模な災害が発生し、市町単独では必要な物資の確保が困難な場合に備え、県が、民間事業者のノウハウを活用した救援物資の調達方法や救援物資輸送拠点の運営方法、国や関係機関と連携した救援物資輸送車両等への燃料確保の仕組み等の整備を行っていることから、市は、連携できるよう体制の確立に努める。また、市は、国が構築する物資の調達や輸送に関する情報共有システムを活用し、効率的に避難所等のニーズの把握や物資の輸送を行うよう努めるものとする。

＜４＞ 生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備

(1) 生活必需品などの備蓄及び調達計画の策定

生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法、給（貸）与方法及びその他必要事項など、生活必需品の備蓄及び調達計画を策定する。

(2) 生活必需品などの備蓄

生活必需品などの備蓄及び調達計画に基づき、被災者のための生活必需品などの備蓄を行う。

(3) 生活必需品などの調達体制の整備

生活必需品などの備蓄及び調達計画に基づき、生産者及び販売業者との協議により、業者と物資の調達及び輸送に関する協定の締結を進める。

災害時に必要となる食料・飲料水・衣料などに加え、特に備蓄しにくい粉ミルク、生理用品・下着などを調達できるよう、市内の販売業者と予め協定を結んでおく。

また、大規模災害時には広域応援協定により、他の自治体と相互に生活必需品などの受け入れ及び応援を行う。

＜５＞ 燃料確保の備え

県は、災害応急対策を円滑に実施するために必要となる緊急車両及び施設の燃料の確保について、「災害時における石油類燃料の確保に関する協定」を締結する団体等とともに、緊急車両への優先給油及び防災拠点施設への燃料配送に関する計画をあらかじめ策定しておくものとする。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設を有する事業者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努

めるとともに、災害発生後においては、必要に応じ、被災市町への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。

＜６＞　電源の確保

国、県、電気事業者等は、それぞれが所有する電源車の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

また、県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとし、大規模停電発生時には直ちに、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるとともに、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。

なお、複数の都道府県に大規模停電等が発生した場合には、国や電気事業者等が主体的、積極的に調整するものとする。

第 29 節　文教対策

1　目　的

児童、生徒及び教職員の生命、身体の安全を図り、学校の土地・建物、その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から防護するため必要な計画を策定し、その推進を図ることを目的とする。

2　施策の体系

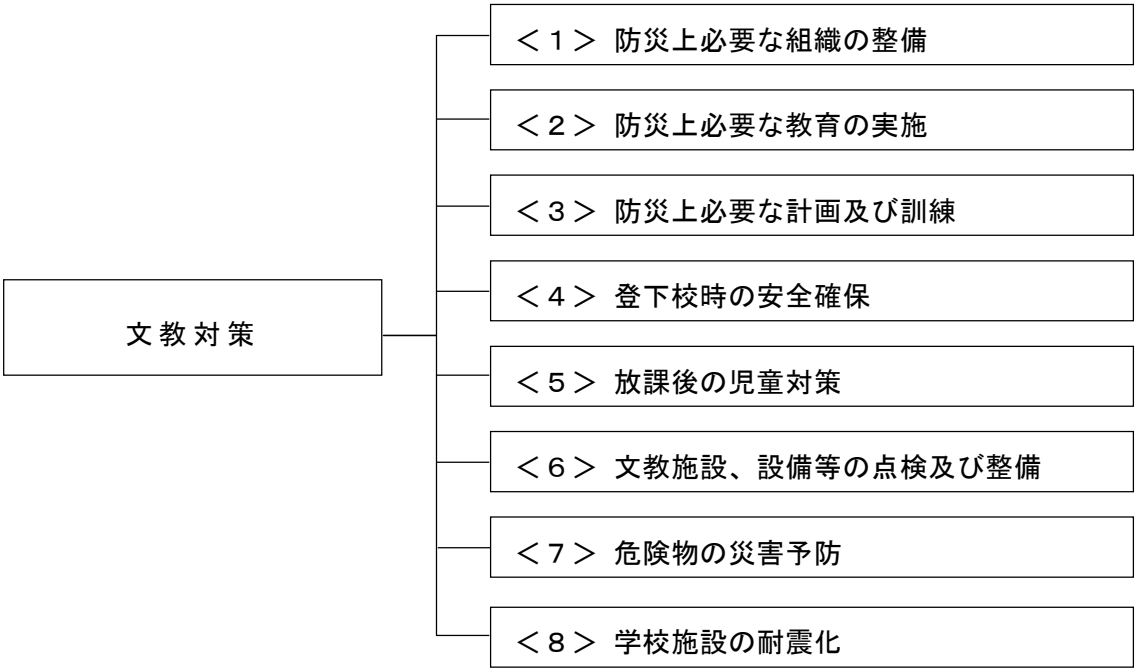

3　対策の内容

＜１＞ 防災上必要な組織の整備

災害発生時において、迅速かつ適正な対応を図るため、学校では平素から災害に備えて教職員などの任務分担及び相互の連携などについて組織の整備をしておく。児童、生徒が任務を分担する場合は、児童、生徒の安全の確保を最優先する。

＜２＞ 防災上必要な教育の実施

学校での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

(1) 児童、生徒に対する安全教育

児童、生徒の安全と家庭への防災思想の普及を図るため、学校において防災上必要な防災教育を行う。防災教育は、地域の特徴や過去の教訓等について断続的な防災教育に努め、児童生徒が危険予測・危険回避能力を身につけることができるよう総合的な学習に位置付けて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事などとも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。

(2) 関係教職員の専門的知識のかん養及び技術の向上

関係教職員に対する防災指導として資料の作成、講演会及び研究会などを実施し、防災に関する専門的知識及び指導技術の向上を図る。

(3) 防災思想の普及

ＰＴＡ、青少年育成団体、女性団体、自主防災組織などの研修会、各種講座及び防災訓練などの社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

＜３＞ 防災上必要な計画及び訓練

児童、生徒及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとり得るように必要な計画を立て、訓練を実施する。

(1) 災害の種別に応じ、学校などの規模、施設設備の配置状況、児童、生徒の発達段階を考慮し、避難所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法、保護者への児童生徒の引渡し方法などの計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。また、計画策定に際しては、防災関係機関との連絡を密にし、専門的立場からの指導助言を受けることや必要に応じて外部の専門家や保護者等の協力を求める。

(2) 学校における訓練は、教育計画に位置付けて実施するとともに、児童会、生徒会及び通学班の活動などを考慮のうえ、十分な効果を上げるように努める。

(3) 国、県、市は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

(4) 訓練実施後は、十分な反省を加え、必要に応じ、計画の修正及び整備を図る。

＜４＞ 登下校時の安全確保

児童、生徒の登下校時の安全を確保するため、あらかじめ指導計画を学校ごとに立て、平常時から児童、生徒及び保護者への周知徹底を図る。

(1) 通学路の設定

ア　通学路については、教育委員会及び地元関係者と連携を図り、校区内の各種状況下における危険箇所を把握しその点検を行う。

イ　教育委員会は、平常時の通学路に異常が生じた場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定するなどしておく。

ウ　異常気象時における通学路の状況の把握について、その情報収集の方法を確認しておく。

エ　児童、生徒の個々の通学路及び誘導方法などについて、常に保護者と連携をとり確認しておく。

(2) 登下校の安全指導

ア　異常気象時の児童、生徒の登下校について、指導計画を綿密に立てる。

イ　通学路における危険箇所の児童、生徒への注意と保護者への周知徹底を図る。

ウ　登下校時における危険を回避できるように児童、生徒に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

(3) 文教施設の不燃構造化の促進

文教施設及び設備を災害から防護し、児童、生徒などの安全を図るため、これらの建物の建築にあたっては鉄筋コンクリート造、鉄骨造などによる不燃構造化を促進する。

＜５＞ 放課後の児童対策

放課後、児童館を利用する児童、生徒及び児童クラブを利用する児童の生命、身体の安全を図るため、当該施設の職員に対する防災指導を行うとともに、避難所、経路、時期及び誘導並びにその伝達方法を定め、その周知徹底を図る。また、避難訓練の定期的な実施に努める。

施設及び設備についても点検・整備を行うとともに、防災活動上必要な器具などの確保に努める。

＜６＞ 文教施設、設備等の点検及び整備

文教施設、設備などを災害から防御するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所又は補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの改善を図る。

災害時の施設、設備などの補強など防災活動に必要な器具などについては、あらかじめ必要な数量を確保するとともに、定期的に点検を行い整備する。

＜７＞ 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物の取扱保管などにあっては、法令に従い適切に取り扱うとともに、災害の発生時においても安全を確保できるように適切な予防措置を講ずる。

＜８＞ 学校施設の耐震化

市は、文部科学省が定める施設整備基本方針に基づき、学校施設の耐震化完了後は、建物の天井材や外装材等の非構造部材の耐震化を進める。

第 30 節　文化財保護計画

1　目　的

災害発生時には、建造物などの倒壊、破損、焼失などにより、古くから伝承されてきた貴重な文化遺産が滅失の危機にさらされることが予想される。被害状況を的確に把握し、保存・管理の徹底を図るため、所有者と連携のうえ適切な措置を講ずることを目的とする。

2　施策の体系

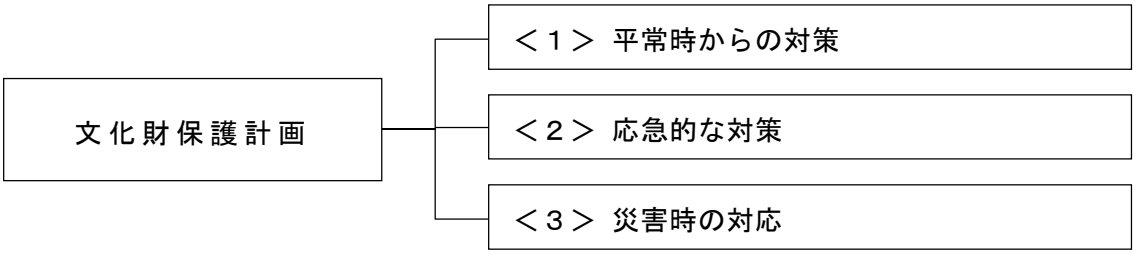

3　対策の内容

＜１＞ 平常時からの対策

(1) 市指定文化財及び市内に所在する国指定（登録）文化財及び県指定文化財の文化財台帳の記載内容は次のとおりであり、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。

ア　一般項目（名称、種別、種類、分類、員数、指定年月日、所在地、所有者、所有者住所、管理者、管理者の電話番号、管理者住所、所在地を示す地図など）

イ　性質項目（構造、形式、寸法、規模、面積、製作、建築年代など）

ウ　防災項目（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、警備方法、周辺の環境、収蔵庫、防火点検実施状況、防災訓練実施状況など）

(2) 所有者（管理者）に対する防災知識の普及を図るために防火点検、防災訓練を実施し、併せてその管理・保護対策について指導・助言をするように努める。

(3) 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備などの防災・防火設備の設置を促進する。

(4) 適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。

(5) 文化財及び周辺の環境整備を常に実施する。

※三原市文化財等一覧は「資料編　資料 34」参照

＜２＞ 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努める。

＜３＞ 災害時の対応

(1) 被害状況の把握・報告

(2) 事後措置の指示・伝達

第 31 節　防災施設の限界と避難開始の時期

1　目　的

災害に対する防災施設の限界と、限界を越えた場合に被害の及ぶ範囲を明らかにし、住民が安全に避難できる基準づくりを進めることを目的とする。

2　施策の体系

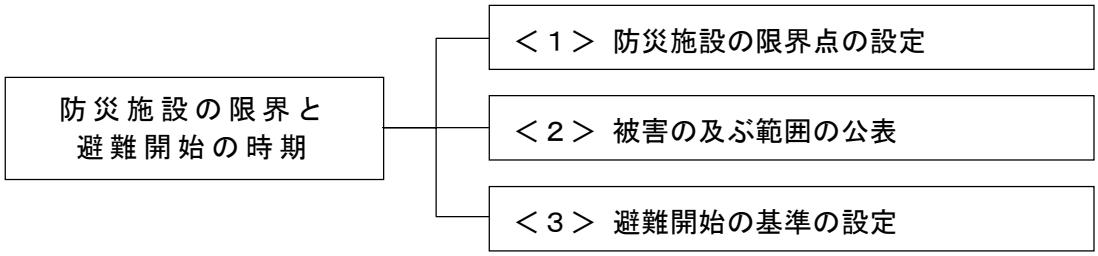

3　対策の内容

＜１＞ 防災施設の限界点の設定

市内では基本的に沼田川などが最大の被害因子となるため、水防計画に位置付けた県の基準（危険水位）を防災施設の限界点として考えることとする。

≪防災施設の限界点の考え方≫

自然現象が防災施設の防御能力を越えることで災害は発生する。防災施設で防ぐことができなくなるときの災害の大きさ（水位など）について平常時から消防団及び自主防災組織などに周知し、防災施設が限界に達する前に住民が安全に避難できるように努める。

(1) 防災施設の限界点

防災施設の耐えられる範囲を越える現象が起き、災害発生の危険が高まる極限点を「防災施設の限界点」と設定する。

(2) 避難開始点

防災施設の限界点に達する前の段階で設定する。

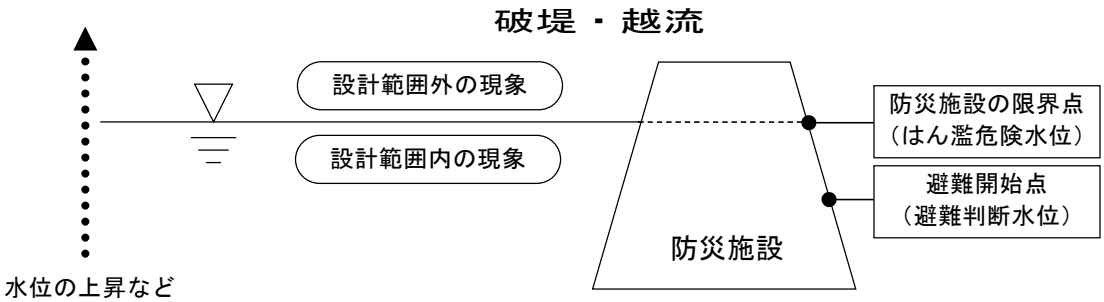

＜２＞ 被害の及ぶ範囲の公表

防災施設の管理者は、被害の及ぶ範囲を明らかにするよう努める。

水防法に基づく洪水予報河川（沼田川）、水位周知河川（沼田川、天井川、和久原川、西野川、藤井川、仏通寺川、梨和川、菅川、椋梨川）について、ハザードマップで、浸水想定区域と水深を公表する。

加えて、土砂災害警戒区域、高潮浸水想定区域及び津波浸水想定区域などについても併せて公表する。

＜３＞ 避難開始の基準の設定

防災施設の管理者は、「高齢者等避難」「避難指示」の二類型により避難開始の基準を設定するように努める。

市は、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

※発令の参考となる情報は「資料編　資料 17」参照

［二類型の避難情報一覧］

区　　分	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	避難に時間を要する高齢者などの要配慮者が安全に避難できるタイミングであり、災害が発生するおそれがある状況	・避難に時間のかかる高齢者などの要配慮者とその支援者は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。 ・その他の人は避難の準備をし、状況に応じ、自発的に避難する。
避難指示	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生するおそれが高い状況	危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。

※自然現象のため不測の事態なども想定されることから、避難行動は、計画された避難所などに避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況などに応じて、自宅や隣接建物の２階などに避難することもある。

第 32 節　危険性の周知

1　目　的

防災施設の危険性に関する情報について、平常時と緊急時における情報提供のあり方について基本的な方向を示すことを目的とする。

2　施策の体系

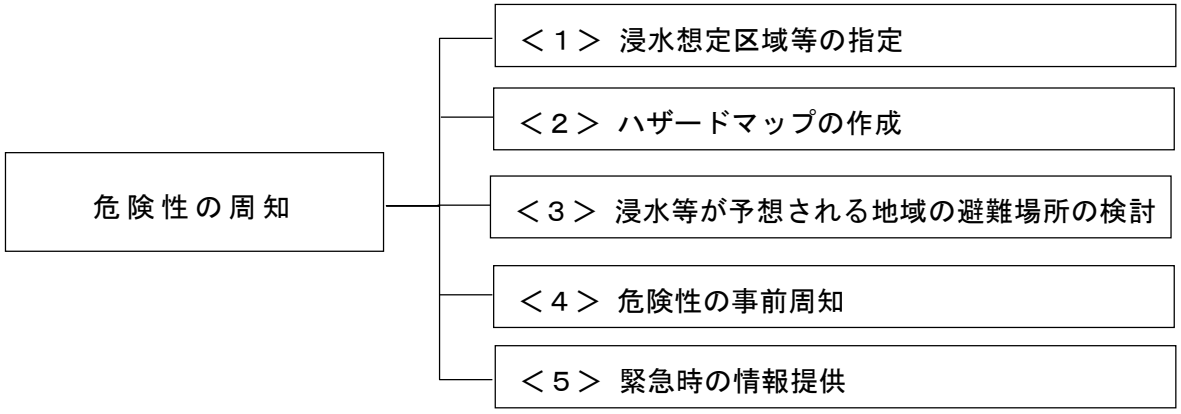

3　対策の内容

＜１＞洪水浸水想定区域等の指定

(1) 県による洪水浸水想定区域の指定

ア　県は、次の河川（三原市関係分）について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、市長に通知する。

(ｱ) 水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川（沼田川）

(ｲ) 避難判断水位を定めその水位に到達した旨の情報を提供する河川（沼田川、天井川、和久原川、藤井川、仏通寺川、梨和川、菅川、西野川、椋梨川）

イ　市は、市地域防災計画において浸水想定区域ごとに次の事項を定める。また基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、同様の措置を講じるよう努める。

(ｱ) 洪水予報などの伝達方法

(ｲ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項

(ｳ) 避難訓練に関する事項

(ｴ) その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

なお、洪水浸水想定区域内に地下街など（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)、主として高齢者などの要配慮者が利用する施設及び大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で、洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、さらに次の事項を定める。

a　これらの施設の名称及び所在地

※施設名称等は「資料編　資料 36」参照

b　当該施設への洪水予報などの伝達方法

※伝達方法は「第３章　第２節　災害応急組織計画」参照

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

ア　県は、市長の意見を聴いて土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。

(ｱ) 住宅宅地分譲地、社会福祉施設などのための開発行為に関する許可

(ｲ) 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進

(ｳ) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転などの勧告

(ｴ) 勧告による移転者への融資、資金の確保

イ　市は、市地域防災計画において警戒区域ごとに次の事項を定める。

(ｱ) 土砂災害に関する情報の伝達方法

(ｲ) 急傾斜地の崩壊などのおそれがある場合の指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項

(ｳ) その他円滑な警戒避難が行われるために必要な事項

なお、土砂災害警戒区域内に主として高齢者などの要配慮者が利用する施設がある場合には、さらに次の事項を定めるものとする。

ａ　当該施設への土砂災害に関する情報などの伝達方法

(3) 高潮浸水想定区域図の作成

県は、台風などによる高潮災害のおそれのある区域について、必要に応じて各沿岸地域の浸水想定区域の現状を把握するための調査を行い、高潮浸水想定区域を明らかにし、施設整備、警戒避難体制などが有機的に連携した高潮防災対策を推進する。

(4) 雨水出水浸水想定区域の指定

市は、管理する公共下水道等の排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するものとする。

＜２＞ ハザードマップの作成

洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域及び雨水出水浸水想定区域（以下、「浸水想定区域等」という。）をその区域に含む市町は、浸水想定区域等、指定緊急避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップの作成を行う。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、高潮、中小河川及び内水による浸水に対応したハザードマップの作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討に努める。

ハザードマップには次の事項を記載するものとする。

(1) 市町地域防災計画において定められた洪水予報、土砂災害に関する情報等の伝達方法

(2) 指定緊急避難場所に関する事項

(3) その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項

(4) 浸水想定区域内の地下街等及び主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時及び雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地

＜３＞ 浸水等が予想される地域の避難所の検討

現在、市内には指定した避難所があるが、河川氾濫・土砂災害などが想定される地域に含まれている避難所がある。避難時の混乱回避や避難者の安全確保のため、学校舎などの利用や、また被害想定区域以外の避難所をあらかじめ検討し、避難所として開設する場合においては、速やかな開設に努める。

＜４＞ 危険性の事前周知

(1) 市は、防災施設の限界点（はん濫危険水位)、避難開始点（避難判断水位)、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の危険性に関する情報をハザードマップ、市ホームページ及び出前講座などの方法により、周知する。

(2) 市は、危険性に関する情報を対象となる地域住民に周知する。

＜５＞ 緊急時の情報提供

(1) 市は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがあり、避難開始点に達することが予測される時は、メール配信システム、市公式ＳＮＳ、ケーブルテレビ放送、有線放送施設、ＦＭ告知端末、屋外拡声子局、ホームページ、コミュニティＦＭ、電話及び広報車などにより住民に通知する。

また、浸水想定区域内にある要配慮者が利用する施設については、ファクシミリ等で通知する。

※施設名称等は「資料編　資料 36」参照

(2) 市は、ＦＭ告知端末や屋外拡声子局を活用し、直接住民に避難開始を知らせる。また住民が避難開始を受け取れるメール配信システム、市公式ＳＮＳへの登録等を促進する。

第 33 節　避難計画の策定

1　目　的

避難計画を予め策定する。

2　施策の体系

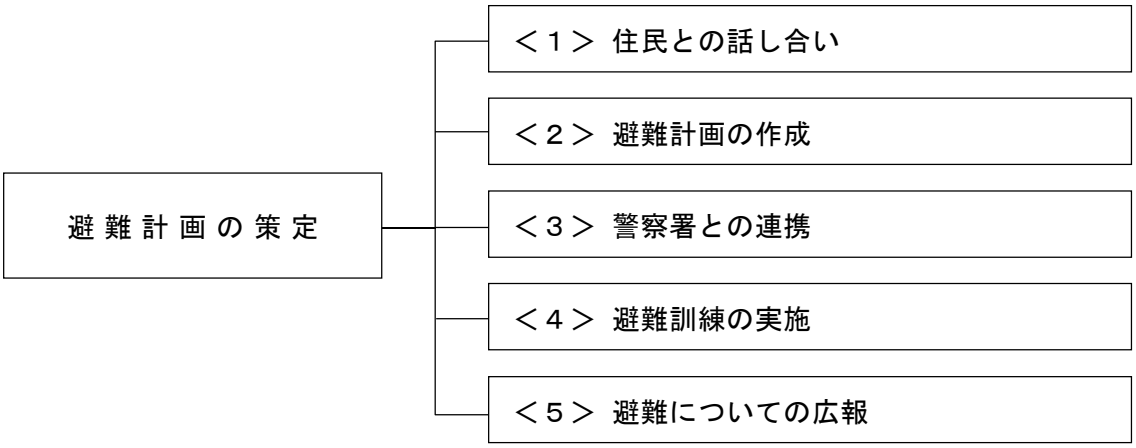

3　対策の内容

＜１＞ 住民との話し合い

(1) 地域の危険性の周知

ハザードマップなどを活用し、地域住民に災害の特性を説明する。

≪災害の特性≫

ア　高潮

イ　洪水

ウ　土砂災害

(2) 緊急避難場所の選定など

住民の意見を反映して緊急避難場所の選定などを行う。

ア　緊急避難場所の選定

イ　避難経路

ウ　住民などへの連絡方法

エ　その他必要な事項

＜２＞ 避難計画の作成

(1) 災害発生時の地域の状況についての情報収集体制

市は、自主防災組織との連携により被災地の状況を早期に把握する体制づくりに努める。

(2) 警戒を呼びかける広報活動

災害の種類ごとに警戒を呼びかける基準又は条件の設定に努める。

(3) 避難開始の基準

ア　市は、避難開始の基準又は条件の設定に努める。また、県による浸水想定区域の指定がされていない河川について、はん濫歴の検証等を行い基準の設定に努める。

イ　防災施設の管理者は、市の避難開始の基準の設定に対し助言する。

(4) 自主防災組織、自治会による避難誘導の計画

市は、自主防災組織、自治会と連携して住民の避難誘導の計画を作成するよう努める。計画には要配慮者と一緒に避難する体制整備を含む。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

(5) 浸水想定区域における避難計画

ア　市は、浸水想定区域ごとに洪水予報の伝達、避難所などの計画を作成する。

イ　市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛防災組織を設置するものとする。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市に報告するとともに、当該計画を公表するものとする。

ウ　市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市に報告するものとする。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

エ　市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市に報告するものとする。

(6) 多数の人が集まる施設の避難計画

学校、保育所、工場など多数の人が集まる施設の設置者又は管理者などは、市長が避難の指示を行った場合、関係者を速やかに安全な場所へ避難させる責務を有するので、あらかじめ、市長と協議して避難計画を作成しておく。

(7) 地下街などの避難計画

地下街など（地下街、デパートの地下売り場など、従業員以外の不特定多数の者が利用しており、浸水が発生した場合にその利用者が円滑かつ迅速に避難することが困難で、被害の発生が想定される地階）の管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防の責任者、連絡体制、避難誘導計画などを定めた浸水被害を防止するための計画を作成し、従業員などへの防災教育、訓練を行うよう努める。

(8) 市は、(2)～(7)を避難計画としてまとめ、住民及び関係機関に周知する。

＜３＞ 警察署との連携

市は、避難計画をまとめる上で、警察署と必要な連携を行う。

＜４＞ 避難訓練の実施

市は、自主防災組織、自治会などと連携し、避難訓練を実施する。

＜５＞ 避難についての広報

市は、広報紙などにより、避難計画を周知する。

第 34 節　避難体制の整備

1　目　的

災害時における住民の円滑な避難体制の確保を目的とする。

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知を図るものとする。

また、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に努めるものとする。

2　施策の体系

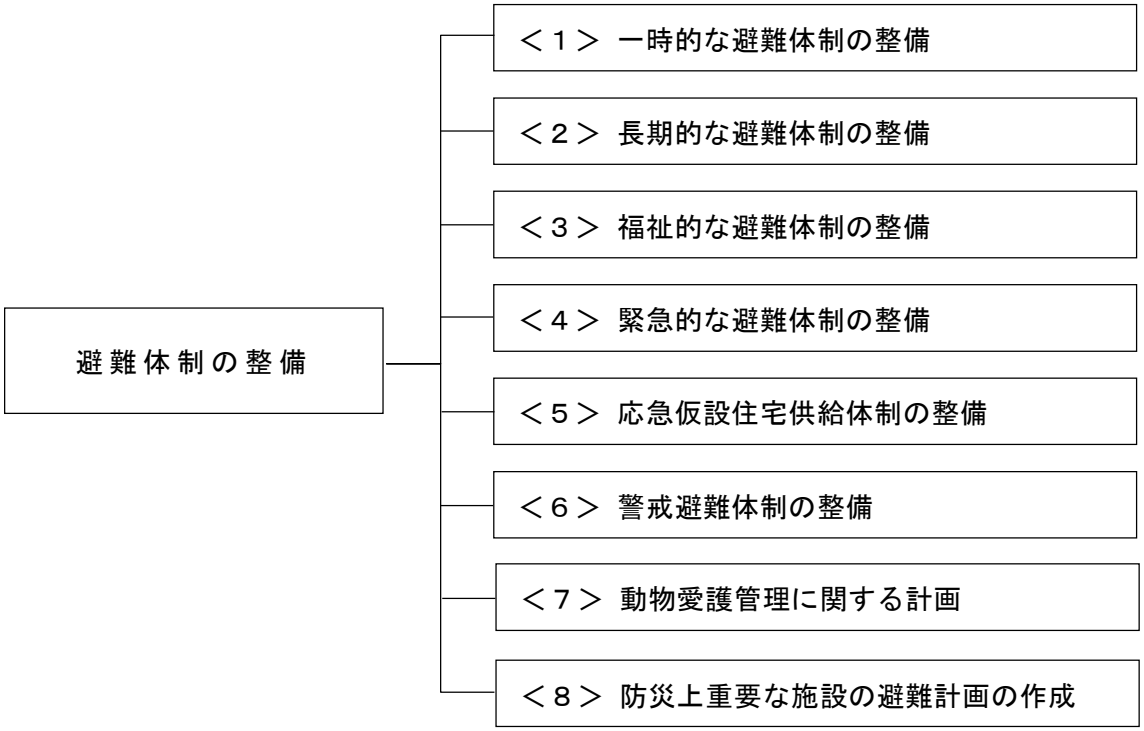

3　対策の内容

＜１＞ 一時的な避難体制の整備

(1) 指定緊急避難場所の指定・周知

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速な避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを、洪水、土砂（崖崩れ、土石流及び地滑り）、高潮、地震、津波等の災害の種類ごとに指定緊急避難場所に指定する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

また、市は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、住民等へ周知を図

るとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

(2) 指定緊急避難場所の選定基準

ア　指定緊急避難場所は、集合した人の安全がある程度確保されるスペースをもった学校、公園、緑地などであること

イ　危険な地域を避けること

(ｱ) 土砂災害、浸水などが予測される区域

(ｲ) 危険物などが備蓄されている施設の近く

(ｳ) 耐震性が確保されていない建物の近くなど

ウ　市街地大火による輻射熱から安全な有効面積を確保できること

(3) 避難路の選定基準

避難路の選定の基準は、概ね、次のとおりとする。

ア　避難路中の道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性や周囲の状況について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

避難路の幅員は原則として15m以上とする。ただし、これに該当する道路がない場合は、おおむね８ｍ以上の幅員を有する道路を選定する。（避難住民の安全性を確保するため、幅員が15～10ｍの場合には、一般車両の通行規制、10m以下の場合には、緊急車両及び一般車両の通行規制等を行う必要がある。）

イ　避難路は、相互に交差しないものとする。

ウ　避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。

エ　洪水、高潮等による浸水や土砂災害等も考慮し、海岸、河川及び急傾斜地沿いの道路は、原則、経路として選定しないものとする。

(4) 地域住民の参画

避難経路等の選定は、避難経路として適さない区間、土砂災害などのおそれがある区域から避難する際の避難方向など地域の災害想定を十分考慮したものとするとともに、地域の自主防災組織、住民参加のワークショップ等において、住民の意見を取り入れた避難経路等の選定を図るものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(5) 避難誘導体制の整備

ア　市は、自主防災組織などと協力し、被災状況を把握し、住民などの安全な避難誘導が行えるよう体制づくりを行い、避難場所、避難路沿い等に誘導表示板、案内標識等を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。

イ　避難にあたっては、避難行動要支援者の安全を確保するため、消防団、自主防災組織を中心に自治会、福祉関係機関などと連携を図り、三原市避難行動要支援者避難支援プラン等に基づいた避難誘導体制を整備する。

ウ　駅、学校、保育所、福祉施設、病院、図書館など多くの人に利用される施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練に努める。

エ　指定避難所及び指定緊急避難場所を示す標識、案内板を設置する。

オ　指定避難所及び指定緊急避難場所へ誘導する標識、案内板を設置する。

カ　夜間においても確認できる標識、案内板を設置する。

キ　市の広報紙や地域における自主防災組織などの避難訓練により指定避難所及び指定緊急避難場所について住民への周知を図る。

(6) 感染症の自宅療養者等対策

県及び保健所設置市の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

＜２＞ 長期的な避難体制の整備

(1) 指定避難所の指定・周知

市は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、県に通知するとともに、平常時から指定避難所の場所、収容人数等について、住民等へ周知を図るものとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

(2) 一定期間の避難生活ができる施設を指定避難所に指定する。

≪指定避難所の選定基準≫

ア　耐震構造を有するなど安全な建物であること。

イ　水や食料の供給が容易で、トイレの利用ができること。

ウ　出入口へのスロープ、男女別トイレ、バリアフリートイレ、更衣室、ファクシミリの設置など、女性や高齢者、障害者などに配慮されていること。

(3) 避難路の選定基準

避難路の選定の基準は、概ね、次のとおりとする。

ア　避難路中の道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性や周囲の状況について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

避難路の幅員は原則として15m以上とする。ただし、これに該当する道路がない場合は、おおむね８ｍ以上の幅員を有する道路を選定する。（避難住民の安全性を確保するため、幅員が15m～10mの場合には、一般車両の通行規制、10m以下の場合には、緊急車両及び一般車両の通行規制等を行う必要がある。）

イ　避難路は、相互に交差しないものとする。

ウ　避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。

エ　洪水、高潮等による浸水や土砂災害等も考慮し、海岸、河川及び急傾斜地沿いの道路は、原則、経路として選定しないものとする。

(4) 避難所の運営方法について予め定めておく。また指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

ア　避難所の管理運営に関すること

(ｱ) 避難所の管理者不在時の開設体制の整備

(ｲ) 施設管理者、災害対策本部要員、自主防災組織などの協力による避難所運営体制の整備
(ｳ) 災害対策本部との連絡体制の整備
(ｴ) 避難者の把握、情報の収集・伝達、各種相談業務など応急対策の体制整備
(ｵ) 男女のニーズの違いや要配慮者のニーズに配慮した運営体制
(ｶ) 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換体制の整備や地域人材の確保、育成

イ　避難住民への支援に関すること
(ｱ) 避難者への給水、給食の体制整備
(ｲ) 避難者への毛布、衣料、日用必需品などの支給の体制整備
(ｳ) 避難者の健康管理の体制整備
(ｴ) 負傷者に対する応急医療の体制整備

(5) 避難所には、地域防災拠点備蓄計画に基づき、食料及び資機材などをあらかじめ備蓄し、又は必要なときに直ちに配備できるよう準備しておく。

≪備蓄及び配備に準備する主なもの≫

ア　食料・飲料水
イ　生活必需品
ウ　通信機材
エ　放送設備
オ　照明設備
カ　炊き出しに必要な機材及び燃料
キ　給水用機材
ク　救護所及び医療資機材
ケ　仮設トイレ
コ　仮設テント
サ　防疫用資機材
シ　工具類
ス　非常用発電機
セ　簡易ベッド（ダンボールベッド含む）

(6) 避難所の安全性の確保

避難所の安全性に問題がないかどうかを定期的に点検し、必要な措置を行う。

(7) 災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家などの把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、体制整備に努める。

(8) 被災者支援等対策

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとし、県は、市が進める仕組みの整備等に対して協力や支援等に努めるものとする。

＜３＞ 福祉的な避難体制の整備

(1) 一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者などを集中的に受け入れるために、市内の公共的施設、福祉施設及び宿泊施設など、一定期間の避難生活ができる施設と協定を締結し、福祉避難所として指定する。

（災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定（H24.6.29、H30.3.14 締結）指定 38 施設（令和５年４月１日時点））

(2) 避難所として受入れ可能な施設について、福祉避難所開設・運営マニュアルを作成し、運営方法や期間について定めておく。

ア　避難の期間について

イ　福祉的避難所としての管理運営について
ウ　使用が可能な施設やその方法について
エ　市から供給する物資や資機材について

＜４＞ 緊急的な避難体制の整備

(1) 高潮及び河川災害が発生した場合、当該想定地域内に避難所を指定しており、災害の状況によっては避難が不可能な場合がある。福井水害でも、決められた避難地が浸水し、避難ができなかった例もあるため、公営や民営のビルを中心に避難が可能かどうかについて、地域の自主防災会などと連携して検討する。
(2) 本郷・久井・大和の各支所には比較的スペースがあるため、この各支所の活用についても検討する。
(3) 市内の都市公園について、高潮、河川災害及び土砂災害等発生等の自然災害を想定し、公園の所在や面積等から適切と判断される公園は一時的な避難場所として活用するために整備し、指定緊急避難場所としての指定を推進する。（資料編 13　都市公園一覧）現在、東本通土地区画整理事業地内に整備している東本通８号公園を災害時の指定緊急避難場所として防災機能を兼ね備えた公園整備を推進している。
(4) 移転を行う三原西消防署を災害時の指定緊急避難場所としての防災機能を兼ね備えた庁舎として整備を推進している。
(5) 災害等により地域住民が緊急に避難する必要が生じ、市による開設を待つ暇がない場合に、地域で小・中学校屋内運動場を開設できるよう、自主防災組織と「災害発生時における避難施設としての利用に関する協定」の締結を推進する。

＜５＞ 応急仮設住宅供給体制の整備

(1) 沿岸部の民有地や多目的グラウンドなど、建設可能な用地とそれぞれの建設可能戸数を把握しておく。
(2) 関係団体との連携による建設資機材の調達方法や供給可能量を把握する。
(3) 要配慮者に配慮した建設が行えるよう調整する。
(4) 応急仮設住宅として活用できる公共施設を把握する。

＜６＞ 警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域の指定があった場合、災害情報の伝達や避難が早くできるよう、市は次のとおり必要な警戒避難体制の整備を図る。
(1) 警戒区域における円滑な避難を確保する上で、重要な事項を区域の住民に周知する。
(2) 住民と協力して、安全な避難経路を選定する。
(3) 雨量情報、土砂災害危険度情報などの情報収集及び警戒区域の重点的な巡視を実施し、早期の危険予測を行う。
(4) 土砂災害警戒情報が発表された場合は、避難情報の発令判断を行う。
(5) 避難情報の伝達については、メール配信システム、市公式ＳＮＳ、緊急速報メール、ケーブル

テレビ放送、有線放送施設、ホームページ、電話、屋外拡声子局、ＦＭ告知端末、コミュニティＦＭ及び広報車を効果的に用いるとともに、特に配慮が必要な場合は個別訪問を行う。

また、警戒区域内の要配慮者が利用する施設については、ファクシミリ等で伝達する。

＜７＞ 動物愛護管理に関する計画

災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに指定避難所等に避難してくることが予想される。

動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・受入れ等に係る体制の整備に努める。

また、災害時の対応は飼い主による「自助」を基本とし、飼い主に対して、所有者明示の実施や避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の周知を図るものとする。

さらに、指定避難所等における家庭動物の受入れや適正な飼養方法について、平常時に担当部局や運営担当（施設管理者など）と検討や調整を行うものとする。

＜８＞ 防災上重要な施設の避難計画の作成

防災上重要な施設の管理者は、次に示す避難計画を作成し、関係職員に周知するとともに訓練を実施するよう努める。

(1) 学校、幼稚園及び保育所

ア　地域の特性などを考慮する。

避難所、避難経路、避難誘導、指示伝達の方法

イ　生徒、児童、幼児を集団的に避難させる場合を想定する。

避難路の選定、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食などの方法

(2) 病院、その他の医療施設及び特別養護老人ホームなど

患者などを他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定する。（収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生、入院患者に対する実施方法など）

(3) 興業場、駅、その他不特定多数の者の利用する施設

多数の避難者の集中や混乱に配慮した避難誘導計画

第 35 節　避難所運営計画

1　目　的

大規模な災害が発生した場合、避難所での混乱が想定されるため、あらかじめ基本となる体制を定めることを目的とする。

2　施策の体系

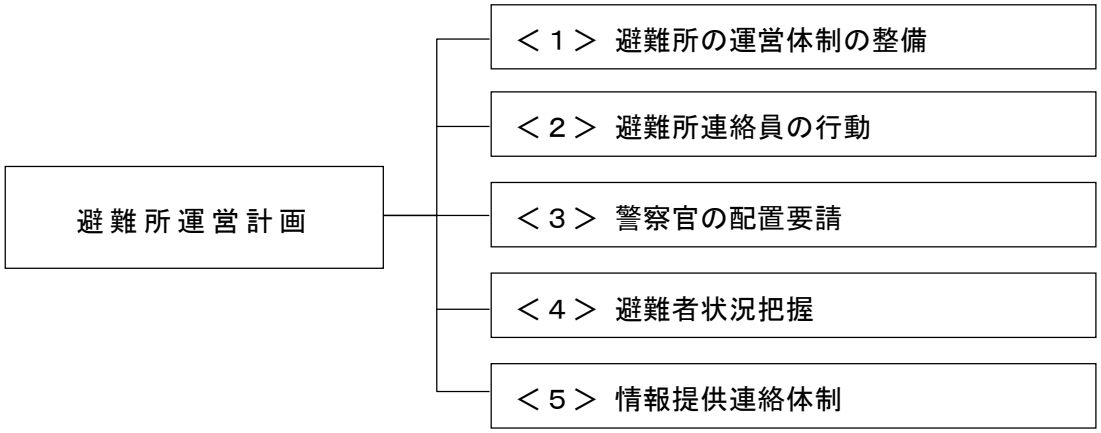

3　対策の内容

＜１＞ 避難所の運営体制の整備

避難所に配置された連絡員（市職員）は、施設管理者及び自主防災組織などと協力して管理にあたるものとする。なお、避難所開設・運営マニュアルを作成し、避難所別の連絡員の体制を検討する。

また、マニュアルの作成、見直し、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な資機材の把握及び知識等の普及に努めるものとし、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所運営できるように配慮するよう努める。マニュアルの作成及び見直しに当たっては、県に必要な支援等を求めるものとする。

市及び県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

市及び県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

＜２＞ 避難所連絡員の行動

(1) 連絡員は、高齢者等避難が発せられた時、又は上司の命令があった場合直ちに配置につくものとする。

(2) 連絡員は、自主防災組織、施設管理者、消防団、警察署など関係機関と緊密な連携のもとに避難所の運営に当たるものとする。

(3) 連絡員は、避難所への収容人員や氏名を把握するとともに、速やかに施設の通信資機材等を活用し、災害対策本部に報告し、適切な措置を講ずるものとする。
(4) 連絡員は、避難所の安全管理に必要な収容人員の把握に努め、収容能力からみて危険があると判断したときは、速やかに災害対策本部と連絡をとり適切な措置を講ずる。
(5) 連絡員は、常に災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を収容者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安解消に努める。
(6) 災害対策本部は、避難所に新たな災害などによって危険が迫った場合の再避難に備えて、避難経路、避難地などについて常に情報収集し、把握に努める。
(7) 連絡員は、避難所内に傷病者がいることを認めた場合は、速やかに災害対策本部と連絡をとり適切な措置を講ずる。
(8) 連絡員は、避難者が避難所を移動（自宅へ帰宅、縁故避難、入院など）する場合は、作成した名簿により、移動先を明記及び管理する。
(9) 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給などに当たっては、災害対策本部と連絡をとり、災害対策本部は連絡員及び避難所管理関係者に適切迅速な措置をとらせ、収容者の不平不満がないように努める。
(10) 「ペット受け入れのための避難所運営等ガイドライン」を活用して、避難場所における家庭動物のためのスペース確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うよう努めるものとする。
(11) その他避難所の安全管理において必要と認められる事項に関しては、災害対策本部と連絡を密に取り合い、措置をする。
(12) 避難所で活動するボランティアの安全管理のためにボランティア保険加入を検討する。
(13) 連絡員は、疾病やアレルギーの有無等の避難者が配慮を希望する事項等を確認し、災害対策本部と連携してその内容に応じて可能な限り配慮を行うよう努めるものとする。

＜３＞ 警察官の配置要請

避難所の安全の確保と維持のため、災害対策本部は、必要により警察官の配置を要請する。

＜４＞ 避難者状況把握

(1) 避難者名簿の作成

避難所に配置された連絡員は施設管理者や自主防災組織と協力して避難者の名簿を作成するものとする。作成した名簿は災害対策本部へ提出する。

また、可能な限り、要配慮者が把握できるように、高齢者、乳幼児、妊婦、障害者、外国人、アレルギーの有無なども分類できるようにする。

(2) 避難所状況表の作成

避難所に配置された連絡員は、施設管理者や自主防災組織と協力して避難所の状況表を作成するものとする。

(3) 避難者の２次的避難（市外・県外への縁故避難）情報の収集

避難所に配置された連絡員は、避難者の内、市外・県外への縁故避難などにより、２次的避難をする人については、２次的避難所を確認し、名簿に記入するものとする。

＜５＞ 情報提供連絡体制

(1) 避難者に対する情報提供

各種情報は、避難所の掲示板、市広報誌、メール配信システム、市公式ＳＮＳ、チラシ、ケーブルテレビ、コミュニティＦＭ等を活用し、避難住民に対し迅速かつ正確な情報提供を行う。また、情報提供の責任者は、避難所の連絡員とする。

(2) 本部に対する連絡

ア　避難所開設・運営全般
イ　避難者人数・名簿関連
ウ　救護などを必要とする場合
エ　物資などの必要数関連
オ　炊き出し関連
カ　防疫
キ　し尿処理・飲料水など

➔ 避難施設通信資機材及びその他の通信手段 ➔ 本部

第 36 節　災害対策資機材などの備蓄等に関する計画

1　目　的

平常時から災害対策資機材などの備蓄に努め、応急対策活動や復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

2　施策の体系

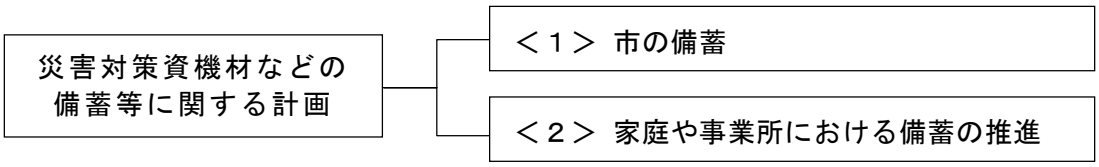

3　対策の内容

＜１＞ 市の備蓄

(1) 市は、独自では物資の確保が困難な被災者に対し、食料や飲料水、生活必需品などを支給し、円滑な応急対策を行うために、必要な物資や資機材を備蓄するよう努めるとともに、家庭・事業所に対して、備蓄に関する啓発を行う。

指定避難所又はその近傍で防災倉庫等を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達に当たっては、食物アレルギー患者、女性、子供など、要配慮者にも配慮する。

(2) 備蓄の実施主体は、家庭・事業所、県、市の三者が次表に基づいて行うものとし、各家庭・事業所は、食料や飲料水、生活必需品などについて、可能な限り備蓄し、自らの身の安全は自らで守るよう努める。

	家庭・事業所	市	県
食料	３日分	２食分	２食分
飲料水	平常時からの備蓄	ポリ容器、給水タンクの備蓄	調整
生活必需品など	３日分	１日分	１日分
医薬品など医療資機材		平常時から医薬品など医療資機材の備蓄	
防災資機材		平常時から防災資機材の備蓄	

ア　食料

乾パン、ビスケット、アルファ化米、缶詰、粉ミルクなど。

イ　飲料水

ウ　生活必需品

毛布、哺乳びん、おむつ、生理用品、簡易トイレ、ポリタンク（飲料水などの確保用）、ビニールシート（テント代用、雨漏り防止）、簡易食器類、日用品セットなど。

エ　医薬品など医療資機材

包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液などの外科的治療に用いる医薬品など。

特に、災害拠点病院・災害協力病院においては、多数患者の受入れや医療救護班の派遣に必要となる資機材など。

オ　防災資機材

救助・救護用資機材、消火用資機材、水防関係資機材、流出油処理用資機材、陸上建設機械、被災建築物応急危険度判定資機材、被災宅地危険度判定資機材、その他応急対策活動や復旧対策活動に必要な資機材など。

(3) 災害時の防災拠点となる小・中学校等（44 箇所）においては、地域防災拠点整備方針に基づき、設置した防災倉庫等に備蓄資材の分散備蓄などを計画的に実施する。

(4) 備蓄数量については、広島県地震被害想定調査報告書（平成 25 年）における南海トラフ巨大地震が発生した場合の想定避難者数をもとに、備蓄品目については、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和４年６月改定：中央防災会議幹事会）」において、被災者の命と生活環境に不可欠な必需品として記載された８品目を基準に、集中又は分散して常時計画的に備蓄する。

(5) 災害応急救助物資の調達や供給、輸送方法などについては、各担当課においてあらかじめ物資、資材の生産業者や集荷業者、販売業者、配給業者、輸送機関などと緊密な協力関係を樹立するよう計画する。

＜２＞ 家庭や事業所における備蓄の推進

備蓄は、家庭・事業所、市及び県の３者が行う。

各家庭・事業所は、「自分の命は自分で守る」という心構えが必要であるが、水がなくなることは人間の生死にかかわる問題である。季節や気温によって違いはあるが、大人１人が１日に必要な水は約３リットルとされている。各家庭・事業所において、最低３日分の水と食料、生活必需品の備蓄を図ることの重要性について、住民に知識の普及を図る。

【対策】

市広報など、あらゆる機会を用いて、「家庭・事業所での備蓄」の習慣の普及を図る。

(1) 飲料水の備蓄

ア　ペットボトルや缶入りミネラルウォーターの利用

イ　就寝前にいろいろな容器に水を汲み置きしておく習慣の普及

(2) 飲料水以外の水

食器や手を洗うため、又は水洗トイレ用の水として、風呂にいつも水を張っておく習慣の普及に努める。

(3) 非常食

缶詰やレトルト食品、アルファ化米、ドライフーズ食品などがある。

特別に、非常食として備蓄しなくても、菓子類やインスタント食品、干しうどん・そばなど、日常の食品を余分に買い置きし、古いものから順に食べる習慣の普及に努める。

(4) 非常用持ち出し袋など

各家庭で、震災時に必要と思われる貴重品など（預貯金通帳や実印、常備薬などを含む）をまとめた非常用持ち出し袋を用意しておく。

第 37 節　要配慮者対策

1　目　的

高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などは、災害時には自らが適切な行動がとりにくく被害を受けやすい「要配慮者」といえる。中でも、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者を「避難行動要支援者」と位置付け、避難行動要支援者への配慮を行った施設や環境の整備を行うとともに、地域ぐるみの支援体制づくりを推進することを目的とする。

2　施策の体系

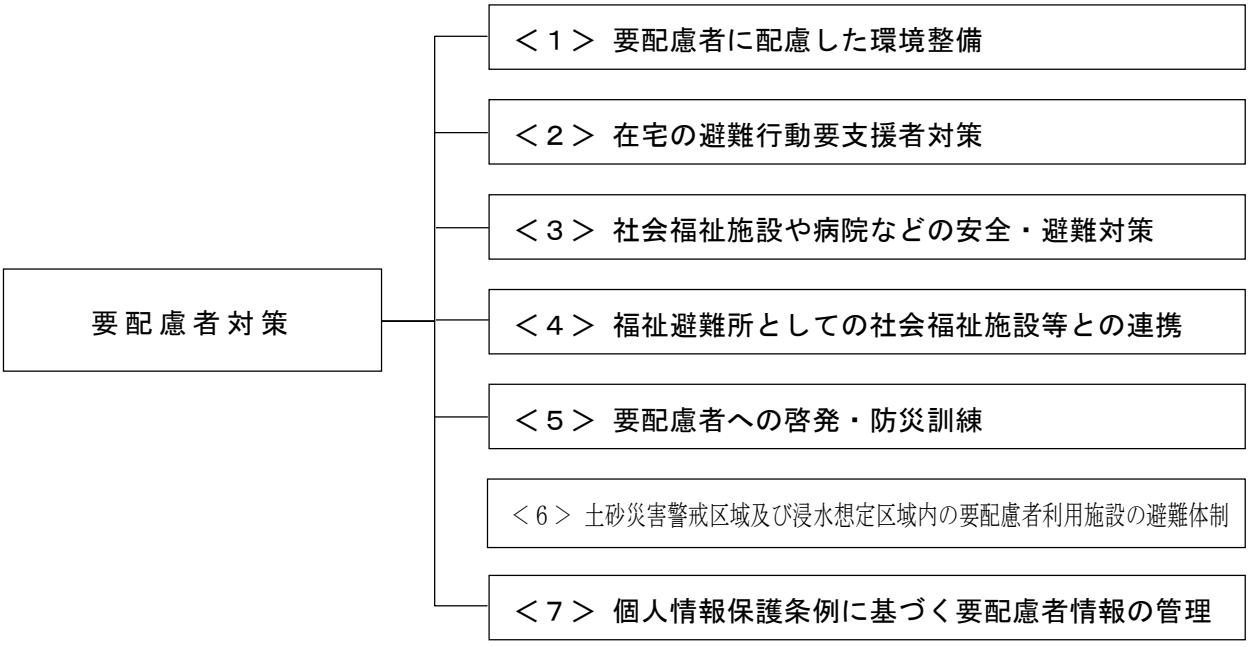

3　対策の内容

＜１＞ 要配慮者に配慮した環境整備

(1) 避難所や緊急避難場所、避難路の指定にあたっては、地域の要配慮者の実態にあわせ、安全性や利便性に配慮するとともに、災害などに対し的確な対応が可能となるよう、気象情報や災害情報などを伝達するための施設整備に努める。

(2)「やさしい日本語（普段使われている日本語をより簡単な言葉に言い換える等して、外国人のほか、子どもや高齢者などにも分かりやすく伝えられることば)」あるいは外国語の付記などの環境整備に努める。

(3) 避難所等で、意思表示ができるようコミュニケーション支援ボードを作成し、避難所に配備する。

(4) 新たに都市開発を行う際は、社会福祉施設や病院などの配置について、土砂災害警戒区域や浸水の危険性の高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに、避難所や緊急避難場所、避難路との位置関係を考慮する。

＜２＞ 在宅の避難行動要支援者対策

市は、在宅の避難行動要支援者が正しい情報や支援を得て、適切な行動をとるために必要な対策を推進するとともに、自主防災組織や事業所などの防災組織の協力による救護体制の確立に努める。

また、基本法に基づく避難行動要支援者名簿の作成及び活用等に関して、次のとおり取組むものとする。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

ア　名簿に掲載する者の範囲

市は、三原市避難行動要支援者避難支援プランに基づき従前から整備してきた三原市避難行動要支援者台帳を本名簿とし、掲載する者の範囲を次のとおりとする。

○　介護保険の要介護３以上の者
○　身体障害者（身体障害者手帳１・２級）
○　知的障害者（療育手帳Ⓐ・A）
○　精神障害者（精神障害者保健福祉手帳１級）
○　一人暮らし高齢者（75 歳以上の者）
○　高齢者のみの世帯の者（75 歳以上の者）
※　上記以外の者であっても、実態を踏まえながら市長が避難支援の必要があると認める場合は、対象とすることができるものとする。

イ　名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

対象となる避難行動要支援者の範囲や避難行動要支援者の全体像を把握する必要があるため、次の情報から抽出した①氏名、②性別、③生年月日、④住所、⑤電話番号、⑥身体等の状況（介護認定の有無、障害手帳の有無）を市内部で一元管理する。

○　住民基本台帳（生活環境部市民課）
○　介護保険被保険者台帳（保健福祉部高齢者福祉課）
○　身体障害者手帳所有者情報（保健福祉部障害者福祉課）
○　療育手帳所有者情報（広島県）
○　精神障害者保健福祉手帳所有者情報（広島県）
○　高齢者世帯状況調査（保健福祉部高齢者福祉課）

ウ　名簿の整備・更新

平常時における名簿情報等の整備・更新の効率化及び被災者支援業務に名簿情報等を活用する際の迅速化等の向上を図るため、可能な範囲で電子化することを努めるものとする。

避難行動要支援者台帳は、原則として、年１回避難行動要支援者台帳の追加・更新等を行うとともに、適宜、最新の情報に更新する。また庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(2) 避難行動要支援者避難支援プラン（個別避難計画）の策定

ア　市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、地域の実情等を踏まえて、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民・自治組織、医療・介護等の関係施設・事業所、NPO 等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

イ　個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ　市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成にあたっては、可能な範囲で電子化することを努めるものとする。

エ　作成した個別避難計画は、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個人情報の取扱いに関する協定を締結した自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等、地域の実情に応じた体制の整備に努める。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

オ　市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

カ　市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体で避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合及び一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(3) 地域の避難支援等関係者への避難行動要支援者情報の提供

災害発生時に地域ぐるみで避難行動要支援者の安全確保を図るため、避難行動要支援者本人の同意を得て、平常時より避難支援等関係者へ名簿提供を行い、作成した個別避難計画については、市と地域で共有し、協力して避難支援等の体制づくりを進める。

また、基本法第 49 条の 11 第３項及び第 49 条の 15 第３項に定める「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合」においては、三原市個人情報保護条例第 10 条第１項第３号「市民の生命、身体、財産その他個人の人格的利益に対する危機を回避するためやむを得ないと認められるとき」に該当するため、情報提供について同意していない者も含め、対象地域に係る避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者に提供することができる。

なお、避難支援等関係者は次のとおりとする。

○　町内会・自治会等一定地域の住民によって組織される自治組織
○　三原市自主防災組織連絡協議会
○　三原市社会福祉協議会
○　地域包括支援センター
○　三原市民生委員児童委員（連合協議会）
○　三原市消防団
○　三原警察署
○　その他市長が定める避難支援等の実施に携わる関係団体

(4) 名簿情報の提供に際しての漏えい防止のための措置

地域の避難支援等関係者へ避難行動要支援者情報を提供する場合には、個人情報の取扱いについて記した協定書を取り交わし、守秘義務を確保する。

(5) 避難行動要支援者の円滑な避難のための情報伝達の配慮

自主防災組織や町内会・自治会、民生・児童委員、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所などと連携して、情報の収集が困難な者の連絡体制の整備に努める。

(6) 避難支援等関係者の安全確保

各地において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義等を説明するとともに、避難支援

等関係者等の安全確保にも理解を得られるよう、平常時より、説明を行う。

避難支援等関係者にあっては、避難行動要支援者の救助に際し、自身の生命が危険にさらされることがないよう、地域内でのルールづくりを促進する。

(7) 環境の整備

避難行動要支援者が災害時に安全に避難できるよう環境の整備に努めるものとする。

(8) 防火器具などの普及・啓発

在宅の避難行動要支援者の安全性を高めるため、防災器具や防炎製品の普及・啓発に努める。

＜３＞ 社会福祉施設や病院などの安全・避難対策

(1) 組織体制の整備

社会福祉施設や病院などの管理者などに対し、災害発生時において、施設利用者などの安全を確保するための組織体制の整備について指導する。

また、自主防災組織や事業所などの防災組織の整備や指導を通じ、それら防災組織と社会福祉施設、病院などとの連携を図り、施設利用者などの安全確保対策に関する協力体制を構築する。

(2) 避難先の確保体制整備

市は、社会福祉施設や病院等による避難場所の確保や避難場所への搬送の協力依頼機関（消防等）の確保が被災時に困難となる場合に備え、関係機関（他市町、県関係団体等）と連携し、被災施設入所者の避難先の確保等の体制整備を行う。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常時に関する具体的計画を策定するものとする。

なお、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

(3) 施設・設備などの整備

社会福祉施設、病院などの管理者などに対し、施設の耐震性・安全性の向上に努めるよう指導する。

また、市は社会福祉施設等の新規整備について、土砂災害警戒区域や浸水の危険性の高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに、やむを得ず設置する場合には、避難体制の確立、建築物等の耐震化、情報通信施設の整備等を指導する。

さらに、市及び社会福祉施設、病院などの管理者などは、災害発生後の施設入所者の生活維持に必要な物資及び防災資機材の整備に努めるとともに、風水害の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、関連する施設について、可能な限り一時避難が可能となるよう配慮するものとする。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設などの人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

＜４＞福祉避難所としての社会福祉施設等との連携

要配慮者は、避難所生活に特殊に施設や設備を必要とする場合がある。このため、日常的に要配

慮者の受け入れがある、介護関連施設や障害者関連施設と、福祉避難所としての使用についての協議を行い、災害時に要配慮者の二次的な避難所としての活用ができるよう協定を締結する。

＜５＞ 要配慮者への啓発・防災訓練

(1) 防災知識等の普及啓発

市は、要配慮者やその家族に対し、防災パンフレットなどの配布により災害に対する基礎的知識、家庭での予防・安全対策などの理解を深めるとともに、地域の防災訓練などへの参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動や、防災に対する理解を深めるように啓発に努める。

また、要配慮者に対する避難は、「高齢者等避難」を位置づけているため、この、「高齢者等避難」で避難することに対する周知を図る。

地域で生活する外国人に対し、「やさしい日本語」あるいは外国語の防災パンフレットの配布、防災標識などへの外国語の付記などの対策を推進するよう努める。

(2) 防災訓練

市は、要配慮者を想定した、避難誘導、情報伝達などの訓練に努める。

＜６＞ 土砂災害警戒区域、及び浸水想定区域及び津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難体制

(1) 避難確保計画の作成

土砂災害（特別）警戒区域、浸水想定区域及び津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設（資料編 35・36・37　以下「区域内要配慮者利用施設」という。）の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法及び津波防災地域づくりに関する法律に基づき、水害や土砂災害及び津波災害が発生する場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた「避難確保計画」を作成するものとする。

(2) 市長への報告

区域内要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法及び津波防災地域づくりに関する法律に基づき、「避難確保計画」を作成・変更したときは、遅滞なくその計画を市長へ報告するものとする。

(3) 避難訓練

区域内要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、作成した「避難確保計画」に基づいて、避難訓練を行わなければならない。

＜７＞ 個人情報保護条例に基づく要配慮者情報の管理

避難行動要支援者の情報は、日常的に把握し、なおかつ地域の避難支援等関係者と共有して初めて、災害時に対応することができる。そのため地域への情報提供に同意した人の個人情報の取扱いについて、各団体と協定を締結し、情報提供を行う。

第 38 節　災害予防計画の推進管理体制

１　目　的

これまで災害予防は「被害が起きてから」の対応が主であったが、災害予防計画の実施状況などを管理して災害を未然に防ぎ、また、減災を確実なものにすることを目的とする。

２　施策の体系

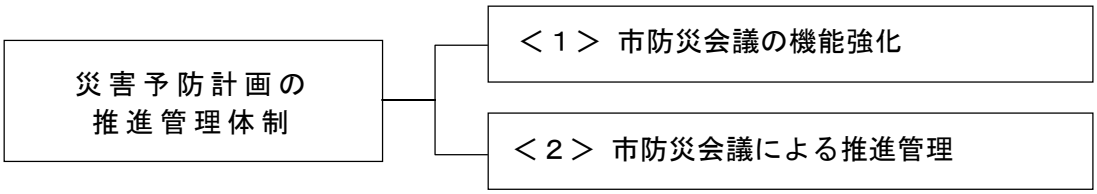

３　対策の内容

＜１＞ 市防災会議の機能強化

市防災会議を構成する各防災関係機関は、相互に十分な連携及び協力体制を確保し、防災体制の強化につなげる。

＜２＞ 市防災会議による推進管理

防災アクションプランや災害予防計画の年次での進捗状況などの管理及び評価を実施する体制を整備する。

第 39 節　広域避難の受入に関する計画

1　目　的

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づき、県外において災害が発生し、被災都道府県から本県に対して、被災住民の受入れ要請があった場合、被災住民の円滑な受入れを目的とする。

2　施策の体系

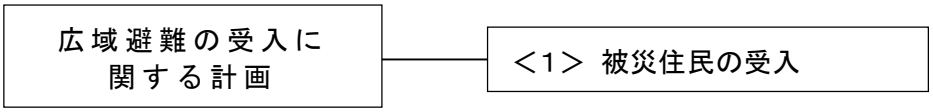

3　対策の内容

＜１＞ 被災住民の受入

(1) 県は、被災都道府県から被災住民の受入れに関する協議があった場合、被災住民の受入れについて、市と協議するものとする。

この場合、市は、自らが被災するなどの被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れるものとし、避難所を提供する。

(2) 市は、避難所を決定した場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知するとともに、県に報告する。

(3) 被災住民の受入れが不要となった場合

ア　県は、被災都道府県から受入れの必要がなくなった旨の通知を受けた場合、市へ通知する。

イ　市は、県から通知を受けた場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知する。

(4) 県の支援

被災住民の受入れを行う場合において、市の受入体制が十分確保できない場合、市は、県に対して支援要請を行う。

要請を受けた県は、被災住民の円滑な受入を行うため、必要な支援を行う。

第 40 節　市民避難行動促進「三原スタイル」構築連携協議会による官民連携

1　目　的

平成 30 年 7 月豪雨災害を受け、平成 31～令和 2 年度の 2 年間、市と県立広島大学が連携し、特に高齢者を対象とした住民の避難行動をより実践的に促進するための、避難行動調査研究事業（効果的な避難情報伝達・避難行動促進のための社会システム構築事業）を実施した。

同事業の調査研究結果を踏まえた提言により令和 3 年 5 月に設立された、「市民避難行動促進「三原スタイル」構築連携協議会」（以下「三原スタイル」という。）において、市及び民間企業・組織が相互連携を図ることにより、住民の避難行動意識高揚と防災・減災力向上を推進することを目的とする。

2　施策の体系

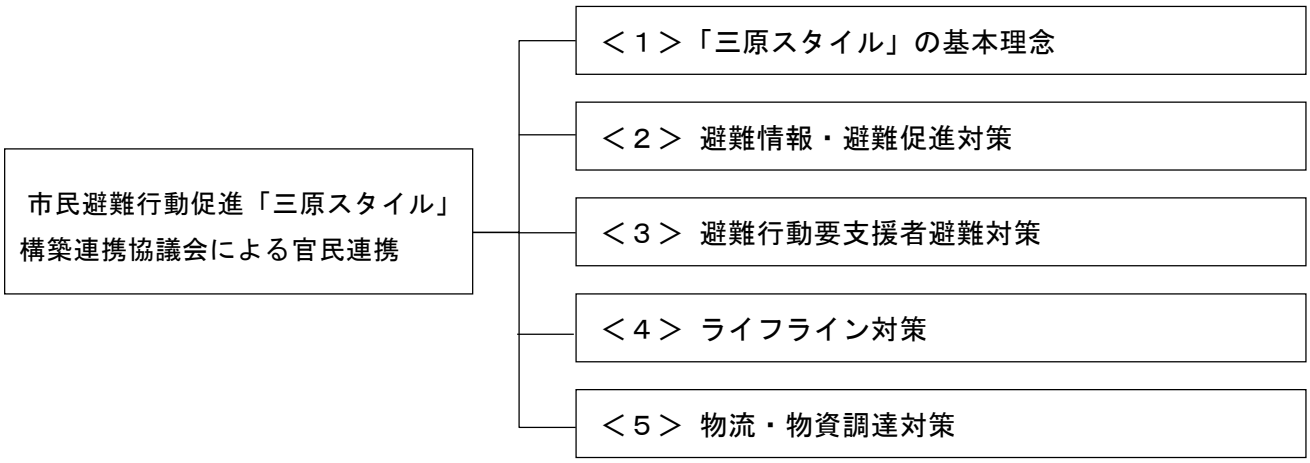

3　対策の内容

＜１＞ 「三原スタイル」の基本理念

「三原スタイル」の目指す姿は、日常生活に防災を組み入れ、住民が災害発生の危険性を「自分のこと」としてとらえ、適切な避難行動をとることができる状態であり、このことを実現するため、市内で活動する有志の企業・団体と市が連携・協働するものとする。

＜２＞ 避難情報・避難促進対策

放送、道の駅、小売、ホテル・旅館、製造、損害保険、行政に係る構成団体等で連携し、店舗や事業所における避難情報等発信、非常持ち出し品・家庭内備蓄等の普及啓発、避難場所の提供等の実施により避難行動促進に係る対策を推進する。

＜３＞ 避難行動要支援者避難対策

福祉、防災、旅客自動車運送、損害保険、行政に係る構成団体等で連携し、個別避難計画の策定支援、避難所等の運営改善検討、避難誘導・支援等を実施し、避難行動要支援者の避難行動促進に係る対策を推進する。

＜４＞ ライフライン対策

送配電、ガス、電気通信、放送、行政に係る構成団体等で連携し、ライフライン復旧等の防災情報発信の一元化や、これらの情報発信による避難誘導・支援等に係る対策を推進する。

＜５＞ 物流・物資調達対策

倉庫、貨物自動車運送、港湾運送、船舶運航、小売、行政に係る構成団体等で連携し、緊急物資輸送拠点の確保や当該拠点での荷役作業実施、緊急物資の調達及び配送等に係る対策を推進する。

第３章　災害応急対策計画

第１節　基本方針

この章では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の発生を防御し、拡大防止について迅速かつ実効ある措置を期するため、災害応急対策責任者（市及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者をいう。以下同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容については次のとおりとする。

1　災害応急組織に関する事項
2　災害情報に関する事項
3　救難に関する事項
4　災害応急救助に関する事項
5　消防に関する事項
6　水防に関する事項
7　保健衛生・廃棄物処理に関する事項
8　文教対策に関する事項
9　交通、輸送、通信応急対策に関する事項
10　防災上重要な施設の災害応急対策に関する事項
11　労働力確保計画及び民間団体活用に関する事項
12　応急公用負担に関する事項
13　応援、派遣要請に関する事項
14　災害危険区域における警戒避難体制に関する事項
15　災害広報・被災者相談に関する事項
16　ボランティアの受入れ等に関する事項
17　航空機事故による災害応急対策に関する事項
18　危険物など災害応急対策に関する事項

第２節　災害応急組織計画

１　目　的

災害応急対策は原則として、災害応急対策責任者が、それぞれ法令に基づく所掌事務、又は業務を通じて行うものとし、災害応急対策の実施に関する防災組織の整備及び所要要員の配備動員などの総合調整は、防災会議が行い万全を期することを目的とする。

２　施策の体系

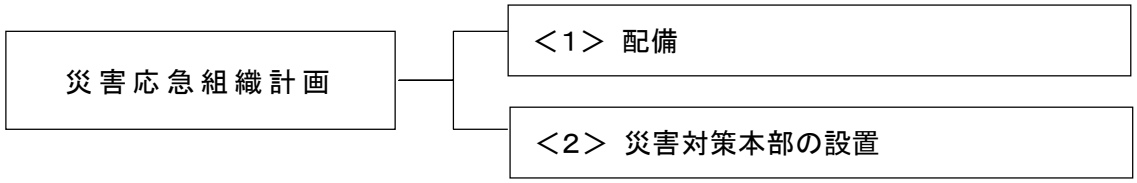

３　対策の内容

＜１＞ 配備

(1) 配備の基準

ア　応急対策の実施に備えるため、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく注意報などが発表された場合、又は市長が必要と認めた場合の要員配備の基準は、「三原市災害対策行動要領」によるものとする。

イ　配備体制は、準備体制、注意体制、警戒体制、警戒避難体制、非常体制、緊急非常体制の６体制とし、配備基準は概ね次のとおりとする。

体制区分	配備基準
準備体制	・三原市に早期注意情報（警報級の可能性）（高潮、大雨、洪水、大雪）が発表されたとき
注意体制	・三原市に気象注意報（高潮、大雨、洪水、大雪）が発表されたとき ・市内で震度４を観測したとき ・洪水予報河川又は水位周知河川で氾濫注意水位に達した場合（西野川については、潮位の影響時を除く） ・台風接近時等、災害予防対策が必要と見込まれるとき ・南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき
警戒体制	・三原市に気象警報（暴風、波浪、大雨、洪水、大雪、暴風雪）が発表されたとき ・警戒体制での対応が必要であると、危機管理監が判断したとき ・市内で震度５弱を観測したとき ・市内で震度４を観測し、かつ、被害が発生したとき ・市内で長周期地震動階級３を観測したとき ・南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき
警戒避難体制	・高齢者等避難を発令するとき ・避難所を開設するとき ・非常体制への移行が見込まれるとき ・洪水予報河川・水位周知河川で水位が避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害危険度情報の実況又は予想で赤色メッシュが表示されたとき ・高潮注意報が発表され、当該注意報が高潮警報に切り換える可能性が高い旨言及

	されたとき ・南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき
非常体制	・避難指示を発令するとき ・三原市の全部又は一部が台風の暴風圏域に入ることが確実と予想されるとき ・相当の規模に及ぶ被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ・市内で震度５弱を観測し、かつ、被害が発生したとき ・市内で長周期地震動階級３を観測し、かつ、被害が発生したとき ・洪水予報河川・水位周知河川で水位が氾濫危険水位に達したとき ・土砂災害警戒情報が発表されたとき ・椋梨ダム管理者から、緊急放流（異常洪水時防災操作）の予告通知又は実施通知があったとき ・高潮警報又は高潮特別警報が発表されたとき ・本部長が必要と認めたとき ・広島県に津波注意報・津波警報・大津波警報が発表されたとき ・南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき
緊急非常体制	・人命に危険が迫り緊急安全確保を発令するとき ・洪水予報河川・水位周知河川において、水位が氾濫危険水位を超え、堤防天端高（又は背後地盤高）に到達するおそれが高いとき ・土砂災害警戒情報が発表され、かつ、実況で黒メッシュが表示されたとき ・糸崎港潮位観測所の潮位が高潮警報の潮位基準に到達したとき ・市内で震度５強以上を観測したとき ・市内で長周期地震動階級４を観測したとき ・市内に特別警報（大雨、暴風、波浪、暴風雪、大雪）が発表されたとき ・人命に危険が迫る災害発生情報があったとき ・災害応急対策のため、自衛隊派遣要請の要求をしたとき ・堤防の決壊若しくは越水又は溢水があったとき ・土砂災害が発生したとき ・南海トラフ臨時情報が発表されたとき

(2) 配備の伝達方法

職員の配備は、各班長（課長）が行うものとし、その方法は次のとおりとする。

ア　勤務時間中

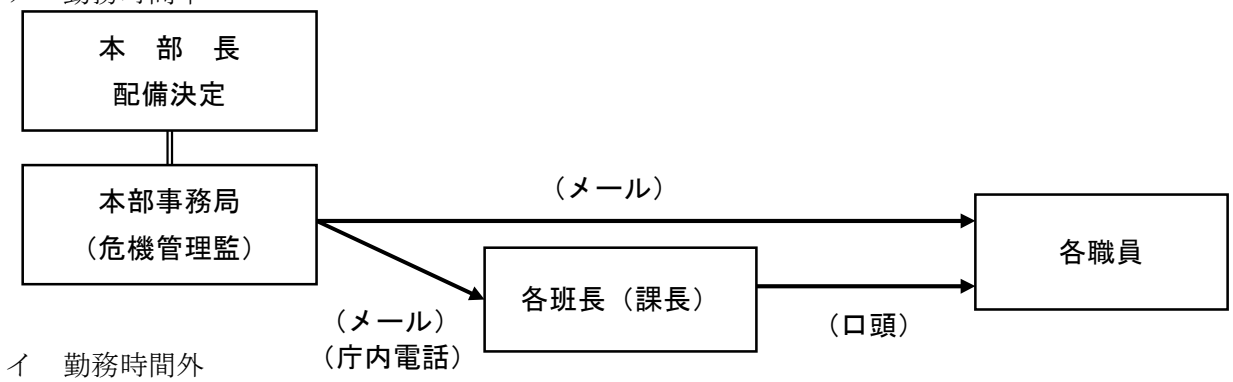

イ　勤務時間外

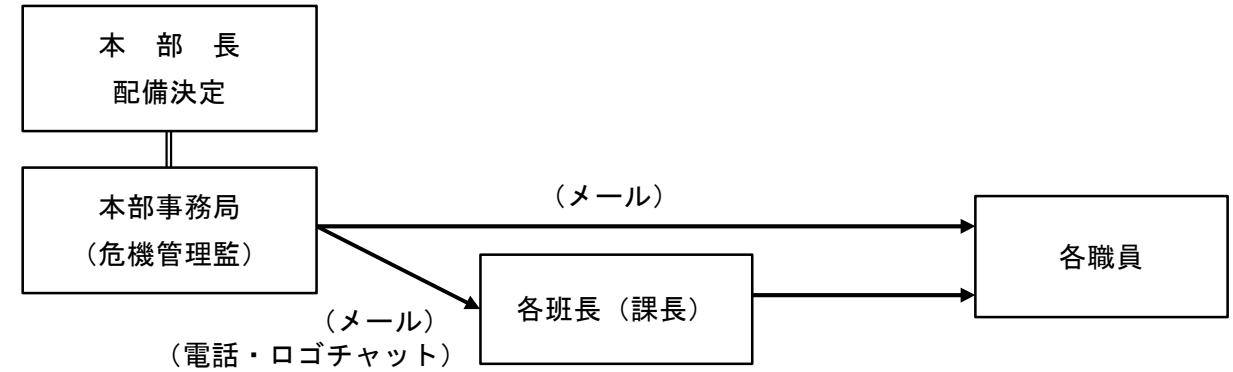

＜２＞ 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部設置の基準

基本法第 23 条の２に基づく災害対策本部は、市の区域内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく水防活動や災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「救助法」という。）に基づく災害救助や緊急応急措置、災害応急復旧、その他の災害対策を実施するため、概ね次の基準に基づき設置する。

体制区分		設置基準
非常体制	風水害・地震・津波	･避難指示を発令するとき ･三原市の全部又は一部が台風の暴風圏域に入ることが確実と予想されるとき ･相当の規模に及ぶ被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ･震度５弱の地震が発生し、かつ、被害が発生したとき ･市内で長周期地震動階級３を観測し、かつ、被害が発生したとき ･洪水予報河川・水位周知河川で水位が氾濫危険水位に達したとき ･土砂災害警戒情報が発表されたとき ･椋梨ダム管理者から、緊急放流（異常洪水時防災操作）の予告通知又は実施通知があったとき ･高潮警報又は高潮特別警報が発表されたとき ･本部長が必要と認めたとき ･広島県に津波注意報・津波警報・大津波警報が発表されたとき ･南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき
	林野火災	･総合的な対策を講ずるため、特に市長が必要と認めるとき ･林野火災の鎮圧の見込みがたたず、かつ、住民の生命・住家又は公共施設に相当の規模に及ぶ被害が発生し、または発生するおそれがあるとき
	その他	･突発的な事故などによる災害が発生し、その被害が相当大規模に及ぶおそれがあり、かつ、これに対する総合的な対策を講ずるため、市長が必要と認めたとき

(2) 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の事務分掌は「三原市災害対策行動要領」のとおりとする。

(3) 災害対策本部の設置及び廃止の手続

ア　前記災害対策本部設置の基準に該当すると認められるとき、市長は災害対策本部を設置する。

その場合、市長は、本部の名称や設置の場所などを公示する。

なお、市長が不在で連絡困難な場合には、担当副市長、副市長、危機管理監の順で、市長の職務を代行し、その任にあたる。

イ　災害対策本部は、特別な場合を除き三原市庁舎（３階防災会議室）に設置する。

三原市庁舎に設置することに支障などをきたす場合は、消防本部、近辺の公共施設の順に設置する。

ウ　災害対策本部を設置した場合、市長は、県知事（県危機管理課）及び防災会議を構成する各機関の長に通知する。

エ　災害対策本部を廃止した場合、市長は、前各号と同様な手続きを行う。

(4) 災害予防又は災害応急対策に必要な協力の求め

災害対策本部長は、災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、防災関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明等の必要な協力を求めることができる。

(5) 災害対策本部の組織

ア　災害対策本部長は、基本法第 23 条第２項に基づき市長をもって充て、同条第３項に基づき副本部長には担当副市長を、本部員に各部長（部長に相当する監、消防長、議会事務局長、参事を含む。以下この章において同じ。）をもって充てる。

イ　本部長に事故があった場合等指揮を執ることが困難な場合は、副本部長が指揮を執るものとする。

ウ　本部に、部、班を設け、部に部長、班に班長を置く。

エ　本部に事務局を置き、事務局長には危機管理監、事務局員には危機管理課職員をもって充てる。

オ　本部のもとに災害対策支部を置き、支部長には各支所長をもって充てる。

カ　本部は、県の災害対策本部及び国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部等が設置された場合には、必要に応じて合同会議を開催するなど、救助・救急・医療及び消火活動等の関係機関と密接に連携を図る。

キ　その他については、三原市災害対策本部条例（平成 17 年条例第 17 号）の定めるところにより、本部長が定める。

(6) 災害対策本部の機能

災害対策本部は、防災会議と緊密な連絡のもとに、次の各号に掲げる責務にあたる。

ア　災害応急対策に関する基本的事項の決定

イ　災害応急対策の総合的推進と調整

ウ　この防災計画に定める災害応急対策の実施

エ　災害情報及び被害報告の総括

オ　災害応急対策については、県や関係機関への要請、並びに県に対する被害の報告

カ　水防本部や消防機関、その他の災害関係組織の総括

キ　その他法令の規定により、その職種に属する事項

(7) 災害対策本部の事務処理の方法

災害対策本部としての決定事項の事務処理は、次の各号に掲げるところによる。

ア　災害対策の基本事項については、各部（災害対策本部の組織）の決裁を得た後、災害対策本部の議を経て決定する。ただし、避難情報の発令等、市民の生命及び身体を守るため緊急を要する事項の決定は、危機管理監の専決とすることができる。

イ　ほかの機関などに協力要請を求める場合も、原則として同様とする。

ウ　応急対策の実施に関する事項については、主管部班の決裁を得た後、危機管理監を経て、本部長に報告する。

(8) 現地災害対策本部

ア　市長は、災害の規模その他の状況により、特に、現地や支所（以下「現地など」という。）での災害応急対策を必要と認めるときは、災害対策本部に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を置くことができる。

イ　現地本部長は、災害対策本部長が指名した者（担当副市長、副市長又は部（局）長）とし、現地本部員は本庁及び支所の職員で構成する。

また、支所において現地本部が設置されるときは、現地などを所管する支所長を現地本部副本部長とし、現地本部長が配備につくまでの間は、現地本部副本部長が現地本部長を代行する。

ウ　現地本部長は、現地本部の業務を統括するとともに、本部との連絡・調整を行う。

エ　現地本部は、現地などにおいて、次の災害応急対策活動を行う。

(ｱ) 災害応急対策に必要な総合調整に関すること。

(ｲ) 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。

(ｳ) 地域住民への災害情報の提供及び災害相談に関すること。

(ｴ) 情報の収集整理に関すること。

(ｵ) 本部への被害報告に関すること。

(ｶ) その他必要な災害対策事務に関すること。

第３節　気象警報等の伝達に関する計画

１　目　的

この計画は、気象などの予報及び警報などの災害に関する情報を災害応急対策責任者及び住民に対し、迅速かつ確実に伝達するとともに、災害が発生した場合における被害地域の実態を的確に把握し、災害応急対策の実施に万全を期すことを目的とする。

２　施策の体系

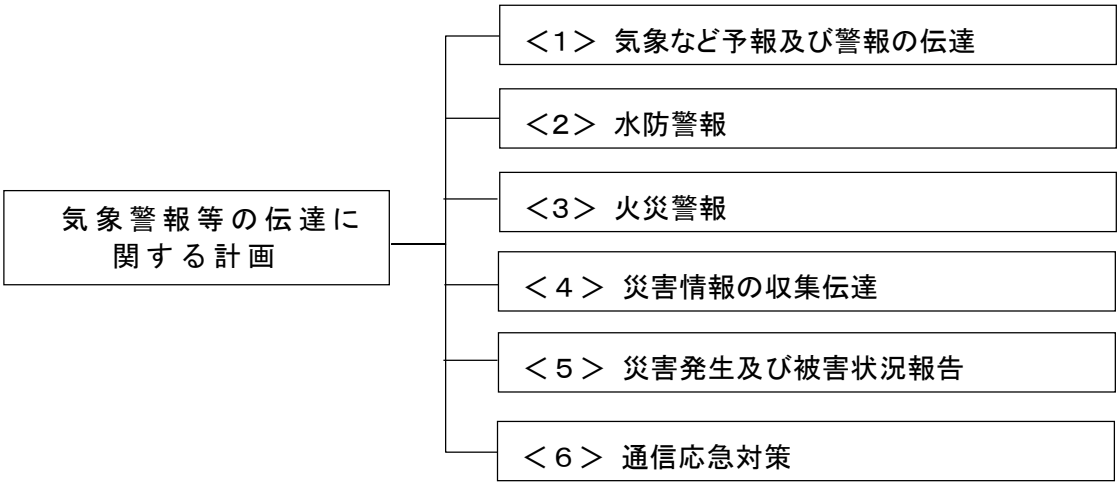

３　対策の内容

＜１＞ 気象など予報及び警報の伝達

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を５段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

防災関係機関は、「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(2) 種類及び発表の基準

ア　広島地方気象台が発表する注意報、警報及び特別警報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、 重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、広島県内の市町ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分

布」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(ｱ) 注意報

<table>
<tr><th colspan="2">種類</th><th>発表基準</th></tr>
<tr><td rowspan="15">一般の利用に適合するもの</td><td>風雪注意報</td><td>風雪により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。
雪を伴い平均風速が陸上で 12m/ｓ以上、海上で 15m/ｓ以上になると予想されるとき。</td></tr>
<tr><td>強風注意報</td><td>強風により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。
平均風速が陸上で 12m/ｓ以上、海上で 15m/ｓ以上になると予想されるとき。</td></tr>
<tr><td>大雨注意報</td><td>大雨により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の基準になると予想されるとき。避難に備え、ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
<table><tr><th>表面雨量指数基準</th><th>土壌雨量指数基準</th></tr><tr><td>10</td><td>101</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>大雪注意報</td><td>大雪により、災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。
12 時間の降雪の深さが平地で 5 ㎝以上になるか、山地で 10 ㎝以上になると予想されるとき。</td></tr>
<tr><td>濃霧注意報</td><td>濃霧により、交通機関などに著しい支障が生じるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。
視程が陸上で 100m以下又は海上で 500m以下になると予想されるとき。</td></tr>
<tr><td>雷注意報</td><td>落雷などにより、被害が予想される場合。</td></tr>
<tr><td>乾燥注意報</td><td>空気が乾燥し、火災の危険がある場合。具体的には次の条件に該当するとき。
最小湿度が 35%※以下で、実効湿度が 65%※以下になると予想されるとき。</td></tr>
<tr><td>なだれ注意報</td><td>なだれが発生して被害があると予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。
降雪の深さが 40 ㎝以上になると予想されるとき、又は積雪の深さが 50 ㎝以上あって最高気温が 10℃※以上になると予想されるとき。</td></tr>
<tr><td>着氷注意報</td><td>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想される場合、具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるとき。</td></tr>
<tr><td>着雪注意報</td><td>着氷（雪）により、通信線や送電線などに被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。
24 時間の降雪の深さが、平地で 10 ㎝以上になるか、山地で 30 ㎝以上になり、気温０～３℃が予想されるとき。</td></tr>
<tr><td>融雪注意報</td><td>融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとき。</td></tr>
<tr><td>霜注意報</td><td>晩霜により、農作物に著しい被害が予想される場合。具体的には最低気温が次の条件に該当するとき。
４月以降最低気温が４℃※以下と予想されるとき。</td></tr>
<tr><td>低温注意報</td><td>低温のため農作物などに著しい被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。
冬期：最低気温が－４℃※以下と予想されるとき。
夏期：最高気温又は最低気温が平年より６℃以上低いと予想されるとき。</td></tr>
<tr><td>波浪注意報</td><td>風浪・うねりなどにより、災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当するとき。
有義波高（注４）が１．５ｍ以上になると予想されるとき。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="4"></td><td>洪水注意報</td><td>津波、高潮以外による洪水によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。
具体的には次の基準になると予想されるとき。避難に備え、ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
<table>
<tr><th>流域雨量指数基準</th><th>複合基準</th><th>指定河川洪水予報による基準</th></tr>
<tr><td>八幡川流域=5.4、御調川流域=3.9、
沼田川流域=31.8、天井川流域=8、
仏通寺川流域=9、尾原川流域=5.6、
菅川流域=6.1、椋梨川流域=14.3、
三次川流域=4.2、大草川流域=5.6、
平坂川流域=6.1、徳良川流域=6.4、
和久原川流域=8.1、西野川流域=4.4、
梨和川流域=7.2、本谷川流域=5.8、
恵下谷川流域=4.2、千川流域=4、
太郎谷川流域=4.8、藤井川流域=5.6、
細川流域=3.6、能良川流域=4.4、
田打川流域=3.5、篠川流域=4、
芦田川流域=7.3、野間川流域=5.2</td><td>八幡川流域=（8、5.4）、
御調川流域=（7、3.9）、
沼田川流域=（7、27.7）、
仏通寺川流域=(8、7.5)、
菅川流域=（9、6.1）、
椋梨川流域=（7、14.3）、
大草川流域=（8、5.6）、
平坂川流域=（9、6.1）、
徳良川流域=（8、6.4）、
和久原川流域=(5、7.9)、
藤井川流域=（7、5.6）</td><td>沼田川水系沼田川[七宝・船木]</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>高潮注意報</td><td>台風などによる海面の異常な上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合。具体的には次の条件に該当するとき。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備え、ハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
潮位が東京湾平均海面上２.1m以上になると予想されるとき。</td></tr>
<tr><td>地面現象注意報※１</td><td>大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどにより、災害が起こるおそれがある場合。</td></tr>
<tr><td>浸水注意報※１</td><td>大雨、長雨、融雪などの現象に伴う浸水により、災害が起こるおそれがある場合。</td></tr>
</table>

(ｲ) 警　報

<table>
<tr><th colspan="2">種類</th><th>発表基準</th></tr>
<tr><td rowspan="5">一般の利用に適合するもの</td><td>暴風警報</td><td>暴風により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。
平均風速が陸上で 20m/ｓ以上、海上で 25m/ｓ以上なると予想されるとき。</td></tr>
<tr><td>暴風雪警報</td><td>暴風雪により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。
降雪を伴い、平均風速が陸上で 20m/ｓ以上、海上で 25m/ｓ以上なると予想されるとき。</td></tr>
<tr><td>大雨警報</td><td>大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には雨量又は指数が次のいずれか以上になると予想されるとき。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
<table>
<tr><th>表面雨量指数基準</th><th>土壌雨量指数基準</th></tr>
<tr><td>14</td><td>132</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>大雪警報</td><td>大雪により、重大な災害が起こるおそれのある場合。具体的には次の条件に該当するとき。
12 時間の降雪の深さが平地で 15 ㎝以上となるか、山地で 25 ㎝以上になると予想されるとき。</td></tr>
<tr><td>波浪警報</td><td>風浪・うねりなどにより、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。
有義波高（注４）が２．５m以上になると予想されるとき。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>洪水警報</td><td>津波、高潮以外による洪水により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の基準になると予想されるとき。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
<table>
<tr><th>流域雨量指数基準</th><th>複合基準</th><th>指定河川洪水予報による基準</th></tr>
<tr><td>八幡川流域=6.8、御調川流域=4.9、
沼田川流域=39.8、天井川流域=10.1、
仏通寺川流域=11.3、
尾原川流域=7.1、菅川流域=7.7、
椋梨川流域=17.9、三次川流域=5.2、
大草川流域=7.1、平坂川流域=7.7、
徳良川流域=8、和久原川流域=10.2、
西野川流域=5.6、梨和川流域=9.1、
本谷川流域=7.3、恵下谷川流域=5.2、
千川流域=5.2、太郎谷川流域=6、
藤井川流域=7.1、細川流域=4.5、
能良川流域=5.6、田打川流域=4.3、
篠川流域=5、芦田川流域=9.2、
野間川流域=6.5</td><td>八幡川流域=（8、6.1）、
御調川流域=（8、4.4）、
沼田川流域=（8、30.8）、
菅川流域=（10、6.9）、
椋梨川流域=（8、17.7）、
大草川流域=（8、6.3）、
徳良川流域=（8、7.2）、
和久原川流域=(8、8.8)、
藤井川流域=（8、6.3）</td><td>沼田川水系沼田川[七宝・船木]</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td></td><td>高潮警報</td><td>台風などによる海面の異常な上昇により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には次の条件に該当するとき。避難が必要とされる警戒レベ４に相当。
潮位が東京湾平均海面上２．５ｍ以上になると予想されるとき。</td></tr>
<tr><td></td><td>地面現象警報※１</td><td>大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどにより、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。</td></tr>
<tr><td></td><td>浸水警報※１</td><td>大雨、長雨、融雪などの現象に伴う浸水により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。</td></tr>
</table>

(ｳ) 特別警報

種類		発表基準
一般の利用に適合するもの	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想したとき。災害が既に発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想したとき。
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想したとき。
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想したとき。
	波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想したとき。
	高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想したとき。避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

種類		発表基準
水防活動の利用に適合するもの	水防活動用気象注意報※２	一般の利用に適合する大雨注意報の発表をもって代える。
	水防活動用高潮注意報※２	一般の利用に適合する高潮注意報の発表をもって代える。
	水防活動用洪水注意報※２	一般の利用に適合する洪水注意報の発表をもって代える。
	水防活動用洪水警報※２	一般の利用に適合する洪水警報の発表をもって代える。
	水防活動用気象警報※２	一般の利用に適合する大雨警報又は大雨特別警報の発表をもって代える。
	水防活動用高潮警報※２	一般の利用に適合する高潮警報又は高潮特別警報の発表をもって代える。

（注）１　※印は、要素が気象官署のものであることを示す。
※１印は、標題を出さないで気象注意報・警報に含めて行う。
※２印は、一般の利用に適合する大雨、高潮、洪水の各注意報・警報に代えて行い、水防活動用の語は用いない。
２　注意報・警報はその種類にかかわらず解除されるまでは継続される。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除され新たな注意報・警報に切り替えられる。
３　注意報・警報は、当該気象等の現象の発生予想地域を技術的に特定することができる場合には、地域を指定して発表する。

4　有義波高とは、測器による一連の観測で得られた個々の波を、波高の大きい順に並び替え、高い方から数えて全体の１/３の数の波について平均値をとったものである。
　目視観測による波高は有義波高とほぼ等しいといわれている。

(ｴ) 地震など大規模災害発生後に暫定的に運用する大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の発表基準

平成 13 年の芸予地震に匹敵する大規模災害が発生した場合には、地盤や建物等の弱体化を考慮し、広島地方気象台は広島県等と必要性を調整のうえ、被災地域に対する大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等について、発表基準を下げた暫定基準により運用する。

暫定基準は、事象発生後に確認あるいは想定される被害状況等に応じて、広島地方気象台が広島県等と調整のうえ、大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の種類ごと及び市町ごとに検討し、通常の発表基準に一定の割合をかけるなどにより決定する。

ただし、事象発生後概ね 24 時間以内に降雨が予想されるなど早急に暫定基準を設定すべき状況にあると広島地方気象台が判断した場合には、事前に準備した暫定基準で大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等を運用する。

事象発生から１日程度経過した以降については、広島地方気象台は広島県等と連携して、状況に適合した暫定基準による大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の運用開始などを調整する。

暫定基準による運用実施後は、広島地方気象台は広島県等と調整のうえ、定期的（概ね１箇月ごと）に、被災地域の復旧状況及び気象災害発生状況等を考慮のうえ、暫定基準の適否及び運用継続等を見直す。

(ｵ) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報の危険度分布等の概要

種類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地上図で５km または１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１km ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表された

	ときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。６時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分ごとに更新している。

(ｶ) 早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（広島県南部・北部）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（広島県）で発表される。

(ｷ) 線状降水帯による大雨の可能性の半日程度前からの呼びかけ

「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、複数の県にまたがる広域を対象（山口県を除く中国地方４県を対象に「中国地方」で発表する。）に、線状降水帯による大雨となる可能性を半日程度前から気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかける。

イ　気象庁本庁が発表する津波警報等

(ｱ) 発表種類

a　大津波警報・津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害が発生するおそれがあると予想されるとき発表する。

なお、大津波警報は津波特別警報に位置づけられる。

b　津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害が発生するおそれがあると予想されるとき発表する。

c　津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

(ｲ) 基準・解説・発表される津波の高さ

a　津波警報等

種類	発表基準	想定される被害と取るべき行動	発表される津波の高さ	
			数値での発表 （予想される津波の高さ区分）	巨大地震の場合の発表
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで３メートルを超える場合	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	１０m超 （10m＜予想される津波の最大波の高さ）	巨大
			１０m （５m＜予想される津波の最大波の高さ≦10m）	
			５m （３m＜予想される津波の最大波の高さ≦５m）	
津波警報	予想される津波の最大波の高さ	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津	３m （１m＜予想される津波	高い

	が高いところで１メートルを超え、３メートル以下の場合	波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	の最大波の高さ≦３ｍ）	
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで０．２メートル以上、１メートル以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。	１ｍ （0.2m＜予想される津波の最大波の高さ≦１ｍ）	（標記しない）

（注）津波警報等の留意事項

１　津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等解除を速やかに通知する。

２　「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差である。

３　地震の規模（マグニチュード）が８を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。

４　沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の来襲に間に合わない場合がある。

５　津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

b　津波予報

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	０．２メートル未満の海面変動が予想されたとき。（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも０．２メートル未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

ウ　広島県東部建設事務所（三原支所）と広島地方気象台が共同で発表する注意報及び警報

区分	種　　類	種　類	発　　表　　基　　準
洪水予報　沼田川水系	沼田川氾濫発生情報	洪水警報（発表） 又は 洪水警報	・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき
	沼田川氾濫危険情報		・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき
	沼田川氾濫警戒情報		・氾濫危険水位に達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
	沼田川氾濫注意情報	洪水注意報（発表） 又は 洪水注意報	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき

	沼田川氾濫注意情報 （警戒情報解除）	洪水注意報 （警報解除）	・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
	沼田川氾濫注意情報	洪水注意報解除	・氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

エ　広島県土木建築局砂防課と広島地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報

区分	発表・解除基準
土砂災害警戒情報	発表基準 　大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達した（群発的な土砂災害発生の危険度が高まった）とき、市町ごとに発表（広島市については、８行政区ごとに発表）。 解除基準 　降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるとき、市町ごとに解除（広島市については、８行政区ごとに発表）。 　広島県土木建築局砂防課及び広島地方気象台は、地震など大規模災害発生後、必要に応じて「地震等の発生後の暫定基準」により、土砂災害警戒情報の発表基準を取り扱うものとする。

オ　大地震発生後の大雨警報・注意報の暫定基準

対　象	大雨警報・注意報の暫定基準
震度５強を観測した場合	土壌雨量指数基準を通常の８割とする
震度６弱以上を観測した場合	土壌雨量指数基準を通常の６割とする

※震度は震度観測点の震度による。

(3) 気象などの予報及び警報

ア　広島地方気象台は、気象などの予報及び警報（津波警報等を除く。）を発表した場合、次の経路により関係機関に通知する。

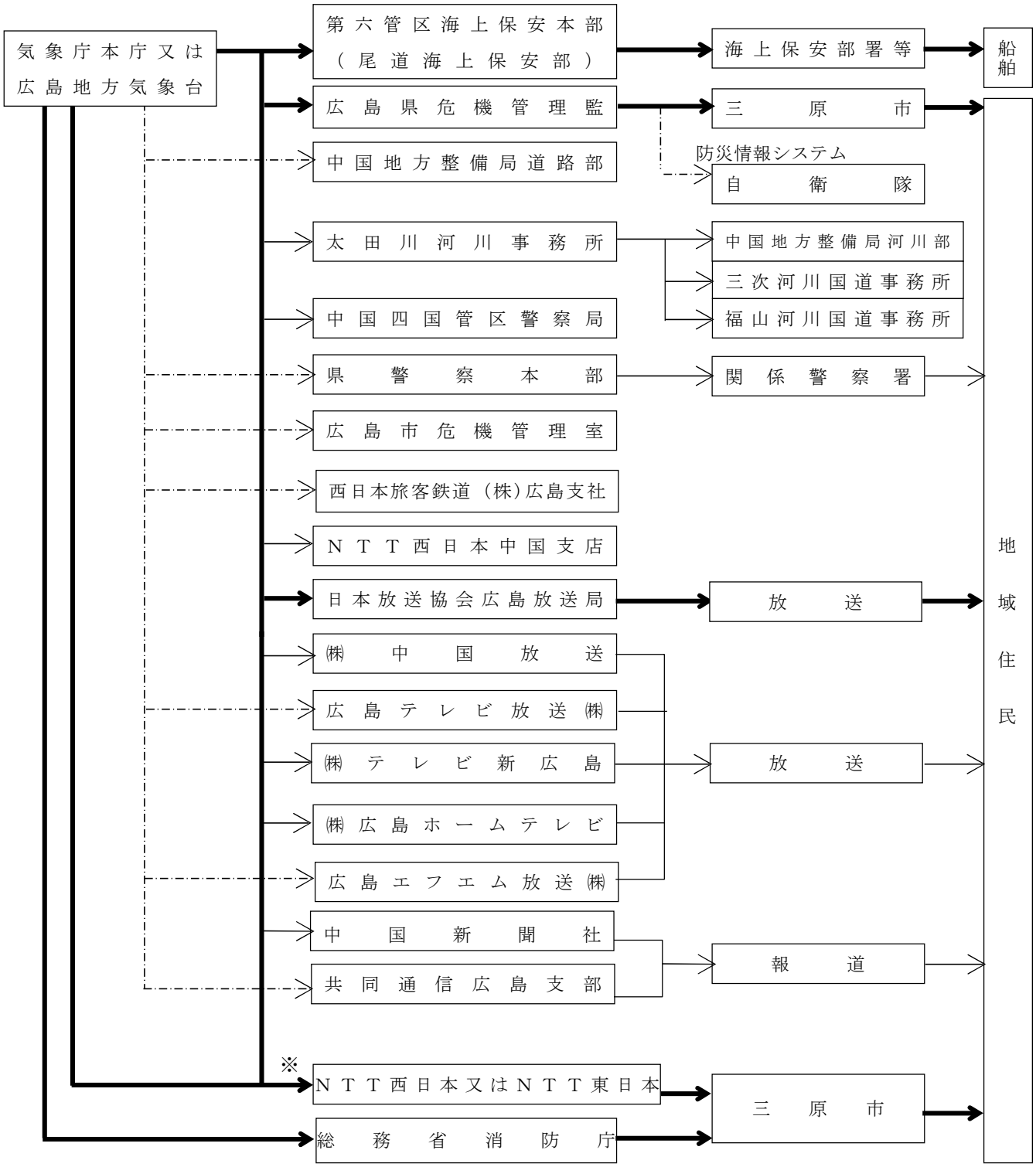

（注）1　広島地方気象台からの伝達経路のうち、実線は防災情報提供装置専用線、破線は同装置Ｆネットによる伝達経路である。

2　太線は、「気象業務法に規定される伝達経路」である。

3　※は、警報（解除を含む）のみオンラインにより伝達する。

4　「ＮＴＴ西日本又は東日本」とは、西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社を意味する。

イ　気象庁本庁は津波警報等を発表した場合、次の経路により関係機関に通知する。

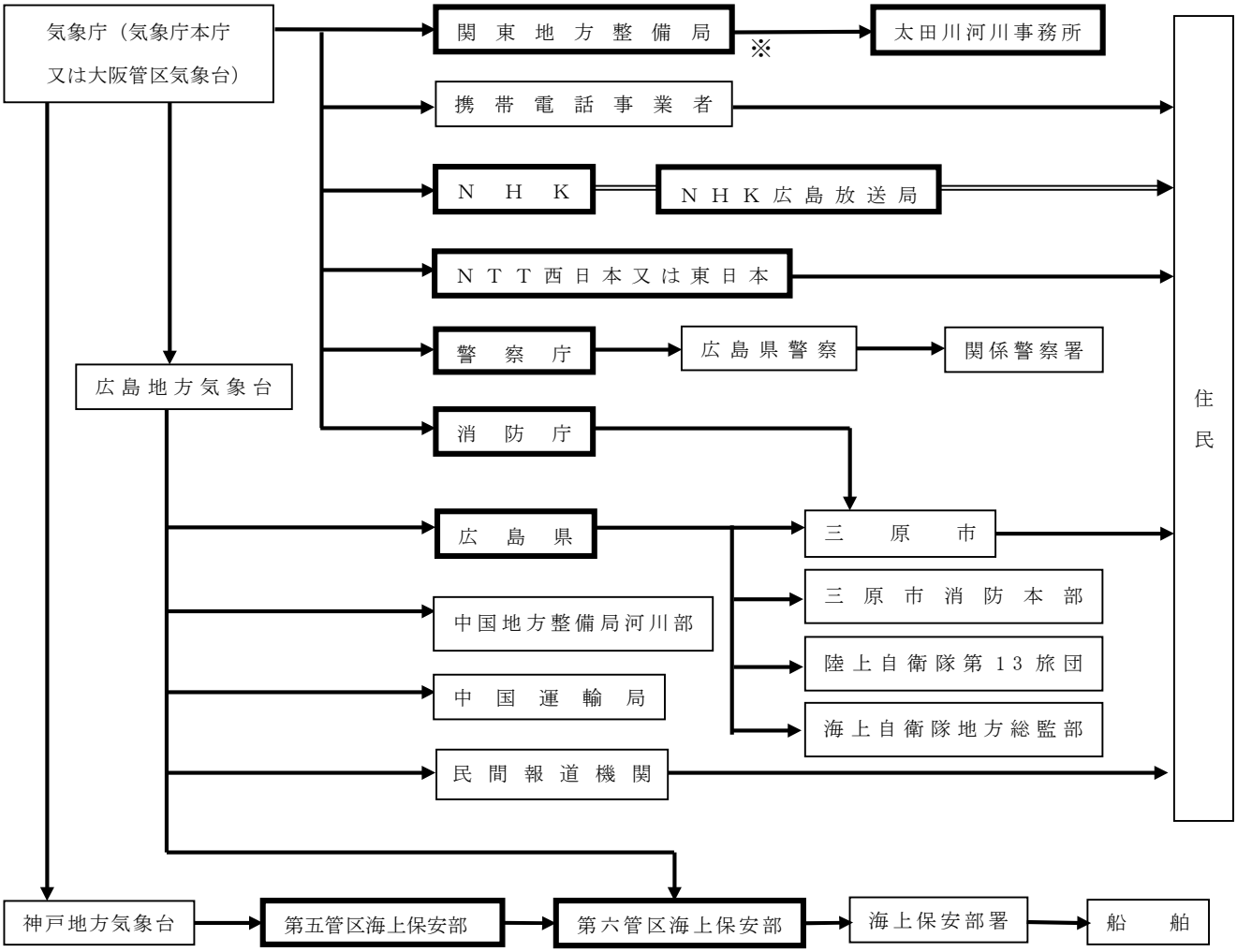

（注）(1) 太枠の機関は気象業務法施行令第８条第１号及び第９条の規定に基づく法定伝達機関

(2) NHK広島放送局は津波警報が発令されたときに、「緊急警報信号」を発信する。

(3) NTT 西日本又は NTT 東日本は、津波注意報の通知は行わない。

(4) ※は、あらかじめ定められた通信系統の障害により関東地方整備局に通知することができない場合に、広島地方気象台が太田川河川事務所に代替手段により通知する。

緊急地震速報（警報）を発表した場合の伝達

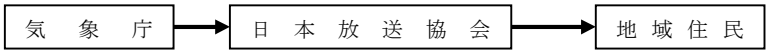

ウ　広島県東部建設事務所三原支所と広島地方気象台が共同して発表する沼田川水系洪水予報は次の経路により伝達する。

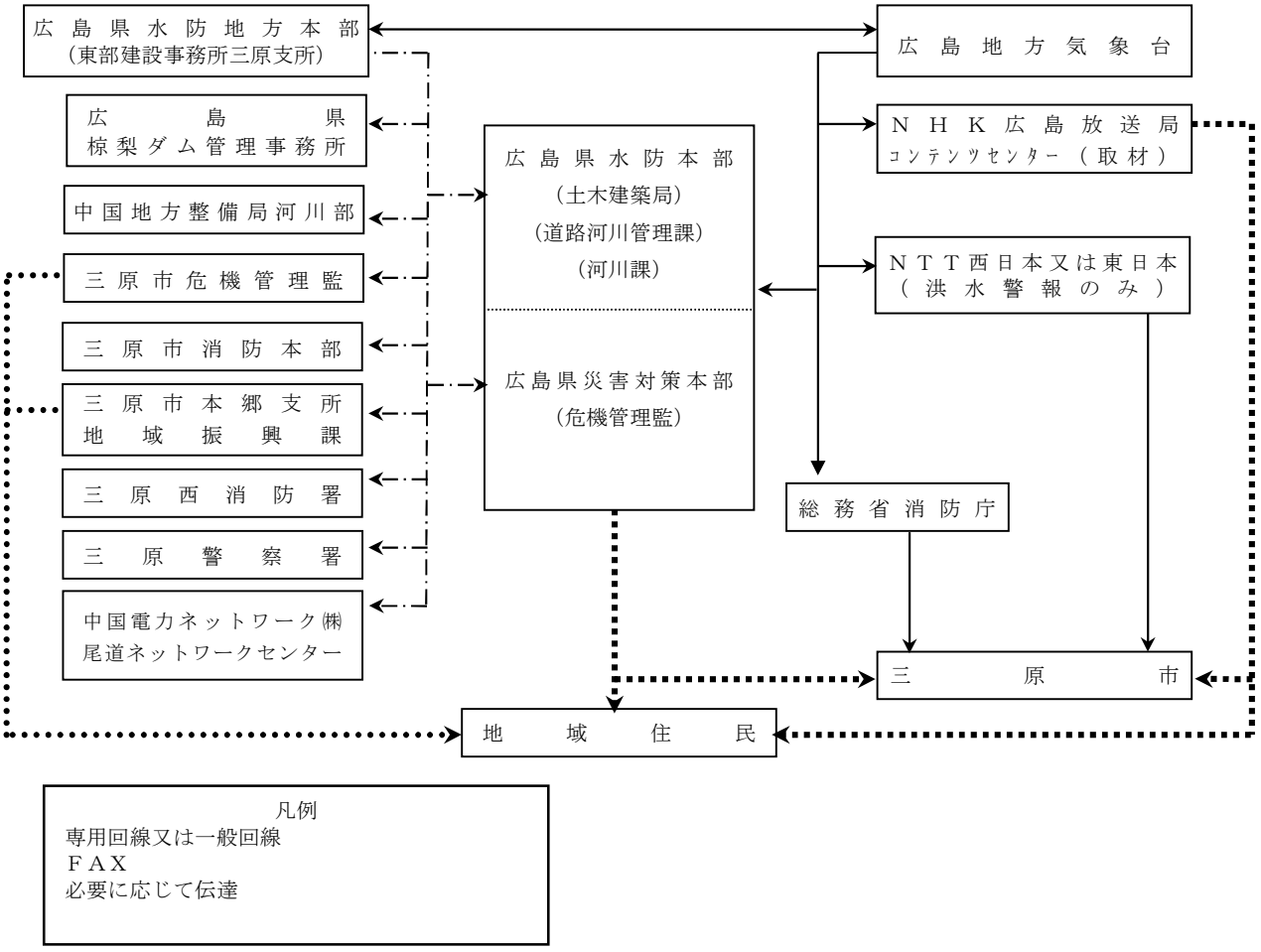

（注）広島地方気象台からの伝達経路には、気象庁本庁からの伝達経路を含む。

エ　広島県土木建築局砂防課と広島地方気象台が共同して発表する土砂災害警戒情報は次の経路により伝達する。

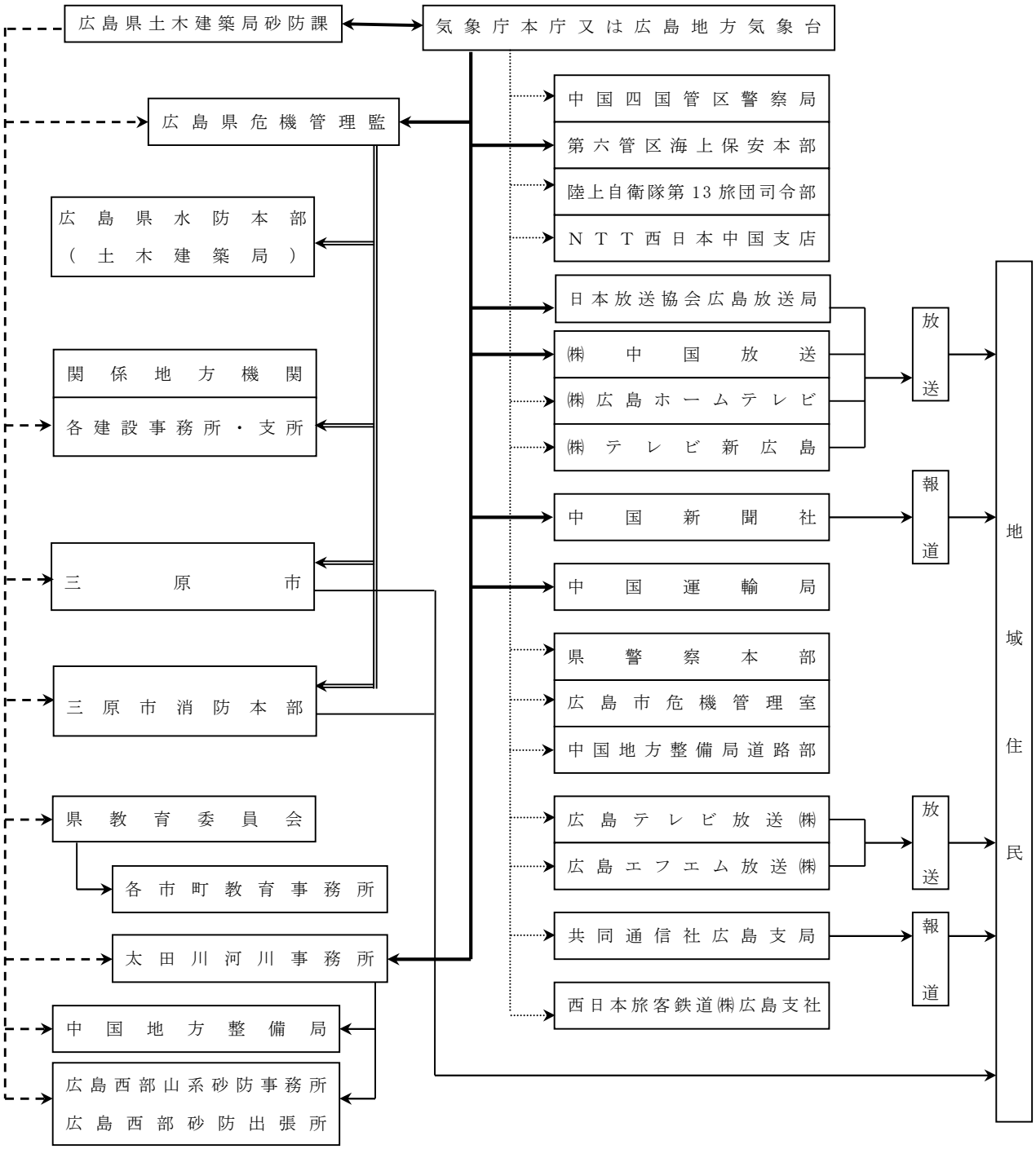

(4) 広島地方気象台などから通知を受けた機関の措置

ア　西日本電信電話株式会社

広島地方気象台などから通知を受けた警報は、ファクシミリ網による一斉同報方式により市町に伝達する。なお、三原市関係の伝達機関は次のとおりとする。

(ｱ) 三原市役所

(ｲ) 三原市本郷支所

(ｳ) 三原市久井支所

(ｴ) 三原市大和支所

イ　広島県

広島地方気象台から通知を受けた気象など予報及び警報は、次により関係地方機関、市町及び消防本部へ伝達する。

【注意報】

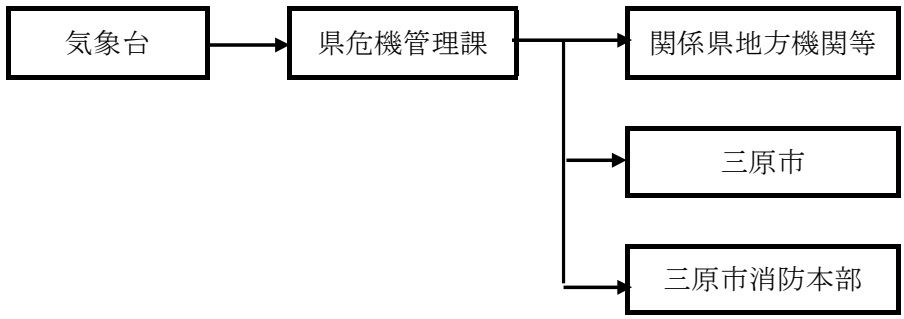

【警　報】

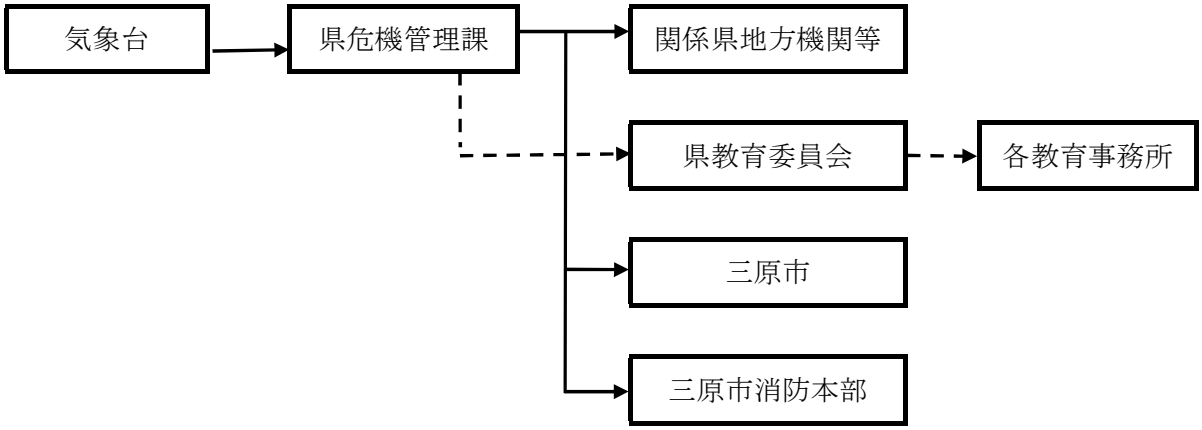

――― 県総合行政通信網による一斉通報

- - - - - 有線電話による個別情報

（注）1　災害対策本部を設置した場合は、「県危機管理課」を「県災害対策本部」とし、「関係県地方機関」を「県災害対策支部」と読み替える。

(5) 伝達を受けた場合の市の措置

区分	予警報の区分	伝達機関	伝達方法	受信先
勤務時間中	注意報及び警報	県危機管理課 三原市消防本部	広島県総合行政通信網による一斉通報電話	危機管理監 危機管理課
勤務時間外	注意報のうち、大雪、風雪、濃霧、波浪、風雨、大雨、雷、洪水、高潮津波、地面現象、異常乾燥、洪水注意報及び警報	県危機管理課 三原市消防本部	広島県総合行政通信網による一斉通報電話	宿日直室
	注意報のうち雷・異常低温注意報	東部建設事務所 三原支所	無線又は有線電話による個別通報	宿日直室
ダムの放流警報		椋梨ダム管理事務所	〃	危機管理監 危機管理課 宿日直室

ア　関係機関から気象予警報などの伝達を受けた場合、危機管理監危機管理課は、聞取書を作成し必要に応じ、庁内関係課や関係住民、防災上重要な施設の管理者に周知する。

ただし、津波予報については、震度４以上の地震を感じた場合は、津波予報関係気象官署から、なんらかの通報が届くまで、少なくとも 30 分間は海面の状態を監視し、１時間はＮＨＫ放送を聴取し、今後の状況に注意する。

イ　勤務時間外の連絡方法は、第２節２(2) アのとおりとする。

ウ　市長は、気象業務法第 15 条第３項の規定により、受理した警報は、次に掲げる方法により住民に周知する。

なお、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、直ちに住民等に周知する。

(ｱ) 有線放送施設、コミュニティＦＭ、ＦＭ告知端末、メール配信システム及び広報車などをもって行う。

また、浸水想定区域内にある要配慮者が利用する施設については、ファクシミリ等を活用し伝達を行う。

(ｲ) 支所などを通じて行う。

(ｳ) 電話による戸別伝達を行う。

＜２＞ 水防警報

(1) 水防警報を行う河川や海岸及び発表担当者は、水防計画の定めるところによる。

(2) 水防警報の伝達

ア　広島県東部建設事務所三原支所からの水防警報の伝達は、危機管理監危機管理課で受理する。

イ　受理した水防警報は直ちに関係各課及び出先機関に通知するとともに、消防団及び関係住民に周知し、必要な体制を整える。周知の方法は、前項＜１＞(4) 伝達を受けた場合の市の措置のウと同様とする。

(3) 椋梨ダムの放流、警報の伝達

ア　貯留された流水を放流することによって、流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、椋梨ダム管理事務所は、特定多目的ダム法（昭和 32 年法律第 35 号）第 32 条の規定により、放流開始する１時間前に関係機関に通知し、放流による水位の上昇が 30 分につき 30 ㎝以上と予想される場合、一般に周知しなければならない。

イ　関係機関に通知する内容は、次のとおりとする。

(ｱ) 流水を放流する日時

(ｲ) 放流量

(ｳ) 放流により上昇する下流の水位の見込み

ウ　一般に周知しようとするときは、立札による掲示を行うほか、サイレン、警鐘、拡声器などにより警告しなければならないが、様式や場所などは、次のとおりとする。

(ｱ) 立札の掲示

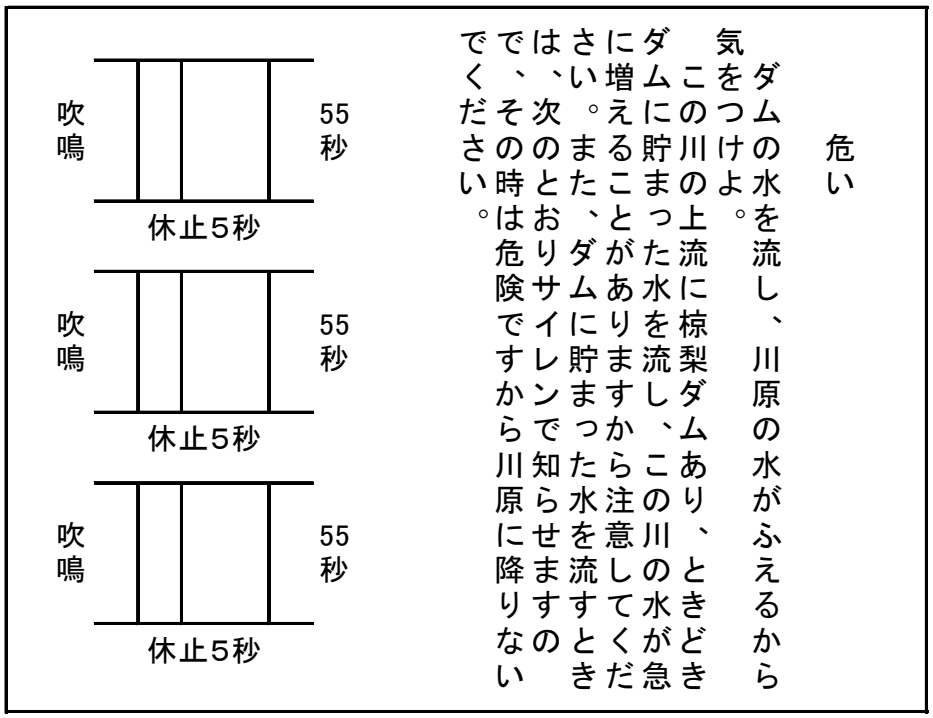

(ｲ) サイレンによる警報

ダム地点に設置されたサイレンについては、放流開始の約 10 分前に約５分間、それ以外は、放流により当該地点における水位が、上昇すると認められる約 30 分前までに約５分間行う。

(ｳ) 警報車による警報

各地点の水位が上昇すると認められる約 15 分前までに、ダム地点から沼田大橋の間を行う。なお、ダムの急激な水位上昇（EL.263.90m以上）により、ただし書き操作へ移行する場合は、約１時間前までに行う。

(4) 三河ダムの放流、警報の伝達

ア　ダムの洪水吐からの越流や放流ゲートからの放流により、下流河川の水位が急激に上昇するおそれがある場合は、三河ダム管理所は、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）の規程により、放流開始の少なくとも１時間前に、関係機関に通知するとともに、一般に周知させなければならない。

イ　関係機関に通知する内容は、次のとおりとする。

(ｱ) 流水を放流する日時

(ｲ) 放流量

(ｳ) 放流により上昇する下流の水位の見込み

ウ　一般に周知させようとするときは、立札による掲示を行うほか、スピーカーや警報車の拡声器などにより警告しなければならない。

(ｱ) 立札の掲示

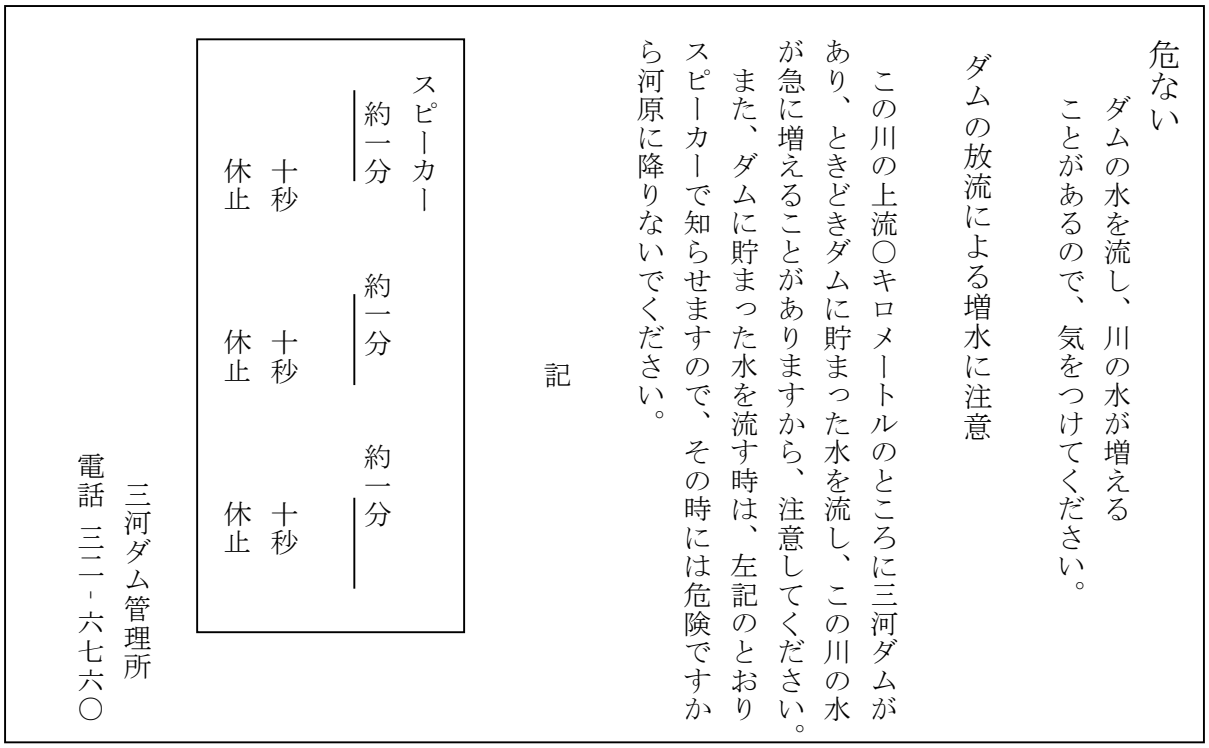
危ない
ダムの水を流し、川の水が増える
ことがあるので、気をつけてください。
ダムの放流による増水に注意
この川の上流〇キロメートルのところに三河ダムがあり、ときどきダムに貯まった水を流し、この川の水が急に増えることがありますから、注意してください。
また、ダムに貯まった水を流す時は、左記のとおりスピーカーで知らせますので、その時には危険ですから河原に降りないでください。
記
スピーカー
約一分 十秒 約一分 十秒 約一分 十秒
休止 休止 休止
三河ダム管理所
電話 三二一-六七六〇

(ｲ) スピーカーによる警告

ダム地点に設置されたスピーカーについては、放流開始の約 30 分前に約３分間、それ以外は、放流により当該地点における大草川の水位が上昇すると認められる約 30 分前に約３分間行う。

(ｳ) 警報車の拡声器による警告

ダム地点からダム地点以外に設置されたスピーカーのある区間に含まれる各地点について、放流により当該地点における大草川の水位が上昇すると認められる約 15 分前に行う。

(5) 福富ダムの放流通報の伝達

ア　貯留された流水を放流することによって、流水の状況に著しい変化を生じると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、福富ダム管理事務所は、特定多目的ダム法（昭和 32 年法律第 35 条）第 32 条の規定により、放流開始する１時間前に関係機関に通知する。

イ　関係機関に通知する内容は、次のとおりとする。

(ｱ) 流水を放流する日時

(ｲ) 放流量

(ｳ) 放流により上昇する下流の水位の見込み

＜３＞ 火災警報

火災警報の発令や伝達などは、消防計画の定めるところによる。

広島地方気象台が発表する火災気象通報は、広島地方気象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときの通報で、火災予防上の気象通報を行う場合の具体的な基準は「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

ただし、通報基準に該当する場合にあっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

＜４＞ 災害情報の収集伝達

(1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官、若しくは海上保安官に通報しなければならず、また、この通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならないとされているが、この通報は、危機管理監危機管理課で受理し、地域防災計画の定めるところにより県危機管理課に通報する。

(2) 急を要するときは、危機管理監危機管理課は気象現象については気象台へ、その他については、その現象が直接影響する施設を管理する責任者へ通報する。

(3) 災害応急対策責任者は、自己の管理する施設が被害を受けたときは、被害の状況やその災害に対してとった措置をできるだけ相互に通報する。

＜５＞ 災害発生及び被害状況報告

災害が発生した場合は、応急対策を迅速に実施するため、市は、災害対策基本法及びその他関係法令の規定に基づき、県に対し災害発生報告及び被害状況報告を速やかに行う。

なお、市からの報告は原則として、広島県防災情報システム（被害情報収集提供機能）を利用して行う。

また、市は、災害発生直後については、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

ただし、県に報告できない場合、又は特に迅速に消防庁へ報告すべきこと基準に該当する火災・災害など（該当するおそれがある場合を含む）については、直接内閣総理大臣（消防庁）へ報告する。

市は、原則として、覚知後 30 分以内に第一報を県に報告する。

伝達経路は、次のとおりとする。(県災害対策本部が設置されていない場合は「県対策本部」は「県危機管理課」と読み替える。)

大規模災害の発生による市機能の喪失等により、県への被害報告を行うことが困難となった場合、県は、多様な手段を用いて、直接、情報収集に努めるものとする。

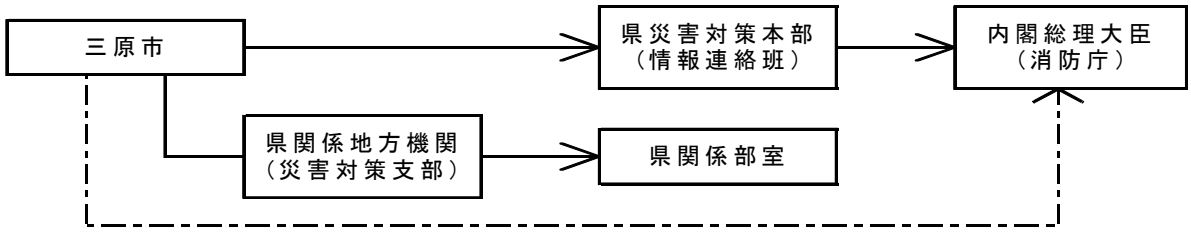

※ 内閣総理大臣（消防庁）への報告先は、次のとおりとする。

総務省消防庁

区分 / 回線		平日（9:30～18:15） ※ 応急対策室	左記以外 ※ 宿直室
ＮＴＴ回線	電　話	03-5253-7527	03-5253-7777

	ファクシミリ	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	電　話	「内線指定」 86-048-500-90-49013	「内線指定」 86-048-500-90-49101～49103
	ファクシミリ	「内線指定」 86-048-500-90-49033	「内線指定」 86-048-500-90-49036

(1) 報告は、次のとおり区分する。

ア　災害発生報告

応急対策実施のため、基本法第 53 条第１項の規定により行う報告で、災害発生状況の迅速な把握を主眼とする。

イ　被害状況報告

応急対策実施及び災害復旧のため、関係法令などの規定により行う報告で、応急対策の実施及び復旧の措置を講ずるに必要な被害状況を把握することを主眼とする。

(2) 災害発生報告

ア　関係各課又は消防本部は、災害発生の直後及びその後の被害状況の変化に応じて迅速に発生状況を危機管理監危機管理課に電話、又は口頭により連絡するとともに、速やかに文書で報告する。

イ　報告を受けた危機管理監危機管理課は、速やかに広島県防災情報システム（これによりがたい場合は電話その他の手段）で直接県危機管理課（災害対策本部を設置した場合は、災害対策本部情報連絡班。ただし、支部が設置された場合は、支部を経由して災害対策本部）に報告する。

ウ　報告は、別記様式第１（災害発生報告及び被害状況報告）による。

(3) 被害状況報告

ア　関係各課又は消防本部は、災害に対する応急措置が完了したのち、速やかに被害状況を危機管理監危機管理課に文書により報告する。

イ　報告を受けた危機管理監危機管理課は、被害状況報告を取りまとめて前項イと同様の報告を行い一部は被害記録とする。

ウ　ア及びイの報告の様式は、別記様式第１（災害発生報告及び被害状況報告）中被害状況（３～16）の内訳として、別記様式２（被害総括表）による。

※被害総括表は「資料編　資料９」参照

(4) 人の被害についての即報

市又は消防本部が、災害による人の被害についての情報を入手した場合は、広島県防災情報システムなどを利用して、速やかに県災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は、県危機管理課）に伝達する。

行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村の住民基本台帳に記録されていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）について

も、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

人的被害の数（死者・行方不明者数）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。

また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町等と密接に連携しながら適切に行うものとするとともに、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

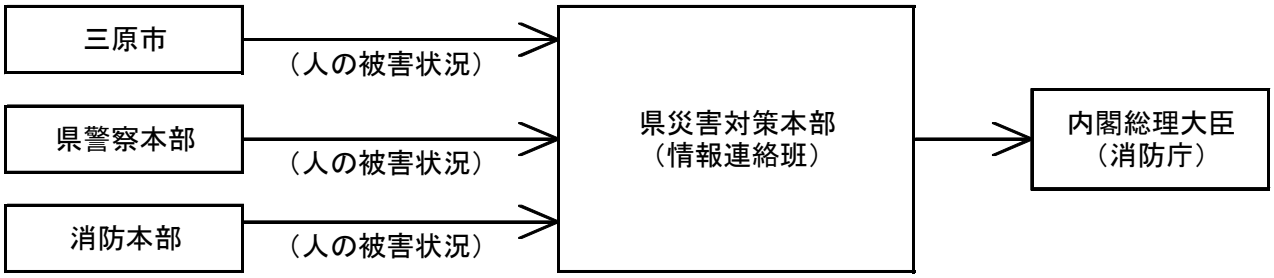

＜６＞ 通信応急対策

(1) 災害時における通信連絡は、迅速かつ的確に行わなければならないので、次のような方法により確保する。

ア　重要通信の確保

(ｱ) 非常・緊急通話（非常・緊急電報）の申込み

防災関係機関は、応急対策の実施などについて、緊急かつ特別に必要な場合は、ＮＴＴ西日本に、非常電話・非常電報の申し込みを行う。

区分	電話番号	応答先
非常・緊急電話	「１０２」	情報案内センター
非常・緊急電報	「１１５」	電報サービスセンター

(ｲ) 優先利用の承認及び取扱い

なお、前記の非常・緊急電話（非常・緊急電報）扱いを利用する発信電話は、「災害時優先電話」として、あらかじめＮＴＴ西日本に申込みを行い承認を受ける。

申込み先	電話番号
１１６センター	「１１６」

※災害対策用電話などに変更があった場合は、速やかにＮＴＴ西日本に変更を申込み、承認を受ける。

(ｳ) 特設公衆電話（無償）の要請

災害救助法が適用され広域停電等の発生時には、地域拠点避難所（小・中学校）に設置している特設公衆電話の活用を図る。（特設公衆電話の設置･利用に関する覚書(H25.3.21 締結)）

災害救助法が適用された場合、孤立地区や避難所などへの特設公衆電話の設置に努める。

要請先	電話番号
ＮＴＴ西日本中国支店災害対策本部 （設備部災害対策室）	０８２-５１１-１３７７

(ｴ) 臨時電話（有償）などの申込み

30 日以内の利用期間を指定して、加入電話の提供を受けるための契約電話（有料）をいう。

区分	電話番号	応答先
臨時電話など	「１１６」	１１６センター

※一般の電話申込みも、同様。

(ｵ) 臨時携帯電話の申込み先

申込み先	電話番号
株式会社ドコモＣＳ モバイルレンタルセンター	０１２０-６８０-１００

イ　通信設備の優先利用など

災害に対し、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第２条第１項に規定する放送を行うことを災害時における放送要請に関する協定（昭和 53 年 12 月 21 日）第３条の手続（１．放送要請の理由、２．放送事項、３．希望する放送日時及び送信系統、４．その他必要な事項）により、知事を通じて依頼する。

ウ　無線施設の利用

災害時において、優先通信施設を利用できないか、又はこれを使用することが困難であるときは、人命の救助や災害の救護、交通通信の確保のため、広島県総合行政通信網を使用する。

また、広島県総合行政通信網をもってしても、なお通信施設の必要が生じた場合は、「資料編　資料 23」参照の無線施設を、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 52 条に規定する非常通信として、防災活動の協力を求める。

エ　非常災害時における無線利用の協力

三原アマチュア無線並びにタクシー無線は、災害対策本部又は水防本部の設置と同時に、非常通信について、防災活動に協力する。

（三原市地域防災対策非常通信連絡業務協定）（昭和 44 年　９月１日）

（非常災害時におけるタクシー無線通信協定）（昭和 51 年　２月 25 日）

オ　通信設備の電源の確保

市及び県は、災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源確保のため、必要に応じて、中国総合通信局に移動電源車の派遣を要請する。

(2) 通信施設の災害応急復旧

災害を受けた通信施設の応急復旧は、当該施設を設置又は管理する者が実施する。また、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、中国総合通信局を通じて、県災害対策本部や他市町の災害対策本部に協力を要請するものとする。

第４節　ヘリコプターによる災害応急対策

１　目　的

大規模災害時においては、道路の損壊、建物や電柱の損壊により道路の通行が困難あるいは、孤立集落が生じることが予想されることから、県及び広島市は、ヘリコプターの特性を十分活用でき、かつ、その必要性が認められる場合において、ヘリコプターを積極的に活用した災害応急対策活動等を行うことについて定める。

２　施策の体系

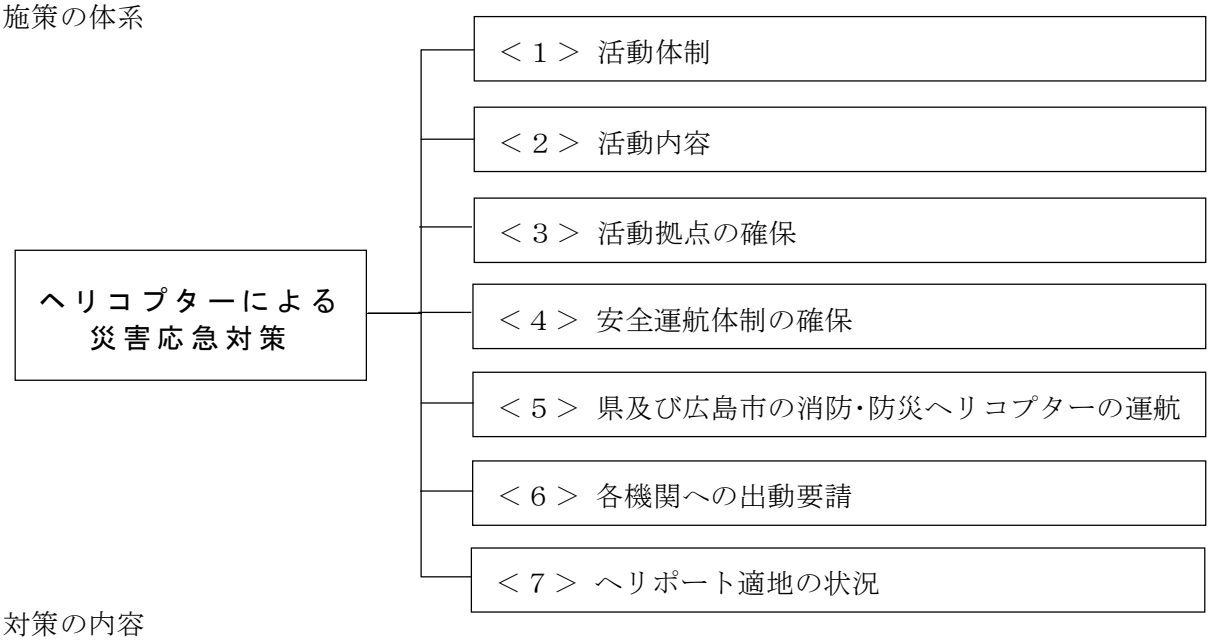

３　対策の内容

＜１＞ 活動体制

県内の防災関係機関が所有するヘリコプターとしては、県の防災ヘリコプター、広島市の消防ヘリコプターのほか、県警察及び海上保安庁のヘリコプターがある。

また、大規模災害時には他の都道府県及び消防機関の消防・防災ヘリコプターによる応援を受けるものとする。

さらに、災害派遣要請により自衛隊のヘリコプターの支援を受けることができる。

これらのヘリコプターを有効に活用するため情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、県災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）を設置し、必要な調整を行うものとする。

＜２＞ 活動内容

防災関係機関のヘリコプターについては、その特性を十分活用し、次の各号に掲げる活動を行う。

(1) 被災状況等の偵察、情報収集活動
(2) 救急・救助活動
(3) 救援隊・医師等の人員搬送
(4) 救援物資・資機材等の搬送

(5) 林野火災における空中消火
(6) その他特にヘリコプターの活用が有効と認められる活動

＜３＞ 活動拠点の確保

県及び市町は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる項目を実施する。

(1) 関係機関と連携して災害拠点病院や防災活動の拠点となるその他の重要な施設に緊急輸送ヘリポートを計画的に整備する。
(2) 緊急時に着陸できる臨時ヘリポートの適地を把握し、市においては離着陸時の安全性を確保するための支援を行う。

＜４＞ 安全運航体制の確保

(1) 大規模災害時においては、応援ヘリコプターや報道ヘリコプター等多数のヘリコプターが被災地上空に飛来し、危険な状態となりやすいことから、二次災害防止のため、各ヘリコプター保有機関は連携して安全運航体制を確立する。
(2) 航空運用調整班は、国土交通省、自衛隊、海上保安庁、県警察、広島市消防局等航空機運用関係機関の参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。
(3) 航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼をするものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。
(4) 災害時において、複数機のヘリコプターが飛来した場合の航空無線の周波数については、災害時飛行援助通信用周波数を使用する。
(5) ヘリコプターの離着陸時の安全確保のために地上支援要員を配置するなど安全運航体制を確立する。

＜５＞ 県及び広島市の消防・防災ヘリコプターの運航

(1) 基本的な考え方

県と広島市は、各自が所有するヘリコプターの災害出動、点検時期等について相互に調整し、県内における安定した航空消防防災体制の確立を図る。

ア　可能な限り、常時１機は災害出動できる体制をとる。
イ　年間運航計画については、防災ヘリコプター、消防ヘリコプター各々の運航不能期間等を勘案しながら策定する。
ウ　災害出動に関する受付は、広島市消防局警防部警防課（通信指令室）が行い、他の都道府県への応援要請等は広島県危機管理監危機管理課が行う。

(2) 県内市町からの支援要請

ア　支援の原則

市長（消防・一部事務組合を含む）から出動要請を受けた県及び広島市は、公共性、緊急性、非代替性を勘案し、ヘリコプターによる支援又は応援の有効性及び必要性が認められる場合に支援を行うものとする。

イ　要請方法

県及び広島市に対するヘリコプターの支援又は応援要請は次の図による。

(ｱ)通常災害時

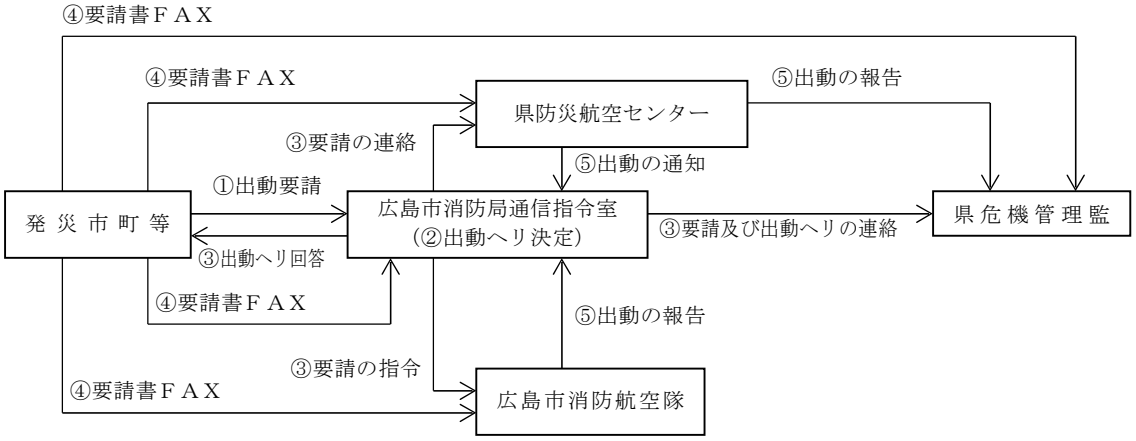

(ｲ)大規模災害時

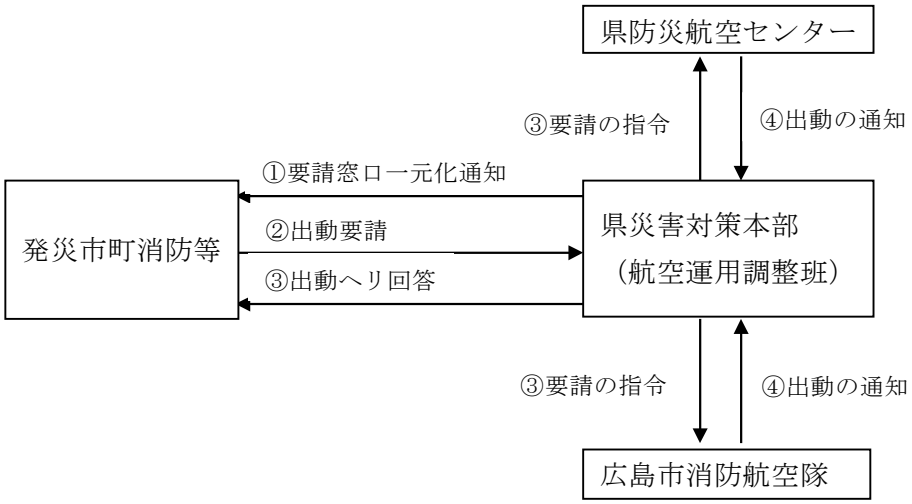

＜６＞ 各機関への出動要請

(1) 県警察

県は、必要に応じてヘリコプターテレビによる映像の配信を県警察へ要請するとともに、救助活動等の調整を行う。

(2) 海上保安庁

県は、海上保安庁ヘリコプターによる応急対策活動が必要な場合には、第六管区海上保安本部へ出動を要請する。

(3) 他の都道府県及び消防機関の応援ヘリコプター

県は、「中国五県消防防災ヘリコプター相互応援協定（平成 23 年３月１日締結)」、「広島県・愛媛県消防防災ヘリコプター相互応援協定（令和２年９月 11 日締結)」に基づき、関係県知事に対し、応援要請する。

また、県及び市は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（総務省消防庁)」、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」等に基づき、消防庁長官に対し、応援要請する。

(4) 市は、「広島県内航空消防応援協定」、「広島県防災ヘリコプター応援協定」等に基づいて応援要請する。

＜７＞ ヘリポート適地の状況

ヘリコプターによる防災活動を実施する場合のヘリポート適地の状況は、資料編　28 による。

第５節　自衛隊災害派遣要請計画

１　目　的

陸上自衛隊第 13 旅団長や海上自衛隊呉地方総監など（以下「旅団長など」という。）は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定により、知事や第六管区海上保安本部長、広島空港長（以下「要請者」という。）から部隊などの派遣要請があり、事態やむを得ないと認める場合、又はその事態に照らし、特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合は、速やかに部隊などを派遣して、災害救助活動を実施する。

２　施策の体系

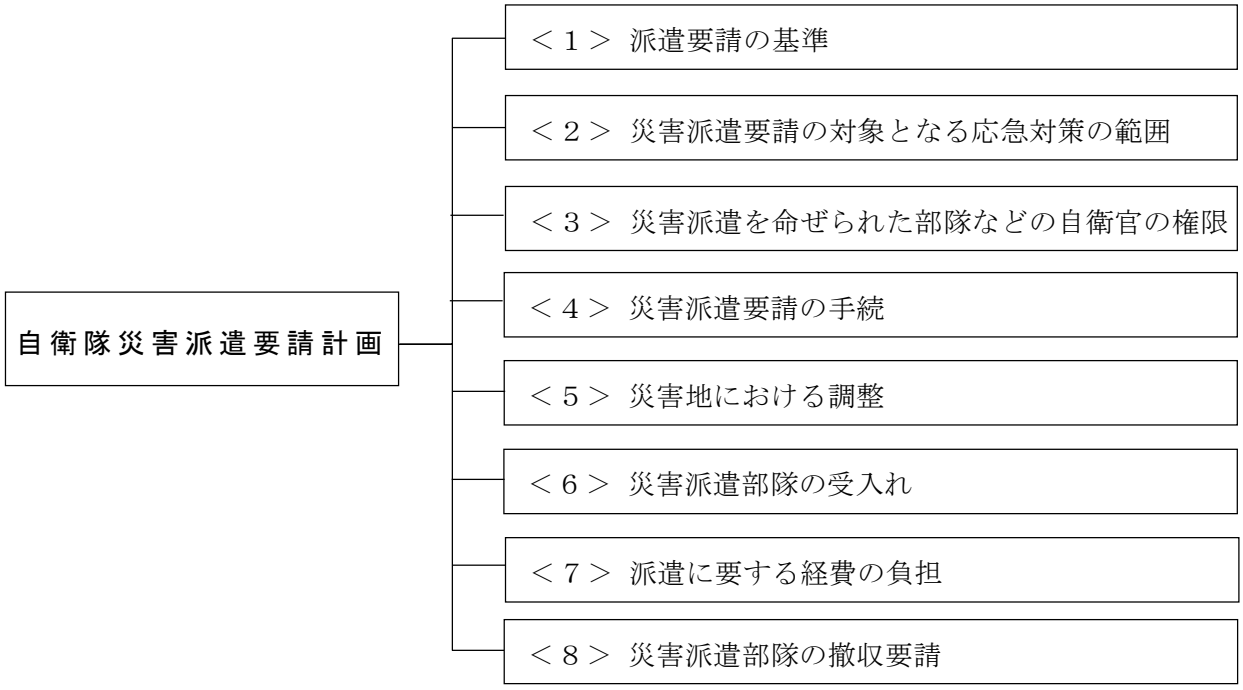

３　対策の内容

＜１＞ 派遣要請の基準

自衛隊の派遣要請は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、指定地方行政機関や地方公共団体、及び指定地方公共機関などの防災能力をもってしては、防災上十分な効果が得られない場合、その他、特に知事や第六管区海上保安本部長、広島空港長（以下「要請者」という。）が必要と認める場合に行う。

なお、陸上自衛隊第 13 旅団長及び海上自衛隊呉地方総監など（以下「旅団長など」という。）は、自衛隊法第 83 条及び災害対策基本法第 68 条の２の規定により、要請者から部隊などの派遣要請があり、事態やむを得ないと認める場合、又はその事態に照らし緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合は、速やかに部隊などを派遣して、災害救助活動を実施する。

＜２＞ 災害派遣要請の対象となる応急対策の範囲

(1) 被災状況把握及び通報

(2) 遭難者の捜索・救助

(3) 消　防
(4) 水　防
(5) 人員及び救助物資の緊急輸送
(6) 道路及び水路の啓開
(7) 応急の医療や救護、防疫
(8) 給食、給水及び入浴支援
(9) 救援物資の無償貸付又は譲与
(10) 危険物の保安や除去

＜３＞ 災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長などや警察官、海上保安官がその場にいない場合に限り、次の市長の職権を行うことができる。この場合において、当該市村長の職権を行ったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(1) 警戒区域の設定、立ち入り制限・禁止・退去命令
(2) 当該市町の区域内の他人の土地などの一時使用など
(3) 現場の被災工作物などの除去など
(4) 当該市町の区域内の住民などを応急措置の業務に従事させること。

＜４＞ 災害派遣要請の手続

(1) 要請にあたっては、原則、市長からの要請により、知事が自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 106 条の規定に基づく、所定事項の記載した文書によって要請する。ただし、緊急を要するときは、電話などの迅速な方法で行い、文書の提出はその後に行うことができる。

要請文書には、次の事項を記載する。

ア　災害の状況及び派遣を要請する事由
イ　派遣を希望する期間
ウ　派遣を希望する区域及び活動内容
エ　その参考となるべき事項

(2) 派遣要請先、要請者連絡先及び連絡方法

ア　要請先及び連絡方法

(ｱ) 陸上自衛隊第 13 旅団長
陸上自衛隊第 13 旅団司令部第３部（防衛班）
安芸郡海田町寿町２－１
電話　０８２－８２２－３１０１　内線２４１０
（夜間、土日、祝日等）内線２９００（当直幕僚）

(ｲ) 海上自衛隊呉地方総監
海上自衛隊呉地方総監部防衛部オペレーション
呉市幸町８－１
電話　０８２３－２２－５５１１　内線２８２３、２２２２（当直）

(ｳ) 航空自衛隊西部航空方面隊司令官

航空自衛隊西部航空方面隊司令部防衛部
福岡県春日市原町３－１－１
電話　０９２－５８１－４０３１　内線２３４８
（課業時間外）内線２２０３（ＳＯＣ当直）

イ　要請者連絡先及び連絡方法

(ｱ) 県知事
県危機管理課
広島市中区基町１０－５２
電話　０８２－２２８－２１１１　内線２７８３～２７８６
（直通）０８２－５１１－６７２０
０８２－２２８－２１５９

(3) 災害派遣の要請の要求など

ア　市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができる。(別記様式)
市長は知事に要請した場合においても、その旨や災害の状況を防衛大臣、又はその指定する者（旅団長など）に対し通知することができる。

イ　市長は、上記(ｱ)の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛大臣、又はその指定するもの（旅団長など）に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣などは、その事態に照らし、特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自主派遣をすることができる。

ウ　市長は、上記(ｱ)及び(ｲ)の通知をしたときは、速やかに知事に通知しなければならない。

※　派遣要請等様式は「資料編　資料 30」参照

＜５＞ 災害地における調整

要請者は自衛隊が要請の趣旨にそってその業務が円滑に実施できるよう、災害地における災害応急対策責任者相互間の業務の調整や応急対策実施箇所の調整、その他必要な事項について、所要の措置をとる。

＜６＞ 災害派遣部隊の受入れ

(1) 自衛隊の災害派遣が決定したときは、要請者は、関係市町村又は関係機関の長に、派遣部隊の受入れ体制を整備させるとともに、必要に応じて派遣部隊と関係市町、又は関係機関との連絡に当たる職員を現地に派遣する。

(2) 災害派遣を依頼した市又は関係機関の長は、派遣部隊の受入れに必要な次の事項について万全を期す。

ア　派遣部隊到着前

(ｱ) 市又は関係機関における派遣部隊などの受入れ担当連絡部署（職員）の指定及び配置（平常時からの指定や配置を含む。）

(ｲ) 派遣部隊指揮者や連絡員が、市又は関係機関と緊密な連絡をとるために、必要な適切な施設（場所）の提供

(ｳ) 派遣部隊の宿営地や駐車場などの準備（平常時から宿営地候補の検討を含む。）、被災状況

によっては、市と県で救援部隊の集結拠点としての覚書を締結している三原運動公園（沼田東）の利用。（※「大規模災害時における施設の利用に係る覚書」）

(ｴ) 臨時ヘリポートの設定に示す事項に留意する（※「資料編　資料 27」参照）。また、平常時から臨時ヘリポート候補地の選定を含む（※「資料編　資料 28」参照）。

(ｵ) 艦艇が使用できる岸壁の準備

イ　派遣部隊到着後

(ｱ) 派遣部隊を迅速に目的地に誘導する。

(ｲ) 他の関係機関の救護活動との重複を避け、最も効果的に救援活動が分担できるよう、派遣部隊指揮官と協議する。

(ｳ) 派遣部隊指揮官や編成装備、到着日時、活動内容や作業進捗状況などを知事などに報告する。

＜７＞ 派遣に要する経費の負担

部隊などが派遣された場合、次の各号に掲げる経費は、自衛隊において負担し、それ以外の経費は、それぞれの災害応急対策責任者の負担とする。

(1) 部隊の輸送費（民間の輸送力（フェリーを含む。）を利用した場合や有料道路の通行を除く。）

(2) 隊員の給与

(3) 隊員の食糧費

(4) その他の部隊に直接必要な経費

＜８＞ 災害派遣部隊の撤収要請

(1) 要請者は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。
（市長が知事（要請者）を経由して撤収要請する場合は、別記様式）

(2) 災害派遣命令者は、前号の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認める場合は、速やかに部隊などの撤収を命ずる。

第６節　応援、派遣要請に関する計画

１　目　的

災害時において、災害応急対策又は災害復旧について、市の区域内の災害対策能力をもってしては対処し得ない場合に、行政機関の職員などの災害派遣要請などについて、必要な事項を定めることを目的とする。

２　施策の体系

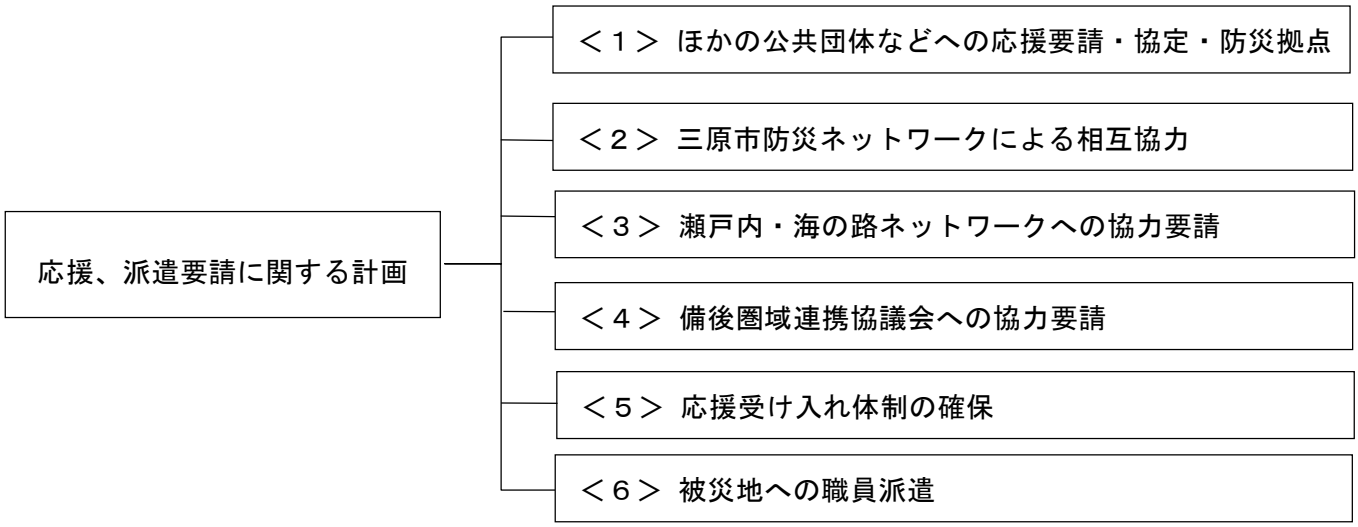

３　対策の内容

＜１＞ ほかの公共団体などへの応援要請・協定・防災拠点

(1) 計画の方針

災害時において、地方公共団体や関係機関は、相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。この場合、広域応援協定を締結し、共同訓練の実施や応援を要請する場合の基準や手続きを明確化するとともに、応援を受け入れる場合の役割分担などの体制整備などについても、あらかじめ十分協議しておく。

(2) 要請先及び関係法令等

県は、県内において大規模災害が発生した場合、直ちに被災した市町の災害対策本部に連絡員を派遣して情報を収集し、市町から災害応急対策を実施するための応援を求められた場合又は応援を行う必要が認められる場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら必要な支援を行なう。また、市長は、大規模災害により、市消防力及び県内応援隊だけでは対応できず、緊急消防援助隊等消防の応援を受ける必要があると判断したときは、「緊急消防援助隊広島県受援計画」に基づき、速やかに県知事に応援要請を行うものとする。

要請先	要請内容	関係法令
(1) 指定地方行政機関の長	当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	基本法第 29 条第２項
(2) 県知事	(1) 指定地方行政機関の職員派遣のあっせん要請 (2) ほかの地方公共団体の職員派遣のあっせん要請	基本法第 30 条第１項、２項 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） 第 252 条の 17 基本法第 68 条

	(3) 応急措置実施のため職員の応援要求	
(3) ほかの市町長	応援措置実施のため職員の応援要求	基本法第 67 条
(4) ほかの水防管理者又は市町長、若しくは消防長	水防のため緊急の必要があるための応援要求	水防法第 16 条
(5) ほかの消防機関	非常事態における消防庁長官等の措置要求等	消防組織法第 44 条

(3) 応急措置の代行

県は、災害の状況により、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するものとする。

県は、災害が発生した場合において、被災により市町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、応急措置を実施するため市町に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、または土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町に代わって行うものとする。

国は、被災により、市町及び県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市町に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、または土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、市町に代わって行うものとする。

＜２＞ 三原市防災ネットワークによる相互協力

本市また県内、他県の市町村において大規模災害が発生した場合、三原市防災ネットワーク会長は必要と判断する場合、委員を招集し、当会で可能な支援協力活動の計画方針を協議決定し実施する。

＜３＞ 瀬戸内・海の路ネットワークへの協力要請

(1) 計画の方針

大規模災害が発生し、本市のみで災害に対応することが困難である場合、瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定（H23 年度締結）に基づき他市町村へ応援要請する。

(2) 計画の内容

ア　要請の手続き

応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により所属する地域ブロック幹事等に対し要請する。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請し、要請後速やかに文書を提出する。

(ｱ) 災害の状況及び要請理由

(ｲ) 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路

(ｳ) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路

(ｴ) 受入れを必要とする被災傷者等の人数及び診療科目

(ｵ) 受入港及び受入港への海上経路

(ｶ) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

イ　要請事項

応援の種類は次のとおりとする。

(ｱ) 応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供

(ｲ) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣

(ｳ) 医療機関への被災傷者等の受入れ

(ｴ) 被災者への臨時的な居住施設の提供

(ｵ) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

＜４＞ 備後圏域連携協議会への協力要請

(1) 計画の方針

大規模災害が発生し、本市のみで災害に対応することが困難である場合、災害時の相互応援に関する協定書（H24 年度締結）に基づき他市町へ応援要請する。

(2) 計画の内容

ア　要請の手続き

応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにして、協定市町に対し災害応援要請書を提出する。ただし、緊急の場合には協定市町の連絡担当部局を通じて電話等により応援を要請し、要請後速やかに文書を提出する。

(ｱ) 被害の状況

(ｲ) 必要とする物資及び資機材の品名並びに数量

(ｳ) 必要とする職員の職種別人員及び派遣期間

(ｴ) 応援を必要とする区域並びに受入地点及び受入地点への経路

(ｵ) 避難施設に収容を要する被災者の状況及び人数並びに避難施設の提供を必要とする期間

(ｶ) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる事項

イ　要請事項

応援の種類は次のとおりとする。

(ｱ) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

(ｲ) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供

(ｳ) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣

(ｴ) 救援活動等に必要な車両、舟艇及び資機材の提供

(ｵ) 被災者を一時収容するための施設の提供

(ｶ) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めて要請する事項

＜５＞ 応援受け入れ体制の確保

(1) 計画の方針

大規模災害時には、市及び関係機関は、自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊及びライフライン事業者等、多数の応援者及び大量の復旧資機材等を受け入れる必要がある。市は、関係機関において、応援者の宿泊場所及び復旧資機材等の置場が不足し受け入れが困難な場合には、市有地及び市有施設（以下「候補地」という。）を提供し、迅速かつ効率的な受入れ体制を確保する。

(2) 計画の内容

ア　市は、各機関と情報交換し、受け入れ人数及び資機材量等の把握に努める。

イ　市は、受け入れを行う上で最適な候補地及び配置を調整し関係機関へ伝達する。候補地の決定に際しては、二次災害等の危険性を考慮する。

ウ　市は、各機関が相互に情報交換し円滑及び効率的な復旧が行えるよう連絡会等を調整する。

エ　市は、候補地が不足している場合は、県及び協定を締結している民間業者へ協力を要請する。

オ　市は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

＜６＞ 被災地への職員派遣

市は、職員派遣に備え、災害対応業務ごとに、あらかじめ派遣職員名簿を作成するなどして、速やかに応援職員を派遣できる体制を整備するものとする。

また、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

なお、被災地への応援職員派遣は、派遣元となる市職員の人材育成を通じた災害対応力の向上につながることから、積極的な応援職員派遣に努めるものとする。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第７節　救出計画

１　目　的

災害時における被災者の救出や救護、その他人の生命や身体、財産の保護及び死体に対する措置ついて、必要な事項を定めることを目的とする。

２　施策の体系

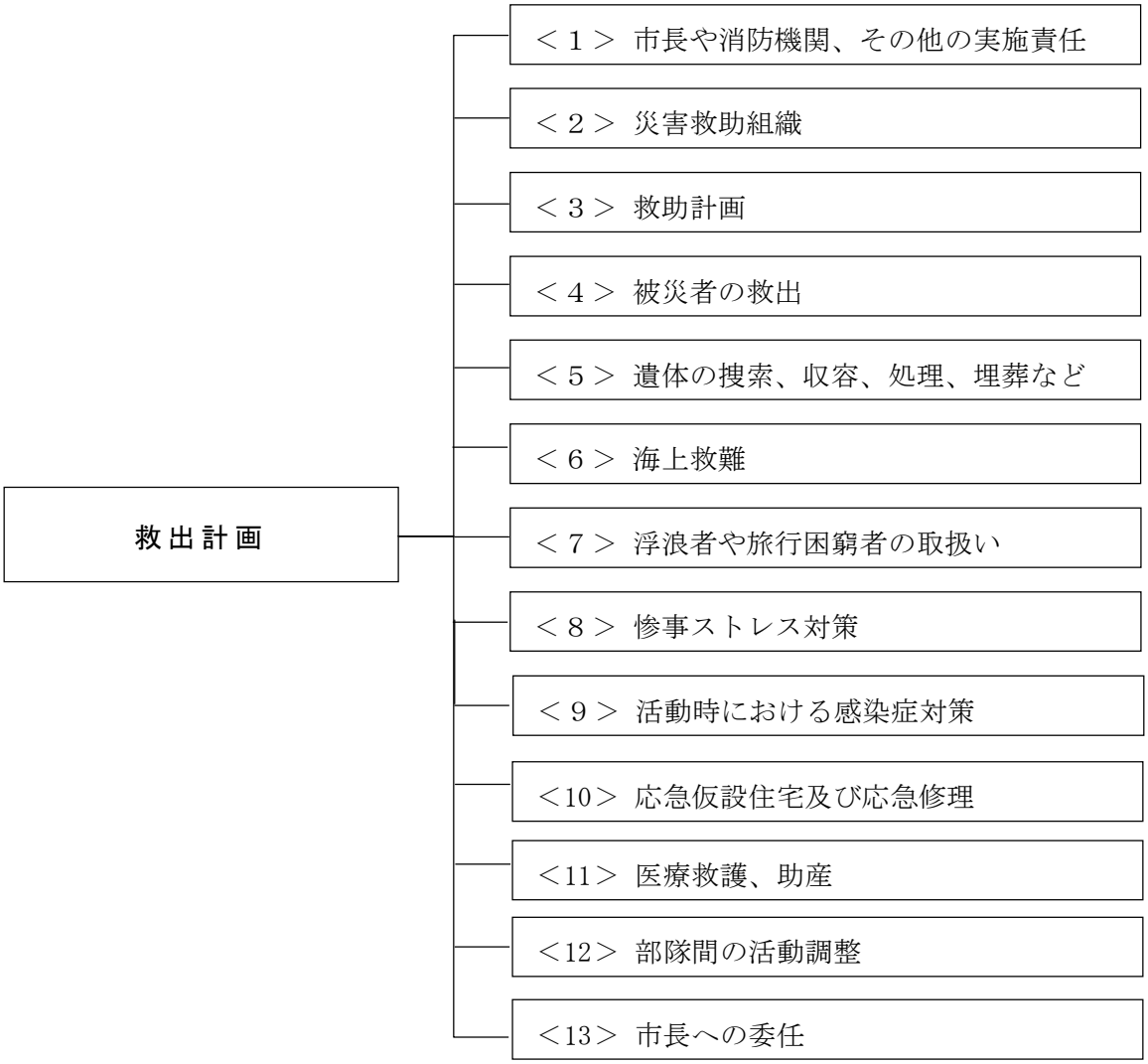

３　対策の内容

＜１＞ 市長や消防機関、その他の実施責任

市長や消防機関は、次の事項に対し、実施の責任を有するとともに、県警察や知事の実施する措置に協力する。災害救助法を適用した場合、知事は、市長を補助執行者として消防機関や警察などの関係者の協力により救出にあたる。

なお、知事が市長に実施を指示したときは、市長が実施責任者となり救出を行う。

(1) 市長及び消防機関の実施責任

実施責任者	実施事項	根拠法令
消防機関	災害により住民の生命や身体、財産に危険が迫った場合、危険状態からの救出	消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 24 条

市長	災害時における身許不明、原因不明の死体の取扱い	行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）第２条
	市町村の区域の地先海域における海難の救助	水難救護法（明治 32 年法律第 95 号）第１条
	被災者の救出	災害救助法第２条

(2) ほかの実施責任者に対する協力

実施責任者	実施事項	根拠法令
県警察	災害により住民の生命や身体、財産に危険が迫った場合、危険状態からの救出	警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第２条 警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）第４条
	災害による死体の調査	警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律
知事（災害救助法施行令により知事が実施を指示した場合は市長）	被災者の救出	災害救助法第２条、第４条、第１３条 災害救助法施行細則第１条
	死体の捜索及び処理、埋葬、障害物の除去	災害救助法第２条、第４条、第１３条
海上保安部	その他、救済を必要する場合の援助災害による死体の見分	海上保安庁法（昭和 23 年法律第 28 号）第２条、第５条

＜２＞ 災害救助組織

災害の応急救助は、その事態に対応して実施するものであるが、通常の場合は消防機関が担当し、災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部の事務分掌により担当する。

＜３＞ 救助計画

(1) 出　動

災害の規模により、次の区分により出動する。

ア　第一出動

(ｱ) 救急車

(ｲ) 消防ポンプ車

(ｳ) 救助工作車

イ　第二出動

(ｱ) 患者搬送車

(ｲ) 乗合自動車

(ｳ) 貨物自動車

(2) 応援出動

大規模な災害の発生により、ほかの機関へ応援要請する場合は、医師会や看護師会、助産師会などに対してこれを行う。

(3) 救助活動

ア　現場には無線車を派遣して、消防本部との連絡を密にする。

イ　消防本部は、各医療機関の現在の収容能力を掌握し、現場指揮者へ連絡する。

ウ　現場へ医師や看護師を派遣し、応急処置を施して搬送する。

(4) 記録、報告など

負傷者収容完了後、現場指揮者は、速やかに三原市救急業務規程（平成 17 年消防本部訓令第 24 号）の様式により、消防署長又は消防本部長に報告し、消防本部長は市長に報告するとともに、救急事故等報告要領（昭和 51 年消防安第 19 号消防庁長官通達）によって、県知事に報告する。

＜４＞ 被災者の救出

市長が救難責任を有するが、直接の救出は消防機関や県警察がこれにあたる。その際、市長は、救出作業が円滑に行われるよう配慮する。

なお、災害救助法が適用され、事務が市長に委任された場合は、市長が主体的に救出事務を行う必要がある。

＜５＞ 遺体の捜索、収容、処理、埋葬など

(1) 遺体の捜索及び処理

ア　市長の実施

災害による遺体の捜索及び処理（災害対策救助法第 23 条第１項第 10 号）については、同法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第８条の規定により、市長は県知事を補助する。この場合、消防機関や海上保安部、警察署などの協力を得て行う。

イ　市長以外の者の実施

(ｱ) 知事が行う措置

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 30 条により、遺体の移動制限や禁止、埋葬の許可を行う。

(ｲ) 警察署長は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律により、遺体の報告を受けたときは、その遺体の調査をするとともに、死因や身元その他の調査を行う。

(ｳ) 海上保安官は、陸上災害救難に準じるほか、海上保安庁死体取扱規則により、遺体を見分するとともに、遺体・身元の調査など、所要の措置を行う。

(ｴ) 保健所長は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 28 条により、遺体の解剖を行う。

(2) 遺体の埋葬

死体取扱規則第８条の遺体について遺族などへの引渡しができないときは、市長が受け取り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第９条の遺体の埋葬や火葬を行う者がいないとき、又は判明しないときや行旅病人及び行旅死亡人取扱法第７条の身許不明、原因不明の死亡人があるときは、市長が埋葬又は火葬を行わなければならない。

＜６＞ 海上救難

市の地先海域における海難に対し、必要と認めたときは、関係する法律の定めるところにより、尾道海上保安部や三原警察署、消防機関、港湾管理者など、関係機関の協力を得て海難対策の実施にあたる。

(1) 尾道海上保安部

ア　尾道海上保安部は、気象や津波などの警報や災害情報の通知を受けたとき、航路障害物、航路標識の異状を知ったとき、若しくは船舶交通の制限、禁止の措置を講じたとき、又は大量油流出等や放射性物質、火薬などの漏出、爆発などにより、船舶、公衆衛生などに重大な影響を

及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、船舶交通安全通報の伝達や標識の掲揚、並びに船艇・航空機による巡回などにより、速やかに周知する。

また、被災周辺海域の船舶交通や漂流物などの状況、船舶や海洋港湾施設、石油コンビナートなどの被害状況、流出油などの状況、水路・航路標識の異状、避難者の状況、陸上被害、海底地形変動、関係機関の対応状況などについて、関係機関と密接な連絡を取りながら、船艇・航空機などを活用し、積極的に情報収集活動を実施する。

イ　船舶の海難や人身事故、海上火災などが発生したときは、速やかに船艇や巡視船艇、航空機、特殊救難隊、機動防除隊等により、捜索活動や消火などの海難救助を実施するとともに、必要に応じ地方公共団体に協力を要請する。その際、救助・救急資機材は携行を原則とするが、必要に応じ民間協力などにより、効率的な救助・救急活動を行う。

ウ　危険物の保安については、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(ｱ) 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。

(ｲ) 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。

(ｳ) 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(ｴ) 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災、爆発及びガス中毒等発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

エ　避難者などの緊急輸送は、必要に応じ、又は要請により、迅速かつ積極的に実施する。

(ｱ) 第１段階（避難期）では、救助、救急、医療活動の従事者、医師、医薬品、消防水防活動など災害拡大防止、政府・地方公共団体の災害対策、ライフライン保安、輸送施設・拠点の応急復旧、交通規制などの初動応急対策に必要な人員や物資、負傷者などの後方医療機関への搬送を輸送対象の想定とする。

(ｲ) 第２段階（輸送機能確保期）では、第１段階の続行に加え、食糧・水などの生命維持に必要な物資や傷病者被災者の被災地外への輸送を輸送対象の想定とする。

(ｳ) 第３段階（応急復旧期）では、第２段階の続行に加え、災害復旧に必要な人員や物資、生活必需品の輸送を想定する。

オ　物資の無償貸付や譲与については、要請があったとき、又は必要があるときは、「国土交通省所管に属する物品の無償貸与及び譲与に関する省令」（平成 18 年国土交通省令第４号）に基づき実施する。

カ　関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう要請に基づき、海上災害応急対策に支障を来さない範囲で、陸上救助・救急活動などを支援するほか、医療活動場所や災害応急対策従事者の宿泊について要請があったときは、応急医療や宿泊能力を強化した災害対応型巡視船の活用に配慮して、ヘリコプター搭載型巡視船などにより支援する。

キ　人命や身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、基本法第 63 条第１項及び第２項により、警戒区域を設定し、船艇及び航空機などにより、区域外退去や入域制限、又は禁止の指示を行う。

また、区域設定をしたときは、直ちに最寄りの市長にその旨を通知するほか、海上交通安全の確保や治安の維持に必要な措置を講ずる。

(2) 遭難船舶

遭難船舶の通報を受けた、市長又は海上保安部は、相互に協力し、人命や積荷、船舶の救助及

び船舶交通の安全のために必要な措置を講ずる。

この場合、海上保安官は、救護の事務に関し、市長を補佐する。

(3) 海上火災

海上火災の通報を受けた海上保安部は、船舶交通の危険防止を行い、かつ消防機関や警察に出動を要請し、相互に密接な連絡を取り、火災拡大の防止や人命の救助のための必要な措置を講ずる。

この場合、市長は、これらの作業が迅速に行われるよう、資機材の確保などについて協力する。

(4) 漂流物及び沈没品の除去

漂流物又は沈没品などで、海上災害がおこるおそれがある場合、災害の未然防止のため、広島清港会に出動を要請するが、港湾管理者や海上保安部にも協力依頼し、漂流物又は沈没品などの除去や処理にあたる。

＜７＞ 浮浪者や旅行困窮者の取扱い

三原市浮浪者及び旅行困窮者の一時扶助取扱規程（平成 17 年三原市規程第３号）第２条の規定に認められる浮浪者、又は旅行困窮者が、災害により交通機関が途絶したため、目的地に行くことが不可能で、かつ急迫した場合は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 19 条第２項の規定により、その急迫した事由が止むまでは、市長が保護を実施する。

＜８＞ 惨事ストレス対策

救出活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

＜９＞ 活動時における感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、感染症まん延防止のため、基本的な感染症対策を徹底する。

＜10＞ 応急仮設住宅及び応急修理

(1) 趣旨

災害が発生し、災害救助法が適用された場合には、知事は市長と協力して、被災者を受入するための仮設　　住宅の建設をはじめ、被災した住宅の応急修理など、必要な住宅応急対策を講じる。

(2) 応急仮設住宅の建設

ア　供与の対象とする者

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流出、若しくは、それに準ずる者として発災後、国より通知される要件に該当し、居住する住家がない者で、自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者とする。

また、知事は、罹災証明の発行の状況を踏まえ、必要に応じて対象の拡充について検討する。

イ　応急仮設住宅の供与の期間

特別な場合を除き、災害救助法の定める２年以内とする。

ウ　応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、市長が行う。

ただし、特別な事情がある場合には、市長の協力を得て、知事自ら実施する。

なお、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮するものとする。

エ　応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、広島県応急仮設住宅建設マニュアルに従い実施する。

(ｱ) 建設戸数

建設戸数の決定に当たっては、市長の意見を聞き、知事が決定する。この場合、別途確保し供与する公営住宅、借上げ可能な民間賃貸住宅等の状況を勘案するものとする。

(ｲ) 建設場所の確保

建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮し、あらかじめ把握している公有地で確保する。

ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用することもできるものとする。この場合利用しようとする土地の所有者との十分な協議を必要とする。

なお、学校の敷地を建設場所として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(ｳ) 関係団体との協力協定

知事は、災害時に応急仮設住宅の建設を迅速に進めるために、住宅建設に係る関係団体とあらかじめ協力協定を締結するなど、環境整備を図るものとする。

また、広域かつ大規模な災害発生に対応するため、複数の関係団体との協力協定の締結に努める。協定を締結した関係団体とは、平時から緊急時の連絡体制や制度運用等について、情報共有を図るものとする。

なお、協定締結団体が複数となる場合の調達方針については、広島県応急仮設住宅建設マニュアルで定めるものとする。

(ｴ) 資機材の調達

県（救助実施市）は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて、国に資機材の調達に関して要請するものとする。

県は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等に当たっては、適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市及び関係団体等との連絡調整を行う。

(3) 住宅の応急修理

災害救助法及び同法施行細則の規定に基づく住宅の応急修理については、知事が市長に実施を指示し、市長が実施する。

ただし、特別な事情により市長が実施することが困難な場合は知事自ら実施する。

ア　住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(ｱ) 対象となる者

住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理（以下、「緊急の修理」という。）の対象となる者は、住家が半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住家）又はこれに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者とする。

(ｲ) 修理の範囲

緊急の修理は、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分とする。

(ｳ) 対象世帯の調査

対象住宅の調査及び決定については、被害認定調査における損害割合の算定方法に準じて、自治体職員が判断する。

(ｴ) 必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体の協力を得て、知事が行う。

(ｵ) 実施期間

緊急の修理の実施期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、内閣総理大臣と協議を行う。

イ　日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(ｱ) 対象となる者

日常生活に必要な最小限度の部分の修理（以下、「応急修理」という）の対象となる者は、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者とする。

(ｲ) 修理の範囲

応急修理は、居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分とする。

(ｳ) 対象住宅の調査及び対象住宅の決定

対象住宅の調査及び決定については、あらかじめ定める危険住宅判定調査・修理対象基準により市長の意見を聞いて決定する。

(ｴ) 必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体の協力を得て、知事が行う。

(ｵ) 実施期間

応急修理の実施期間は、災害発生の日から３か月以内（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から６か月以内）とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間の延長を行う。

＜11＞ 医療救護、助産

(1) 趣旨

災害のため被災した住民が医療の途を失ったような場合における応急医療や災害時における助産などについて、応急的な措置をとる。

(2) 実施責任者及び実施内容

ア　市

(ｱ) 市は、一般社団法人三原市医師会及び一般社団法人三原薬剤師会と交わした「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づき、医師会及び薬剤師会が編成した医療救護班を要請し、医療救護活動を実施する。

(ｲ) 医療救護班の医療救護活動のみで対処できない場合は、直ちに県などに協力を要請する。

(ｳ) 災害救助法を適用した場合、知事に医療救護活動を行う責務があるが、同法第 13 条及び同法施行令第 17 条の規定により、知事が委任した場合は、市長が実施責任者となる。

(ｴ) 市は、必要に応じて避難所等に救護所を設けるものとする。

(ｵ) 県及び関係機関と連携を取りながら、災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による避難所における避難者等の健康観察及び保健指導等、公衆衛生活動を実施する。

イ　県

［平常時］

(ｱ) 県、基幹災害拠点病院（県立広島病院）及び防災関係機関は、平時から、迅速かつ的確な医療救護活動や公衆衛生活動が実施できるよう体制の整備、人材育成を図るものとする。

(ｲ) 県、基幹災害拠点病院（県立広島病院）及び防災関係機関は、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練・研修等を行うものとする。

(ｳ) 災害拠点病院は、平常時から防災関係機関や他の災害拠点病院および近隣医療機関との連携関係を構築するとともに、災害時に速やかに情報共有できるよう広域災害・救急医療情報システム（以下「ＥＭＩＳ」という。）等の操作訓練等を実施する。

［災害時］

(ｱ) 災害時には県災害対策本部を速やかに立上げ、保健医療福祉活動の総合調整を行うための本部（以下「保健医療福祉調整本部」）を設置し、保健医療活動チームの派遣調整、医療救護活動に関する情報の連携、整理及び分析等の医療活動の総合調整を行うとともに、必要に応じて防災関係機関等へ情報を提供する。

　また、その調整に当たっては、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを配置する。

(ｲ) ＥＭＩＳの活用等により、医療機関の被災状況、被災者の医療ニーズ等に関する情報を総合的に把握し、情報を共有する。

(ｳ) 市町の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、中国四国厚生局、日本赤十字社広島県支部、災害拠点病院・協力病院、広島県医師会及び他県等に医療救護活動を要請するとともに、医療救護班調整本部を設置し、各関係機関との情報共有、連絡調整を行う。

(ｴ) 災害派遣医療チーム（以下「ＤＭＡＴ」という。）の出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下にＤＭＡＴ県調整本部を設置する。また、県災害対策本部に設置する合同対策会議等に統括ＤＭＡＴを受入れ、自衛隊や消防機関等防災関係機関と医療救護活動について調整を行う。県内ＤＭＡＴでの対応が困難な場合、統括ＤＭＡＴの判断を踏まえ、厚生労働省に他都道府県ＤＭＡＴの派遣を要請する。

(ｵ) 「災害時における広島県ドクターヘリの運航に係る要領」に基づきドクターヘリの災害運用を決定した場合は、一時的に平時のドクターヘリの運航を停止し、災害対策本部の消防救急班にドクターヘリ調整部を設置し、他の防災関係機関のヘリコプターとの調整のもと出動する。

(ｶ) 災害派遣精神医療チーム（以下「ＤＰＡＴ」という。）の出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下に広島ＤＰＡＴ調整本部を設置し、必要に応じて活動拠点本部を設置するとともに、広島ＤＰＡＴの指揮・調整、精神保健医療に関する被災情報の収集、関係機関との連絡調整等を行う。県内ＤＰＡＴでの対応が困難な場合、広島ＤＰＡＴ統括者の判断を踏まえ、ＤＰＡＴ事務局へ他都道府県ＤＰＡＴの派遣を要請する。

(ｷ) 県立病院は、治療中の患者等の安全の確保はもとより、他の災害拠点病院等と連携し、Ｄ

ＭＡＴ、医療救護班等による医療救護活動の実施や患者の受入に対応するものとする。

(ｸ) 県保健所は、災害対策支部を設置し、近隣医療機関等の被災状況を確認するなど、被害状況の収集に努める。また、管内の医療救護活動に関する調整を行う。避難所に保健所職員で構成する調査班を派遣し、状況把握を行うとともに、必要に応じて複数の専門職からなる災害時公衆衛生チーム、ＤＰＡＴ及び災害派遣福祉チーム（以下「ＤＷＡＴ」という。）の派遣を行う。

(ｹ) 避難所における保健所職員による状況把握や市からの情報収集に基づき、災害派遣福祉チーム（以下「ＤＷＡＴ」という。）の派遣について検討するとともに、災害福祉支援ネットワーク事務局と情報を共有する。

(ｺ) 大規模災害発生時には、保健医療福祉調整本部を設置するとともに、保健医療福祉調整本部長が必要と認めた場合に、被災市町が所在する厚生環境事務所・保健所（支所）に現地保健医療福祉調整本部を設置し、保健医療活動チームの派遣調整、医療救護活動の総合調整を行い、医療救護活動を行う。

(ｻ) 人工透析など生命維持のために継続した医療が必要な慢性疾患の患者が、交通遮断等で通院が困難となっている場合は、航空機や船舶を利用した患者の広域搬送や医薬品の輸送等によって適切な受療体制を確保するため、警察、消防、自衛隊、海上保安庁、船舶運航事業者など関係機関との調整を行う。

(ｼ) 急性期医療（ＤＭＡＴ等）から中長期的な医療救護や公衆衛生等医療を担うチームに対して円滑な引継ぎを実施するものとする。

(ｽ) ＤＷＡＴの出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下に広島ＤＷＡＴ調整本部を設置し、必要に応じて活動拠点本部を設置するとともに、広島ＤＷＡＴの指揮・調整、福祉ニーズに関する被災情報の収集、関係機関との連絡調整等を行う。

(ｾ) 県内ＤＷＡＴでの対応が困難な場合、広島ＤＷＡＴ統括者の判断を踏まえ、厚生労働省へ他都道府県ＤＷＡＴの派遣を要請する。

(ｿ) 県は、災害における被災者のメンタルヘルス対策のための相談、支援体制の整備を図るものとする。

ウ　中国四国厚生局

県の要請があった場合、又は自ら必要と認めたときは、独立行政法人国立病院機構との連絡調整を実施する。(災害時における医療の提供)。

エ　国立病院機構

県の派遣要請があった場合、又は自ら必要と認めたときは、医療救護班派遣等による医療救護活動を実施する。

オ　日本赤十字社広島県支部

県又は市の要請があった場合はもしくは自ら必要と認めたときは、「日本赤十字社法（昭和 27 年法律第 305 号）の規定」及び「災害救助又は応援の実施に関する委託契約書（平成 18 年 12 月 14 日)」に基づき、医療救護班の派遣などによる医療救護活動を実施する。

カ　広島県医師会

(ｱ) 県又は市の要請があった場合、もしくは自ら必要と認めたときは、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。また、必要に応じて公衆衛生活動に協力する。

(ｲ) 日本医師会災害医療チーム（以下「ＪＭＡＴ」という。）の支援が求められる場合は、広島県医師会として広島県災害対策本部保健医療福祉調整本部や被災した市区郡地区医師会、日本医師会等の関係機関と緊密な連携を図りながらＪＭＡＴによる支援を要請するとともに、医療救護活動調整の支援に努める。

キ　広島県歯科医師会

県又は市町の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

ク　広島県薬剤師会

県又は市の要請があった場合は、「災害時の医薬品等供給調整及び医療救護活動に関する協定書」に基づき、災害薬事コーディネーターによる医薬品等の供給調整及び医療救護活動を実施する。

ケ　広島県看護協会

(ｱ) 県又は市の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

(ｲ) 他の都道府県看護協会等からの支援が必要であると県及び国が判断した場合は、日本看護協会との「災害支援ナース派遣に関する協定書」等に基づき、日本看護協会等の関係機関と連携を図りながら、医療救護活動の支援に努める。

コ　災害拠点病院

(ｱ) 病院で定める災害対応計画に従い、患者受入態勢を確保する。

(ｲ) 自院の被害が少なく、県からの医療救護活動要請があった場合は、県と密接に連携を図りながら、ＤＭＡＴの派遣や医療救護活動を継続する。

(ｳ) 自院がＤＭＡＴ活動拠点本部となっている場合には、統括ＤＭＡＴの指示のもと医療救護活動を継続実施する。

(ｴ) 県ＤＭＡＴ調整本部がＤＭＡＴ活動拠点本部の閉鎖を判断した場合は、ＤＭＡＴ活動拠点本部を撤収する。

(ｵ) 傷病者の受入要請がある場合は、引き続き受入を行う。

サ　災害拠点精神科病院

(ｱ) 病院で定める災害対応計画に従い、患者受入体制を確保する。

(ｲ) 自院の被害が少なく、県からの精神科医療救護活動の要請があった場合は、県と密接に連携を図りながら、ＤＰＡＴ の派遣や精神科医療救護活動を継続実施する。

(ｳ) 県ＤＰＡＴ 調整本部がＤＰＡＴ 活動拠点本部の閉鎖を判断した場合は、ＤＰＡＴ 活動拠点本部を撤収する。

(ｴ) 精神科医療が必要な患者の受入要請がある場合は、引き続き受入を行う。

(3) 医療救護

ア　基本原則

(ｱ) 県内７つの二次保健医療圏を「災害医療圏」とし、災害時の活動単位とする。

(ｲ) 医療救護活動を円滑に実施するため、県及び災害医療圏毎に「災害医療コーディネーター」や「災害薬事コーディネーター」を整備し、必要に応じて県（保健所を含む）や市町に助言や支援を行う等、医療救護活動の調整を図る。

(ｳ) 県災害対策本部（県保健医療福祉調整本部）には、必要に応じて県内の統括ＤＭＡＴ、Ｄ

ＭＡＴ隊員医師、日赤災害医療コーディネートチーム（日本赤十字社広島県支部連絡調整員）、県医師会担当役員、県外から支援の統括ＤＭＡＴ等が参画し、情報収集やＤＭＡＴ、医療救護班の調整を行う等、医療救護活動の調整を図る。

(ｴ) 医療救護活動にあたっては、災害時医療救護活動マニュアルに従って、迅速かつ適切な活動を実施する。

イ　ＤＭＡＴ・ドクターヘリ

(ｱ) 被災地で活動するＤＭＡＴは、原則として被災地域内の災害拠点病院等に設置されるＤＭＡＴ活動拠点本部に参集し、病院支援、域内搬送、現場活動を行う。

(ｲ) 広域医療搬送の要請を受けたＤＭＡＴは、広域医療搬送拠点に参集し、主にＳＣＵ（広域搬送拠点臨時医療施設）での活動、航空機内の医療活動、ＳＣＵへの患者搬送を行う。

(ｳ) 統括ＤＭＡＴが被災地域内の医療機関及び避難所において、継続支援が必要であると判断した場合は、病院支援や域内搬送支援等の医療救護活動を継続する。

(ｴ) 県ＤＭＡＴ調整本部がＤＭＡＴ活動の終了を判断したときは、ＤＭＡＴ調整本部を解散する。

(ｵ) 被災地に派遣されたドクターヘリは、医師・看護師等医療従事者の派遣、患者の後方病院への搬送、医療品等医療器材の輸送等を行う。

(ｶ) ドクターヘリ調整部で継続運用が必要であると判断したときは、患者の後方病院搬送等を実施する。

(ｷ) ドクターヘリの運用を終了する場合は、ドクターヘリ調整部を解散し、平時の運航体制を再開する。

ウ　医療救護班の編成及び救助活動

(ｱ) 医療救護班の派遣が可能な施設は、県又は市の派遣要請があった場合もしくは自ら必要と認める場合にはＥＭＩＳに入力する。

(ｲ) 医療救護班出動は、県又は市が調整・連絡する。なお、調整・連絡にあたっては、必要に応じて、切れ目のない医療救護を実施する観点から、ＤＭＡＴメンバーと連携するとともに、災害医療コーディネーター等の助言や支援を受けるものとする。

(ｳ) 最初に現場到着した医療救護班の医師は、消防関係諸機関の現場指揮本部（コマンドポスト）の構成員となり、災害規模の把握、情報収集・発信、エリア設定、医療救護活動の統括に協力する。

(ｴ) 後続の医療救護班は、現場指揮に従って各活動拠点等で、ＤＭＡＴ、救急隊員とともに３Ｔ活動（トリアージ、治療、搬送）を実施する。

(ｵ) 医療救護班が撤収する時期については、県又は市が必要に応じて、災害医療コーディネーター等の助言を受けながら判断する。

(ｶ) 救護に必要な医薬品及び衛生材料で、現地又は救助機関で確保できないものがあるときは、県、市において、あらかじめ定めた医療薬品等卸業者との調達の方法により、あっせん確保に努める。

(ｷ)　医療救護班は、避難所において、被災者の健康管理、公衆衛生対策を必要に応じて実施する。生活環境の悪化に伴う内科的疾患や災害後の精神的ストレス対策、慢性疾患の管理が中心となる。特に、肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）の予防や慢性疾患の管理が重要となり、巡回診療を必要に応じて実施する。

(ｸ) その他必要に応じて、医療救護班は避難所又は近隣において被災者に対し、巡回診療やニーズ調査、生活指導などを実施する。

(ｹ) 医療救護班が撤収する時期は、県又は市が必要に応じて災害医療コーディネーター等の助言を受けながら判断し連絡する。

エ　災害救助法が適用された場合の医療救護

(ｱ) 医療の対象となる場合

a　医療機関が被害を受け、診療のための人的・物的機能が停止した場合

b　無医地区のように元来医療機関が存在せず、隣接地区に所在する医療機関の医療を受けていたが、災害の発生により交通が途絶し、医療が受けられなくなった場合

c　災害により、市の医療機関の１日診療可能患者数をはるかに超える患者がある場合

d　簡単な投薬処置しかできない診療所のみの地区で、複雑な処置や特殊な診療を要する患者が発生した場合

(ｲ) 医療の範囲

災害時における医療体制の混乱などが回復するまでの応急的な医療

(ｳ) 医療の方法

知事は、日本赤十字社広島県支部との協定に基づき、イ－(ｱ) により編成する救護班で行うことを原則とし、特に必要があるときは、県、市において編成する救護班で行う。

なお、重症患者で、救護班では人的・物的に救護が困難な場合は、災害拠点病院や協力病院などの医療機関に収容する。

(ｴ) 医療救助期間

災害発生の日から 14 日間とする。特に必要がある場合は、期間延長を行う。

オ　ＤＰＡＴの派遣

(1) 災害時の精神科医療の提供及び精神保健活動の支援を行うため、必要に応じて、医師、看護師等により組織するＤＰＡＴを被災地に派遣する。

(2) ＤＰＡＴが不足するときは、県内医療機関、他都道府県等に対して、ＤＰＡＴの編成及び派遣を求める。

(3) ＤＰＡＴの派遣・受入れを行う場合、その調整を行うとともに活動場所の確保等を図る。

カ　公衆衛生活動

(ｱ) 災害時公衆衛生チーム

a　公衆衛生に係る専門家で構成するチームを編成し、災害による被災者に対して、公衆衛生上の観点から必要な調査や支援を行う。

b　県保健所職員からなる調査班を先行して避難所等に派遣し、公衆衛生上のニーズの収集や必要な公衆衛生スタッフの職種、人数などの状況把握を行う。

c　調査班の調査結果に基づき、必要なニーズに対応した複数の専門職種からなる保健衛生班を編成し、避難所等に派遣する。

d　保健衛生班は、医療救護班と連携し、被災者へのリハビリや心のケアなどの支援活動を実施する。

(ｲ) こども支援チーム

a　災害時の子供の心のケアのため、必要に応じて、医師、臨床心理士等により組織するこども支援チームを被災地に派遣する。

b　必要に応じて被災地の近隣等に相談窓口を設置して被災児童に係る相談を受け付け、地域住民の利便性を確保する。

c　学校、保育所及び幼稚園等、子供の支援に係る関係機関の従事者向け研修会の開催等により子供の心のケアの実践に係る対応力の向上を図る。

(ｳ) 保健師

a　統括保健師は、保健師が行う活動の総合調整を行う。

b　県保健所保健師は、災害時公衆衛生チームの一員として活動するとともに、被災市町の保健師が行う活動を支援する。

(4) 惨事ストレス対策

医療・救護活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(5) 助産

ア　原則として医療救護に準ずる。

イ　災害救助法が適用された場合、次に定めるところによる。

(ｱ) 助産の対象となる者

災害発生の日以前、又は以後７日以内に分べんした者で、災害のため、助産の方途がなくなった者

(ｲ) 助産の範囲

分べんの介助や分べん前後の処理、衛生材料の支給

(ｳ) 助産の期間

分べんした日から７日以内

＜12＞　部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

＜13＞ 市長への委任

災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は、知事が実施機関となり、市長が補助機関となって実施するが、同法第 13 条及び同法施行令第 17 条の規定に基づき、災害の発生の都度、知事から市長に委任された事務については、市長が実施機関となり実施する。

なお、県及び市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度等の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

第８節　消防計画

１　目　的

この計画は、区域内の消防関係機関や施設、人員を最高度に活用し、住民の生命や身体、財産を火災から保護するとともに、火災や水災、地震などの災害による被害を軽減するために、必要な事項を定めることを目的とする。

２　施策の体系

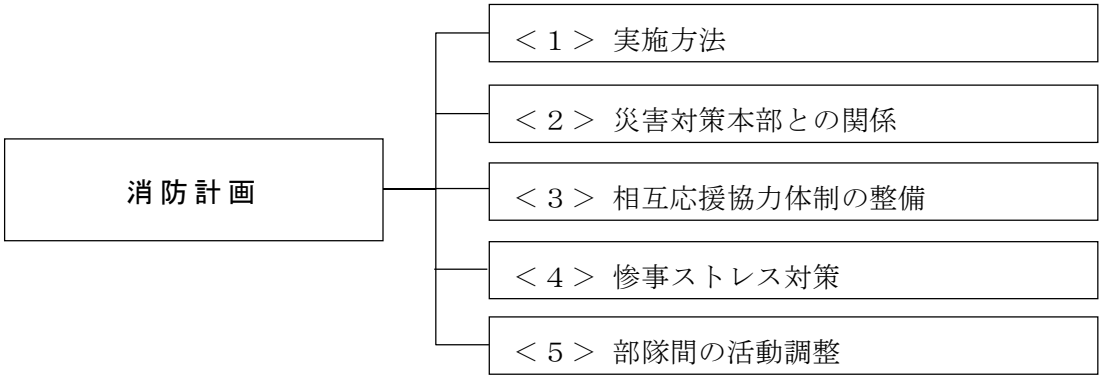

３　対策の内容

＜１＞ 実施方法

別紙三原市消防計画の定めるところにより実施する。

＜２＞ 災害対策本部との関係

市に災害対策本部を設置したときは、消防本部や消防署、消防団は、災害対策本部の要員として活動する。

＜３＞ 相互応援協力体制の整備

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき締結された「広島県内広域消防相互応援協定」（平成 29 年６月１日締結）により県内で発生した災害に対して、その消防機関の消防力を活用して、消防機関相互の応援協力体制の強化を図る。

＜４＞ 惨事ストレス対策

消防活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

＜５＞ 部隊間の活動調整

災害現場で活動する部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第９節　水防計画

１　目　的

この計画は、洪水、津波又は高潮に際し、水災を警戒・防御し、またこれによる被害を軽減し、もって、公共の安全を保持するための必要な事項を定めることを目的とする。

２　施策の体系

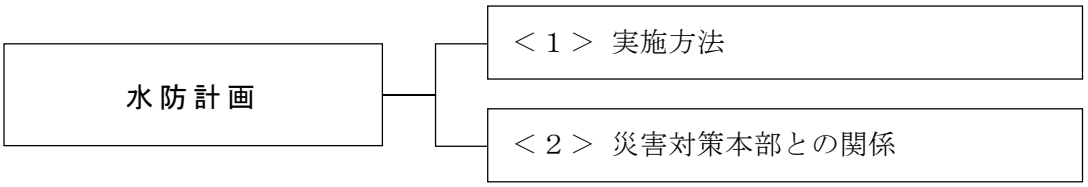

３　対策の内容

＜１＞ 実施方法

別紙三原市水防計画に定めるところにより実施する。

＜２＞ 災害対策本部との関係

市に災害対策本部を設置したときは、三原市水防本部はこれを解消し、水防本部の要員は、災害対策本部の要員として活動する。

第 10 節　危険物など災害応急対策計画

1　目　的

危険物や高圧ガス、火薬類、毒物劇物などの危険性の高い物質（以下「危険物など」という。）を製造や貯蔵、取扱いを行う事業所においては、危険物などの流出や出火、爆発などの災害が発生した場合、自衛消防組織などの活動により、被害を最小限度にとどめ、周辺地域に対する被害の拡大を防止する。

また、関係行政機関は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）、火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）及び毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）などの関係法令の定めるところにより所要の措置を行う。

2　施策の体系

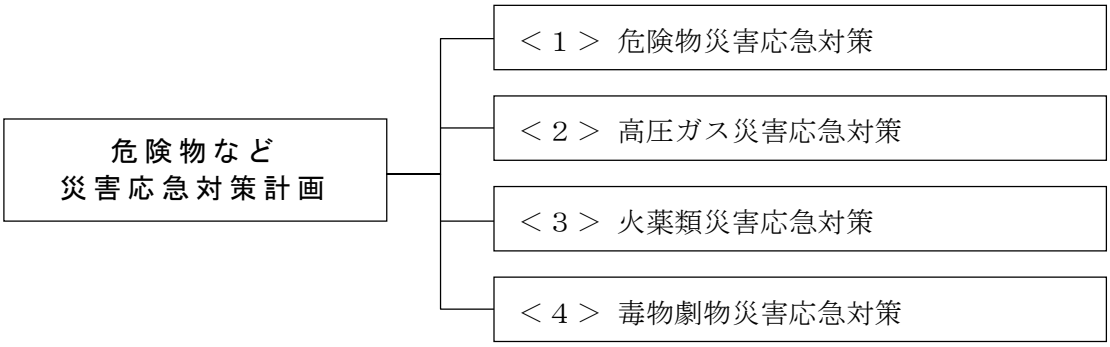

3　対策の内容

＜１＞ 危険物災害応急対策

当該事業所及び関係行政機関は、危険物施設などが火災などにより危険な状態となった場合、又は爆発などの災害が発生した場合に、地域住民などへの危害を防除するため、次の措置を実施する。

(1) 危険物施設の所有者、管理者及び占有者

ア　施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物を安全な場所に移動し、あるいは注水冷却するなどの安全措置を講ずる。

イ　県警察及び市へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

ウ　自衛消防隊やその他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、ほかの関係企業の応援を得て、延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動などを実施するにあたっては、海上への波及防止並びに河川・農地などへの流出被害防止について、十分留意して行う。

エ　消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在並びに品名や数量、施設の配置、災害の態様を報告する。

(2) 市

ア　県へ災害発生について、直ちに報告するとともに、災害の状況について情報収集を行う。

イ　危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う事業所に対し、次に掲げる措置をとるよう指示し、又は自らその措置を行う。

(ｱ) 危険物の流出あるいは爆発などのおそれのある作業や移送の停止措置
(ｲ) 危険物の流出や出火、爆発などの防止措置
(ｳ) 危険物施設の応急点検
(ｴ) 異常が認められた施設の応急措置
また、必要があると認めるときは、火気使用禁止の広報活動や警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示などを行う。

ウ　消防計画などにより消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者などから報告や助言などを受け、必要に応じ、関係事業所などの協力を得て救助や消火活動を実施する。

エ　自己の消防力などでは対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定などに基づいて、ほかの市町や消防本部に対して応援を要請する。

(3) 県

ア　危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う事業所に対して、その廃棄又は所在場所の変更を命ずる。(消防本部未設置の市町に限る。)

イ　関係機関から得た情報を総合し、市の実施する応急措置について、必要があると認めるときは、指示を行うとともに、ほかの市町に応援するよう指示する。

ウ　市から自衛隊の災害派遣要請の要求を受けたとき、又は自ら必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

(4) 県警察

ア　県や関係機関との連絡・通報体制の確立

イ　危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う事業所に対し、危害防止のための措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。また、市職員が現場にいないときや必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去などを命令する。なお、この場合は、その旨を市へ通知する。

ウ　負傷者の救出及び救護

エ　その他、状況により必要と認められる応急対策

(5) 第六管区海上保安本部

ア　情報の収集及び連絡・通報を行うとともに、関係機関や地方公共団体の災害応急対策が、円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。

イ　海上に油等の危険物が流出した場合には、消防機関等と連携を密にして、次の措置を行う。
(ｱ) 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止
(ｲ) 油の防除作業に係る指導及び巡視船艇による応急防除
(ｳ) 付近海域にある者に対し火気使用の制限若しくは禁止
(ｴ) 付近海域にある船舶の退去若しくは進入中止
(ｵ) 危険物積載船舶の移動命令、航行制限又は禁止
(ｶ) 海上の治安の維持及びその他状況により必要と認められる応急対策

＜２＞ 高圧ガス災害応急対策

当該事業所や関係行政機関は、高圧ガス施設などが火災などにより危険な状態となった場合、又は爆発などの災害が発生した場合に、地域住民などへの危害を防除するため、次の措置を実施する。

(1) 高圧ガス施設などの所有者、占有者の措置

ア　製造施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、充填容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋めるなどの安全措置を講ずる。

イ　消防署又は市長の指定する場所へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(2) 市

ア　県へ災害発生について、直ちに報告するとともに災害の状況について情報収集を行う。

イ　製造事業者や販売業者、貯蔵所の所有者又は消費者などに対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、火気使用禁止の広報や警戒区域の設定や住民の立入制限、退去の指示などを行う。

ウ　消防計画などにより消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者などから報告や助言などを受け、必要に応じ、関係事業所などの協力を得て救助や消火活動を実施する。

エ　自己の消防力などでは対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定などに基づいて、ほかの市町や消防本部に対して応援を要請する。

(3) 県

ア　製造事業者や販売業者、貯蔵所の所有者又は消費者などに対して、高圧ガス製造施設、貯蔵所の全部、若しくは一部の使用の一時停止を命じ、又は製造や引渡し、貯蔵、移動、消費、廃棄を一時禁止し、又は制限する。

イ　高圧ガスやこれを充てんした容器の所有者や占有者に対して、その廃棄又は所在場所の変更を命ずる。

ウ　関係機関から得た情報を総合し、市の実施する応急措置について、必要があると認めるときは、指示を行うとともに、ほかの市町に応援するよう指示する。

エ　市から自衛隊の災害派遣要請の要求を受けたとき、又は自ら必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

(4) 県警察

ア　県及び関係機関との連絡・通報体制の確立

イ　危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う事業所に対し、危害防止のための措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。また、市職員が現場にいないときや必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、住民の立入制限や退去などを命令する。なお、この場合は、その旨を市へ通知する。

ウ　負傷者の救出及び救護

エ　その他、状況により必要と認められる応急対策

(5) 第六管区海上保安本部

ア　情報の収集及び連絡・通報を行うとともに、関係機関や地方公共団体の災害応急対策が、円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。

イ　海上に油等の危険物が流出した場合には、消防機関等と連携を密にして、次の措置を行う。

(ｱ) 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止

(ｲ) 油の防除作業に係る指導及び巡視船艇による応急防除

(ｳ) 付近海域にある者に対し火気使用の制限若しくは禁止
(ｴ) 付近海域にある船舶の退去若しくは進入中止
(ｵ) 危険物積載船舶の移動命令、航行制限又は禁止
(ｶ) 海上の治安の維持及びその他状況により必要と認められる応急対策

(6) 中国四国産業保安監督部

ア　製造事業者や販売業者、貯蔵所の所有者、又は消費者などに対して、高圧ガス製造施設、貯蔵所の全部、若しくは一部の使用の一時停止を命じ、又は製造、引渡し、貯蔵、移動、消費、廃棄を一時禁止し、又は制限する。

イ　高圧ガスやこれを充てんした容器の所有者や占有者に対して、その廃棄や所在場所の変更を命ずる。

＜３＞ 火薬類災害応急対策

火薬類関係施設など（火薬類の製造所、販売所、貯蔵所、運搬車両、消費事業所）の事業者及び関係行政機関は、火薬類関係施設などが火災などにより危険な状態となった場合、又は爆発などの災害が発生した場合に、地域住民などへの公共の安全を確保するため、次の措置を実施する。

(1) 火薬庫又は火薬類の所有者、占有者

ア　火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ、見張人をつけること。
　通路が危険であるか、又は搬送する余裕がない場合には、水中に沈めるなどの安全な措置を講じる。あるいは、火薬庫の入口や窓などを目塗土で完全に密閉し、木部には防火の措置を講ずるなど、安全な措置を講ずる。

イ　県警察（又は所轄海上保安部）や消防署、市へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(2) 市

ア　県へ災害発生について、直ちに報告するとともに災害の状況について情報収集を行う。

イ　火薬類の所有者や占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、火気使用禁止の広報や警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示などを行う。

ウ　消防計画などにより消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者などから報告、助言などを受け、必要に応じ、関係事業所などの協力を得て救助及び消火活動を実施する。

エ　自己の消防力などでは対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定などに基づいて、ほかの市町や消防本部に対して応援を要請する。

(3) 県

ア　製造業者（知事権限にかかるもの）、販売業者や消費者に対して、製造施設や火薬庫の全部、若しくは一部の使用の一時停止を命ずる。

イ　製造業者（知事権限にかかるもの）や販売業者、消費者、その他火薬類を取り扱う者に対して、製造や販売、貯蔵、運搬、消費、廃棄を一時禁止し、又は制限する。

ウ　火薬類の所有者や占有者に対して、火薬類の所在場所の変更やその廃棄を命ずる。

エ　火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずる。

オ　関係機関から得た情報を総合し、市の実施する応急措置について、必要があると認めるときは、指示を行うとともに、ほかの市町に応援するよう指示する。

(4) 県警察

ア　県及び関係機関との連絡・通報体制の確立

イ　製造業者や販売業者、消費者に対して、製造施設や火薬庫による災害の発生防止のための措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。また、市職員が現場にいないときや必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、住民の立入制限や退去などを命令する。なお、この場合は、その旨を市へ通知する。

ウ　負傷者の救出及び救護

エ　その他、状況により必要と認められる応急対策

(5) 第六管区海上保安本部

ア　情報の収集及び連絡・通報を行うとともに、関係機関や地方公共団体の災害応急対策が、円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。

イ　海上に油等の危険物が流出した場合には、消防機関等と連携を密にして、次の措置を行う。

(ｱ) 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止

(ｲ) 油の防除作業に係る指導及び巡視船艇による応急防除

(ｳ) 付近海域にある者に対し火気使用の制限若しくは禁止

(ｴ) 付近海域にある船舶の退去若しくは進入中止

(ｵ) 危険物積載船舶の移動命令、航行制限又は禁止

(ｶ) 海上の治安の維持及びその他状況により必要と認められる応急対策

(6) 中国経済産業局

製造業者（大臣権限にかかるもの）に対して、製造施設の全部、若しくは一部の使用の一時停止を命じ、又は製造や販売、貯蔵、運搬、消費、廃棄を一時禁止し、又は制限する。

＜４＞ 毒物劇物災害応急対策

当該事業者や関係行政機関は、毒物劇物施設などが火災や漏洩事故などにより危険な状態となった場合、又は爆発などの災害が発生した場合に、地域住民などへの危害を防除するため、次の措置を実施する。

(1) 毒物劇物施設の所有者、管理者及び占有者

ア　施設が危険な状態になったときは、直ちに毒物劇物を安全な場所に移動するなど、飛散や流出などの防止対策を講ずる。

イ　保健所や県警察、消防機関、市へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

ウ　自衛消防隊やその他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、ほかの関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動などを実施するにあたっては、海上への波及防止並びに河川・農地などへの流出被害防止について、十分留意して行う。

エ　消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性や引火性・有毒性物品の所在並びに品名や数量、施設の配置、災害の態様を報告する。

(2) 市

ア　県や保健所、警察署へ災害発生について、直ちに報告する。

イ　県や施設管理者、毒物劇物取扱責任者などと密接な連絡をとり、危害防止のため、必要があると認めるときは、広報活動や警戒区域の設定、住民の立入制限や退去の指示などを行う。

ウ　消防計画などにより消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者などから報告、助言などを受け、必要に応じ、関係事業所などの協力を得て救助や消火活動を実施する。

エ　自己の消防力などでは対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定などに基づいて、ほかの市町や消防本部に対して応援を要請する。

(3) 県

ア　関係機関と密接な連絡をとり、毒物劇物の流出などのおそれのある作業などの停止措置や流出漏えいした毒物劇物の回収や毒性の除去、その他保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずる。

イ　市の実施する応急措置について、必要があると認めるときは、指示を行うとともに、ほかの市町に応援するよう指示する。

ウ　市から自衛隊の災害派遣要請の要求を受けたときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

(4) 県警察

ア　県及び関係機関との連絡・通報体制の確立

イ　毒物劇物を製造や販売、業務上取り扱う事業所に対し、危害防止のための措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。また、市職員が現場にいないときや必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、住民の立入制限や退去などを命令する。なお、この場合は、その旨を市へ通知する。

ウ　負傷者の救出及び救護

エ　その他、状況により必要と認められる応急対策

(5) 第六管区海上保安本部

ア　情報の収集及び連絡・通報を行うとともに、関係機関や地方公共団体の災害応急対策が、円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。

イ　海上に油等の危険物が流出した場合には、消防機関等と連携を密にして、次の措置を行う。

(ｱ) 危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止

(ｲ) 油の防除作業に係る指導及び巡視船艇による応急防除

(ｳ) 付近海域にある者に対し火気使用の制限若しくは禁止

(ｴ) 付近海域にある船舶の退去若しくは進入中止

(ｵ) 危険物積載船舶の移動命令、航行制限又は禁止

(ｶ) 海上の治安の維持及びその他状況により必要と認められる応急対策

第 11 節　交通、輸送、通信応急対策計画

1　目　的

災害時において、交通、輸送、通信の機能が途絶し、又は混乱した場合において、これらの機能又は秩序を速やかに回復し、緊急輸送や通信連絡を円滑に行うための必要な事項を定めることを目的とする。

2　施策の体系

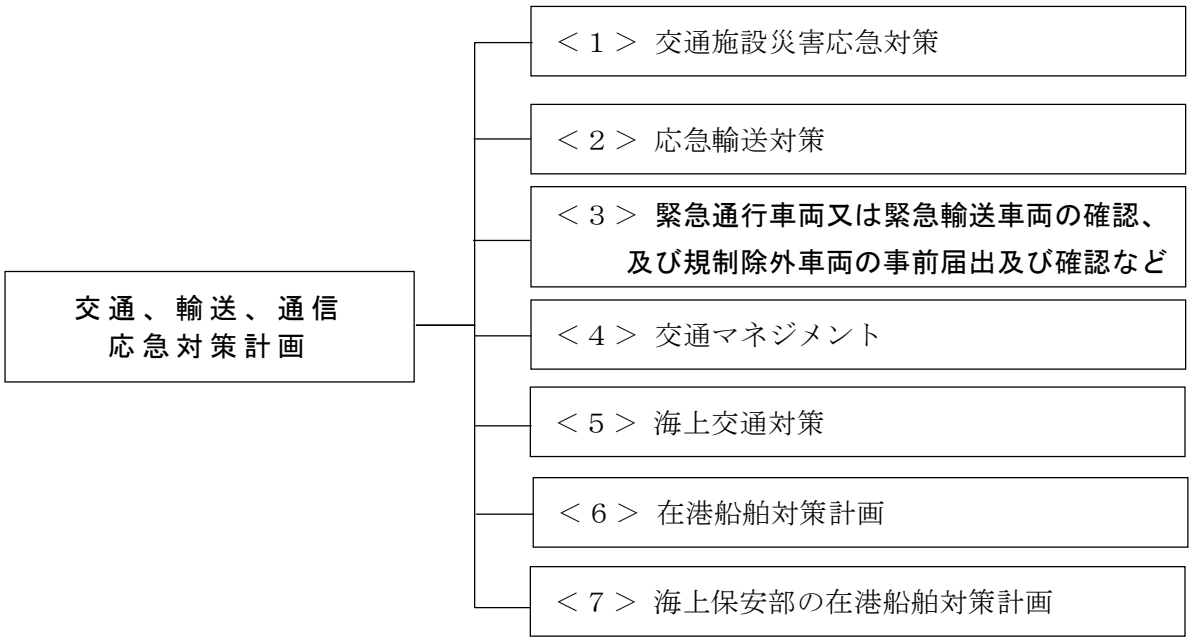

3　対策の内容

＜１＞ 交通施設災害応急対策

道路や港湾、鉄道などの交通施設に係る災害応急対策は、それぞれの管理者が実施するが、この場合最低限度の機能を確保することを第一の目標とし、これが確保された後に、本来の機能回復に努める。

＜２＞ 応急輸送対策

道路を一時専用使用し、一般車両の通行を禁止し、又は制限することにより、応急措置を円滑に実施する。

(1) 道路管理者又は警察官は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 46 条、又は道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第６条第４項の規定により、道路の破損や決壊、工事、その他の事由によって交通が危険であると認めるときは、通行の禁止又は制限を行い、道路の保全又は交通の危険を防止する。

(2) 災害地へ、災害に従事する者や物資、その他の応急措置を実施するための緊急輸送を必要とした場合、市長は、公安委員会に基本法第 76 条又は道路交通法第４条の規定により、緊急車両以外

の車両の通行を禁止し、又は制限することを要請する。

(3) 緊急輸送する場合、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条の公安委員会が緊急自動車として指定した車両以外の車両を緊急自動車として使用する場合は、基本法施行令第33条の規定により、公安委員会に申し出て、基本法施行規則第３条の標章及び証明書を交付してもらう。

(4) 災害時には、人命救助活動や応急対策活動を迅速に行うため、緊急通行車両を指定し、緊急な防災業務を行う必要があることから、緊急通行車両の事前届出・確認制度を活用する。

(5) 通行の禁止又は制限をした場合、道路管理者又は公安委員会は、道路標識・区画線及び道路表示に関する命令（昭和35年総理府建設省令第３号）第２条及び第３条の規定により、道路標識を設置し、かつ、う回路を指示し、交通の混雑を緩和する。

なお、緊急で道路標識を設置するいとまがないときは、警察官の現場における指示により、交通の規制を行う。

(6) 路上の障害物除去など

ア　交通整理などに従事する警察官は、通行禁止区域などにおける緊急通行車両の通行を確保するため、車両やその他の物件の占有・所有・管理者に対して、道路外の場所への移動などを指示・命令する。

イ　指示・命令する相手方が現場にいないなどにより、当該措置などを命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置などをとることができる。

ウ　警察官がいない場合に限り、自衛官及び消防吏員は、自衛隊用及び消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、同様の措置などを講ずることができる。この場合、措置などを行った自衛官及び消防吏員は、区域を管轄する警察署長に直ちに通知する。

エ　道路管理者は、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開とウの計画を立案する。

オ　通行妨害車両の排除については、一般社団法人日本自動車連盟中国本部広島支部（以下「ＪＡＦ」という。）と「災害時における被災車両の撤去等に関する協定」(H17.9.30）を締結していることから、ＪＡＦに対して協力を要請する。

緊急交通路の主要な選定路

緊急交通路 指定予定路線	高速自動車国道（山陽自動車道・中国横断自動車道（浜田自動 車道・尾道松江線）・中国縦貫自動車道 自動車専用道路（西広島バイパス・広島呉道路・西瀬戸自動車

注１）緊急交通路は、実際の災害状況や道路状況に応じて指定又は変更する。
注２）整備中の路線を含む。

＜３＞ 緊急通行車両又は緊急輸送車両の確認、及び規制除外車両の事前届出及び確認など

(1) 計画の方針

災害時に人命救助活動及び応急対策活動を迅速に行うため、緊急通行車両等の確認、及び規制除外車両の事前届出及び確認について定める。

(2) 計画の内容

県公安委員会が、災害応急対策として緊急の必要があると認め、緊急通行車両以外の車両の通行禁止、又は制限を区域又は道路の区間を指定して行った場合、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 233 号。以下「災対法」という。）、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号。以下「地震法」という。）、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）の規定に基づく、緊急通行車両又は緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認、及び災対法第 76 条第 1 項の規定に基づく通行の禁止又は制限から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）のうち、大規模災害後、速やかに緊急通行路の通行を認めることが適切である車両の一部の車両の事前届出及び確認を、県公安委員会（警察署）又は知事（県民活動課）において行う。

なお、本事務において確認した車両に交付され、災対法施行令第 32 条の２の規定により、前記通行の禁止又は制限が行われた道路を通行するに際し掲示しなければならない「緊急通行車両確認標章（以下この項において「標章」という。）」の様式は、別記のとおりである。

(3) 緊急通行車両等の確認

県公安委員会は、県知事と連絡を取りつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両等として使用される車両であることについて、災害が発生し、又は正に発生しようとしている時において災対法施行令第 33 条第１項等の規定に係る確認の手続きを行う。

また、同条第２項等に基づき、災対法第 50 条第２項に規定される災害応急対策を実施しなければならない者（指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者（以下この項において「指定行政機関等」という。））等の車両については、災害等の事態発生前においても緊急通行車両等であることの確認を実施する。

なお、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）の規定による番号標以外のものを付しているものについては、規制除外車両として整理し、規制の対象から除外するが、標章の掲示は不要とする。

ア　対象とする車両

(ｱ) 災対法の規定に基づく緊急通行車両等

大規模災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第 50 条第１項に規定する次の災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両

a　警報の発令や伝達、避難の指示に関する事項
b　消防や水防、その他の応急措置に関する事項
c　被災者の救護や救助、その他の保護に関する事項
d　被害を受けた児童・生徒の応急の教育に関する事項
e　施設や設備の応急復旧に関する事項
f　廃棄物の処理及び清掃や防疫、その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
g　犯罪の予防や交通規制、その他災害地における社会秩序維持に関する事項
h　緊急輸送の確保に関する事項
i　その他、災害の発生の防御、又は拡大の防止に関する事項

(ｲ) 地震法の規定に基づく緊急輸送車両

警戒宣言発令時において地震法第３条第１項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地震法第 21 条第１項の次に掲げる地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両

a　地震予知情報の伝達及び避難の指示に関する事項
b　消防、水防その他の応急措置に関する事項
c　応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
d　施設及び設備の整備及び点検に関する事項
e　犯罪の予防、交通の規則その他当該大規模な地震により地震被害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
f　緊急輸送の確保に関する事項
g　地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項

h　その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

(ｳ) 原災法の規定により読み替えて適用される災対法の規定に基づく緊急通行車両

原子力緊急事態宣言発令時において原災法第 26 条第 1 項の次に掲げる緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両

a　原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の指示に関する事項

b　放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項

c　被災者の救難、救助その他保護に関する事項

d　施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項

e　犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項

f　緊急輸送の確保に関する事項

g　食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項

h　その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項

イ　確認の取扱場所

県公安委員会は、緊急通行車両等であることの確認を、次に掲げる場所において取り扱うものとし、確認したものについて緊急通行車両確認証明書等及び標章を交付する。

(ｱ) 災害が発生し、又は正に発生しようとしている時における確認（災対法施行令第 33 条第 1 項等）

a　県警察本部（交通部交通規制課）

b　県下各警察署

c　交通検問所

(ｲ) 災害発生前における確認（災対法施行令第 33 条第 2 項等）

a　当該車両の使用の本拠を管轄する警察署

(4)　規制除外車両の事前届出・確認

ア 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、県公安委員会の意思決定により災対法の規定に基づく交通規制等が行われた緊急交通路の通行を認めるものについては、規制除外車両として取り扱う。

イ 規制除外車両の事前届出

県公安委員会は、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を行わせる。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、道路運送車両法の規定による番号標以外のものを付しているものについては、標章の掲示を不要とするため、事前届出及び確認の対象としない。

ウ 事前届出の対象とする車両

次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両等に該当しないもの。

(ｱ)　医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

(ｲ)　医薬品・医療機器・医療用資機材等を輸送する車両

(ｳ)　患者等搬送用車両（特別な構造又は措置があるものに限る。）

(ｴ)　建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

エ 規制除外車両の事前届出手続

(ｱ)　取扱場所

車両の使用の本拠を管轄する警察署

(ｲ)　規制除外車両事前届出済証の交付

県公安委員会は、事前届出があった車両について、規制除外車両に該当すると認められるものについては、規制除外車両事前届出済証（以下「除外届出済証」という。）を交付する。

オ 規制除外車両の確認手続

県公安委員会は、災害等が発生し、緊急交通路が指定して緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限した時、規制除外車両について確認するものとし、規制除外車両と認められるものについて規制除外車両確認証明書及び標章を交付する。

なお、規制除外車両の範囲やその拡大については、全国的斉一を図る必要があることから、個別に警察庁と調整する。

(ｱ)　確認の取扱場所

a　警察本部（交通部交通規制課）

b　県下各警察署

c　交通検問所

(ｲ)　除外届出済証の取扱い

規制除外車両の確認申出時に、当該車両に係る除外届出済証が添付されたものについては、事前届出を行っていないものの申出に優先して取り扱う。

備考

1　色彩は、記号を黄色、緑色及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。

3　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

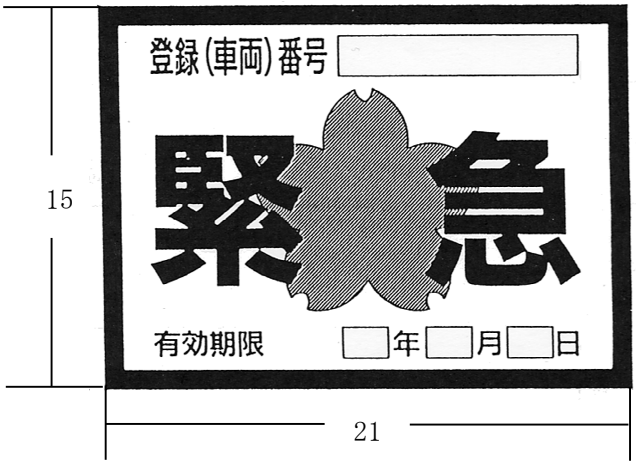

＜４＞ 交通マネジメント

(1) 中国地方整備局は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下「検討会」という。）」を組織する。

(2) 県は、市町の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省中国地方整備局に検討会の開催を要請することができる。
(3) 検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。
(4) 検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練等を行うものとする。

※交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

※交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組

＜５＞ 海上交通対策

海上保安部は、海上交通安全の確保のため、次の措置を講ずる。
(1) 船舶交通の錯綜が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理や指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
(2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じ船舶交通を制限し、又は禁止する。
(3) 海難船舶又は漂流物、沈没物、その他の物件により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な措置を講ずるとともに、船舶所有者などに対し、これらの除去やその他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
(4) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要や港湾・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段など、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線やインターネットなどにより、船舶への情報提供を行う。
(5) 水路の水深に異常を生じたとおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置するなどにより、水路の安全を確保する。
(6) 航路標識が損壊し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

＜６＞ 在港船舶対策計画

災害が発生し、又はそのおそれがある場合は、在港船舶の安全を確保するため、市は港湾区域内の監視や予報伝達、連絡、資材の整備などの万全を期するとともに、尾道海上保安部の要請に基づき、物資の調達や人員の動員、その他必要な措置について協力する。

＜７＞ 海上保安部の在港船舶対策計画

(1) 目　的

この計画は、災害時における在港船舶の安全を確保するとともに、これらによる災害が他に類を及ぼすことを防ぐことを目的とする。

(2) 在港船舶対策

ア　実施責任者　海上保安部長　尾道糸崎港長
　　根拠法令　　港則法
イ　実施方法
(ｱ) 移動命令
　尾道糸崎港長は、特に必要があると認めるときは、尾道糸崎港内に在泊する船舶に対して移動（避難）を命じる。
(ｲ) 海上保安官の行う避難勧告
　海上保安官は、海上船舶における人命や財産を保護するため、特に必要があると認めるときは避難の勧告を行う。
ウ　関係機関の協力
　県警察、港湾管理者及びその他の関係者は、海上保安部の行う在港船舶対策に対して協力する。

第 12 節　避難計画

1　目　的

この計画は、災害発生時の市民等の避難行動を確実に実施することを目的とする。

2　施策の体系

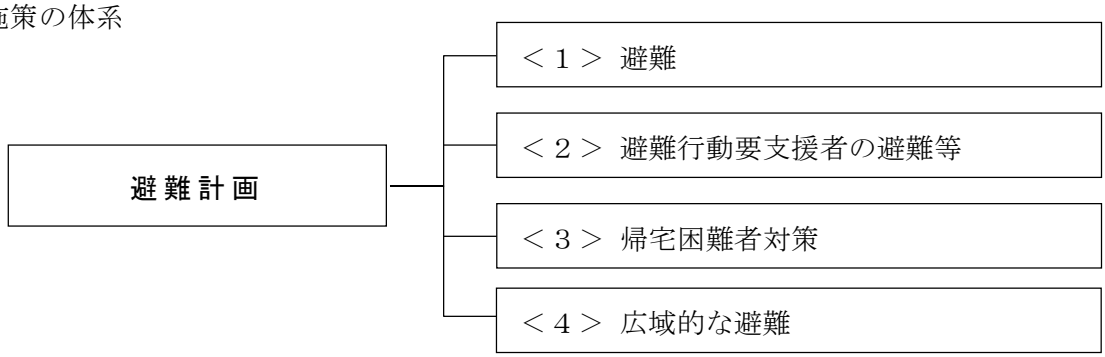

3　対策の内容

＜１＞ 避難

災害を未然に防止するための避難の指示及び避難した者の保護のため、必要となる避難所の開設などについて明記し、人の生命や身体、財産の保全を図る。

(1) 避難の指示

ア　避難の指示権者

(ｱ) 基本法による場合

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条項
市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命や身体を保護し、災害の拡大を防止するため必要な場合。	立退きや立退き先を指示する。	基本法 第 60 条第１項
知事	同上の場合 災害の発生により、市町がその全部、又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	同上	基本法 第 60 条第５項
警察官 海上保安官	同上の場合 市長が指示できないとき、又は市長が要求したとき。	立退きや立退き先を指示する。	基本法 第 61 条
市長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命や身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定した場合。	警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者の立入り制限や禁止、又は当該区域から退去を命ずる。	基本法 第 63 条第１項
警察官 海上保安官	同上の場合 市長又は委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又は市長などが要求したとき。	同上	基本法 第 63 条第２項
自衛官	同上の場合 市長、その他市長の職権を行うことができる者がその場にいないとき。	同上	基本法 第 63 条第３項

(ｲ) その他の法令による場合

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条項
消防吏員 消防団員	火災の現場で消防警戒区域を設定した場合。	区域から退去を命令。	消防法 第 28 条第１項
警察官	同上の場合 消防吏員などが現場にいないとき、又は消防吏員などの要求があったとき。	同上	消防法 第 28 条第２項
水防団長、 水防団員、 消防機関に 属する者	水防上緊急の必要があるため、警戒区域を設定した場合。	同上	水防法 第 14 条第１項
警察官	同上の場合 水防団長などが現場にいないとき、又は水防団長などの要求があったとき。	同上	水防法 第 14 条第２項
知事、その命を受けた 県職員、 水防管理者	洪水や高潮の氾濫により著しい危険が切迫した場合。	必要と認める地域の居住者に立退きを指示。	水防法第 22 条
知事、その命令を受けた 県職員	地すべりにより、著しい危険が切迫した場合。	同上	地すべり等防止法 第 25 条
警察官	人の生命や身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある災害時において、特に急を要する場合。	関係者に警告を発する。 危害を受けるおそれのある者を避難させる。	警察官職務執行法 第４条
自衛官	災害派遣を命ぜられた自衛官は、警察官がその場にいないとき、警察官職務執行法 第４条並びに第６条第１項、第３項及び 第４項の規定を準用する場合。	同上	自衛隊法第 94 条

イ　避難情報等

(ｱ) 法令により権限を有する者は、災害の発生のおそれがある場合に避難情報等を発し、自発的な避難を促進する。

(ｲ) 災害による危険が切迫している場合は、避難の指示を発し、避難させる。

(ｳ) 現に災害が発生していることを把握した場合は、緊急安全確保を発し、命を守る最善の行動を促す。

ウ　地区別に避難情報等をする場合の基準

あらかじめ地区別に災害危険場所の状況を調査するとともに、避難情報等を発する場合の基準を定め、災害発生時における措置に万全を期する。

詳細については、第３章第 23 節災害危険区域における警戒避難体制に関する計画のとおりとする。

エ　避難情報等を行う場合の注意事項

(ｱ) 避難情報等を行う場合には、発令者、避難を命ずる理由、避難日時、避難所及び避難の経路を明確にし、避難所については、あらかじめ選定するとともに、避難等の指示権者は、不在等により避難情報等の発令が遅れることがないよう、あらかじめ職務代理者を明確にして

おくものとする。また市は、躊躇なく避難情報等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

(ｲ) 避難情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の提供に努めるものとする。

(ｳ) 台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

(ｴ) 法令による措置権者は、災害時において混乱を生じないよう、相互間の連絡を密にし、避難情報等について事前によく協議しておくとともに、避難情報等を発令した場合は、速やかにその旨を相互に通知する。

(ｵ) 緊急の必要がある場合には、基本法による市長の措置権限を消防職員や消防団員、その他の職員などに専決させることができる。

(ｶ) 市は、災害の状況に応じて避難情報等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。

(ｷ) 安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に避難指示等を発令するよう努める。

オ　住民や関係団体などに対する伝達の方法

市長及びその他避難の指示を行うべき措置権者は、あらかじめ関係者への周知徹底の方法を計画し、ケーブルテレビ放送、メール配信システム、市公式ＳＮＳ、ホームページ、緊急速報メール、有線放送施設、ＦＭ告知端末、コミュニティＦＭ、屋外拡声子局、広報車などの利用や消防団員などの協力、その他適切な方法により、指示が関係者に徹底するよう平素から準備し、関係機関との協力体制を確立する。この場合において、避難行動要支援者となりうる者や一時滞在者等に対する伝達について十分考慮するものとする。また危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

カ　学校や保育所、工場など、多数の人が集まる場所の設置者などの処理すべき業務

学校や保育所、工場など、多数の人が集まる建物や場所の設置者又は管理者は、市長から避難の指示を受けたときは、関係者を速やかに安全な場所に避難させる責務を有する。

それぞれの設置者又は管理者は、あらかじめ市長と協議して避難計画を作成しておき、その計画に基づいて、随時避難訓練を実施するなど、災害発生時の措置について万全を期するよう努める。

キ　避難情報の解除を行った場合

市長は、避難情報を解除したときは、避難情報の発令の場合と同様にその周知を図る。

ク　避難情報の発令及び解除に係る助言

市長は、避難情報を発令又は解除しようとする場合において、必要があると認められるときは、国又は県に対して助言を求めることができる。

助言を求められた国又は県は、市が適切な時期に避難情報を発令できるよう必要な助言を行

うものとする。その際の、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の教習を徹底しておくなど、必要な情報を整えておくものとする。

(2) 避難所の開設等

市長は、災害により被害を受けた者、又は受けるおそれのある者で避難を必要とする者を、一時的に入所させ保護することを目的に避難所を開設する責務を有する。災害救助法が適用され、知事が実施を指示した場合、市長は、設置義務者として（災害救助法第 13 条及び災害救助法施行令第 17 条による)、災害が発生した日から 7 日以内（特に必要な場合は延長を行う）の間、避難所を開設して救助にあたる。

市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、市は、当該地域に指定避難所を設置、維持することの適否を検討するものとする。

また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。

(3) 避難所の管理運営

ア　管理運営にあたっては、自主防災組織やボランティア、その他関係機関などとの役割分担を明確にし、発災後の迅速な人員配置に努めるとともに、町内会や自主防災組織と協力し、施設の速やかな開錠体制の構築に努める。同時に県と連携し、避難者の健全な住環境の早期確保を図る。

また、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

なお、保護者等への引取りや仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用などにより、避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化などを考慮して、必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

イ　避難住民には、正確な情報指示を与えるとともに、避難者の数、名簿、避難状況、高齢者、障害者などの健康状態などを適格に把握し、防災機関に連絡するとともに、衛生管理や医療体制、プライバシーに配慮して、良好な生活環境の維持に努める。

特に、要配慮者及び災害発生後援護が必要となる者が避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、福祉避難所の設置や、避難場所として宿泊施設を借上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとともに、要配慮者の避難等の措置について、本市のみで対応できない場合は、他の市町や関係機関等の協力を求めて、市外の社会福祉施設等へ避難させる。

県は、市が要配慮者を他の市町へ避難させるための協力要請をした場合など、市への支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

ウ　避難所における食料や飲料、生活必需品などの必要量を正確に把握し、効率的に受・配給す

るとともに、避難所で生活せず食事のみ受け取っている被災者等の情報把握に努め関係防災機関へ連絡する。

エ　食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、避難所の衛生管理など必要な対策を講じるとともに、救護所の設置等の医療体制の確保や、避難者の心身の健康の確保のため保健師等による健康相談、心のケアなど必要な対策を行う。

オ　避難の長期化等必要に応じて、簡易ベット（ダンボールベッド含む）等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

　また、避難所での健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配等栄養管理に努める。

カ　市及び県は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努め、また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を提供し、共有するものとする。

キ　市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

ク　市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

ケ　市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

コ　やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、食糧等物資の提供、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努めるものとする。

サ　「ペット受入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。

　県は、避難動物の種類や頭数について把握し、避難所での受入れが難しい場合は、各動物愛護（管理）センターに対し、一時預かり先等について相談する。

　市は、必要に応じ、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

シ　避難所に配置された連絡員（市職員）は、疾病やアレルギーの有無等の、避難者が配慮を希望する事項等を確認し、災害対策本部と連携してその内容に応じて可能な限り配慮を行うよう

努めるものとする。

ス　郵便局への臨時郵便差出箱設置の要請など（避難が長期化するおそれのある場合など）

セ　ＮＴＴ特設公衆電話の設置・利用

(4) 広域的な避難

市長は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等を考慮して、市外への広域的な避難、避難所や応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、県に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。

県は、被災市町からの要請を受けた場合など、支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

(5) 報　告

ア　避難情報を発した場合、市長は、基本法第 60 条の規定により、速やかに広島県防災情報システム（これによりがたい場合は電話など）により避難情報の事由、地区名、対象戸数、人員、指示した立退先、日時などを県危機管理課（県災害対策本部を設置した場合は情報連絡班）に報告し、避難の必要がなくなった場合は、その理由や日時を報告する。

イ　避難所を開設した場合、救助法の規定により、前記アの方法で報告を行う。

＜２＞ 避難行動要支援者の避難等

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

＜３＞ 帰宅困難者対策

(1) 計画の方針

市内において、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な者及び徒歩帰宅者（以下「帰宅困難者等」という。）が大量に発生する場合には、市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保など帰宅困難者等への支援を行うとともに、滞在場所の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めるものとする。

また、混乱が想定されるため、市は、県、関係機関及び企業等と連携・協働して帰宅困難者等対策を図るものとする。

(2) 計画の内容

ア　市は、大規模災害発生時には、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者等対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から市民等に対して周知を行う。

イ　市は、一時避難施設の確保に努める。

ウ　市は、企業等に対して、大規模災害発生時には従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等の推進を図るものとする。

エ　市は、鉄道の不通による帰宅困難者等に対し、西日本旅客鉄道株式会社広島支社と協力して対策にあたる。

オ　市は、船舶の運行不能による帰宅困難者等に対し、船舶業者と協力して対策にあたる。

＜４＞ 広域的な避難

市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等を考慮して、市外への広域的な避難、避難所や応急仮設住宅等への収容等が必要であると判断した場合には、県に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。

県は、市からの要請を受けた場合など、支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

また、被災者の広域避難にあたり輸送手段の確保が必要な場合、県は、運送事業者である指定地方公共機関等に対し、被災者の運送を要請するものとする。

市及び県等は、居住地以外の市町村へ避難する避難者に対して、避難先の自治体と連携のうえ、必要な情報等の提供に努めるものとする。

大規模災害の発生による市町機能の喪失等により、市町において広域的避難に係る事務が行えなくなった場合、県は、市町に代わり必要な手続きを行うものとする。

第 13 節　災害広報・被災者相談計画

1　目　的

この計画は、災害時における住民の不安解消や混乱の防止を図り、また、被災者の生活再建等を支援するため、各防災関係機関が実施する広報・被災者相談に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

2　施策の体系

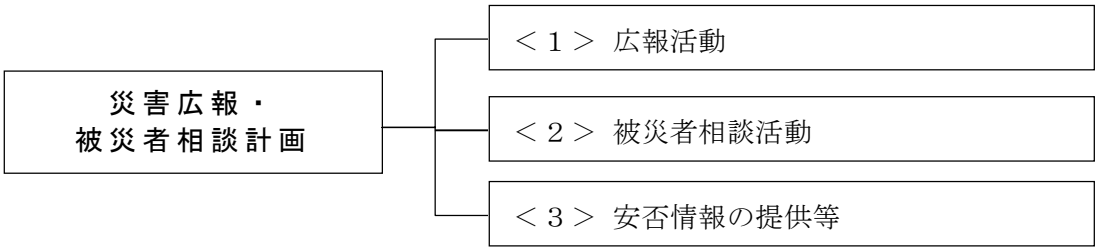

3　対策の内容

＜１＞ 広報活動

(1) 広報責任者

各防災関係機関は、「災害情報計画」で得た情報や住民が行うべき措置などを周知させる必要があると認めたときは、各防災関係機関が定める広報手続きにより、広報活動を実施する。

また、市は、災害対策本部を設置した場合において、関係機関から得た情報を市民に周知させる必要があると認めた場合は、市政記者クラブを通じて広報活動を実施する。

ただし、急を要する広報については、直接各放送機関に対して広報事項を示して、放送の要請を行う。

(2) 広報の目的

各防災関係機関は、災害発生直後には、パニックや火災などによる二次災害の防止を中心に広報活動を実施する。

また、応急復旧時には、食料や交通などの生活情報や被災者の生活再建支援情報を中心に広報活動を実施する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

(3) 広報機関による広報の内容

ア　市、消防機関

市と消防機関は、県警察やその他関係機関と緊密な連携のもとに、次の事項について、広報活動を行う。

(ｱ) 広報の内容

＜災害発生直後の広報＞

a　気象などに関する予・警報や情報

b　避難に関する情報（避難所、避難指示など）

c　医療、救護所の開設に関する情報

d　災害発生状況に関する情報
e　出火防止、初期消火に関する情報
f　二次災害防止に関する情報（デマの防止、電気、ガス、水道などの措置）
g　その他、必要な情報

＜応急復旧時の広報＞

a　食料、水、その他生活必需品の供給に関する情報
b　電気、ガス、水道、上下水道の復旧に関する情報
c　交通機関、道路の復旧に関する情報
d　電話の利用と復旧に関する情報
e　ボランティア活動に関する情報
f　仮設住宅、ホームステイなどに関する情報
g　臨時相談所に関する情報
h　住民の安否に関する情報
i　被災宅地及び被災建築物危険度判定に関する情報
j　その他、生活情報などの必要な情報

(ｲ) 広報の方法

a　有線放送やＦＭ告知端末、メール配信システム、市公式ＳＮＳ、ホームページなどによる広報
b　窓口による広報
c　広報車やハンドマイクなどによる広報
d　立て看板や横断幕、貼り紙などの掲示広報
e　ビラ配布などによる広報
f　自主防災組織を通じての連絡
g　県に対する広報の要請
h　報道機関への情報提供、放送要請

イ　県警察

県警察は、防災関係機関と緊密な連携の下に、前記ア（ｱ）に掲げる事項のほかに、次の事項について広報活動を実施する。

(ｱ) 広報の内容

a　交通規制に関する情報
b　犯罪の防止に関する情報

(ｲ) 広報の方法

a　広報車や無線警ら車、ハンドマイクなどによる広報
b　立て看板や横断幕、貼り紙などの掲示広報
c　ヘリコプターによる広報
d　警察庁や中国四国管区警察局、各都道府県警察本部を通じた広報
e　報道機関への情報提供
f　日本道路交通情報センターや交通管制センター、道路管理者などを通じた広報

ウ　県

県は、防災関係機関と緊密な連携の下に、次の事項について広報活動を実施する。

(ｱ) 広報の内容

＜災害発生直後の広報＞

a　気象などに関する予・警報や情報

b　医療や救護所の開設に関する情報

c　災害発生状況に関する情報

d　応急救助の実施状況に関する情報

e　交通規制に関する情報

f　その他、必要な情報

＜応急復旧時の広報＞

a　食料や水、その他生活必需品の供給に関する情報

b　電気やガス、水道など、公益事業施設の被害発生や応急復旧状況に関する情報

c　電話の利用と復旧に関する情報

d　鉄道やバスなどの運行状況や道路交通に関する情報

e　緊急輸送に関する情報

f　海上交通に関する情報

g　公共土木施設などの被害発生や応急復旧情報に関する情報

h　ボランティア活動に関する情報

i　仮設住宅やホームステイなどに関する情報

j　金融非常措置や金融機関営業状況に関する情報

k　県民の心得など、民心の安定と社会秩序のための必要事項

l　被災宅地及び被災建築物危険度判定に関する情報

m　その他、生活情報などの必要な情報

(ｲ) 広報の方法

a　災害県民窓口による広報

b　広報車やハンドマイクなどによる広報

c　立て看板や横断幕、貼り紙などの掲示広報

d　ビラ配布などによる広報

e　報道機関への情報提供や放送要請

f　文字や手話、外国語などを用いた広報

g　広島県総合行政通信網を利用した市町などの防災関係機関や避難所へのテレビ、ファクシミリによる広報

h　緊急広報システムを利用した放送

i　臨時災害ＦＭ局によるラジオ放送

j　インターネット、メール配信システムなどを利用した広報

エ　指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関

指定地方行政機関や指定公共機関、指定地方公共機関は、ア（ｱ）、イ（ｱ）及びウ（ｱ）に掲げた事項の中で、各機関の業務に関連した情報を市民に周知する必要があると認めたときは、ほかの防災関係機関と緊密な連携のもとに、各種の広報媒体を利用して広報活動を実施する。

オ　報道機関

報道機関は、前記ア～エの中に掲げた情報やその他の有効適切な情報を、災害関係記事又は

番組を編成して報道する。

その際には、関係機関の告知事項や、災害対策のためのキャンペーン番組などを盛り込む。

また、県やその他の防災関係機関から災害広報の実施依頼があった場合は、積極的に協力する。

カ　放送機関に対する放送の依頼

知事と市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、放送機関に、災害に関する通知や要請、伝達、警告、予・警報などの放送を、あらかじめ協議して定めた手続きにより、依頼する。なお、市は、知事を通じて依頼する。

知事と放送機関との災害時に関する協定は、次のとおりである。

(ｱ) 県と日本放送協会との災害時における放送要請に関する協定

協定年月日　　昭和 53 年 12 月 21 日

協　定　者　　甲　広島県知事　　宮　澤　　弘

乙　日本放送協会

中国本部長　　大　泉　利　道

(ｲ) 県と民間放送機関との災害時における放送要請に関する協定

協定年月日　　昭和 56 年３月 20 日

協　定　者　　甲　広島県知事　　宮　澤　　弘

乙　株式会社中国放送

取締役社長　　山　本　満　夫

広島テレビ放送株式会社

取締役社長　　河　村　郷　四

株式会社広島ホームテレビ

代表取締役　　宮　田　正　明

株式会社テレビ新広島

取締役社長　　金　光　武　夫

協定年月日　　昭和 58 月５月１日

協　定　者　　甲　広島県知事　　竹　下　虎之助

乙　広島エフエム放送株式会社

取締役社長　　松　田　耕　平

(4) 災害に係る記録写真の取材

災害が発生した場合、災害応急対策責任者はできるだけ災害記録写真などの取材に努め、取材条件を添え整理保存し、災害対策本部又は各関係機関から要請があった場合は、自己の業務に支障を及ぼさない限り、記録写真などを貸与又は提供する。

＜２＞ 被災者相談活動

(1) 被災者相談機関

災害が発生したときは、各防災関係機関は、被災者の生活環境の早期改善のため、速やかに被災者又は関係者からの相談・問い合わせに応じるとともに、要望や苦情などに対処する。

(2) 相談方法

各防災関係機関は、被災者などからの相談・問い合わせに応じるとともに、要望、苦情などを

広く聴取し、問題の早期解決を図るため、相談窓口を設ける。

また、必要に応じて、被災地や避難所などへの臨時相談所の設置や広報車又は二輪車（バイク、自転車）などによる被災地の巡回・移動相談を実施する。

なお、相談窓口は、関係機関が共同で設置するなどしてワンストップサービスの実現に努めるとともに、相談所の規模や構成員などは、災害の実情に応じたものとする。

＜３＞ 安否情報の提供等

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利権を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

また、県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

第 14 節　救援物資の調達・救援計画

1　目　的

この計画は、災害発生時において、被災者などに、食料、生活必需品、飲料水等の確保と供給の万全を期することを目的とする。

2　施策の体系

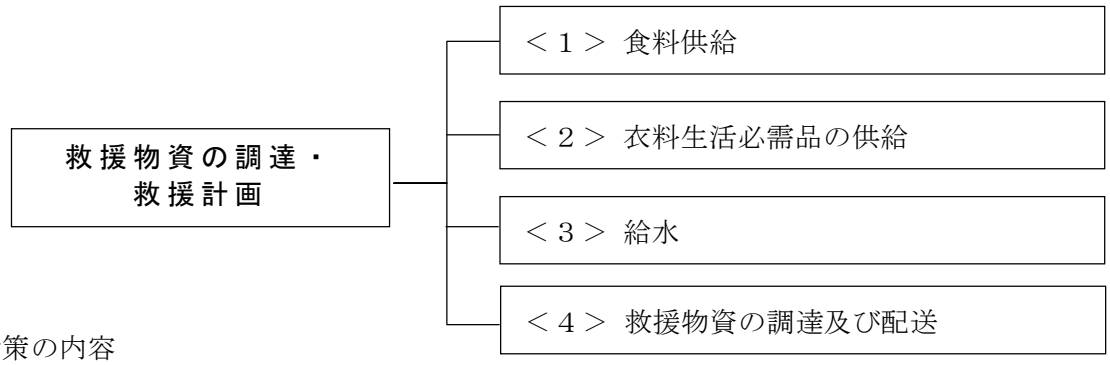

3　対策の内容

＜１＞ 食料供給

(1) 趣旨

災害時における被災者及び応急対策従事者に対し、政府所有米穀の販売要領、又は救助法による給食を行い、食料の応急確保に努める。

(2) 主食の応急確保

ア　実施責任者

(ｱ) 応急用米穀

実施責任者	実施の内容	関係法令
知事 （市長）	炊出し用米穀 応急用米穀などの確保	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 平成 6 年 12 月 14 日法律第 113 号 「政府所有米穀の販売要領」
	（政府所有米穀などの緊急引渡要請）	同上に基づき長官の定めた災害時における米穀等の応急供給実施要領
農林水産大臣	応急用米穀などの確保	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 平成 6 年 12 月 14 日法律第 113 号 「政府所有米穀の販売要領」

(ｲ) 給　食

実施責任者	実施するとき	関係法令
市長	救助法を適用した場合	災害救助法 災害救助法施行細則 （昭和 23 年規則第 9 号）
	出動した者に対し、給食の必要を認めたとき	基本法第 58 条又は第 62 条
特定職場の責任者	責任者が必要と認めたとき	

イ　実施方法

(ｱ) 給食の方法

市長が行う災害の場合の給食は、保健福祉部長が所掌し、その労務については、市職員や地区の消防団員、その他の協力によるものとし、災害救助法施行細則に定める支出限度額の範囲内で、次の各号の基準や期間に従い、その都度、必要最小限の給食を行う。

a　避難所に入所した者であること。

b　住家の被害が全壊や半壊、床上浸水などであって、炊事のできない者であること。

c　前号の住家への宿泊人、来訪者であること。

d　被災地内に停車、停船した汽車、汽船などの旅客で、責任者の能力では給食できない者であること。

e　水道、電気、ガスなどの供給がなく、炊事のできないものであること。

(ｲ) 給食用資材や食料の確保

市長は、災害発生時の給食に対処して、あらかじめ給食用資材や食料などの在庫や調達方法、輸送方法などについて計画を立て、関係機関との協力体制を確立して、災害発生時の給食の実施に万全を期するよう努める。

なお、被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者等のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、必要に応じ、関係団体と連携し栄養管理に配慮して、食料の供給及び給食、炊出し等を行う。

(ｳ) 適用期間

災害の発生した日から７日以内とし、特に必要がある場合は、期間の延長を行うことができる。

(3) 副食調味料などの供給

ア　市長は、災害救助法が適用された場合、被災者や応急対策従事者に炊出し給食を実施する際には、必要な副食調味料を調達し供給する。

イ　調達方法は、次のとおりとする。

調達責任者	調達の範囲	調達の方法
市長	災害救助法施行細則の適用範囲内で塩や味噌、しょう油、砂糖、かん詰、粉乳などの保存食品。	必要の都度取扱業者の協力を得て調達する。

(4) 協定企業からの調達

「防災協力協定」を活用して、災害時の食糧品等の生活物資を協定企業から調達するとともに、平常時から協定の実効を期すため情報交換と生活物資の確保に協力を得る。

被災者への食糧の供給については、第１次的には本市の備蓄食糧を活用し、なお、不足する場合又は備蓄品以外の食糧等を必要とする場合には、次の企業に対し調達要請を行うものとする。

※協定企業は「資料編　資料 38」参照

＜２＞ 衣料生活必需品の供給

(1) 趣旨

災害による被害に対し救助法が適用された場合、住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服や寝具、その他の衣料品や生活必需品をそう失し、又はき損し、しかも物資の販売機構などの混乱により、資材の有無にかかわらず、これらの家具を入手することができない状態にある者に対し、市長は、調達された物資を知事の示す配分計画に基づき、り災者に供給又は貸与

を行う。

(2) 適用期間

災害発生の日から 10 日以内とし、特に必要があると認められる場合は、その期間を延長することができる。

＜３＞ 給水

(1) 趣旨

災害により水道や飲用井戸などの給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたことにより飲料水を得ることのできない者に対して、県、市及び広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）は、最少限必要となる飲料水を確保する。

(2) 知事の給水基準は、次のとおりとする。

ア　災害救助法第４条による飲料水の供給は、市の区域内における水道などの施設が破壊され、若しくは汚染により、飲料水が得られない場合は、７日以内（必要な場合は延長できる）の期間供給する。

イ　感染症の予防上、必要と認め、知事が井戸などの施設の使用停止を命じた場合は、その停止区域の住民に対し、１人１日 20 リットル程度を停止期間中供給する。

ウ　水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 40 条による、災害やその他非常の場合において、緊急に水道用水を補給することが、公共の利益を保護するために必要と認める場合は、県、市町、他の水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）から必要水量を供給することを命ずる。

(3) 市長が飲料水を確保する場合は、次のとおりとする。

ア　前項アの知事による給水は､災害救助法第 13 条第１項の規定に基づく災害救助法施行令第 17 条により、委任事務として市長が行う。この場合、市長は、電報又は電話で三原福祉保健センター（災害対策本部を設置した場合は災害対策支部）を経由して、県健康福祉総務課（災害対策本部を設置した場合は、本部福祉保健班）に報告する。

イ　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 31 条及び水道法第 40 条については、知事の指示に従い市長が実施する。

(4) 企業団が飲料水を供給する場合は、次のとおりとする。

ア　水道法第 23 条による、供給する水が人の健康を害するおそれがあると認め、給水を停止した場合、停止区域に対し必要な飲料水を供給する。

イ　水道法第 40 条については、知事の指示に従い実施する。

(5) 飲料水の供給方法

ア　企業団

企業団は、水道施設の被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事により給水できる場合には、直ちに仮工事を実施し、水道による給水を行う。

なお、感染症などの発生を伴うことが多いため、給水に際しては、必ず消毒を強化し、かつ、残留塩素の確認を行う。

(ｱ) 給水計画の作成

企業団は、「供給水量の基準」を目安に、給水班を中心に応急給水量・給水地区・給水方法等について決定し、給水計画を作成する。

a　応急給水は、以下を基準に展開する。

(a) 無被害及び比較的被害の少ない地域への直接給水の継続

(b) 緊急給水（運搬給水、応急給水拠点給水）による対応

(c) 配水管の修理、仮配管による配水管給水区域の拡大

(d) 浄水場の被災状況を把握し、必要に応じて相互融通配水管からの給水応援

b　道路被害や交通渋滞等による事態への対応策

(a) 直接給水の継続、区域の拡大（被害地域の限定、縮小）を図り、応急復旧の対応を急ぐ。

(b) 緊急給水の補給箇所としては、応急給水場所に近い消火栓から給水車や給水タンク車に注水し、通水区域の拡大により運搬効率を高めていく。

(c) 配管給水の拡大と共に配水管幹線の耐震性を向上させておき、消火栓などを利用した給水拠点を積極的に展開する。

(d) 消火栓を用いた臨時給水栓設置に必要な仮設給水用設備、備品等の拡充設備や、給水訓練をしておく。

(ｲ) 供給水量の基準

災害発生直後の給水は、生命維持に必要な水量として１人１日３ℓ程度を最低限とし、災害時から応急復旧の期間として考えられている４週間までを次の６段階に分けて、供給水量の基準を順次増加させることを目標とする。

供給水量の基準一覧表

段階	基準水量	ℓ/人/日	給水方法
1	（生命維持に必要な水量） （給水条件） 救助法による飲料水の供給	３ℓ	（被災後３日程度） 1　市民の備蓄水 2　応急給水拠点での備蓄水 3　運搬給水による給水 （給水車及び給水タンク、ポリ容器等） 4　災害拠点病院、透析医療病院への運搬給水
2	（飲料水、炊事、洗面等に要する水量） （給水条件） 給水は困難であるが、搬送による給水ができる場合	１４ℓ	（被災後４日～１週間を目標とする） 1　応急給水拠点への給水 2　運搬給水による給水 （給水車及び給水タンク、ポリ容器等） 3　一部修理通水による応急給水拠点への給水 4　災害拠点病院、透析医療病院への運搬給水
3	（第２段用途及び洗濯等に要する水量） （給水条件） 給水できる状態であるが、現地で雑用水が確保できない場合	２１ℓ	（被災後１週間～１０日間を目標とする） 1　応急給水拠点への給水 2　運搬給水による給水 （給水車及び給水タンク、ポリ容器等） 3　一部修理通水による仮設給水所の設置 4　災害拠点病院、透析医療病院への運搬給水
4	（第３段用途及び避難所等での入浴に要する水量） （給水条件） 給水できる状態であり、避難所等入浴が可能な場合	３５ℓ	（被災後１０日～２週間を目標とする） 1　応急給水拠点への給水 2　仮設給水所の増設 3　災害拠点病院、透析医療病院への運搬給水
5	（３日１回の入浴等最低限の生活を営むための水量） （給水条件） 給水できる状態であり、自宅等での入浴、洗濯が可能な場合	１００ℓ	（被災後２週間～３週間を目標とする） 1　仮設給水所での給水 2　配水管の修理通水及び給水装置の復旧・仮配管による給水 3　災害拠点病院、透析医療病院への運搬給水
6	（若干の制約はあるが、ほぼ通常の生活を営むのに必要な水量） （給水条件） 通常給水	２５０ℓ	（応急復旧完了まで、被災後４週間以内を目標とする） 1　各戸給水を目標

(ｳ) 方法

a　給水車等への充水

企業団職員が各給水基地に常駐し、給水車及び給水タンク車への充水作業を行う。

b　応急給水拠点による給水

企業団職員は、西野浄水場、沼田東基幹配水池、第二中学校、道の駅みはら神明の里、 吉田配水池及び大具配水池において仮設水栓類を設置し、市民へ給水する。また、市民の給水拠点までの適切な移動環境を確保する。

c　運搬給水による給水

西野浄水場で給水車及び給水タンク車に充水し、応急給水場所に運搬して給水する。

（水道事業者等の応援車両には、必要に応じて企業団職員が同乗する。）

(a) 特定施設への給水

①　人工透析や緊急手術など、人命に直接関わる緊急性をもった医療施設からの応急給水の要請があったときは、他に優先して給水を行う。

(b) 一般市民への給水

①　避難場所等必要に応じて巡回しながら給水する。

②　一人当たりの給水量は状況に応じて制限する。

③　給水タンクに水が無くなったときには、次の給水予定時刻を知らせ、到着したときには、ハンドマイクや車両マイクで周辺住民に周知するなど、混乱の防止を図る。

(c) 災害時要配慮者となる障害者や独居の老人などへの給水

①　各自治会や自主防災組織など市民の協力を得て給水する。

②　給水は、３～10ℓパック詰袋、ポリ容器で行い、パック詰袋のみ渡しきりとする。

(d) 応急給水栓による給水

①　配水管の復旧状況により常時自由に給水できる地点を増やしていき、消火栓や給水管を利用して給水するものとする。

②　給水栓は通行の妨げにならないように設置し、バリケードなどで安全を確保するとともに自治会等を通じて広報し、徐々に運搬給水の軽減化を図る。

(ｴ) 応急措置を実施するにあたり、地震等大規模な災害に見舞われ予想を上回る被害が生じ、企業団単独での対応が困難なときには、市災害対策本部と調整のうえ、企業団本部から日本水道協会広島県支部等、関係機関に応援要請するものとする。

イ　県

市及び水道事業者等の給水活動（応急復旧を含む。）が円滑に実施されるよう次の措置を講ずる。

(ｱ) 被害の程度や給水活動（応急復旧を含む。）の実施状況等の把握に努め、その適切な実施に必要な助言・指導を行うよう努める。

(ｲ) 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び飲料水の衛生指導を行う。

なお、水質検査の円滑な実施のため、検査体制及び実施方法について定めておく。

(ｳ) 企業団の給水能力、被害の程度等から飲料水の確保、給水活動（応急復旧を含む。）が困難と認められる地域については、必要に応じ、他の市町、他府県、国又は自衛隊、第六管区海上保安本部、西日本高速道路株式会社等の防災関係機関に給水応援（応急復旧を含む。）を要請する。

応急対策協力関係図

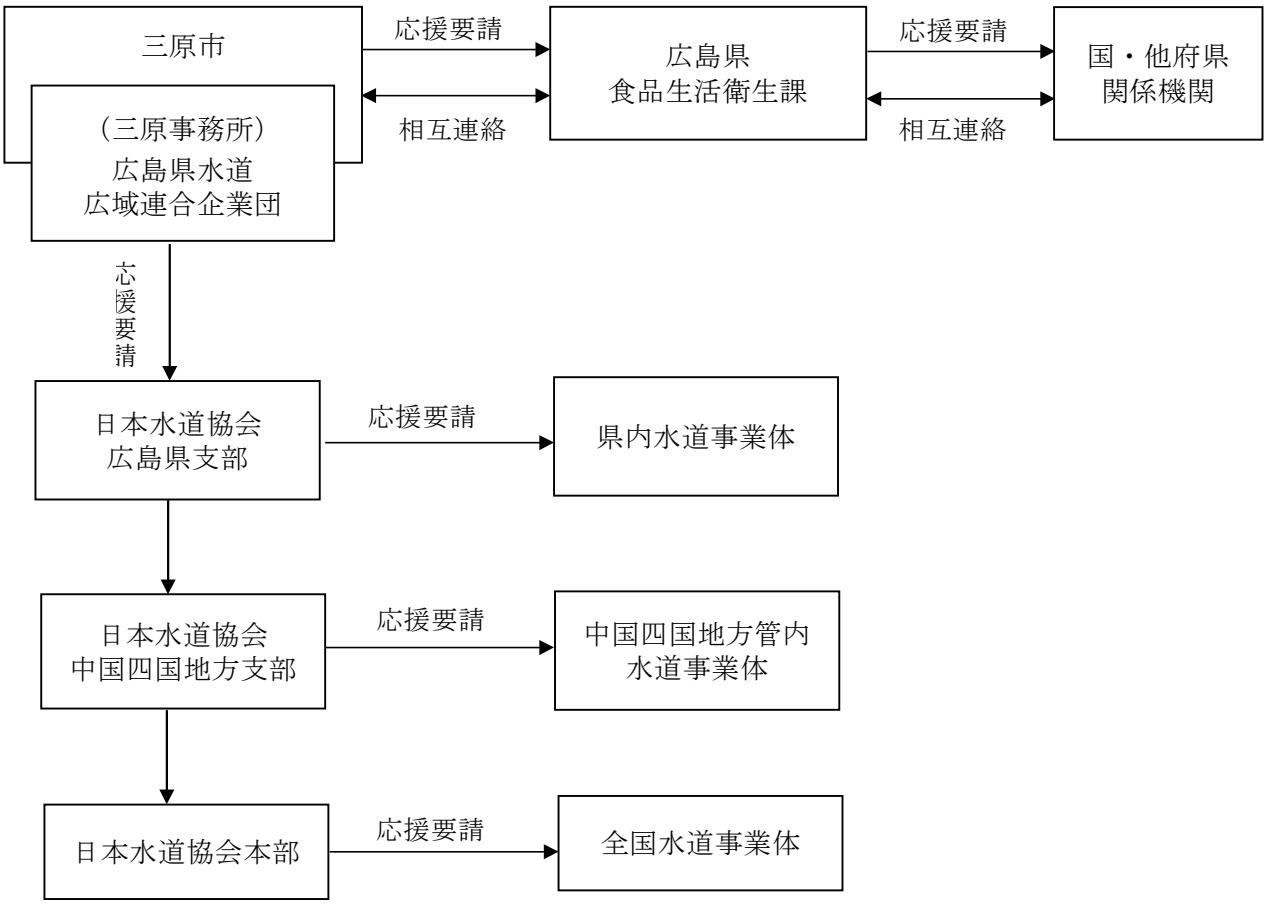

＜４＞ 救援物資の調達及び配送

本市及び県内で大規模な災害が発生し、市町単位での物資の確保が困難な場合に、県が市町の要請等に基づき、県の備蓄物資を供給するとともに、市町の要請を取りまとめて民間事業者等に対して、物資の調達及び輸送等を要請する。

また、県単独での対応が困難な場合は、国や他の都道府県等へ物資の供給を要請する。

なお、大規模災害により物資等が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認められ、かつ、市町の要請を待ついとまがないと認められるとき、県は、市町からの要請を待たずに必要な物資の供給を行うことができる。

(1) 物資の調達及び受入体制

ア　市

(ｱ) 被災者に速やかに物資を供給することができるよう、避難所等での分散備蓄や救援物資輸送拠点の複数箇所の選定に努めるものとする。

また、災害により救援物資輸送拠点が使用できない場合等を想定して、民間施設の選定に努める。

(ｲ) 物資の調達が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。

(ｳ) 救援物資の受入窓口をあらかじめ定めるとともに、県、事業者との間で救援物資輸送拠点の情報提供に努める。

イ　県

(ｱ) 市町から物資の要請があった場合、又はその必要があると認めた場合、備蓄物資を速やかに市町へ供給する。

(ｲ) 「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」を締結している小売業者等に物資を要請するとともに、必要に応じ、県災害対策本部へ連絡員の派遣を要請する。

(ｳ) 県単独での物資の確保が困難な場合、国や中国５県及び中国・四国地方における災害時の相互応援協定等に基づき物資の要請を行う。

(ｴ) 災害により救援物資輸送拠点が使用できない場合等を想定して、民間施設の選定に努めるとともに、災害時に市町から調整があった場合、県倉庫協会等に対して民間施設の確保を要請する。

(2) 物資の輸送

ア　県は、広島県トラック協会及び広島県旅客船協会等へ物資輸送の要請を行う。

イ　県は、広島県トラック協会等に対して、県や市町の災害対策本部又は救援物資輸送拠点等への物流専門家の派遣を要請する。

ウ　物資の輸送に協力する広島県トラック協会等は、物資を輸送する際に、必要に応じ、避難所のニーズ等の聞取りを行い、市町等への報告に努めるものとする。

エ　物資輸送車両等の燃料確保については、県は、国への要請や関係機関との連携により確保に努めるものとする。また、必要に応じ、西日本高速道路株式会社等に対して、高速道路の給油所において物資輸送車両へ給油を行うよう要請する。

広島県における救援物資の配送対策について

Ⅰ 基本的な考え方

東日本大震災級の災害にも対応できるシステム

○ 津波や地震により，県内で大規模な災害が発生し，市町が単独で対応できない場合に，被災地に救援物資を滞りなく配送できるシステム
○ 中四国ブロックのカウンターパート制による物資の受援に加え，全国からの受援も踏まえたシステム

（1）県と市町の役割分担に基づく協力の仕組み

○県　・災害発生後，市町の要請に基づき，県の備蓄物資の配送や，国や他の都道府県等に対する救援物資の要請を実施
○市町　・備蓄の充実を図り，災害発生時は，速やかに避難所に配送
・避難者のニーズ把握

（2）民間事業者のノウハウを活用する仕組み

○物流事業者　・県や市町の救援物資輸送拠点等に物流専門家等を派遣
・トラック協会への派遣要請は，県に一本化
○小売事業者　・団体等から，県災害対策本部へ連絡員を派遣して助言
・県は市町の要請を主とし，供給先へ振分等を割り振り

（3）スムーズに応援を受けるための受援システムの周知

○中四国ブロックのカウンターパート制における支援担当県，国及び他の都道府県に対し，本県の受援システムを周知
○小売事業者・物流事業者等に対し，本県の受援システムを周知

Ⅱ イメージ図

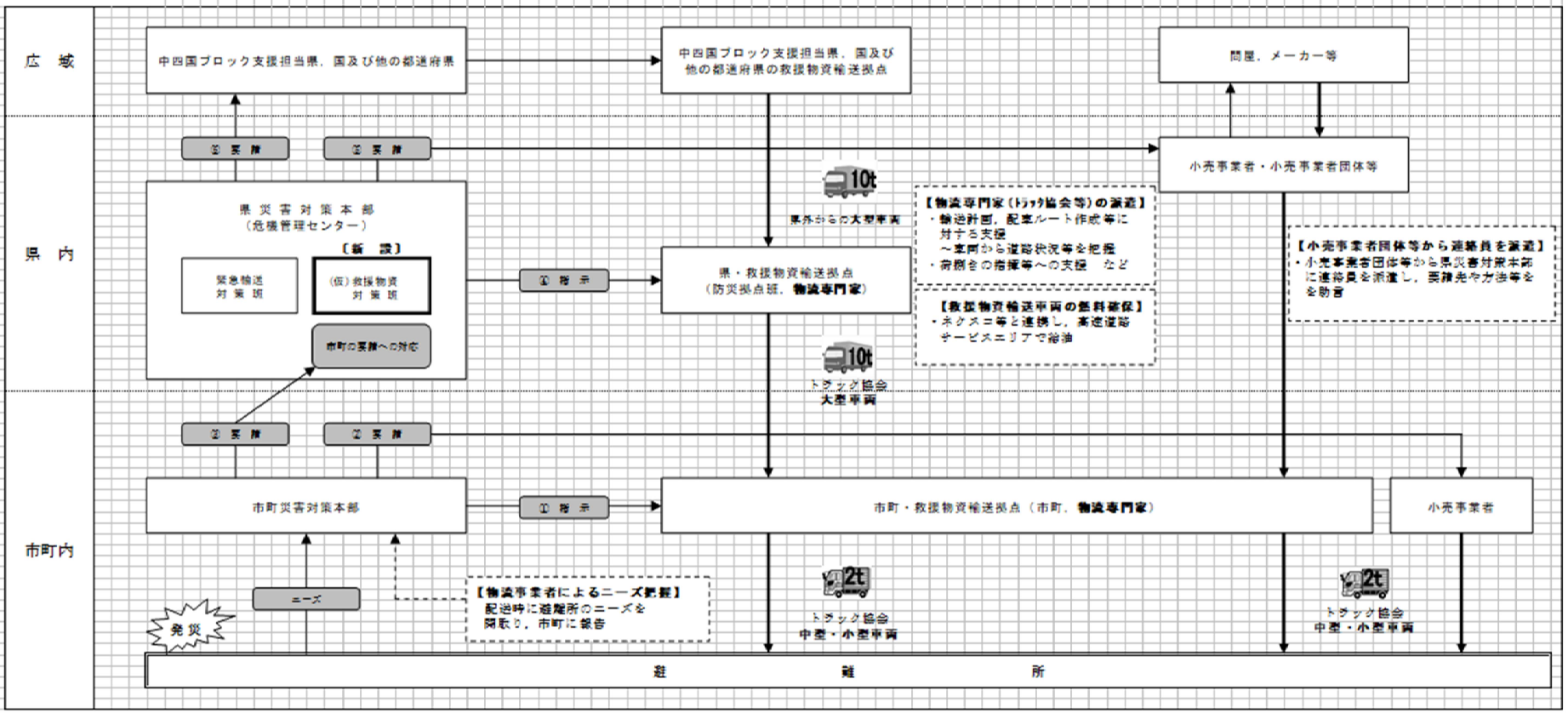

第 15 節　保健衛生、廃棄物処理、遺体の処理に関する計画

1　目　的

この計画は、災害時において、生活環境の悪化や被災者の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件が重なることにより感染症が発生し、又は発生のおそれがある場合に、発生の予防とまん延防止を図るため、防疫や廃棄物処理の必要な事項について定めることを目的とする。

2　施策の体系

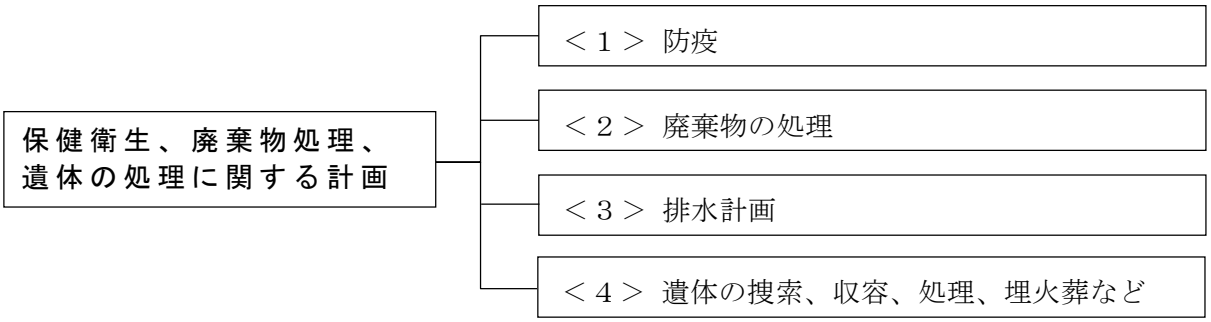

3　対策の内容

＜１＞ 防疫

(1) 感染症の発生予防・まん延防止のための措置及び防疫活動

感染症の発生予防及びまん延防止のための措置として、知事は、次の方法を用いることができる。このうち、感染症の病原体に汚染された場所などの消毒やねずみ族・昆虫などの駆除、感染症の病原体に汚染された飲食物や衣類、寝具、その他の物件の消毒・廃棄などについては、知事が感染症患者、若しくはその保護者、又はその場所を管理する者、若しくはその代理をする者に対して命ずることができるが、これらの命令によって、感染症の発生予防・まん延防止が困難であると認めるときは、市に当該措置を実施するよう指示することができる。

また、生活の用に供される水の使用制限などを実施した場合には、市は生活の用に供される水を供給しなければならない。

実施の内容	条　項	対　象
病原体に汚染された場所などの消毒	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第 27 条	一類感染症 二類感染症 三類感染症 新感染症 指定感染症
ねずみ族・昆虫などの駆除	法第 28 条	
病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具、その他の物件の消毒・廃棄など	法第 29 条	
生活の用に供される水の使用制限など	法第 31 条	
病原体に汚染された建物などへの立入制限など	法第 32 条	一類感染症 新感染症 指定感染症
病原体に汚染された場所の交通制限など	法第 33 条	

(2) 防疫活動

災害時については、(1) による通常の防疫措置のほか、次の防疫活動を計画する。

ア　検病検査及び健康診断

災害時に感染症患者が発生した場合、発生の状況を的確に把握し、患者や無症状病原体保有

者の早期発見に努め、入院や病原体に汚染された物件の消毒、その他適切な予防措置を講ずるため、県は検病検査を行う。

(ｱ) 感染症対策班の設置

病原調査は、医師１名、看護師１名、その他の職員２名で編成する感染症対策班で行う。

１日当たりの検査能力：平均 60 戸、約 300 名

(ｲ) 健康診断の実施

検病検査の結果、必要な場合は、法第 17 条第１項に規定する健康診断の勧告を行い、又は健康診断を実施する。

(ｳ) 健康診断は、検査技師１名、その他の職員２名で編成する細菌検査班で行う。

１日当たりの検査能力：平均 200 名

イ　市の防疫活動

(ｱ) 防疫活動

市は、知事の指示に従い感染症の病原体に汚染された場所などの消毒、ねずみ族・昆虫などの駆除や感染症の病原体に汚染された飲食物や衣類、寝具、その他の物件の消毒・廃棄などや生活の用に供される水の供給を実施する。

(ｲ) 被害の状況報告

市における被害状況は、関係者の協力により速やかに把握し、これを第３章第３節災害情報計画により県に報告する。

(ｳ) 防疫計画の作成及び報告

市長は、知事の指示に従い防疫活動を作成し、計画の概要や防疫活動状況を県に報告する。

＜２＞ 廃棄物の処理

(1) 方針

し尿、ごみ等による公衆衛生や生活環境の悪化や、一時的に大量に発生した廃棄物が早期の復旧・復興の妨げになることを防ぐため、安全性や生活環境の保全を確保しつつ、廃棄物の適正かつ迅速な処理を実施する。

災害廃棄物の処理にあたっては、可能な限り廃棄物の再生利用を図り、最終処分量を低減させる。また、県内の既存処理施設を最大限に活用しつつ、関係機関と協力して処理体制を構築する。

(2) 災害廃棄物処理計画

県及び市は、平時に作成された災害廃棄物処理計画に基づき対応を行う。

ア　県災害廃棄物処理計画

県は、災害廃棄物処理の基本的な考え方や手順、近隣他県や民間事業者等との連携・協力に係る事項、想定災害における県内の災害廃棄物発生推計量等の基礎的データ等を平時から整理し、県災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

イ　市災害廃棄物処理計画

市は、仮置場候補地の選定・設置運営に係る事項など、災害廃棄物の処理主体としての実施事項や、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力に係る事項、市における災害廃棄物の発生推計量等の基礎データを平時から整理し、市災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

(3) 実施主体等

災害廃棄物（一般廃棄物）は、市が主体となって処理する。県は市を中心とした処理体制構築のための連絡調整や市の支援を行う。

市及び県の役割

市町	県
・ 自ら主体となって災害廃棄物の処理を実施 ・ 仮置場の設置運営 ・ 廃棄物の運搬・処分等 ・ 県、他市町、民間支援団体との協力体制に係る連絡調整・支援要請	・ 県内市町、他都道府県、国、民間支援団体等の協力支援体制の整備に係る連絡調整 ・ 被災市町への事務支援、人的支援 ・ 被災市町による処理が困難な場合に、事務委託により災害廃棄物の処理を実施

(4) 災害廃棄物の処理

ア　収集運搬

市は平時の体制に加え、民間事業者への委託等により収集運搬体制を確保する。県は必要に応じ他市町や民間事業者による支援について調整を行う。

イ　損壊家屋等の撤去等

損壊家屋等及び宅地内土砂混じりガレキ等の処理は原則として所有者が行うが、大規模災害時等において市が必要と認める場合は、市が処理を行う。

解体工事や廃棄物の処理にあたっては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（平成 29 年 9 月環境省）を参照し、石綿の飛散防止に努める。

ウ　仮置場での保管・分別・処理

市は廃棄物の処理を進めるために必要な仮置場を設置する。県は仮置場の設置に係る支援を行う。

仮置場の区分

区分	機能
住民用仮置場	被災住民の自己搬入用仮置場
一次仮置場	二次仮置場へ搬入するまでの一時保管・分別
二次仮置場	各処理施設へ搬入するまでの一時保管、破砕・選別等の中間処理

エ　処理困難廃棄物等の処理

有害性・危険性のある処理困難廃棄物は、性状に応じて優先的に回収し、製造元、業界団体等、適切に処理できる者に処理を依頼する。

オ　し尿・生活ごみ等の処理

被災地域や避難所等で発生するし尿・生活ごみは速やかな処理が必要となる。市はこれらの収集・運搬体制を速やかに構築する。

カ　連携の促進等

(ｱ)　災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

(ｲ)　災害廃棄物に関する情報のほか、国（環境省）による災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等を活用する。

(5) 災害廃棄物処理実行計画の作成

市は、発災後、国が作成するマスタープランや市災害廃棄物処理計画等をもとに、実際の被災状況を踏まえ、具体的な処理方法等を定めた「災害廃棄物処理実行計画」を作成する。併せて、

広域的な対応が必要となる場合及び県が市に代わり廃棄物処理を行う場合には、県が「災害廃棄物実行計画」を作成し、全体的な管理を行う。

＜３＞ 排水計画

(1) 災害により、公共下水道が土砂や竹木などにより、埋もれたり、下水道の破損などで下水を排水することが困難で、日常生活に支障を来すおそれがある場合、市長は、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第３条の規定により、速やかに修理し、公衆衛生の向上に努力する。

(2) 市の区域に設置してある各排水機は、平常時はもとより、災害時に備えて、常に機能の点検や整備、水質の検査を行い、かつ燃料の確保に万全を期する。

(3) 市の管理する下水溝や河川、池、沼、港湾、その他の汚水が流入する水路、又は場所から悪臭が発生し、周辺地域における住民の生活環境がそこなわれないようにしなければならない。

＜４＞ 遺体の捜索、収容、取扱い、埋火葬など

災害による行方不明者や死者の身元を判明させず放置することは、人道上からも許されないことであり、混乱期に人心の安定を図る上からも早急に実施する必要があり、関係機関や団体と緊密な連携をとり迅速に実施するものとする。

この計画は、災害発生時の遺体の捜索、処理及び埋火葬を確実に実施することを目的とする。

(1) 捜索（行方不明、死者）の実施や基準、費用

ア　計画の方針

市は、警察や海上保安部と協力して、消防団や地域住民、団体に協力を要請し、必要な機械器具を借上げ捜索を実施する。

また、行方不明者等の把握について、市、警察及び海上保安部で情報共有し、迅速な捜索ができるよう相互に協力する。

イ　計画の内容

捜索は、次の基準により行う。

(ｱ) 行方不明の状態にあるもので、周囲の事情により既に死亡していると推定される者。

(ｲ) 死亡した原因いかんを問わない。

(ｳ) 死者の居住地や住家、死亡の原因とは関係なく、その者の被災場所に、災害救助法が適用されていれば救助の対象になる。

(ｴ) 捜索のための機械器具の借上賃や修繕費、燃料費とし、当該地域における通常の実費で、災害発生の日から 10 日以内の範囲で実施する。

(2) 遺体の取扱い

ア　計画の方針

遺体を発見したときは、海上保安部、警察及び市は次の措置を行う。

イ　計画の内容

(ｱ) 海上保安部、警察署

a　海上保安官及び警察官は、遺体を検分するとともに、遺体や身元の調査などの所要の措置を行う。

なお、多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため、検視場所の確保、検視に必要な資機材（水、電気、手袋、エプロン等）の準備・保管・提

供、検視等が終了した遺体の洗浄処理等について市と連携して対応する。

b　身元不明遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品の保存等を行い、速やかに身元確認に努めるとともに、県公安委員会にあっては、必要に応じて警察災害派遣隊を要請し体制の確保に努めることとする。

(ｲ) 県

a　市の行政機能が喪失又は低下した場合、検視場所の確保、身元不明遺体の引渡し等の措置を円滑に進めるため、積極的に支援する。

(ｳ) 市

a　遺体について、警察と協議の下、医師による死因その他医学的検査を実施する。

b　遺体の身元特定のために必要な資料等について、警察等に積極的な提供を行う。

c　多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検視業務遂行のため、検視場所として、市有施設の提供やその他の施設の確保に努めるとともに、検視に必要な資機材（水電気、手袋、エプロン等）の準備・保管・提供について警察等と連携して対応する。

d　検視及び医学的検査を終了した遺体については、おおむね次により処理する。

(a) 感染症の予防等に配慮し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

(b) 遺体の身元を判明させるため、病院や寺院、仏閣などの施設を借上げ、又は野外に天幕を設置して遺体の一時保存を行う。

e　処置や一時保存、検索などの経費は、災害救助法の基準に準ずる。

f　処理に要する期間は、災害発生から 10 日以内とする。

(3) 遺体の埋葬、実施、基準など

ア　計画の方針

市は、埋葬を土葬又は火葬により行い、遺族に棺や骨壷の支給などの現物給付を行う。

なお、市が平常時使用している火葬場の火葬能力では遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、「広島県広域火葬計画」（平成 25 年 10 月 1 日施行）に基づき、県に対して応援を要請する。また、棺、骨壷等埋火葬等に必要な物資が十分に確保できない場合も、同様とする。

県は市から応援要請を受けたときは、火葬場、棺等関連する情報を広域的かつ迅速に収集するとともに県内市町に対して応援要請する。また、状況に応じて災害時の相互応援協定に基づき近隣県に対して応援要請を行う。

イ　計画の内容

遺体の埋火葬は、次の基準により行う。

(ｱ) 災害による死者で、その遺族が混乱期のため、資力の有無にかかわらず埋火葬を行うことが困難な場合、又は死者の遺族がいない場合。

(ｲ) 埋葬は、土葬又は火葬により行い、遺族に棺や骨壷の支給などの現物給付を行う。

(ｳ) 事故死や身元不明の遺体については、警察機関や海上保安部から引き継いだ後に埋火葬する。

(ｴ) 身元が判明しない死者については、行旅死亡人として取り扱う。

(ｵ) 費用限度は、災害救助法施行規則の基準で実施する。

(ｶ) 期間は、災害発生の日から 10 日以内の範囲で実施する。

(ｷ) 知事は、感染症予防関係法令に基づき、一類から三類の感染症の予防まん延防止のため、遺体の移動を制限又は禁止する場合がある。この感染症汚染遺体は、火葬しなければならな

いが、充分消毒を行い、知事の許可を受けたときは、埋葬することができる。

この感染症汚染遺体は、24 時間以内に火葬又は埋葬ができる。

(4) 漂着遺体の取扱い

ア　死者が、被災地から漂着してきたものであると推定できる場合は、身元が判明している場合と同様に取り扱い、身元が判明せず、かつ被災地から漂着してきた者と推定できない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の定めにより処理する。

イ　費用については、災害救助法施行規則の基準に準ずる。

第 16 節　防災上重要な施設の災害応急対策計画

１　目　的

公共施設の管理者及び公益的事業を営む法人などの施設の公共性にかんがみ、災害時におけるこれらの施設の応急対策について、必要な事項を定めることを目的とする。

２　施策の体系

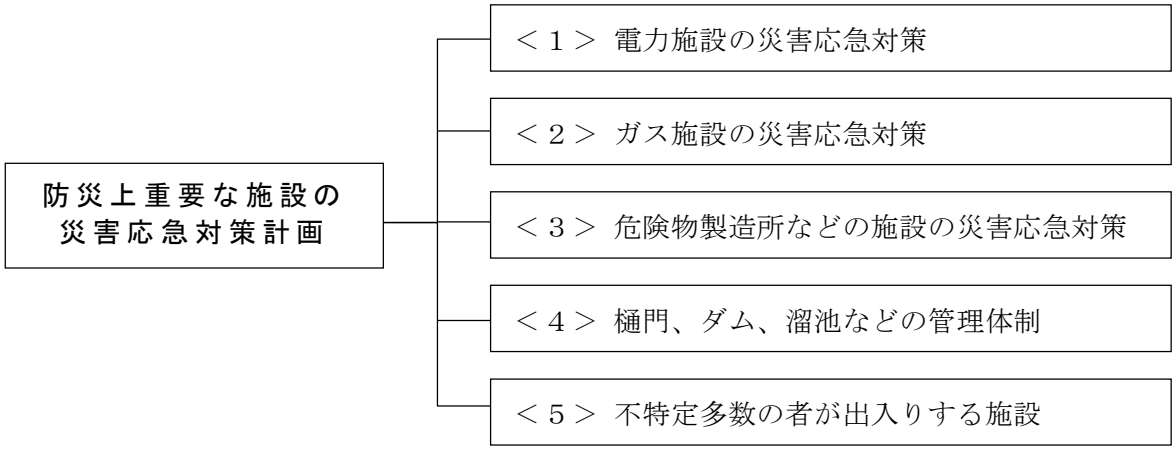

３　対策の内容

＜１＞ 電力施設の災害応急対策

(1) 電力施設の災害応急対策については、中国電力ネットワーク株式会社が、防災に関する計画を定めて対処するが、市長は、これらの対策が適確に実施されるよう協力する。

また、必要に応じ、広域的な応援・受援計画により他の電力会社へ応援を依頼する。

(2) 災害応急対策責任者は、その管理する施設の被害を受けた場合は、被害の状況や応急対策の概況などを市長に通報し、ほかの公共施設に重大な影響を与える場合は、関係機関と連絡協議の上、必要なときは、その指示を求めるなど、公共に与える影響を十分配慮して実施する。

＜２＞ ガス施設の災害応急対策

(1) ガス施設の災害応急対策については、広島ガス株式会社（ガス施設）の管理者が、防災に関する計画を定めて対処するが、市長は、これらの対策が適確に実施されるよう協力する。

また、必要に応じ、広域的な応援・受援計画により他のガス会社へ応援を依頼する。

(2) 災害が発生するおそれがある場合は、ガスの供給を一時停止するなど、安全対策を講ずる。

(3) ガス施設に関する災害が発生した場合は、事故の態様に応じ、直ちに消防機関又は警察署に連絡し、応急対策を講ずるとともに、事故の状況や復旧見込などを、最も適切な方法で需要者と関係者に通報する。

＜３＞ 危険物製造所などの施設の災害応急対策

(1) 石油類やプロパンガス、火薬類などの危険物を製造し、又は貯蔵、取扱いする施設を管理する者は、許可された指定数量以上の危険物を製造し、又は貯蔵、取扱しないように努めるとともに、災害の起こるおそれがある場合は、施設周辺住民に対する安全対策を講ずる。

(2) 管理責任者は、その管理する施設に被害を受けた場合、危険物により被害が拡大しないよう応急対策を講ずるとともに、直ちに被害の状況を市長に報告する。

＜４＞ 樋門、ダム、溜池などの管理体制

(1) 樋門、ダム、溜池などの管理は、災害対策に重要であるので、これらの施設を管理する者は、その施設の操作に関する計画を定め、防災に寄与するよう努める。

(2) 前項の計画は、あらかじめ市長と協議して定める。

＜５＞ 不特定多数の者が出入りする施設

病院や劇場、百貨店、旅館など、不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者は、施設の防火管理や施設に出入りしている者に対して避難の誘導などの安全対策を講ずる。

第 17 節　ボランティアの受入れなどに関する計画

1　目　的

災害時において、各災害応急対策責任者が効果的にボランティアの支援を受けられるよう、また、ボランティア活動が迅速かつ円滑に実施できるよう受入れ体制を確保するとともに、ボランティアの受付、調整等の受入れに携わる要員の育成に努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2　施策の体系

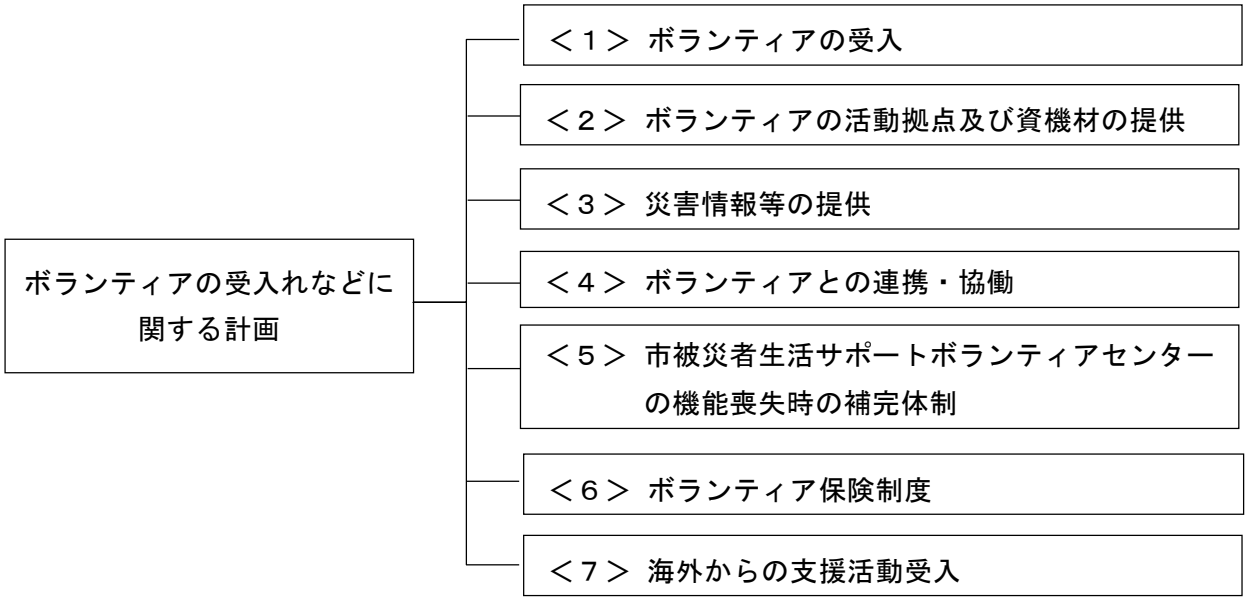

3　対策の内容

＜１＞ ボランティアの受入

(1) ボランティアの受入れ体制

災害時において、県は、災害対策本部を設置した際には、広島県社会福祉協議会が設置する広島県被災者生活サポートボランティアセンターへの支援を行う。広島県被災者生活サポートボランティアセンター及び被災地市町社会福祉協議会が設置する市町被災者生活サポートボランティアセンターは、連携を図り、ボランティアなどの受け入れや活動支援、情報収集・発信などを行う。

また、特定非営利活動法人ひろしまＮＰＯセンター等の中間支援組織は、必要に応じて、広島県被災者生活サポートボランティアセンター・市町被災者生活サポートボランティアセンターの活動と連携して被災者支援を効果的に展開するため、情報共有の機会を設ける。

(2) 県災害対策本部の役割

本部は、ボランティアの受入れ体制の確保について、被災市町、日本赤十字社広島県支部、広島県社会福祉協議会及びその他防災関係機関並びにボランティア団体と緊密に連絡、協議し、支援等を行うものとする。また、本部は、広島県被災者生活サポートボランティアセンターへ被災地の状況、救援要請や救援活動の状況などの情報提供や情報収集を行う。

(3) 広島県被災者生活サポートボランティアセンターの役割

市町被災者生活サポートボランティアセンターや県災害対策本部等と連絡・調整し、市町被災者生活サポートボランティアセンターの後方支援を行うものとする。

ア　市町被災者生活サポートボランティアセンターの運営支援

情報発信、人材の派遣、資機材、資金の調整等の支援を行う。

イ　県内関係機関・団体及び全国への支援要請及び情報発信

県域の災害時の協働ネットワークである「広島県被災者生活サポートボラネット」の構成機関・団体及び全国へ、被災地支援に向けた情報、人材、資機材の確保、資金の呼びかけ等を行う。

(4) 市災害対策本部の役割

市が被災した場合、県災害対策本部及びその他防災関係機関と緊密に連絡、協議し、市被災者生活サポートボランティアセンターへ支援等を行うものとする。

(5) 市被災者生活サポートボランティアセンターの役割

広島県被災者生活サポートボランティアセンターや市災害対策本部等と連絡・調整し、ボランティアなどの受入れや活動支援を行うものとする。

ア　被災者の支援ニーズ等の把握

各災害応急対策責任者や被災者、ボランティア、関係機関・団体等から、被災者の生活支援にかかるニーズを把握する。

イ　ボランティアの募集

ボランティアのあっせん要請等の需要に対し、ボランティアが不足すると考えられる場合、ボランティア活動の必要な状況を広報し、ボランティアの募集を行う。

ウ　ボランティアのあっせん・活動支援

災害発生時におけるボランティア申出者を受け付け、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動地域等を把握する。

各災害応急対策責任者から市被災者生活サポートボランティアセンター等に対しボランティアのあっせん要請が出された場合、平常時からのボランティア登録者及び災害後に受け付けたボランティア申出者の中から必要なボランティアをコーディネートする。また、ボランティアのあっせん要請がない場合でも必要と認められるときは、ボランティアのあっせんを行うことができるものとする。

エ　ボランティア関連情報の収集・発信

被災地の状況、救援活動の状況などの情報を、ボランティアに対して的確に提供する。

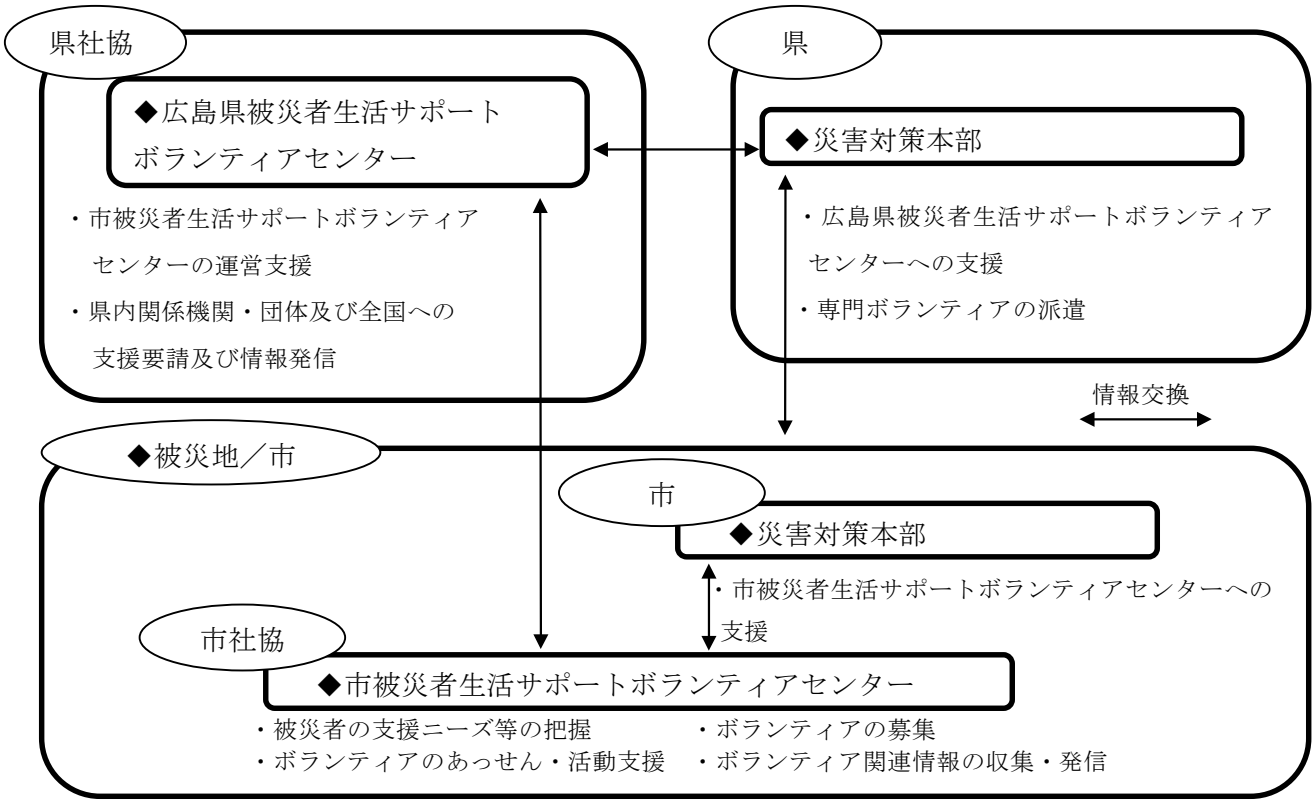

(6) 専門ボランティアの派遣等

県は、各災害応急対策責任者から専門ボランティアのあっせん要請があった場合、市被災者生活サポートボランティアセンター等で受け付けた専門ボランティアをあっせんする。

市は、専門ボランティアの受入れ及びあっせんの調整等を行う。

＜２＞ ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

市及び市社会福祉協議会は、被災者生活サポートボランティアセンターの活動拠点について、被災地の状況、車両通行の便及び施設の広さ等を考慮し、最適な設置場所を協議し決定する。

また、市社会福祉協議会は、必要と認める場合において、被災地にサテライトセンターの設置を検討する。

設置に際して、市及び県は、庁舎、公民館、学校などの一部を、ボランティアの活動拠点として積極的に提供する。

さらに、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出し、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努めることとする。

＜３＞ 災害情報等の提供

県は広島県被災者生活サポートボランティアセンターへ、市は市被災者生活サポートボランティアセンターへ、ボランティア活動に必要な災害情報等を積極的に提供するとともに、必要により、被災者生活サポートボランティアセンター等が行う情報共有会議等に参加し、情報の共有を図る。

＜４＞ ボランティアとの連携・協働

市及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ・ＮＧＯ等のボランテ

ィア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

＜５＞ 市被災者生活サポートボランティアセンターの機能喪失時の補完体制

大規模災害の発生により市被災者生活サポートボランティアセンター機能の一部又は全部が喪失した場合、県被災者生活サポートボランティアセンター及び近隣の市町社会福祉協議会（被災者生活サポートボランティアセンター）は、協働して、センター機能の一部又は全部を担える体制を整備する。

＜６＞ ボランティア保険制度

市は、ボランティアの活動中における負傷等に備え、ボランティアが保険へ加入するよう努める。

＜７＞ 海外からの支援活動受入

海外からの支援活動は、国が受け入れたものについて、国の受入計画に基づき、県が受け入れる。

第 18 節　文教対策計画

1　目　的

災害が発生した場合や避難指示などが出された場合、あらかじめ作成された避難計画に基づいて、幼児・児童・生徒（以下「児童など」という。）、教職員を安全な場所に避難させ、その安全の確保に努めるとともに、学校・文化財・社会教育施設に係る災害応急対策及び児童などの教育活動が円滑に実施できるようにするため、就学上欠くことのできない学用品の喪失、又は損傷などに対し、必要最小限の給付を行うことを目的とする。

また、災害による児童などの被災状況を迅速に把握し、児童などへの相談活動を行いながら、精神的不安感の解消に努める。

2　施策の体系

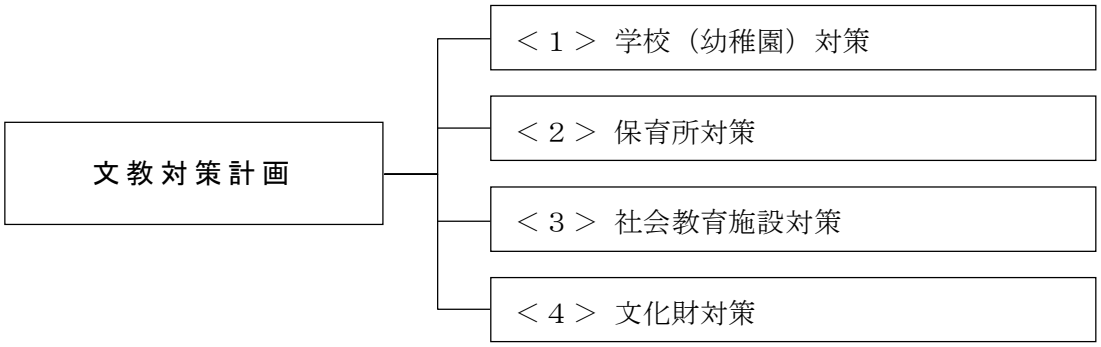

3　対策の内容

＜１＞ 学校（幼稚園）対策

(1) 災害発生後、児童などを保護者に引き渡すことが適切と判断される場合は、あらかじめ定めた方法で、速やかに保護者に連絡をとる。

(2) 保護者と連絡がとれないなどの理由で、児童などの引渡しができない場合は、学校において保護する。

ア　応急教育対策

(ｱ) 校長は、災害時における応急教育対策に関し、三原市立学校管理規則（平成 17 年教育委員会規則第 19 号）第 42 条の規定に基づいて、非常変災やその他急迫した場合の、児童な どの安全のための措置を講ずる計画書を作成し、市教育委員会に届出しなければならない。

(ｲ) 届出を受理した市教育委員会は、災害時において、速やかに応急教育が実施できるよう各学校（幼稚園）の実態を把握し、常に校長と密接な連絡をとる。

(ｳ) 計画書に基づいて応急訓練を実施する場所は、原則として、校内の施設を利用するが、訓練の内容により実施場所が得られない場合、校長は市教育委員会に、私立学校においては知事に実施場所の確保について、あっ旋の手続きを行う。

イ　授業の臨時休業

(ｱ) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 48 条の規定により、非常変災やその他急迫の事情があるとき、又は学校保健法（昭和 33 年法律第 56 号）第 13 条の規定により、感染症予防上必要があるときは、校長は、学校の全部又は一部を臨時に休業し、児童などに

対する危険を防止する。

この場合において、この旨を公立小学校については、市教育委員会を経由して県教育委員会に、私立小学校については、知事に報告しなければならない。

(ｲ) 休業による児童などへの連絡は、学校連絡網を利用して周知する。

ウ　応急教育の方法

(ｱ) 学校の被害が甚大で授業を行うことのできないか、又は授業を行うことが極めて危険であると認める場合は、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第５条第２項及び第６条の規定に基づく、三原市立学校通学区域に関する規則（平成 17 年教育委員会規則第 16 号）第５条の規定により、ほかの学校施設を利用するか、又は、公共機関が設置した建築物を利用して授業を行う。

(ｲ) ２部授業を行うときは、市立小・中学校にあっては、学校教育法施行令第 25 条の規定により、市教育委員会を経由して県教育委員会に、私立小・中学校にあっては、学校教育法施行規則第２条の規定により知事に届出る。

(ｳ) 非常災害で正規の勤務を行うことができないときは、校長は、教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合に関する規程（昭和 46 年文部省訓令第 28 号）第４条の規定により、教育職員に対し時間外勤務を命じ非常災害に対処する。

エ　教科書用図書などの調達

(ｱ) 校長は災害により、教科書用図書や学用品などを喪失し、又はき損した児童などについては、実情調査のうえ、その需要数を市教育委員会に報告し、報告を受けた市教育委員会は、確保に努める。

(ｲ) 災害救助法が適用された場合は、災害により住家に被害を受け、必要な教材などを喪失し、又はき損した児童などに対して、災害救助法施行細則の規定により、教科書用図書や教材、文房具、通学用品が支給されるよう手続きを取る。

手続きの順序は、校長 → 市教育委員会 → 市長 → 県知事 → 県教育委員会

オ　教員の確保

被災又は感染症により職員の出勤を三原市立学校職員に関する規程（平成 17 年教育長訓令第２号）第６条の規定により、停止したことにより、正常な授業を実施することが困難な場合は、校長から市教育委員会を経由して、県教育委員会に、教員の確保について協力を要請する。

カ　給　食

(ｱ) 給食施設及び給食用物資などに被害を受けた場合、設置者（県立学校にあっては校長）は、その状況を県教育委員会に報告する。

(ｲ) 設置者（市町教育委員会及び県教育委員会）は、被害物資量を把握し、関係機関と連携して、処分方法、給食開始に必要な物資の確保や配分などについて指示する。

(ｳ) 避難所として利用される学校において、その給食施設を被災者炊き出し用に利用する場合は、学校給食と被災者の炊き出しとの調整に留意する。

(ｴ) 被災地においては、伝染病発生のおそれが多いので、保健衛生について特に留意する。

キ　通学路などの確保

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、通学時において児童などを災害から保護するため、市長は、関係者と緊密な連絡をとり、次のような対策を講ずる。

(ｱ) バスなどの交通機関を利用して通学している地区において運行不能となった場合、臨時の

寄宿舎の開設などにより、これに代り得る措置を講ずる。

(ｲ) 災害により、通常の通学路での通学が不可能又は困難が予想される場合は、災害危険箇所の実態を把握し、危険防止のため、市長は、市教育委員会を通して校長と協議し、通学方法について指示やその他必要な措置を講ずる。

(ｳ) 道路の交通確保については、第３章第 11 節交通、輸送、通信応急対策計画による。

ク　校地・校舎などの目的外使用

住民を一時避難させるため、学校の施設を使用する場合は、市長は教育長に申し込み、教育長は校長と協議のうえ、学校に支障のない範囲で許可する。

＜２＞ 保育所対策

学校（幼稚園）対策に準じて行う。災害時における応急保育対策に関し、保育所長は、三原市保育所管理運営規則（平成 17 年三原市規則第 87 号）第 10 条の規定に基づき、認定こども園長は、三原市立認定こども園設置及び管理条例施行規則（平成 19 年三原市規則第 70 号）第 14 条の規定に基づき、それぞれ、非常変災、その他急迫した場合の児童などの安全のための措置を講ずる計画書を作成しなければならない。

＜３＞ 社会教育施設対策

公民館などの社会教育施設は、災害時には避難所などに利用される場合が多いので、教育委員会は被災状況を把握し、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第８条の規定により、関係者の協力を得て応急修理を行う。

＜４＞ 文化財対策

被災した文化財の所有者又は管理者から連絡を受けた場合、市指定の文化財については、所有者又は管理者に対し、必要な応急措置を取るよう指示し、国指定等及び県指定の文化財については、県教育委員会に被害状況を報告する。

第 19 節　航空機事故による災害応急対策計画

1　目　的

航空機事故（墜落炎上など）による災害から、地域住民などを守るため、防災関係機関相互の緊密な協力体制を確立して各種応急対策を実施することにより、被害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため必要な事項について定めることを目的とする。

2　施策の体系

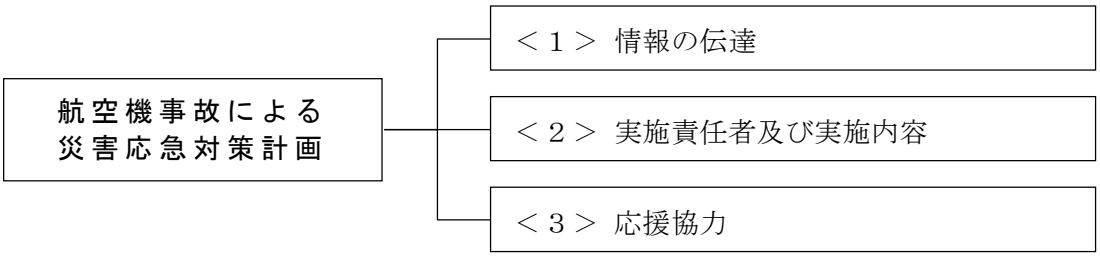

3　対策の内容

＜１＞ 情報の伝達

航空機事故により災害が発生し、又はそのおそれがある場合の通報や連絡体制は、原則として次のとおりとする。

(1) 広島空港又はその周辺で災害が発生した場合

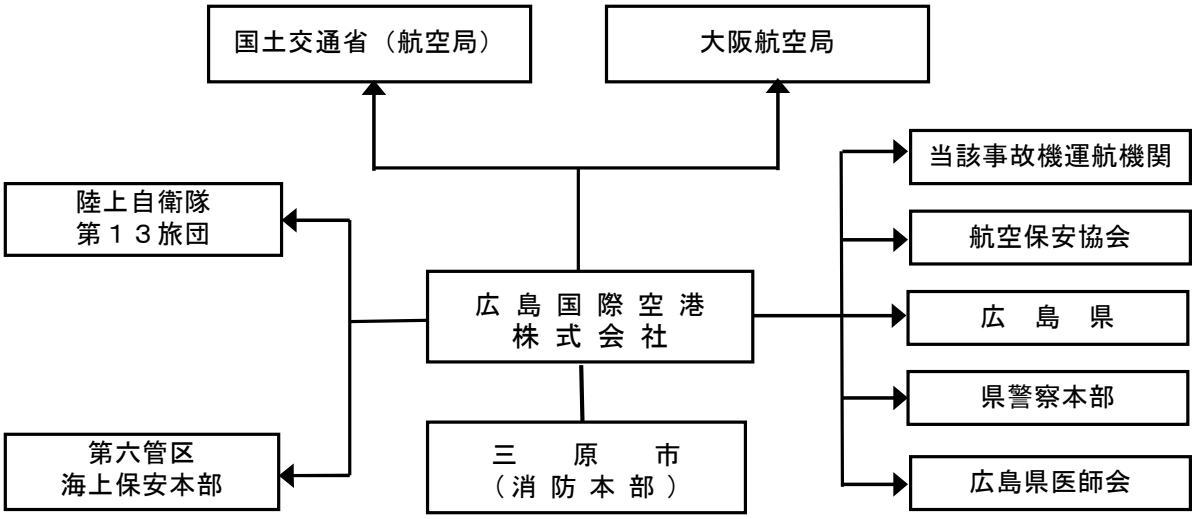

＜２＞ 実施責任者及び実施内容

(1) 広島国際空港株式会社の措置

ア　航空機災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、広島国際空港株式会社は、広島空港緊急計画に基づき、関係機関の協力を得て、非常体制をとる。

イ　航空機災害が発生した場合、広島国際空港株式会社は、関係防災機関と連携協力して応急対策を実施し、被害を最小限にとどめるよう努める。

ウ　広島空港及びその周辺における消火救難活動については、「広島空港及びその周辺における

消火救難活動に関する協定」の定めるところによる。

(2) 大阪航空局広島空港事務所の措置

空港事務所長は、災害の状況に応じて必要と認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

(3) 市の措置

ア　必要に応じ、関係防災機関や関係公共団体などの協力を得て、救急救助及び消火活動を実施する。

イ　災害の規模が大きく、市で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、ほかの市町に応援を要請する。

ウ　被災者の救助や消防活動などの実施について、必要に応じ、県に対して自衛隊の災害派遣を依頼するとともに、化学消火薬剤などの資機材の確保について応援を要請する。

(4) 県警察の措置

ア　情報の収集による被害実態の把握及び被災者の救出救護活動などを行う。

イ　空港事務所や県などの関係機関と積極的に協力する。

(5) 第六管区海上保安本部の措置

海上における捜索救難、並びに事故処理に必要な措置をとる。

(6) 県の措置

ア　市の実施する消防・救急活動について、必要に応じて指示などを行うとともに、当該市からの要請によりほかの市町に応援を指示する。

さらに、特に必要があると認めるときは、国や他県に対して応援を要請する。

イ　市から自衛隊派遣要請の依頼を受けたとき、又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

ウ　必要に応じて、関係機関が行う応急対策活動の調整を行う。

＜３＞ 応援協力

その他、防災関係機関は、市や県、空港事務所長などから応援要請を受けたときには、積極的に協力する。

第 20 節　海上における大量流出油等災害応急対策計画

1　目　的

船舶災害においては、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等を伴う災害が発生した場合における被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、また、大量流出油等災害においては、船舶又は海洋施設等から、海上に大量の油等が流出した場合における被害を局限するため、各防災関係機関の実施事項を明確化し、かつ、防災関係機関相互の緊密な協力体制を確立することにより、迅速かつ効率的な各種応急対策を実施することを目的とする。

2　施策の体系

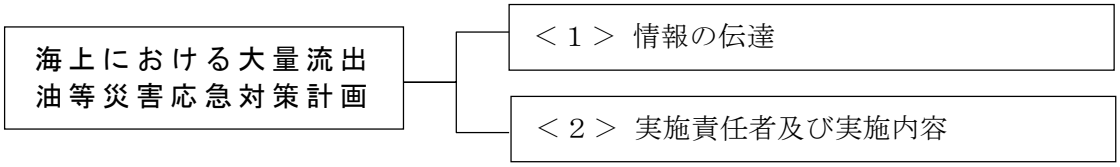

3　対策の内容

＜１＞ 情報の伝達

(1) 船舶災害

船舶災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合の通報、連絡体制は、原則として次のとおりとする。

ア　第六管区海上保安本部

船舶災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、第六管区海上保安本部は県、関係市町、消防、警察等防災関係機関に連絡する。また、外国船舶にかかる災害においては、必要に応じ税関・入国管理局・検疫所等の関係機関にも連絡を行う。

イ　県

県は、第六管区海上保安本部等から受けた情報を関係市町、防災関係機関に連絡する。

ウ　市

市は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し被害の把握に努め、これらの被害情報を県に報告するとともに、海上保安部署・警察署等に連絡する。

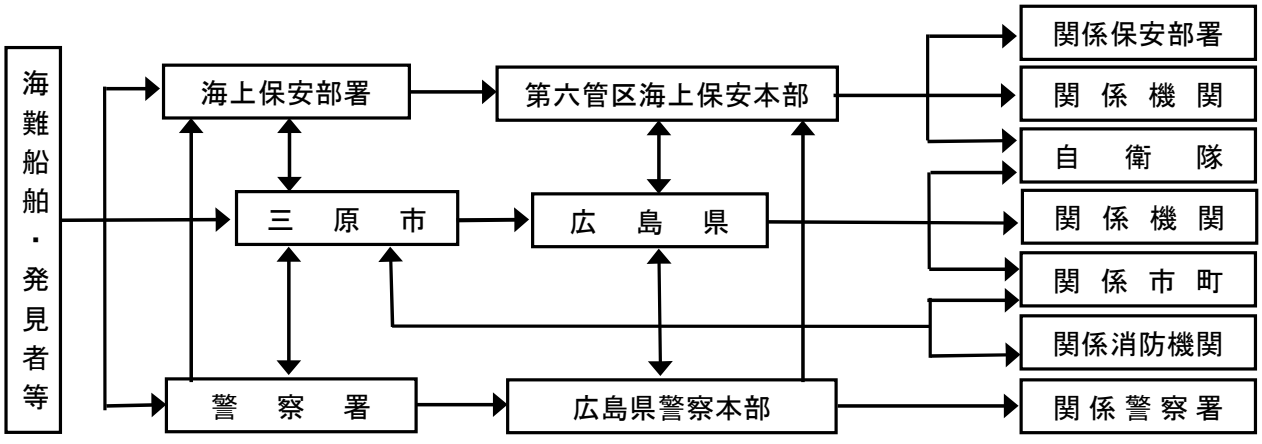

(2) 大量流出油等災害

海上において大量の油等の流出事故が発生した場合、又は発生するおそれがある場合の通報、連絡体制は、原則として次のとおりとする。

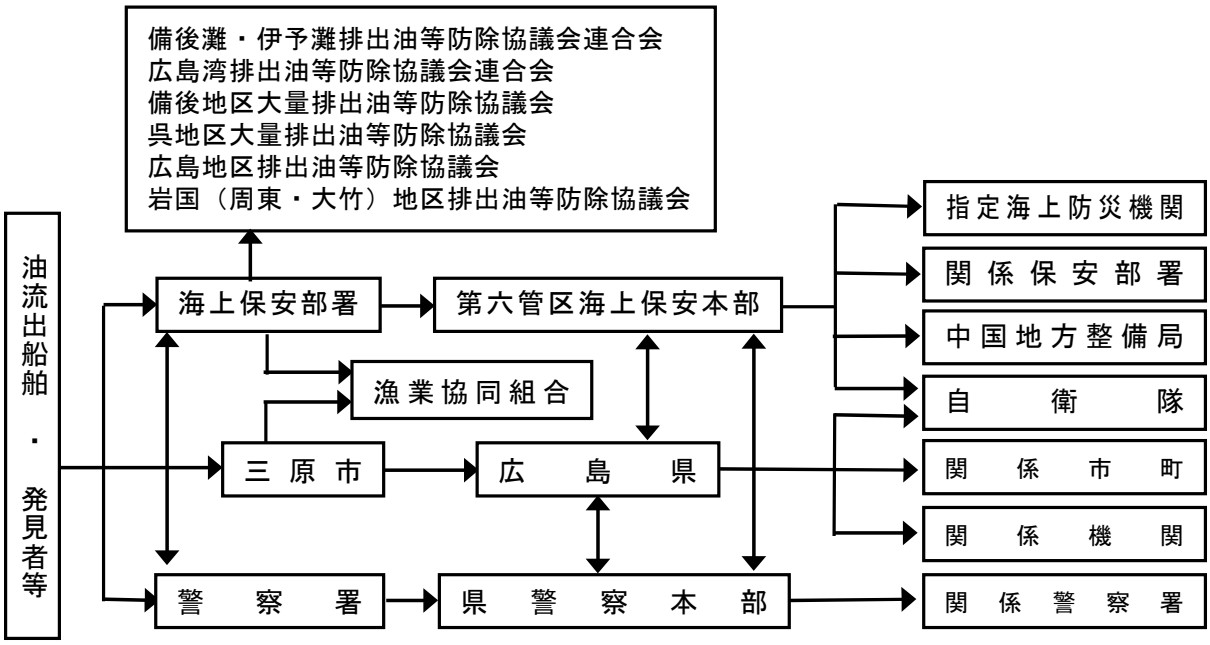

＜２＞実施責任者及び実施事項

(1) 船舶災害

ア　海難船舶、船舶所有者等

(ｱ) 事故発生及び被害状況の連絡

(ｲ) 避難誘導等の応急対策活動

(ｳ) 被災船舶や乗船者等に関する情報の提供

イ　広島県

(ｱ) 情報の収集及び連絡・通報

(ｲ) 各種防災体制への移行

(ｳ) 自衛隊に対する災害派遣要請

(ｴ) 救助・救急活動

(ｵ) 医療救護活動

(ｶ) 合同調整所での調整

(ｷ) その他の災害応急対策

ウ　市

(ｱ) 情報の収集及び連絡・通報

(ｲ) 各種防災体制への移行

(ｳ) 救助・救急活動

(ｴ) 医療救護活動

(ｵ) 一時避難所の設置及び運営

(ｶ) 合同調整所等での調整

(ｷ) その他の災害応急対策

エ　県警察

(ｱ) 情報の収集及び連絡・通報

(ｲ) 海岸沿いにおける捜索活動

(ｳ) 救出救助活動

(ｴ) 交通規制

(ｵ) 合同調整所での調整

(ｶ) その他の災害応急活動

オ　消防機関

(ｱ) 情報の収集及び連絡・通報

(ｲ) 捜索活動

(ｳ) 救助・救急活動

(ｴ) 消火活動

(ｵ) 合同調整所での調整

(ｶ) その他の災害応急活動

カ　医療機関（日本赤十字社広島県支部、広島県医師会、災害拠点病院等）

(ｱ) 医療救護班の派遣等による医療救護活動

(ｲ) その他の災害応急活動

キ　自衛隊

(ｱ) 県又は第六管区海上保安本部による災害派遣要請に基づく活動

(ｲ) 合同調整所での調整

(ｳ) その他の災害応急活動

ク　第六管区海上保安本部

(ｱ) 情報の収集及び連絡・通報

(ｲ) 活動体制の確立

(ｳ) 捜索活動

(ｴ) 救助・救急活動

(ｵ) 消火活動

(ｶ) 自衛隊に対する災害派遣要請

(ｷ) 海上交通安全の確保

(ｸ) 合同調整所での調整

(ｹ) その他の災害応急活動

(2) 大量流出油等

ア　油流出船舶及び施設の管理者等

(ｱ) 油等の排出の通報

(ｲ) 防除措置の実施

イ　広島県

(ｱ) 情報の収集及び連絡・通報

(ｲ) 各種防災体制への移行

(ｳ) 漂着油の除去作業等

(ｴ) 自衛隊に対する災害派遣要請

(ｵ) 回収油等の処理
(ｶ) その他の応急対策

ウ　市

(ｱ) 情報の収集及び連絡・通報
(ｲ) 各種防災体制への移行
(ｳ) 漂着油の除去作業等
(ｴ) 警戒区域の設定及び立入禁止等の措置
(ｵ) 回収油等の処理
(ｶ) その他の応急対策

エ　県警察

(ｱ) 情報の収集及び連絡・通報
(ｲ) 避難誘導・広報
(ｳ) 警戒区域及び周辺区域の交通対策
(ｴ) その他流出油等の防除作業などの応急対策

オ　中国地方整備局

(ｱ) 情報の収集及び連絡・通報
(ｲ) 流出油等の防除作業
(ｳ) その他の応急対策

カ　第六管区海上保安本部

(ｱ) 情報の収集及び連絡・通報
(ｲ) 流出油等の拡散、性状等の調査、評価及び関係機関への情報提供
(ｳ) 防除措置義務者への指導等
(ｴ) 活動体制の確立
(ｵ) 流出油等の防除作業
　a　拡散防止措置
　b　回収措置
　c　化学的処理
(ｶ) 防災関係機関への協力要請
(ｷ) 海上交通安全の確保及び危険防止措置
(ｸ) 指定海上防災機関への指示
(ｹ) その他の応急対策

第 21 節　労働力確保計画及び民間団体活用計画

1　目　的

応急対策の実施にあたり、この計画第３章組織及び分掌の定めるもののほか、応急対策実施上、必要な労働力の確保について、必要な事項を定めることを目的とする。

2　施策の体系

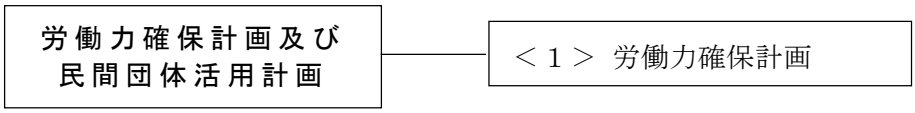

3　対策の内容

＜１＞ 労働力確保計画

災害応急対策責任者の保有する能力で不足する場合、基本法第 62 条第２項の規定により、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者などに応援を求め、要員を確保する。

一般住民に協力を求める場合は、次のような方法で行う。

実施責任者	措置内容	対象者	関係法令
市長 委任を受けた 市の吏員	災害のための応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき	住民 当該応急措置を実施すべき現場にある者	基本法第 65 条
消防吏員 消防団員	火災の消火、若しくは延焼防止、又は人命救助	火災の現場付近にある者	消防法第 25 条
水防管理者 水防団長 消防機関の長	水防のためやむを得ない必要があるとき、水防に従事	区域内に居住する者水防の現場にある者	水防法第 17 条
県知事	救助に関する業務	救助を要する者 その近隣の者	災害救助法第 25 条
海上保安官	非常事変に際し必要があるとき	付近にある者 船舶	海上保安庁法第 16 条
海上自衛隊の 三等海曹以上の 自衛官	同上	同上	自衛隊法第 94 条
港湾管理者	非常災害の場合、防御に従事	現場にある者 その付近に居住する者	港湾法（昭和 25 年法律 第 218 号）第 55 条の３
市長	救護のため救護に従事	人	水難救護法第６条
河川管理者	洪水、高潮などによる危険が切迫したとき、当該業務に従事	その付近に居住する者 現場にある者	河川法（昭和 39 年法律 第 167 号）第 22 条
道路管理者	非常災害により危険を防止するため、防御に従事	その付近に居住する者 現場にある者	道路法第 68 条
警察官	危害防止のための措置	その場に居合わせた者	警察官職務執行法第４条
漁港管理者	復旧、その他の業務に協力	現場にある者	漁港漁場整備法（昭和 25 年法律 第 137 号）第 36 条

第 22 節　応急公用負担計画

1　目　的

災害のための応急措置実施にあたり、資器材などの確保に不便かつ能率が低下する場合、又は緊急の必要があると認めるときは、市の区域内の他人の土地や建物、その他の工作物を一時使用し、又は土石や竹木、その他の物件を使用し、若しくは収用することにより、応急措置の効果を高める。

2　施策の体系

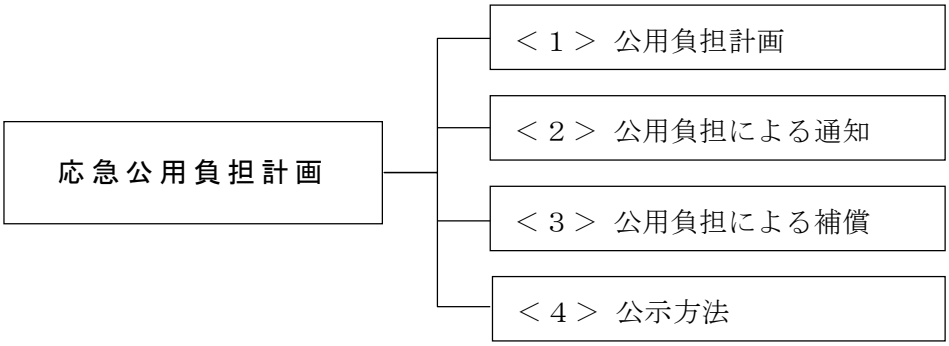

3　対策の内容

＜１＞ 公用負担計画

法律の規定による災害に係る物的公用負担は、次のとおりである。

実施責任者	負担目的物	負担内容	関係法令
市長 警察官 海上保安官	土地・建物その他の工作物 土石・竹木その他の物件	一時使用 使用若しくは収用	基本法第 64 条
水防管理者 消防団長 消防機関の長	土地 土石・竹木その他の資材 車馬その他の運搬具、若しくは器具 工作物、その他の障害物	一時使用 使用若しくは収用 使用 処分	水防法第 21 条
漁港管理者	土地・水面・船舶、その他の工作物 土石・竹木、その他の物件	一時使用 使用若しくは収用	漁港漁場整備法第 36 条
港湾管理者	土地 土石・竹木、その他の物件	一時使用 使用、収用、処分	港湾法第 55 条の 3
市長	所有地 船舶・車馬、その他の物件	使用 徴用	水難救護法第 6 条
日本電信電話 株式会社	土地・建物、その他の工作物	一時使用	電気通信事業法 第 78 条
道路管理者	土地 土石・竹木、その他の物件	一時使用 使用、収用、処分	道路法第 68 条
起業者	土地 当該土地	使用 使用	土地収用法（昭和 26 年 法律第 219 号） 第 122 条・第 123 条
県知事	施設 土地・家屋若しくは物資	管理 使用、収用	災害救助法第 26 条
県知事	建物 土地	処分 使用	伝染病予防法 第 19 条の 2

実施責任者	負担目的物	負担内容	関係法令
消防吏員 消防団員 消防長 消防署長	消防対象物、土地	使用、処分、 使用制限	消防法第 29 条
消防長 消防署長	水利 水門、樋門、制水弁	使用 開閉	消防法第 30 条
国 県知事 市長 土地改良区	土地 土石・竹木、その他の現品	一時使用 使用若しくは収用	土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号） 第 120 条
河川管理者	土地 土石・竹木、その他の資材 車両、その他の運搬具、若しくは器具 工作物、その他の障害物	使用 使用若しくは収用 使用 処分	河川法第 22 条
水害予防組合	土地 土石・竹木、その他の現品	一時使用 使用若しくは収用	水害予防組合法（明治 41 年法律第 50 号） 第 50 条

＜２＞ 公用負担による通知

公用負担の実施責任者は、当該工作物などの占有者や所有者、その他当該工作物などについて、権限を有する者に対し、当該工作物などの名称又は種類や形状、数量、所在した場所、期間・期日、その他必要な事項を通知する。

＜３＞ 公用負担による補償

前２項の公用負担を実施した場合、実施責任者は、損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償する。

＜４＞ 公示方法

基本法第 64 条第３項の規定により、市長が工作物などを保管した場合は、次の方法により公示する。

(1) 公示事項

ア　保管した工作物又は物件の名称や種類、形状、数量

イ　保管した工作物などの所在した場所やその工作物などを除去した日時

ウ　その工作物の保管を始めた日時や保管場所

エ　その他保管した工作物などを返還するため必要と認められる事項

(2) 公示方法

ア　公示事項を保管を始めた日から起算して 14 日間掲示する。

イ　公示の期間が満了しても、なおその工作物などの占有者や所有者、その他の工作物などについて、権限を有する者の氏名や住所を知ることができないときは、その公示の要旨を広報や新聞紙に掲載する。

ウ　保管工作物などの一覧簿を備え付け、関係者に自由に閲覧させる。

第 23 節　災害危険区域及び土砂災害警戒区域･特別警戒区域における警戒避難体制に関する計画

1　目　的

災害時における人命の安全確保を図るため、道路や河川、海岸、がけ地、渓流、ため池などに係る災害により、被害が発生するおそれのある、災害危険区域及び土砂災害警戒区域・特別警戒区域（以下「危険区域等」という。）における警戒避難体制の整備に関する事項を定めることを目的とする。

2　施策の体系

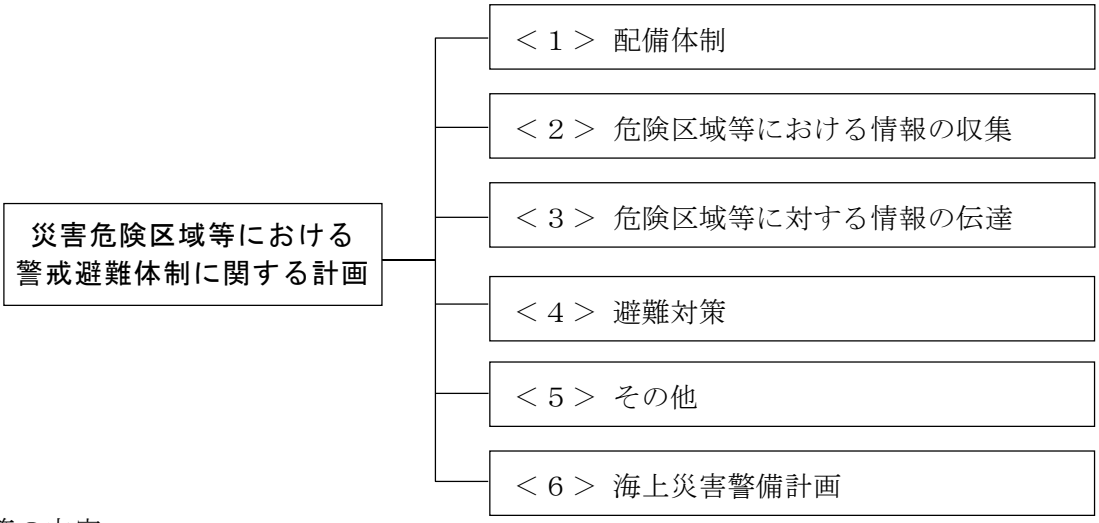

3　対策の内容

＜１＞ 配備体制

(1) 危険区域等の配備体制は、応急対策の実施に備えるため、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく注意報など発表された場合、又は市長が必要と認めた場合の要員配備基準「三原市災害対策行動要領」によるものとする。

(2) 配備体制時にとるべき措置

ア　危険区域等の警戒巡視

イ　基本法第 56 条の規定による気象予警報などの通知又は警告

ウ　住民に対する避難準備の広報

エ　基本法第 59 条の規定による事前措置

オ　基本法第 60 条の規定による避難の指示

カ　その他、状況により市長が必要と認める事項

＜２＞ 危険区域等における情報の収集

(1) 配備体制時には、危険区域等へ警戒巡視職員を派遣し、情報の収集を行う。

(2) 収集する情報の内容は、次のとおりとする。

ア　危険区域等やその付近における降雨量、水位、潮位など

イ　危険区域等における異常な現象

ウ　その他、必要と認められる事項

(3) 情報は、原則として関係部課を通じて災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は危機管理監危機管理課）へ通報する。

＜３＞ 危険区域等に対する情報の伝達

(1) 配備体制時には、気象予警報や雨量、その他必要な事項を危険区域等の住民に伝達する。

(2) 伝達方法

ア　情報の伝達は、危険区域等ごとにＦＭ告知端末、緊急速報メール、メール配信システム、ケーブルテレビ放送、有線放送施設、ホームページ及び広報車、伝達員、自主防災組織、その他有効な方法により行う。

イ　伝達態勢は、危険区域ごとにあらかじめ具体的に定め、三原市避難情報の判断・伝達マニュアルに整備する。

(3) 伝達事項

ア　対象予警報の発令や解除に関する事項

イ　雨量や洪水量、潮位などに関する事項

ウ　避難の指示やその解除に関する事項

エ　その他必要と認める事項

＜４＞ 避難対策

(1) 危険区域等の危険が増大したときは、市長は、危険区域等ごとに居住者や滞在者、その他の者に対し、避難指示する。

この場合、必要があると認めるときは、避難先も合わせて指示する。

(2) 警戒巡視職員又は応急作業に従事している職員は、災害が発生し、又は発生のおそれがあるため、住民の身辺に危険が及ぶと判断されるときは、直ちにその必要があると認められる区域ごとに、避難指示について必要な措置を行う。

(3) 前号による避難指示を行ったときは、直ちに危機管理監は、市長に対し、避難を必要とした理由や避難所、人員、その他必要な事項を報告しなければならない。

＜５＞ その他

(1) 危険区域等における被災者の保護や救出などについては、この章に定めるそれぞれの計画による。

(2) 危険区域等ごとの情報伝達責任者や伝達方法、避難所、避難方法などについては、別に定める「三原市避難情報の判断・伝達マニュアル」のとおりとする。

＜６＞ 海上災害警備計画

尾道海上保安部は、海上保安庁防災業務計画の定めるところにより、巡視船艇を災害発生地域の所要の海域に配備し、犯罪の予防や取締りを行うとともに、警戒区域又は重要施設周辺の警戒にあたる。また、治安の維持に必要な情報の収集を行う。

第４章　災害復旧計画

第1節 基本方針

この計画は、災害に対する応急対策を行った後において、被災者の生活の安定、生業の維持、回復及び被害を受けた施設の復旧やこれに要する資金などについて必要な事項を定め、災害復旧の迅速かつ完全な実施を計ることを目的とする。

第２節　生業回復などの資金確保計画

１　目　的

この計画は、被災者の生活安定及び生業回復のための資金については、市民への広報を行うとともに、国や県、市、各種金融機関の協力のもとに、現行の各法令や制度の有機的な運用により、所要資金の確保や手続きの迅速化に努めることを目的とする。

なお、市は、災害により、市が保管する戸籍等のデータが喪失した場合に備え、データのバックアップを行うものとする。

２　災害融資制度

災害援護資金をはじめとする各種資金の貸付けや農業協同組合、㈱日本政策金融公庫、その他一般金融機関の災害融資制度により、被災者の生活安定などを図るための資金の確保に努める。

市及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

※災害融資制度の関係法及び内容一覧は「資料編　資料 8」参照

３　被災者に対する制度の周知方法

(1) 報道機関の利用

新聞、ラジオ、テレビなどによる災害融資制度の周知徹底

(2) 市広報紙やホームページによる災害融資制度の周知徹底

第３節　罹災証明

１　目　的

災害により被害を受けた住民が、速やかに適切な生活安定のための、措置が受けられるようにするには、罹災証明が必要である。そのため、被害状況を適格、迅速かつ正確に把握し、これに基づき罹災証明を行う。

２　罹災証明

災害が発生した場合、必要に応じて台帳を作成し、罹災証明の申請受付を行うとともに、被災状況の調査を行う。調査結果に基づき、罹災証明書を発行する。

※罹災証明の様式は「資料編　資料 11」参照

３　発行体制の整備

市は、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共

団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。また効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第４節　被災者の生活確保に関する計画

１　計画の方針

災害により被害を受けた住民が、その痛手から速やかに再起更生するよう、被災に伴う離職者に対する就労支援や失業給付に関する特例措置、租税の徴収猶予や減免、また、被災者に対する災害弔慰金や災害援護資金、被災者生活再建支援金などの支給や貸付を行い、被災者の生活を確保し、生活の安定化を促進する。

市は、必要に応じて、個々の被災者の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

２　計画の内容

ア　就労に係る支援

災害に伴い離職者が生じた場合は、被災者の前職などを調査のうえ、三原公共職業安定所へその状況を連絡し、就職の斡旋を要請する。

また、被災者の雇用の安定を図るため、失業者の発生状況に応じて県と連携し、雇用に関する情報収集、就職に係る相談等の就労支援を実施する。

さらに、県外へ避難した被災者に対して、県と連携し、県内の求人情報や就職面接会等の就労支援に係る情報の提供に努める。

イ　失業給付に関する特例措置

雇用保険による失業手当の給付に関する特例措置（震災により失業の認定日に出向いて行くことができない受給資格者に対して、事後の証明書による失業認定・激甚災害による休業者に対する基本手当ての支給・被災事業者に対するもの）に関する指導を行う。

ウ　租税の徴収猶予及び減免など

被災した納税義務者に対し、地方税法による市税などの納税緩和策として、期限の延長や徴収猶予、減免などを、それぞれの事態に対応して、適宜、適切な措置を講じる。

エ　被災者の最低生活の保障

生活に困窮する被災者に対し、生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。

オ　各機関の援護対策

被害状況や被災地の実情に応じて、郵政事業にかかる災害特別事務扱いや援護対策を実施できるように、県災害対策東部支部を通じて依頼する。

(ｱ) 郵便関係

(ｲ) 電報・電話関係

(ｳ) 為替貯金関係

(ｴ) 簡易保険、郵便年金関係

(ｵ) 災害寄付金の料金免除の取扱い

カ　生活関連物資の安定供給と物価の安定対策

生活関連物資の安定供給のため、市は、物資の需給動向の把握を行うとともに、市民に対し必要な情報を提供する。

また、関連業界の協力を得て、物資の安定供給や価格の安定に係る依頼に努める。

キ　災害弔慰金や災害障害見舞金、災害見舞金の支給、災害援護資金の貸付

被災した市民の福祉や生活の安定のための制度として、「三原市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づく災害弔慰金や災害障害見舞金の支給制度と災害援護資金の貸付制度があるほか、「三原市災害見舞金等交付要綱」に基づく災害見舞金制度がある。

（給貸与の要領）

市は、次の事項に該当するときは、災害見舞金などを支給する。

ア　条例に基づく制度

(ｱ) 災害弔慰金

生計維持者死亡の場合　　500 万円

生計維持者以外の死亡の場合　　250 万円

(ｲ) 災害障害見舞金

生計維持者障害の場合　　250 万円

生計維持者以外の障害の場合　　125 万円

(ｳ) 災害援護資金の貸付

限度額　150 万円以上 350 万円以内での貸付

償　還　10 年（据置期間３年間含む）

利　率　保証人を立てる場合

無利子

保証人を立てない場合

据置期間中は無利子

据置期間経過後は延滞の場合を除き年利１％

イ　交付要綱に基づく制度

（災害救助法や条例の適用を受けない災害について適用）

(ｱ) 死亡１人につき　　100,000 円（弔慰金）

(ｲ) 重傷者１人につき　　10,000 円（見舞金）

(ｳ) 住居の全壊、全焼、流失、１世帯につき　10,000 円～25,000 円

(ｴ) 住居の半壊、半焼、１世帯につき　　5,000 円～15,000 円

（市が災害救助法の適用を受けた災害について適用）

(ｱ) 床上浸水、土砂流入　　10,000 円（見舞金）

(ｲ) 床下浸水、土砂の発生　　5,000 円（見舞金）

第５節　施設災害復旧計画

１　目　的

市は応急対策を実施した後、復旧対策をできるだけ迅速に着工し、短期間で完了するように努めるとともに、再度災害発生の原因とならないよう、完全に復旧工事を行うとともに、原形復旧にとどまらず、さらに災害に関連した改良事業を積極的に行うなど施設の向上を配慮することを目的とする。

また、災害復旧対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

２　公共施設の災害復旧

法令などにより、国の負担、補助が行われることが多い（原則的には、原機能の復旧を目的とする）が、例外的には改良復旧まですることがあり、関係するその主な法律は、次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）
(2) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）
(3) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）
(4) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
(5) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
(6) 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）
(7) 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）
(8) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）
(9) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）
(10) 海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）
(11) 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）
(12) 漁港漁場整備法（昭和 25 年法律 137 号）
(13) 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）
(14) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）
(15) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
(16) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）
(17) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）
(18) 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）
(19) 売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）
(20) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）
(21) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）
(22) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）
(23) 海上交通安全法（昭和 47 年法律第 115 号）

第６節　救援物資、義援金の受入れ及び配分に関する計画

１　目　的

災害時には、県内外から多くの善意の救援物資や義援金が送られてくることが予想されるため、こ

れらの受入れ体制を確立し、迅速かつ適切に被災者に配分する。

2　受入れ体制の確立

市は、受付窓口を設置し、適切な一時保管場所や避難所への輸送方法を迅速に定める。配分については、各避難所などのニーズを把握し、県やその他関係機関と協議し、適正な配分に努めるものとする。